

金沢城史料叢書 9

戸室石切丁場確認調査報告書 I

2008年

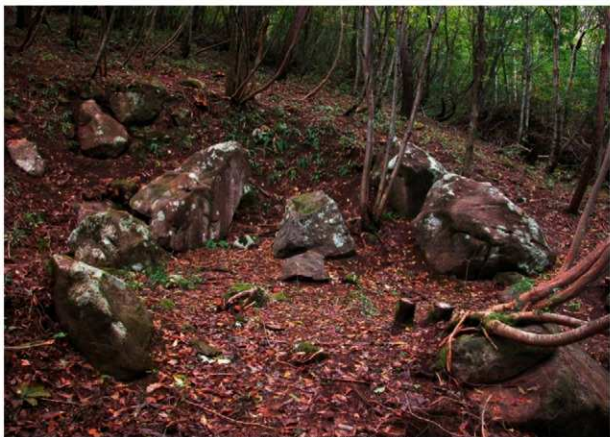
石川県金沢城調査研究所



キゴ山西オクノタニ丁場跡 第1地点



キゴ山西オクノタニ丁場跡 第1地点 石材 9・8・7



キゴ山西丁場跡A 2群 第1地点



キゴ山西丁場跡A 2群 刻印原石



キゴ山西丁場跡A 3群 築石材



キゴ山西丁場跡A 2群 築石材



キゴ山西丁場E群 刻印原石



依大池南丁場跡A群 第1地点



依大池南丁場跡A群 点在する小型採掘坑



別所戸室権現下丁場跡（トイタビラ地区）B地区



別所戸室権現下丁場跡（トイタビラ地区）B地区の築石材



別所戸室権現下丁場跡（トイタビラ地区）C地区



別所戸室権現下丁場跡（トイタビラ地区）A10地点



田島殿様丁場跡 烏帽子岩



田島殿様丁場跡 鍋割大石

例 言

- 1 本書は、金沢城跡の採石場である「戸室石切丁場」の確認調査報告書である。
- 2 遺跡の所在地は、石川県金沢市依町・中山町・戸室新保・戸室別所・小豆沢町・湯谷原・平等本町・田島地内である。
- 3 調査原因は、遺跡の内容確認を目的とする学術調査で、文化庁の国庫補助事業として実施した。
- 4 事業期間は、平成15(2003)年度～19(2007)年度の5カ年である。うち、遺構確認調査に係る現地作業の期間と担当は、以下のとおりである。

平成15(2003)年度

期 間 平成15(2003)年9月1日～同年10月31日
担当者 富田和氣夫(専門員)、加藤克郎(主事)

平成16(2004)年度

期 間 平成16(2004)年8月19日～同年10月29日
担当者 富田和氣夫(専門員)、加藤克郎(主事)

平成17(2005)年度

期 間 平成17(2005)年7月1日～同年9月30日
担当者 富田和氣夫(専門員)、加藤克郎(主事)

平成18(2006)年度

期 間 平成18(2006)年5月1日～同年6月30日
担当者 西田郁乃(主任主事)、加藤克郎(主任主事)

- 5 報告書は、平成19年度に以下の職員が作成した。執筆分担は目次に記した。
北垣聰一郎(所長)、木越隆三(副所長)、富田和氣夫(専門員)、石野友康(専門員)、西田郁乃(主任主事)、加藤克郎(主任主事)、布尾幸恵(囑託)、細田隆博(囑託)

- 6 調査・報告にあたり、以下の機関・個人の助言、協力を得た。

芦屋市教育委員会、熱海市教育委員会、伊東市教育委員会、小田原市教育委員会、金沢市教育委員会、金沢市放牧場、金沢市くらしの博物館、金沢市立玉川図書館、佐賀県立名護屋城博物館、高松市石の民俗資料館、富山市教育委員会埋蔵文化財センター、氷見市立博物館、文化庁記念物課、池田仁子、石渡 明、市川浩文、太田善乃臣、大野 究、金森安孝、金子浩之、喜田清一、北島俊朗、北野博司、木村有作、楠 寛輝、栗木 崇、齋藤慎一、坂井秀弥、酒寄淳史、杉山宏生、諏訪間順、高瀬哲郎、高田祐吉、田村昌宏、中井 均、中村健二、西井龍儀、乗岡 実、橋本澄夫、廣瀬永津子、古川知明、村上勝雄、村上賢正、森岡秀人、森島康雄、藤原清尚、三瓶祐司、宮里 学、山根久男、山本外与喜、吉岡康暢(五十音順、敬称略)

- 7 調査に関する記録は、石川県金沢城調査研究所が保管している。

- 8 本書の方位と水準高は、以下のとおりである。

(1) 方位は座標北または磁北で両者の区別は図面に示した。座標は世界測地系Ⅶ系である。

(2) 水準高は海拔高である。

目次

第1章 調査の経緯と経過	(富田)	1
1 調査研究史		1
2 確認調査に至る経緯		2
3 確認調査の経過と年度概要		3
第2章 位置と環境		5
1 金沢城と戸室石切丁場	(富田)	5
2 戸室石利用の歴史	(西田)	9
第3章 分布調査報告	(富田)	13
第4章 遺構確認調査報告		77
1 キゴ山西部の石切丁場跡 平成15年度調査	(加藤)	77
(1) キゴ山西丁場跡		77
(2) キゴ山西丁場跡A 2群の石材	(細田)	94
(3) キゴ山西オクノタニ丁場跡		104
2 戸室山西方低丘陵地の石切丁場跡 平成16年度調査	(加藤)	114
3 戸室山南西部の石切丁場跡 平成17・18年度調査	(加藤・西田)	143
第5章 石工道具調査報告	(布尾)	178
第6章 戸室石帯磁率調査報告	(西田)	190
第7章 まとめ		195
1 戸室石切丁場の刻印について	(加藤)	195
2 調査成果と今後の課題	(富田)	198
3 石切丁場からみた伝統技術の継承	(北垣)	202
附編 戸室石切丁場関連文献史料	(木越・石野)	253

第1章 調査の経緯と経過

1 調査研究史

金沢の石切り調査 戸室石切丁場を対象とした学術調査は、昭和59(1984)年度から昭和61(1986)年度の3カ年に実施された金沢市教育委員会による市内石切り民俗調査〔北島1987〕が端緒である。それ以前にも、城内の石垣については田端寶作氏〔田端1977〕や北垣聰一郎氏〔北垣1987〕が調査研究を進めており、戸室石切丁場にも関心を寄せてはいたが、現地調査の進展を見ることはなかった。

金沢市による石切り調査は、「市内の石切りの文化・生活を歴史的・民俗学的に明らかにして生活文化の発展を期する」ことを目的としたもので、北島俊朗氏を主担当として、石材採掘が行われていた金沢南部から東部の44地区について、聞き取り調査、現地調査、文献調査等を行った。対象が市内全域であったことから、調査対象は額谷、菊水、堂、清瀬、三小牛、小原、山川、国見、平、櫻見、熊走、相合谷、下鷲原、寺津、甥杉、瀬領、上辰巳、畠尾、下谷等、金沢市南部から東部に所在する凝灰岩採石地に重点をおき、これらを現地調査して採掘坑の様子を観察し略測等が行われた。戸室石についても清水や田島の事例を調査報告しており、石切丁場として戸室別所2地点(コミヤ、オオヤマ)、清水町5地点(カヤハラ、ジューベイ、クロサカ、ショウズ、スケンチョウバ)、田島町1地点(トノサマチョウバ)をリストアップした。

報告書にまとめられた石切民俗の聞き取り調査は子細に及ぶ。その内容を列記すると、ムラの生業、石切りの変遷、作業者ごとの就業期間、丁場ごとの原石採取及び粗割りの方法と道具、一日の仕事量、技術習得、作業危険性、照明の方法、服装、賃金、採掘量、一日の暮らし、昼食、作業小屋の規模構造、道具の鍛冶仕事、石切に関する一年の暮らし、石材運搬の方法と道具、屑石の運搬、索道、製品種、販売価格等々となる。さらに資料編として、加賀藩扶持人石切の釣川家に伝わった元治元年「萬留帳」、慶応三年「金谷御殿御普請御用石の一件」の翻刻の他、金沢市民俗文化財展示館(当時、現金沢くらしの博物館)に所蔵されていた額谷石や熊走石等、大正から昭和初期にかけての石材の採掘や納品に関する諸資料を収録した。

戸室石引道調査 金沢大学城内キャンパスの移転が間近に迫り、跡地となる金沢城跡への県民市民の関心が高まりつつあった平成5年、金沢城に関係の深い戸室石引道の調査が金沢市によって実施された。石切り調査の発展形として進んだこの調査は、戸室石引道を中心として、石材の運搬方法や経路等を歴史的民俗学的に明らかにし、石引道周辺の文化向上に資することを目的したもので、北島俊朗氏を調査主任として、戸室山周辺の地形と地質、石引道、戸室石の石質、石切丁場、採掘方法、運搬方法、石切りの一日の暮らし、戸室石の製品等について、面接による聞き取り調査、採掘現場や石引道の現地調査、関連文献調査等が行われた〔北島1995〕。

報告書では、戸室石切丁場として先の調査による8地点の他に、戸室別所1地点(カケト)、清水町1地点(トモノチョウバ)、田島町2地点(加賀石材株式会社丁場、長谷川丁場)の4地点を加えた計12地点の石切丁場が示されるとともに、調査の主題である戸室山から金沢城までの石引道について、文献、地名、聞き取り等をもとに道筋を同定し、現地確認を含めて調査結果が報告されている。また資料編には、戸室石の採掘と運搬に係る諸資料が収録された。中でも江戸後期の加賀藩石職後藤彦三郎の筆による「戸室山初年号等留帳」、「河北郡戸室山開之事等留帳」、「穴生勤方帳」は、戸室石切丁場と金沢城石垣の調査研究には欠かせない重要文献であり、本報告でも資料編として再録したところである。現在は金沢市立玉川図書館近世史料館に後藤文庫の一つとして収蔵されているこれらの留帳類は、北島氏らによる石切り調査を通じて見いだされたものであり、それが今日の戸室石切丁場の調査研究の大きな礎となっていることを明記しておきたい。

2 確認調査に至る経緯

金沢城公園整備と石垣修理 金沢城跡は、明治以後終戦までは陸軍の拠点であり、戦後の昭和24年以降は金沢大学の校地として利用されてきた。昭和55年に城内キャンパスが金沢市郊外の角間地区へ移転することが決定すると、平成3年8月には「金沢大学跡地等利用懇話会」が設置され、平成5年3月に公園利用を基本とする旨の提言がまとめられた。これを受けて平成8年1月に石川県は金沢城跡を都市公園とする都市計画を決定し、同年3月に国から約28.5haの用地を取得して公園整備事業に着手した。平成8年度は大学校舎等の建物撤去、翌年度から本格的な園地整備となり、これに伴う埋蔵文化財調査も併行して進めながら整備は急ピッチで進み、平成13年9月には都市公園として供用を開始している。

この間の公園整備で城内の中核施設として復元整備されることになったのが、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓と内堀である。二ノ丸外周の内堀石垣上に立ち上がっていた延べ床面積約1900平米に及ぶ一連の大規模な多門櫓は、明治17年の火災で焼失し残った石垣上に松の高木が植栽されている状態であった。また、内堀は二ノ丸側を除いて石垣の石材を抜き取って埋戻され、軍隊建物や大学校舎になっていた。これらの復元整備にあたっては石材の確保が当面の大きな課題となった。石垣や階段、園路の縁石などに使用するために必要な石材は約8千トンと見込まれる一方、戸室石採掘の現状ではこれを賄うことは困難とされ、石材調達が深刻な課題となっていた。平成11年1月には石材不足の現状と代替え石材導入の是非が新聞で話題となっている。

キゴ山石切丁場の発見 こうした中、同年2月末、金沢市放牧場で約1千トンの戸室石が新たに見つかり、金沢市が無償で譲渡する旨が報じられた（平成11年2月26日北國新聞）。新聞によれば「戸室石は、キゴ山一帯の草地や山林内で、土から露出した状態で点在しているのが金沢市石材協同組合などによって確認された。県が現地調査を行ったところ、高さ、幅とも約1.5メートルの石が多く、10トン級のものもあった。一部の石には加工した痕跡があり、県土木部は『藩政時代に切り出そうとしたが、何らかの事情で取りやめた跡ではないか』と推測している。」とし、当時既にキゴ山の戸室石は石切丁場と関係するとの見方が少なくとも一部の関係者にはあったようだ。しかしながら、この段階では石切丁場を文化財として保護の対象とすべきとの認識は薄く、キゴ山の戸室石は雪解けを待って4月に城内へ運び込まれた。当時、城内では前年度から継続で五十間長屋・橋爪門続櫓の石垣解体修理が行われており、調査を担当していた県埋蔵文化財センターの担当職員が集石場のキゴ山石に加工品が少なからず含まれることに気づいた。センターではその実態を把握するため加工痕の有無と加工段階を検査した結果、全231点のうち32点に何らかの加工痕跡があることを確認した。中には大形刻印を伴う角石・築石・切石等、加工を終えて完成した各種の用材や加工途中の未成品が含まれて



石材採取直後のキゴ山A2群鞍部（平成11年4月）



城内へ運び込まれたキゴ山石（平成11年4月）

いた。石材加工の特徴は五十間長屋の創建石垣と類似性が高く、寛永期に属する可能性が高いと考えられた。これらは石垣材の加工手順を示す物的証拠として大変重要であることから、加工痕のある32点と代表的な原石52点について観察カードを作成しつつ石材の製作工程を整理すると共に、その他を含めて全石の写真記録を作成した。センターによる石材調査結果を受けて、県文化財課は、少なくとも石材製作工程の各段階を示す典型的な資料については、新材加工の対象から除外するよう公園緑地課と協議した結果、計16点の石を保存することとなった。本書第4章で報告した石材がそれである。また、石材を掘り出したキゴ山の現地については、踏査の結果、新発見の石切丁場跡であることを確認した。本報告におけるキゴ山西丁場跡A2群の一部に該当する。南北の尾根線に展開する採掘坑群を分ける鞍部に管理道路側から重機を進入させ、もともと鞍部に集積されていた石材を採取したものであることが判明した。その後、採石を続ける計画が無かったため、現地の本格的な遺構確認調査に進むことにはならなかったが、翌冬に埋蔵文化財センターの有志が現地を改めて踏査し、A2群の略測図を作成して採掘坑や平場などからなる遺構群の概要を調査している。平成13年秋から14年春にはキゴ山西部から戸室山南部にかけて現地踏査が進み、次々と新たな石切丁場跡が見つかった。いずれも刻印をもつ完成した石材や未成品を伴う寛永期の石切丁場跡であった。これにより、キゴ山西丁場は例外的な存在ではなく、従来知られていなかった戸室山南部からキゴ山周辺に、寛永期の石切丁場が面的な広がりをもって分布することが事実となった。

金沢城研究調査室の開設と調査研究事業の着手 平成13年7月、石川県教育委員会事務局文化財課の課内室として金沢城研究調査室が開設し、翌平成14年度から金沢城調査研究事業に着手した。事業の柱の一つとして取り組むこととなった石垣構築技術の基礎的調査では、石材の生産供給と石垣構築の両面から調査研究を進めるべく、不明な点の多い戸室石切丁場の実態解明に力を注ぐこととした。初年度は分布調査に重点をおき、キゴ山周辺から戸室山南部及び西部域の悉皆的な踏査を進めた。その結果、戸室山西麓にも石切丁場が濃密に分布することが判明したことから、分布域の全体と遺構内容を把握するため、翌年度から国庫補助を得て石切丁場の確認調査に着手することとした。

3 確認調査の経過と年度概要

平成15年度 事業費 3,300千円

戸室山西方の低丘陵地を対象として現地踏査を実施し、新たに20数カ所の石切丁場跡を確認した。分布の西限は地質的に戸室石を包含しうる範囲とほぼ一致している。石切丁場の分布域は概ね東西約3.5キロ、南北約3キロ、面積にして約660ヘクタールに及ぶことが明らかになった。また、石切丁場の遺構や残石の様相に地域的なまとまりがあることから、分布域の中でも金沢城寄りにあたる戸室山西方低丘陵地から戸室山西麓に所在する石切丁場跡は、金沢城初期に属する可能性が高く、その後低丘陵地から戸室山の奥地へ進出、拡散し、最終的に戸室山北部へ集約したという石切丁場全体の変遷に関する作業仮説を提示した。

遺構確認調査は平成15年9月1日から10月31日にかけて、キゴ山西麓に所在するキゴ山西丁場跡A2群、同A3群、キゴ山西オクノタニ丁場跡の3地点で実施した。いずれも残石から寛永年間の丁場跡と推定され、採掘坑の試掘と測量調査を実施し、原石から石材に仕上げるまでの石割り工程等を確認した。その結果、採掘坑から数個単位で石材を切り出す具体的な手順が明らかになった。また、原石や加工途中の石材に小型刻印が見られることを確認した。石材生産の場での現場管理や作業分担を示すものと推定され、刻印の持つ意味の再検討を迫る資料となった。

この他、戸室石に関する理化学分析の一環として岩石の帯磁率測定を実施した。産出域ごとの地域偏差に関する理化学的資料の収集を意図したものである。

なお、確認調査に先立ち、分布調査で確認した石切丁場跡48箇所について埋蔵文化財包蔵地として周知化の手続きをとった。

平成16年度 事業費 3,100千円

平成16年度は金沢城に近い戸室山西方の低丘陵地である前山城に位置する俵大池南丁場跡で詳細調査をおこなった。その結果、近世初期の石切丁場跡と位置づけて間違いないことを確認するとともに、初期の石垣普請で求められた石材と産状特性との関わり等に関する新たな知見を得ることができた。採掘坑は小規模密集型で、切り出された石材は1箇所から多くても2、3個程度と推定される。前山城における戸室石の産出特性を考慮すると、石垣構築に必要な用材の大きさや形、原石の分布、さらに石材採掘と加工技術とが密接かつ合理的に関わると考えられるようになった。

分布調査は戸室山北部を中心に踏査を進め、採掘坑群の分布概要図の作成等をおこなった。

平成17年度 事業費 3,180千円

平成17年度は戸室山西麓に展開する別所戸室権現下丁場跡南端のトイタピラ地区で地形測量、石材観察等の詳細調査を実施するとともに、戸室山山頂域の分布調査をおこなった。トイタピラ地区では、東西約200m、南国約300mの範囲に、8群約40基の石材採掘跡が分布することを確認した。採掘跡は径10m級の中型採掘坑群で構成され、周囲には加工痕のある石材の他、大小の戸室礫が大量に散布している。おびたしい礫の集積はキゴ山城の石切丁場には見られない特徴である。礫のほとんどは未加工の自然礫であり、火山地形の専門家の現地調査でカルデラ地形の末端に見られる典型的な岩錐堆積であることが判明した。また平場や道跡と推定される地点も認められた。トイタピラ地区には、一部に近代に石材採掘が行われた形跡があるが、現地に残る石材加工の特徴は近世前期（金沢城石垣編年第4期の寛永年間頃）の様相が強く、この頃の石垣普請で形成された石切丁場跡と考えられる。戸室山本山城での石材採掘の地域的特徴や変遷を示す典型的な事例であることが判明した。

平成18年度 事業費 3,400千円

平成18年度は昨年度に引き続き戸室山西麓に分布する別所戸室権現下丁場跡南端のトイタピラ地区で地形測量・石材観察等の詳細調査を実施した。昨年度の概要調査で判明した明治時代以降の採掘についても内容把握を進めた。トイタピラ地区では残存石材の観察を重点的におこない、約20種類の刻印がある程度まとまって分布することを確認した。刻印種の豊富さはキゴ山地区の石切丁場と際立った違いである。また、近代の採石に関してはV字形の矢穴痕がその指標になる事が判明した。トイタピラ地区における近代の採石は、江戸期の採掘坑周辺に残された大型残石を再利用することで、規格的な間知石へ加工していることが判明した。

平成19年度 事業費 2,000千円

5ヶ年計画で実施してきた確認調査の最終年度にあたることから、資料整理と報告書作成を行った。一方、機能や精度が飛躍的に向上したハンディーGPSを調査備品として調達することができたことから、これまでに確認した石切丁場を再踏査し、採掘坑や刻印材等の位置データを取得して既存の分布図を検証しながら精度向上を図る作業にも着手した。採掘坑の総数が800箇所を越える多量であり、かつGPS計測の精度を出せるのが落葉期に限られるため、既知の石切丁場全てについて位置データ取得を終えることはできなかったが、石切丁場分布調査の記録方法としては極めて有効であることを確認することができた。次年度以降も継続的に作業を進め、報告書Ⅱで成果をとりまとめる予定である。

なお、平成19年度から、金沢城研究調査室は石川県金沢城調査研究所に改組した。

第2章 位置と環境

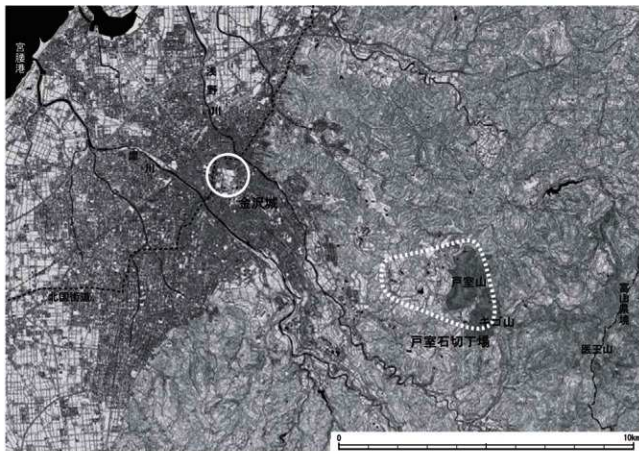
1 金沢城と戸室石切丁場

金沢城の石垣普請に伴う採石関連遺跡群の総称が戸室石切丁場である。

戸室石は、南加賀の凝灰岩や越前笏谷石等、古代・中世以来の伝統的な石材産地とは歴史的経緯が異なり、織豊城郭金沢城の築城に伴って新たに開発された石材である。したがって、戸室石切丁場の形成と金沢城整備の変遷、とりわけ石垣普請の動向とは切っても切れない密接な関係にあった。戸室石は藩政期を通じて民間採掘が制限され、原則として、藩外へは流通しない石材であることも戸室石の特殊な開発事情によるものである。

佐久間氏の城郭整備 金沢城の石垣は、天正8年(1580)の佐久間盛政による金沢坊の攻略後、天正11年(1583)の前田利家入城を経て、文禄元年(1592)に本格的な普請に着手したと伝えられている。佐久間の在城期間は三年足らずだが、秀吉の小田原石垣山城を例にとるまでもなく、城郭普請には決して短い期間ではない。同時期の山城である富山県氷見市森寺城では、空堀や土塁に加えて、主郭部や主要虎口の周辺に高さの低い石垣が造られており、金沢城でも同様の整備が行われていた可能性は充分にある。現状では当該期の遺構を特定するに至っていないが、今後の調査で佐久間期に遡る石垣遺構が地下に埋没した状態で発見される可能性も十分にある。

前田初期の石垣整備 金沢城初期の遺構が明確になるのは前田利家入城後、文禄元年と伝えられる石垣普請からである。この段階の石垣は、直線的な勾配と、自然石の多用、割石を用いた不定型な角石が特徴で、東ノ丸東辺から丑寅櫓台を経て唐門前に至る石垣が代表例となる。最大で高さ15m弱に達する高石垣は同時期の他城郭の石垣と比較しても遜色のない規模で、当時最高の技術水準と評価で



第2-1図 金沢城と戸室石切丁場の位置

きる。小段にまつわる言い伝えは20m超の高石垣が現実のものとなった慶長期以降の解釈であろう。

一方、近年の発掘調査で、本丸周辺から自然石積み石垣の確認例が相次いでいる。このことは、文禄期までに主郭部の石垣化がかなりの範囲で達成されていた可能性を示唆しており、天正期の天守台普請等も考慮すると、金沢城の石垣普請が文禄期に始まるとする『三壺閑書』以来の解釈にとらわれることなく、遺構や同時代史料に基づいて普請経過の見直しが必要である。石垣普請と共に忘れてはならないのが堀普請である。これまでの発掘調査で、絵図の残る江戸前期には既に廃絶されていた堀の存在が確認されている。本丸の西縁や御宮の北縁には、郭を画する堀、本丸の南では、直線的ないも堀の内側（本丸側）から、地形に沿って蛇行する石垣土橋を伴う堀が見つかっている。江戸前期までに役割を終えた堀、付け替えられた堀、前期以降に継続した堀、織豊期の金沢城を解きほぐすためには、堀割りの変遷が重要な鍵となる。

慶長期の城郭整備 城郭整備は慶長期も続く。石垣では、本丸申西櫓下や新丸尾坂門周辺で、不定形な割石混用と角石の規格化等、慶長前期の特徴を見いだすことができる。また、新丸内部や尾坂門及び河北坂、白鳥堀に接する石川門土橋下では、整地層に覆われた16世紀末ないし17世紀初頭の遺構群が検出されており、この時期に新丸とその外周城の広範な整備が進み、城城が北へ拡張したものと見られる。城南の堂形城でも、県庁跡地の発掘で同時期に整備が進んでいることが確認されており、城下を圍繞する内惣構の構築も同時期に行われた。これらは利家没後の軍事的緊迫と関連の深い一連のできごとと考えられ、城下を巻き込む大規模整備であった。続く慶長後期には、本丸辰巳櫓下の高石垣に加え、三ノ丸北辺（河北門左右）や隅櫓台、石川門等、三ノ丸の石垣化等、城内整備が進んでいる。

天正期の佐久間に始まる初期金沢城の整備は、まず主郭の充実、次いで城城拡大と城下を含む周辺整備、再び城内整備という、三段階を経て完成をみた。

初期金沢城の姿容と近世城郭金沢城の成立 さて、先に触れた堀の廃絶や付け替えは、出土遺物からいずれも元和期に行われた可能性が高い。従前の整備で掘削した堀の埋め戻しという対照的な行為による郭整備（本丸附段・花畑・北ノ丸）や、本丸虎口の改造（東ノ丸唐門）は、天正期以来、堀や石垣の普請を重ねることで充実を図ってきた織豊城郭としての整備拡充とは方向の異なった、新たな城内再編の動きであろう。その帰結点が寛永8年の二ノ丸造営と御殿の移動、そして重臣屋敷の城外移転であった。一方、本丸はこの段階でも破棄されず、北側から附段にかけての石垣や、三階櫓・戊亥櫓を初めとする大小九つの櫓と重厚な鉄門が再建ないし新造され、郭内の建物こそ縮小したが、城内最奥の郭として必要な防御施設を堅持した。加えて城内の主要な堀は、辰巳用水の開削を通じて空堀から水堀に姿を変え、近世的な城郭景観が完成する。こうして金沢城は、元和・寛永期の再編成を経て織豊城郭から近世城郭へと転換を遂げた。以後、郭の利用形態は変化することもあったが、城の縄張りには固定化された。

石切丁場の変遷 このように金沢城の石垣普請は、遅くとも文禄年間には本格化していたから、石切丁場の開発も同時期までに達成されていたと見て良い。この段階の石垣は自然石積みであり、石垣構築材にふさわしい大きさと形状をあらかじめ備えた転石の採取が石切丁場の役割であった。必ずしも石割り作業を伴わない「石取場」が開発期の姿であり、現在の中山町から俵町西部にかけての丘陵地に残る径数メートル程度の小規模で浅い窪地群が、当該期の採掘跡と目される。慶長期に入ると石垣材の割石化が急速に進み、石材採取地での石割り加工が普遍化すると共に、刻印を付した石材が増加した。同時期の採取跡は俵町東部から戸室別所にかけての丘陵地に広がり、矢穴をもつ割石クズや掘り出した原石、加工途上の未製品や完成した石材を見ることができる。当時の石切り作業は山野とところまわらずに繰り広げられたのであろうか、慶長8年と18年に普請人足の不作法を戒める高札が立てられた記録が残る。

元和・寛永期には、採掘城が前山の丘陵部から本山城に重心を移し、キゴ山北半から戸室山南部及び西部を経て北端部に至る広範囲に拡散した。中でもキゴ山と戸室山南部は、寛永期以後の採掘城から外れたため、当時の遺構が良好な状態で残っている。オクノタニ丁場跡では、2 m級の原石から複数の石材を成形していく石割り作業の過程が復元され、周辺一帯の刻印分布から、石切丁場の作業と刻印との関連も明らかになりつつある。

石垣材の切り出しは万治・寛文期にも行われた。この時期の採掘城は、今後検討の余地を残すものの、概ね戸室山北部と推定され、当座の石垣整備に必要な石材に加え、将来の需要に備えて約四千個の石材を切り出し、石材搬出の中継地であった中山の石置場に備蓄した。以後、戸室山の丁場は閉じられ、丁場と石の管理が地元委ねられた。

石切丁場が再開されたのは、それから一世紀後の安永五年である。中山貯石場の備蓄材が減少し、本丸南高石垣の修理に必要な角石が確保できなかったことに端を発する石切り作業の再開は、戸室山北端の清水・田島の山城を「御丁場」として作業場の集約化が図られた。

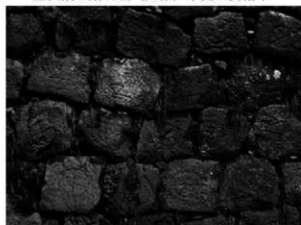
石引道と石材運搬 石材は運搬専用道として整備された石引道を通り、城内へ運び込まれた。その経路は、戸室北端の丁場境から西麓斜面を巻くように別所地内まで南下し、西へ折れて中山へ。そこから急坂を下って田上へ進み、浅野川を越えて小立野台地へ登坂、天徳院脇を経由して石引町の直線道路から城内に至る延長五千九百間（約10.7km）の道のりである。幅員は五間（約9 m）と定め、所々に「五」の刻字石を設置して道幅を表示していた。運搬方法は、石材を心棒に括りつけて横指し棒で担ぐ「石釣り」が一般的で、大石は「修羅」と呼ぶ木ソリに乗せて引いた。宝暦12年以後は「地車」と呼ぶ枠台車が考案され、運搬効率が改善された。戸室山から城内まで、二日から五日程度かけて運搬されたようだ。



金沢城Ⅰ期石垣（文禄）本丸丑寅櫓下



金沢城Ⅱ期石垣（慶長）本丸辰巳櫓下



金沢城Ⅳ期石垣（寛永）三ノ丸石川門下



金沢城Ⅴ期石垣（寛文）二ノ丸菱櫓下

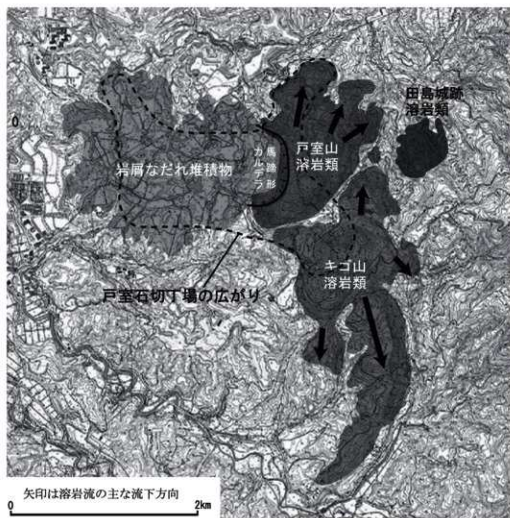
戸室火山と戸室石 石垣用材の「戸室石」は岩石学的には角閃石安山岩に分類される。この岩石は戸室山・キゴ山等を形成した約40万年前の火山活動に起因するもので、マグマが固化する際の環境条件によって気質の色調や密度に違いが生じ、酸化状態下では茶褐色系で空隙が比較的多い「赤戸室」、還元状態では青灰色系で緻密な「青戸室」になる。個々の戸室石では両者が縞状に混在していたり、キゴ山では両者の中間的な淡紫色ないし淡桃色を呈する個体が多い等、個体差や地域差があるようだ。溶岩ドームである両山の山体域及び溶岩が流下した戸室山北部やキゴ山北部及び南部では、地表付近にも大型の安山岩塊が見られる。また、約1万8千年前には戸室山西斜面が崩壊し、岩屑なだれが西方約2kmの範囲に堆積したことから、山体のみならず戸室山西側の低丘陵地でも安山岩礫が転石として産出する。



戸室石の露頭（清水町地内）



現代の採石場（北袋町地内）



〔酒寄2004〕より作成

第2-2図 戸室石産出範囲と石切丁場分布

2 戸室石利用の歴史

戸室石は主に金沢城の石垣材としての利用が知られており、金沢城の整備や修理に伴って戸室山やキゴ山一帯の丁場の開発が行われていった。御留め石として加賀藩の管理の下、一般の利用が制限された石材であった。本節では、御留め石となる以前や近代以降も含めて、戸室石の利用についてその概略を述べる。

戸室石利用の初例としては、石川郡野々市町にある史跡末松庵寺の塔心礎があげられる。末松庵寺は7世紀後半頃に創建したとされる白鳳期の寺院である。戸室石製とみられる塔心礎の大きさは、長径2.24m、短径1.65mを測り、上面には径約1mの平坦部分を造っており、この平坦部に径58cm、深さ11cmのほぞ穴が穿たれているものである。この心礎は明治21年に掘り出されて、大兄八幡神社の洗鉢として移転奉納されたものが、末松庵寺の史跡整備事業に伴い昭和43年に発掘調査で確認された塔心礎の位置に移設されている[三浦2003]。石材の規模からは、河川の転石を利用したものではなく、戸室山付近で採取されたものを利用した可能性が高いと考えられる。末松庵寺以降の近世にいたるまでの戸室石利用については確実な事例はみられない。中世で県内の石造物については桜井甚一氏[桜井1971, 1972, 1986, 1993]や、北陸中世考古学研究会により精力的に集成・研究がすすめられてきた。その中でも戸室石が利用された石造物の例は確認されていない。中世の石材利用について県内の特徴をみると、大きくは加賀地方では凝灰岩、能登半島一帯では、安山岩と安山岩質凝灰岩製の石造物が広く分布している。その中で口能登地方から内浦海岸一帯では、前渡石とよばれる細粒砂岩が、七尾湾周辺では凝灰岩、羽咋市周辺では花崗岩の石造物も分布する傾向を示している[加藤2000]。何れも周辺地域で採集可能な在地の石材を中心としてまとまりをもって分布している。金沢市内の野田山墓地において、1550(天文19)年や1590(天正18)年銘をもつ戸室石製の墓碑がみられるが、後世の改修の可能性が指摘されている[楠ほか2003]。

1583(天正11)年に、前田利家が金沢城に入城して以降、城の整備を進めていくため、戸室山周辺は城石垣を採石するために開発がおこなわれていった。前述のとおり中世において加賀地方の石造物は凝灰岩製のものが多く、そのための凝灰岩の石切丁場は既に開発されていたと考えられるが、同じ凝灰岩でも福井県の笏谷石は石垣石に利用可能なほど硬質であるのに対し、加賀地方の凝灰岩は軟質なため石垣材としてはほとんど利用できなかったとみられる。戸室石は、凝灰岩よりも硬質な石材であったこと、金沢城から直線距離にして約10kmという至近距離で採石可能であったことなどが、石垣石として採用された要素であったと考えられる。その戸室石切丁場は分布調査や確認調査の成果から、大きく4段階の変遷が考えられており、金沢城内の整備や、大火や地震などの災害を起因とする石垣修理に伴い、丁場の開発が行われている。

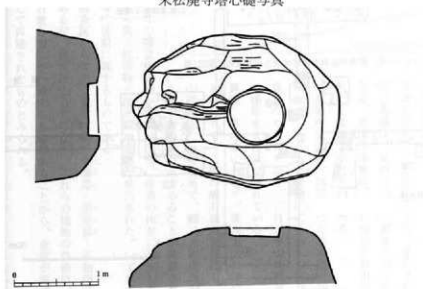
金沢城以外の城石垣としての戸室石の利用は、2代藩主前田利長が築いた高岡城、3代藩主前田利常の隠居城として寛永期～万治期にかけて整備が行われた小松城の石垣の一部に利用されている。小松城に戸室石を運搬するにあたっては、海路を利用したことが文献資料により明らかとなっている[北島1995]。ただし金沢市内での石引きには水路は利用せず全て陸路を利用した。

石垣以外では、桜井氏による集成や、野田山墓地の調査例などでみられるように墓石を中心とする石造物に利用されていた。石造物では、輪島市門前町の総持寺亀山墓地にある寛永元年と寛永4年銘をもつ奥村永福夫妻の五輪塔や[三浦2004]、富山県高岡市の瑞龍寺の寛永15年の銘を持つ石灯籠が古い時期のものとしてあげられる。寛永期頃には藩主やその重臣クラスの特定期層での利用に留まる。また、18世紀にはいと金沢市内の神社などに戸室石製で紀年銘をもつ石灯籠などの石造物が寄進されるようになる。建造物にも利用されている例としては、富山県高岡市の万治二年(1659)創建の瑞龍寺仏殿や輪島市門前町の総持寺の寛保三年(1743)に建立された経堂の礎石があげられる。文政年間には、金沢市の二俣本泉寺山門や加賀市の菅生石部神社山門の敷石等に使用されている。

明治期に至り、加賀藩が廃藩となると、それまで御留め石として、自由に持ち出しすることを禁じられていた戸室石であったが、明治3年には戸室山の開放についての記録が残されている。そこには営修局と商法局とが検討した結果、営修局は戸室石が城普請に必須であるため採掘を禁止する方向であったが、商法局は民間生業の維持や物価の安定の見地から解禁すべきとの結論を出している。結局は両局が協議の結果、支障がなければ解禁される方向となり、翌明治4年には一般に開放されている。明治20年頃には加賀石材株式会社が設立され、田島周辺の石材が採掘されており、建物の土台石や石造物等で利用されたようである〔北島1987〕。石造物では、鳥居・狛犬・石灯笼・墓石などがある。明治以降の戸室石の採掘は主に田島や清水といった、近世後期にも丁場として稼働していた場所で採掘が行われていた記録が残っている。また、戸室新保や湯谷原でも自家用として小規模な採掘が行われていたようで〔北島1995〕、石切丁場の分布調査時にもその形跡が確認されている。明治末頃から大正期にかけては受注生産であったが需要も多かったようで、昭和2年の七百三十三戸を全焼した彦三の火災の際に、戸室石だけが焼け残った石として評判になりよく売れたが、昭和10年頃には、他県の石材におされて、需要が減少したということである〔北島1987〕。昭和8年に、金沢市内の尻垂坂が御影石ブロックで舗装され、北陸で初の御影石舗装ということで話題になったようだが〔金沢市史編さん室1967〕、他県の石材の利用と戸室石需要の減少の一端をあらわす事柄である。現在では、わずかに1社が戸室石の採掘を行うのみで、建築材、造園用材としての他に、現代の金沢城の石垣工事に利用されている。



末松麿寺塔心礎写真



第2-3図 末松麿寺塔心礎実測図

年	事項	金沢城の主な出来事
7世紀後～8世紀第3四半期	末松護寺の塔心礎として戸室石が利用される	
中世	戸室石の使用例は未確認	
文禄元年 1592	前田利家、利長に金沢城の石垣普請を命じ、戸室より石を切り出させる。	城内の整備
慶長7年 1602	前田利長、中山村(現、金沢市中山町)に高札を立て、工事関係者が農民を苦しめる事を戒める。	藩前より天守閣焼失
慶長18年 1613	前田利家、再び中山村に高札を立て、普請関係者が集落へ立ち入ること等を禁ずる。	
元和6年 1620	金沢城火災。本丸丸形焼失。	
寛永8年 1631	火災復興に係る普請作事について老中奉書発行。	寛永大火 二ノ丸拡張等の整備
寛永8年 1631	石垣普請のため、戸室山の石を切り出す。	
寛永9年 1632	戸室山より中山まで石材搬出	
寛永9年 1632	横山山城・本多安房、田島に製石を出し、普請者の強盗等を禁ずる。	
寛永11年 1634	玉泉院極丸の泉水の普請。	
慶安3年 1650	石垣3箇所、堀道深6箇所の普請許可。	
万治3年 1660	戸室山の石材運搬等に関する規定を定める。 切り出した石材を残らず中山へ搬出(約4000石)。	
寛文2年 1662	戸室より石釣の日用規格を定める 戸室山の石造改修の指示	寛文の地震
寛文8年 1668	十村に対し戸室山奉行・石垣築前奉行への協力要請	
寛文9年 1669	中山村の石置き場(道路間)が狭くなり拡張を検討中	
宝暦5年 1755	戸室山での石切再開許可	
宝暦9年 1759	金沢城火災。	宝暦の大火
宝暦14年 1764	清水村黒坂山から赤石・青石を切り出す	
宝暦年間 1751-1764	宝暦年間に地草が発見される	
明和元年 1764	中山から戸室山まで、石引道を幅五間(約9m)で修繕を計画。	
安永2年 1773	中山から戸室山まで、幅3間(約5.4m)、延長2640間(約4750m)の石引道を町人入札にて整備する。	
安永5年 1776	穴生が戸室山に集結する。 本丸シノノ角修理のため、戸室山から角石を切り出す。	
安永8年 1779	穴生が山奉行、道奉行を兼役となる。 新道と舊所(大田切新道と清水・田島間)の整備に取りかかる。 (入札にて、金澤屋八兵衛落札)	
安永8年 1779	新道が整備される。大角石等地震で引出す。	
寛政年中 1789-1800	榎柳原(前田貞敏、十代前田重敏の子)墓所のため、水丁場向かい蟹ヶ山(しよらふやま)から青石採掘。	
天保11年 1840	加賀藩士津田胤郎、末松護寺塔心礎を計画。「産戸石」と呼ぶ	
明治4年 1871	御室山であった戸室山を一般に開放する	
明治20年頃 1887	「加賀石材株式会社」により田島の戸室石が保護される。	

第2-1表 戸室石利用関連年表

年	種別	所在地
慶長4年 1599	五輪塔	金沢市寺町 本性寺墓地
寛永元年 1624	五輪塔	輪島市門前町 総持寺龜山墓地
寛永4年 1627	五輪塔	輪島市門前町 総持寺龜山墓地
寛永6年 1629	五輪塔	金沢市寺町 高岸寺墓地
寛永15年 1638	石燈籠	高岡市園本町 瑞鏡寺
寛永21年 1644	五輪塔	金沢市石引町波富寺墓地
寛文3年 1663	五輪塔	金沢市宝町 瑞雲寺墓地
寛文9年 1669	五輪塔	金沢市寺町 高岸寺墓地
延宝5年 1677	石殿	津幡町辰利加能
天和3年 1683	円筒吊柱型	中能登町 石動山大尊堂横墓地
貞享3年 1686	地蔵石仏	金沢市山の上町 心蓮社墓地
元禄16年 1703	笠塔婆型	中能登町 石動山宝性院(御願山)墓地
享保20年 1735	石灯籠	金沢市山の上町 小坂神社
明和9年 1772	狛犬	金沢市東御影町 豊国神社
文化13年 1816	石灯籠	金沢市山の上町 小坂神社
弘化3年 1846	石灯籠	金沢市野町 神明宮
安政6年 1859	狛犬	金沢市天神町 椿原天満宮
万延元年 1860	石灯籠	金沢市天神町 椿原天満宮
慶応3年 1867	石灯籠	金沢市東御影町 御成神社
万治2年 1659	敷石	高岡市園本町 瑞鏡寺仏殿
寛保3年 1743	礎石	輪島市門前町 総持寺経堂
文政13年 1830	敷石	加賀市大聖寺天神下町 曾生石部神社神門
文政13年 1830	敷石・礎石	金沢市二俣 本泉寺 山門

第2-2表 戸室石製品一覧表(近世)



金沢市二俣本泉寺 文政6(1823)年創建 山門：左



敷石・礎石：右



金沢市東御影町豊国神社 明和9(1772)年銘 狛犬(吽像)：左



狛犬(阿像)：右



金沢市天神町椿原天満宮 安政6(1859)年銘狛犬(吽像)：左



狛犬(阿像)：右



金沢市山の上町小坂神社 享保20(1735)年銘常夜燈



金沢市野町神明宮 弘化3(1846)年銘常夜燈

第3章 分布調査報告

1 概要

戸室石切丁場の分布調査は平成13年(2001)度に始まり、次第に対象域を拡大した結果、これまでに戸室山の北部・西部・南部及びキギ山の西部・北部、そして戸室山西方低丘陵地にかけての東西約3.5km、南北約3km、面積約660ヘクタールの範囲で、1345地点の採掘跡を確認した。これまでで戸室山山頂とキギ山山頂を結ぶラインから西側については、地質的に戸室石を包含しうる範囲の悉皆踏査を概ね完了しており、戸室石の産出状態や金沢城への搬出に係る地形的な制約等を加味すると、分布範囲については現状で把握し得た範囲でほぼ網羅しているとみて大過ないと考えている。ただ、個々の採掘地点については、今後の踏査で追加や修正が出る可能性があることは言うまでもない。

さて、分布調査で確認し得る最も普遍的な石切丁場の遺構は、原石採掘に伴って形成された石材採掘土坑(以下、採掘坑と呼ぶ。)である。戸室石の原石は場所により寸法の大小はあるものの、いずれも転石であった。地表面の転石露頭を採掘して原石を掘り出し、その過程で見つかった第2第3の転石が次の採掘対象になったと考えられる。採石地点には大小のクレーター状の窪地が残し、その形態は傾斜地では半円形や馬蹄形、平坦地では略円形ないし楕円形であった。掘削排土を下方に掻き出した傾斜地の採掘坑では排土山から坑底にかけて若干の平場を呈し、平坦地の採掘坑では周囲に低い土手状の盛土が形成されていた。採掘坑内外には、多くの場合、小粒の自然礫や何らかの加工痕を伴う石が伴っていた。

採掘坑の規模や石材の残存状況は多様だが、代表的なものは以下の5類に分けられる。

A類 平面3～4m前後、深さ1m未満の小型採掘坑で、複数の採掘坑が近接して営まれる傾向がある。礫の露出が少なく、矢穴痕をもつ石は現在のところ確認できていない。稀に金沢城Ⅱ類(16世紀末、文禄期頃)の石垣材に類する自然石が散見する。

B類 採掘坑の規模や群構はA類と大差ないが、若干拡大する傾向にある。矢穴痕のある割石片が伴い、地点によっては分割途上で粉砕した母岩、未製品、原石等が残り、これらに小型の刻印を付す例が認められた。製品が残存する地点は限られるが、金沢城Ⅲb類(17世紀初め、慶長期後半頃)や、Ⅳ類(17世紀前半、元和頃)の石材を確認している。

C類 平面6～10m、深さ2m前後の中型採掘坑。周辺にはB類同様に各種の石材が見られることが多く、製品は金沢城Ⅴ類(17世紀前半、寛永期)が多い。戸室山城ではⅥ類(17世紀後半、万治・寛文期)の石材を伴う地点があった。

D類 平面15m以上だが、深さは2m前後に止まる浅く皿状に掘削された大型採掘坑。B類同様の石材が確認でき、製品は金沢城ⅣないしⅤ類に対応すると考えられる。

E類 平面15m以上で深さが3mを超えるイチジク形的大型採掘坑。中には平面数十m深さ4～6mクラスの大規模採掘坑も含まれ、大量の土砂を搬出した形跡が見られた。割石片の矢穴痕は標準的な方形矢穴の他、城内では見られない小型のV字形矢穴が認められ、近代に再利用または新規に掘削された地点を含むと予測される。

各類が主体的に分布する範囲を線引きすると、分布図のⅠ～Ⅳとなる。

Ⅰは、A類採掘坑を主体とする範囲で、石切丁場分布域の西限をなす。戸室山岩屑流堆積域の西半部にあたり、中山町～俵町西部にかけての低丘陵地である。

Ⅱは、B類採掘坑が主体的な範囲で、岩屑流堆積域の東半部にあたる俵町東部～戸室新保、戸室別所、小豆沢、湯谷原地内の低丘陵地である。

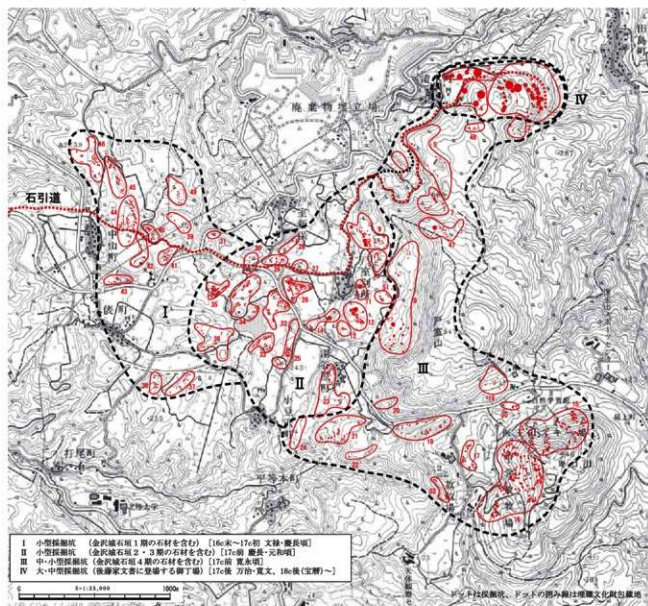
Ⅲは、C類採掘坑と金沢城Ⅴ類(寛永期)の石材及び同類に関連すると目される大型刻印をもつ原

石の広がりを示したもので、本山域となるキゴ山北西部、戸室山南部、同西部～北部にかけての広範囲に及ぶ。キゴ山西部(No.16)はC類が顕著だがAないしB類の支群も含まれ、戸室山西麓にはD類を交えた群構成の事例(No.8)がある。

なお、中間報告[富田・加藤 2005]の段階では、C類採掘坑のうち金沢城VI類石材(万治・寛文期)を確認した範囲をIVとして区分したが、その後の分布調査で同類石材の確認範囲が想定範囲を超えて広がることが判明した。今のところ戸室山南麓やキゴ山山麓までは至らないことから、IIIの範囲とは区別できる可能性も十分あるが、当面は細分を急がずIIIに含めておきたい。

IVは、E類採掘坑が濃密に分布する区域で、近世後期の文献等に見る「戸室山御丁場」の範囲にあたる。戸室石の採掘が民間に開放された明治初期以降の主要採掘域でもある。

採掘坑の分類や時期比定、線引きの詳細については、今後の調査で検証を要することは言うまでもないが、現在のところ、Iは16世紀末(文禄期頃)に遡る可能性があり、IIは17世紀初め～前半(慶長～元和期頃)の遺構を確認できるが寛永期には下らない区域、IIIは17世紀前半(寛永期)、IVは17世紀後半(万治・寛文期)、Vは18世紀以降の採掘域であろうとの見通しを立てている。I、IIは、本来の採掘域のうち、後続時期の主要採掘域と重複しなかつた範囲を示すもので、当時の採掘域は、より東方への広がりを有していた可能性がある。IIIのうち、キゴ山周辺の採掘坑に石材の残存例が多いのも、同様の理由が考えられる。





戸室山、キゴ山、医王山



戸室山山頂から見た前山城（溜め池は俵大池）

No.	名称			所在地
1	田島殿様丁場跡			金沢市田島町
通称	トナマツヨウハ アキイチョウハ オホトモヨウハ	立地	現状	分布域
		丘陵	山林	IV
No.	名称			所在地
2	田島スナハシ丁場跡			金沢市田島町
通称		立地	現状	分布域
	スナハシ	丘陵	山林	IV
No.	名称			所在地
3	田島黒坂丁場跡			金沢市田島町
通称	クサカ トモヨウハ	立地	現状	分布域
		丘陵	山林	IV
No.	名称			所在地
4	清水スケン丁場跡			金沢市清水町
通称	スケンチョウハ シヨウス	立地	現状	分布域
		丘陵	山林	IV



概要

1 田島殿様丁場跡

戸室山北部域の北東部に位置する。標高約340mの尾根頂部から東斜面にかけて、東西500m、南北300mの範囲に展開する丁場跡である。後藤家文書に登場する江戸後期「戸室山御丁場」の主要部で、当時の絵図面と現地の遺構がある程度照合できる。烏帽子石、鍋割大石等当時からランドマークになっていた巨石は現在

も現地に残っている。石材採掘坑は10mを越える大規模なものが主体で、立地する場所の標高から約250m付近、280m付近、300m付近、330m付近の4群約50地点を数える。他に小屋跡らしい平場や道跡が残る。刻印原石から近世前期には採掘着手し、近代以降まで継続した。

2 田島スナハシ丁場跡

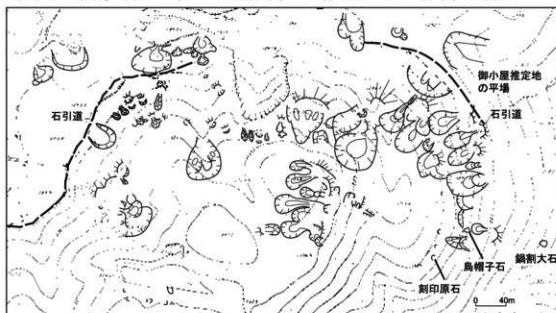
戸室山北部域の東側斜面の東西100m、南北150mの範囲に展開する。採掘跡は4カ所確認しており、周囲には方形矢穴の割石が遺存する。

3 田島黒坂丁場跡

戸室山北部域の山麓部、東西400m、南北90mの範囲に展開する。採掘跡は9カ所確認でき、うち30m超の大型採掘坑1カ所は、近代まで採掘が継続した。

4 清水スケン丁場跡

戸室山北部域の清水集落側に面した平坦面・緩斜面に立地する。東西200m、南北250mの範囲に展開する丁場跡。平面15m以上の大型採掘坑3を含む計23地点の採掘坑を確認している。





鳥帽子形の巨石（「鳥帽子石」）と直下の採掘坑



鳥帽子石の頂部



鳥帽子石頂部の矢場取り痕跡（近代）

No.1 田島殿様丁場跡



谷底に転落している巨石（鍋割大石）



鍋割大石側面の刻印（自然面）



鍋割大石下面の矢場取りを伴う矢穴列

No. 1 田島殿様丁場跡



矢穴石



矢穴石



矢穴石



矢穴石



石材



雁木石 (破損品か)



矢穴石



V形矢穴の石材

No. 1 田島殿様丁場跡



径20m前後の大型採掘坑



径5m前後の小型採掘坑



刻印原石「+⊕」



刻印「+⊕」(拡大)



原石露頭



原石露頭



分割途中の原石露頭



溝切り内に残置した矢(同左)

No. 1 田島殿様丁場跡



採掘坑群前面の平坦面に伴う石垣



「御小屋」推定地の平坦面



平場の石垣



平場の石垣



石引道



石引道

殿様丁場 原石刻印



石引道

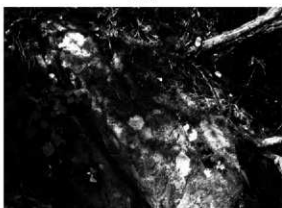
No.2 田島スナハシ丁場跡



石材



石材



石材



大型原石の露頭



石材が散乱する採掘坑

No.3 田島黒坂丁場跡



大型採掘坑の遠景



大型採掘坑



石材集積



方形矢穴痕の端材

No.4 清水スケン丁場跡



遠景



大型採掘坑

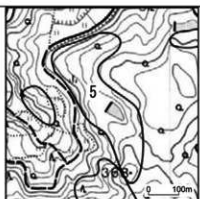


矢穴石



V字形の矢穴

No.	名称	所在地	
5	清水大渡北丁場跡	金沢市清水町	
通称	立地	現状	分布域
ノカノ、針ノ、 7針	丘陵	山林	Ⅲ



概要

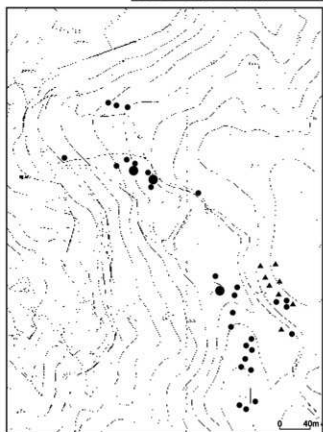
戸室山北部域の平坦な尾根の西側斜面の約200m×500mに広がる丁場跡である。

通称「大渡」谷の北東側斜面にあたり、尾根や斜面に中小規模の採掘跡が約30地点確認できる。谷奥の南西斜面には鳥居形・丸中などの刻印原石が集中的に見つかり、その性格が興味深い。

刻印の存在や石材加工の特徴から、近世前期に開発された丁場と考えられる。

原石刻印

中 甲 円 ⊗



●採掘坑 ▲刻印石



遠景 (南西から)



刻印原石「甲」



刻印「⊗」がある石材 (端材か?)

No. 6	名称 新保タニ丁場跡	所在地 金沢市戸室新保	
通称 タニ	立地 丘陵	現状 山林	分布域 III



概要

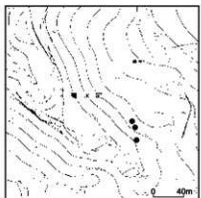
戸室山北部域を通過する戸室石引道の通称「大渡」西側谷地形部分に立地する160m×300m規模の丁場跡である。石引道より標高の低い地点に位置しているが、後藤家「留帳」によれば現状の石引道は安永年間の戸室山再開発で付け替えた新道で、以前の旧道は大渡谷に一旦降りる谷越えルートであった。本遺跡は旧道の隣接地に位置する丁場跡であったことになる。

採掘跡は3カ所確認でき、周囲には矢穴石や「久」刻印を残す原石が見つかっている。

近世前期以降に開発された丁場と推定される。

原石刻印

久



採掘坑全景



採掘坑内の石材



沢沿いの石垣



刻印原石「久」

No.	名称	所在地	
7	新保大渡丁場跡	金沢市戸室新保、清水町	
通称	立地	現状	分布域
ソウヤマ、オブコ	丘陵	山林	Ⅲ

概要

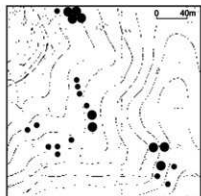
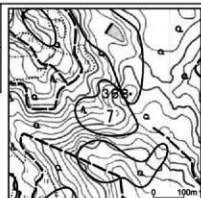
戸室山北部城を通過する戸室石引道の通称「大渡」の東側谷奥部の斜面に所在する約200m×250m規模の丁場跡である。採掘跡の分布は、①谷北側の標高300m付近、②谷中央北側の標高310m付近、③谷中央南側の標高300～320m付近、④谷奥の標高340～360m付近の4群があり、計23地点の採掘坑跡を確認している。うち①と②ではV字形矢穴石を確認しており、近代の手が入っているものと考えられる。これに対して③や④で確認した矢穴は方形のみで、刻印を伴う石材も見つかっていることから、近世前期の状態を留めている可能性がある。中でも谷奥に位置する④やその下方の谷筋には、製品や未製品を含む夥しい加工材が散乱しており、今後の精査に期待したい。

完成品正面刻印

上 ⊙

原石刻印

⊗



遠景（北西から）



谷部の石材集積



完成品の石材 刻印は「上」



完成品の石材「⊙」



石垣材



矢穴を割り付けた石 (矢穴は未掘)



矢穴石



矢穴石



矢穴石



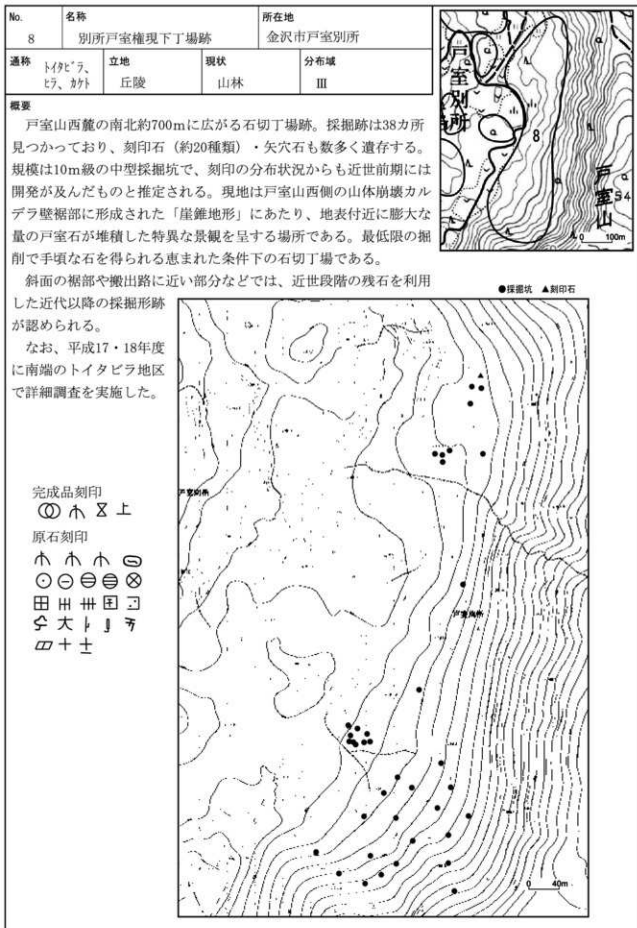
矢穴



刻印石「 \otimes 」(道路脇)



刻印石「 \boxtimes 」





遠景（西から）



転石等の堆積状況



矢穴石



トイタピラB地区完成品



トイタピラH地区V字矢穴石



矢穴石

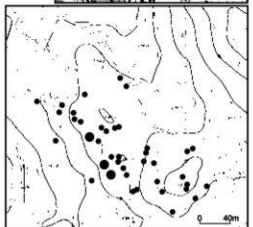
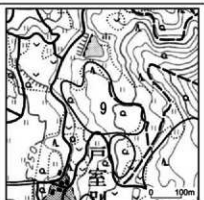


権現下丁場跡北部域 完成品「上」



刻印原石「+」

No.	名称	所在地	
9	別所オオヤマ丁場跡	金沢市戸室別所	
通称	オヤマ、キノコ、オオオノカ	立地	現状
		丘陵	山林
			分布域
			II



概要

戸室山西麓、戸室別所集落の北方、近世後期の戸室石引道の東側丘陵上に150m×250mの範囲に展開する丁場跡。採掘坑は40地点確認しており、方形矢穴石を伴う径3～5m程度の小規模坑が丘陵全体に広がる一方、丘陵南西斜面には10mクラスの中型坑が点在し付近でV字形矢穴石が見つかった。石垣用材の完成品や刻印は未確認である。

本丁場跡は採掘坑の様相から近世初期に開発された丁場と考えられる。その後、V字形矢穴石の時期に搬出に容易な山裾部で再度の採掘が行われたものであろう。



採掘坑



採掘坑



採掘坑に遺存する石材



矢穴石



矢穴石



矢穴石



石材



石材



矢穴石



矢穴石

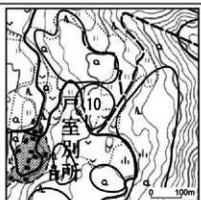


矢穴石 (V字状)



矢穴石 (V字状・拡大)

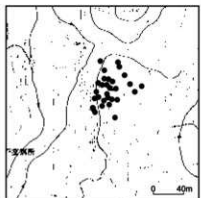
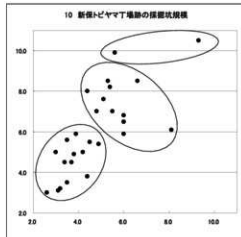
No.	名称	所在地	
10	新保トビヤマ丁場跡	金沢市戸室新保	
通称	立地	現状	分布域
トビヤマ	丘陵	山林	II



概要

戸室山西麓、戸室別所集落北東の低丘陵地に位置し、別所オオヤマ丁場跡に南接する。80m×100mの小範囲に計28基の石材採掘坑が密集しており、特に西斜面の分布密度が高い。採掘坑規模は①3～6m、②6～9m、③10m前後に三分できる。大半は①と②で、③は2基である。

①の採掘坑では矢穴石未確認で、石垣用材の原石には用を為さない小ぶりの礫が散在し、あるいは坑底に原石露頭が見られる。②には方形矢穴石を伴う石垣用材の未製品らしい石材を残す採掘坑を1基確認した。



遠景 (南西から)



採掘坑 (規模③)

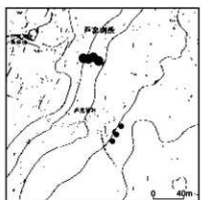
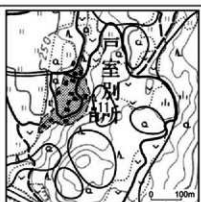


採掘坑 (規模②)



坑内に残った石垣石の未製品 (131×49cm)

No.	名称	所在地	
11	別所ミヤ丁場跡	金沢市戸室別所	
通称	立地	現状	分布域
ミヤ	丘陵	山林	II



概要

戸室山西麓の前山城、戸室別所集落東側高台の戸室神社周辺に位置する40m×150mの範囲に展開する丁場跡。規模は平面10m前後とやや大型で2m近い深さがある採掘跡を7カ所確認している。中には幅6m×奥行き12m×深さ3mの溝状を呈する地点もある。類似例はNo.1の田島殿様丁場跡や、No.4の清水スケン丁場跡でも確認しており、おそらく近代の採掘に係る試掘坑または先行掘削坑かと思われる。

採掘坑周辺に散在する礫は小型のものが目立つ。石垣石や矢穴石は未確認だが、石材観察が不十分であるため、今後の検討に期待するところが多い。



遠景（西から）



採掘坑

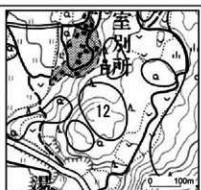


採掘坑



石材

No.	名称	所在地	
12	別所コミヤ丁場跡	金沢市戸室別所	
通称	立地	現状	分布域
コミヤ、ナカビシ	丘陵	山林	II

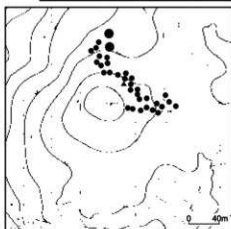


概要

戸室山西麓の前山城、戸室別所集落南側の低丘陵斜面に所在する丁場跡。戸室権現社の旧社地「コミヤ」の平坦面背後の雑木林中にあたる。

採掘坑は丘陵の北東域約60m×150mの範囲に広がる。斜面上部から頂部には平面規模3～4m級の小規模採掘坑が比較的密に分布し、斜面下方から裾部にかけては、規模が大きく深さのある採掘坑が点在する。大型採掘坑の一部は近代まで採掘されており、V字形矢穴石も見つかっている。

小型採掘坑の一つでは、坑内に築石材が残存していた。正面は自然の平坦面を残しつつ、部分的にノミ加工を加えて面を均しており、正面に小型の刻印を伴う。金沢城石垣編年3期（元和期頃）の石材とに共通する特徴である。



完成品正面の自然面刻印 ○

●採掘坑 ▲刻印石



採掘坑の分布状況



完成品の石材を残す採掘坑



完成品 刻印「○」



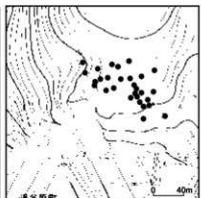
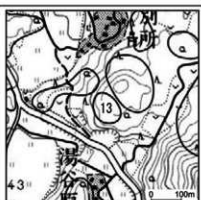
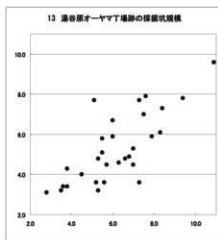
矢穴石

No.	名称	所在地	
13	湯谷原オーヤマ丁場跡	金沢市湯谷原町	
通称	立地	現状	分布域
オーヤマ	丘陵	山林	II

概要

戸室山西麓の前山城、湯谷原集落北側の砕石採取による大規模な崖面背後の丘陵上に80m×150mの範囲に分布する丁場跡。採掘坑は計30基確認しており、10m前後の採掘坑を1基を除いて、いずれも平面規模3m～8mとなる。

各採掘坑の周囲には、石垣石の原石としては不適当な小ぶりの礫や、方形矢穴の割クズ石等が散乱しており、内部に未製品を残す地点もある。V字矢穴石は未検出で、大型坑も近代の採掘坑とは異なることから、採掘当初の状態を比較的純粋に残している丁場跡と思われる。



刻印 田 ㄨ



遠景 (南から)



採掘坑



石材刻印「田」(ノミ加工面)



石材刻印「ㄨ」(自然面)

No.	名称	所在地	
14	別所コイト丁場跡	金沢市戸室別所	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	II

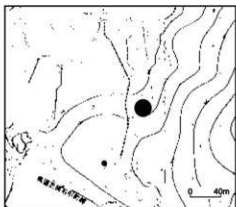


概要

戸室山西麓の前山城、戸室別所集落の南西方向、県道脇の低丘陵斜面に位置する丁場跡。北西に開口する緩い谷地形を利用した大型採掘坑が1カ所と、県道脇の尾根上に小規模な採掘坑を1カ所確認している。

大型採掘坑には膨大な量のクズ石が集積しており、近代に相当な規模で採掘活動が行われたものと推定される。戸室山南部地区の近代の丁場跡としては、おそらく最大規模であろう。今後、現地に残る石材の観察が課題である。

尾根上の採掘坑には方形矢穴石が伴う。刻印は未確認である。



遠景（北から）



石材分布状況

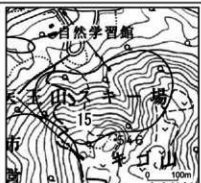


採掘坑



矢穴石

No.	名称	所在地	
15	キゴ山北シシガタン丁場跡	金沢市湯谷原町	
通称	立地	現状	分布域
シシガタン	丘陵	山林	III

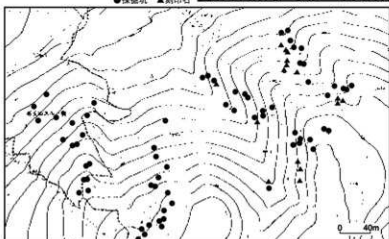


概要

キゴ山北側斜面で確認できる丁場跡で、200m×400m規模で展開するものと推定される。現在医王山スキー場となっている。踏査により採掘跡65地点、矢穴石、刻印16個を確認している。刻印は半車輪形の1点を除き、全て漢字の「千」もしくはその変形で、未加工の原石に施される。

キゴ山西丁場跡では坑内の平坦面で石材の加工を行っていたが、ここでは原石のまま採掘坑外の谷筋へ引き出した様子が窺われることが重要であり、今後の詳細調査に期したい。

原石刻印 千 ㊦



遠景 (北から)



刻印原石「㊦」(石の左端)

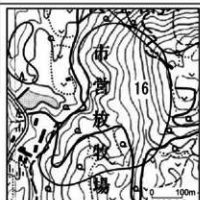


刻印原石「千」



谷筋に点在する刻印原石

No.	名称	所在地	
16	キゴ山西丁場跡	金沢市平等本町	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	III



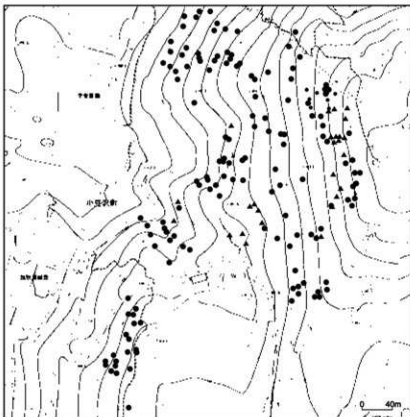
概要

標高546mのキゴ山西側斜面に広がる丁場跡で、山頂直下から山麓部まで400m×600mの広い範囲に分布する。採掘坑群はA～Eの5群に区分でき、これまでに約200地点の採掘跡を確認している。採掘坑の規模は6～10mクラスが目立ち、これに原石・完成品・未製品・端材等の多様な石材が伴っている。中でも完成品の石材は金沢城石垣編年第4期に比定できることから、近世前期・寛永年間の石垣普請で大きく開発され、これを最後に再掘削されずに現在に至った丁場跡と考えられる。

一方、窪地や平坦面等、遺構の形状は類似しつつも矢穴石が確認できない6m以下の小規模採掘坑からなる一群も確実に存在する。これらと寛永期の採掘坑との関係が今後の調査課題である。

平成15年度に一部で詳細調査を実施した（別項参照）。

原石等の刻印 △ ⊗
 完成石材正面の刻印 ⊗ ⊗



●採掘坑 ▲刻印石



キゴ山全景（西から）



A 2 群北部の採掘坑



A 2 群



A 2 群



A 2 群 (刻印原石 △ · 切石材未成品)



A 2 群 刻印石



A 3 群 完成品「⊙」



A 3 群採掘坑 (完成品遺存)



E 群 刻印石「⊙ △」



E 群 刻印「⊙ △」(拡大)

No.	名称	所在地	
17	キゴ山西オクノタニ丁場跡	金沢市平等本町	

通称	立地	現状	分布域
オクノタニ	丘陵	山林	III

概要

キゴ山西丁場跡の北西約200m離れた尾根の西斜面、70×150mの範囲に分布しており、採掘坑は5カ所確認している。平面規模10m級の採掘坑が確認できる。平成15年度の詳細調査において掘削排土により形成された平坦面上に、粗割材・矢穴痕のある割石片、石垣石末製品等が、石割の粗加工段階（仕上げ加工前）の作業状態がそのままの姿で遺存していることが判明した。寛永期の丁場跡と推定される。

原石刻印

久

割石刻印

⊗



●採掘坑 ▲刻印石



第1・2地点全景（西から）



第1地点 石材確認状況



矢穴石



刻印原石「久」

No.	名称	所在地	
18	湯谷原オクノタン丁場跡	金沢市湯谷原町	
通称	立地	現状	分布域
オクノタン	丘陵	山林	Ⅲ

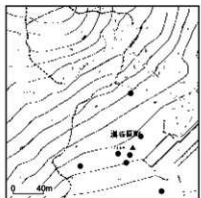
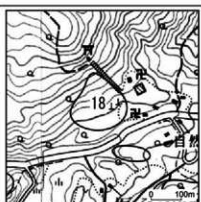
概要

戸室山南麓の傾斜地に100m×130mの規模で展開する丁場跡である。現在東側に隣接して医王山寺があり、境内の造作物に矢穴石・刻印石等が転用されている。採掘跡は7カ所、刻印は3種類確認されている。築石材完成品も複数遺存しており、石材の加工状況や刻印等から寛永期の丁場跡と推定される。

完成品刻印



原石刻印



●採掘坑 ▲刻印石




遠景（南から）




採掘坑に遺存する矢穴石



完成品築石材 刻印「」

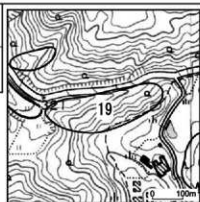


完成品築石材 刻印「」

No.	名称	所在地	
19	湯谷原グンドウ坂南丁場跡	金沢市平等本町	
通称	立地	現状	分布域
グンドウ	丘陵・谷	山林・河川	Ⅲ

概要

キゴ山西麓から派生する比較的平坦な地形先端部の急傾斜地に立地する、200m×300m規模の丁場跡。現状では杉が植林されている。採掘坑は23カ所確認でき、急傾斜地下を流れる小川には、矢穴石・刻印石の分布が確認できる。刻印は8種類確認されている。採掘坑の規模や、刻印等の状況から寛永期の丁場跡と推定される。



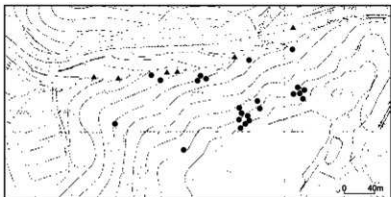
完成品の刻印



原石や未成品の刻印



● 採掘坑 ▲ 新印石




遠景 (北西から)



ぐんどう沢の転石群



刻印原石「」



斜面の採掘坑 全景



矢穴石



築石完成品 刻印「 \boxtimes 」



大型矢穴石 刻印「 \ominus 」



矢穴・刻印石



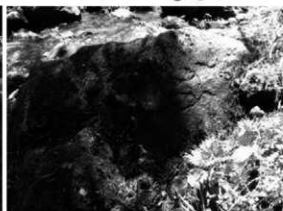
築石完成品 刻印「 \oplus 」



矢穴・刻印石「 \boxtimes \oplus 」



刻印石「 \boxtimes 」



刻印石「 \oplus 」

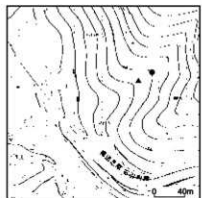
No.	名称	所在地
20	湯谷原ワキンタン丁場跡	金沢市湯谷原町

通称	立地	現状	分布域
ワキンタン	丘陵	山林	III

概要

戸室山南西麓に位置する、急傾斜の小谷地形に立地する。80m×150mの範囲と推定されるが、確認できる戸室石は加工痕のないものが多く、別所戸室権現下丁場跡と同様の急傾斜地麓に形成された「崖錐地形」のため戸室礫が多く堆積していると考えられる。採掘跡は2カ所、矢穴石・刻印石が遺存し、採掘坑の規模や、刻印等の状況から寛永期の丁場跡と推定される。

原石や未製品の刻印



石切丁場の立地する谷全景



刻印「☑」・矢穴石

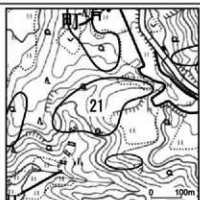


矢穴石

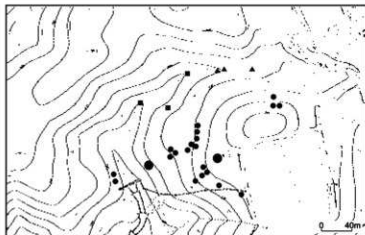


矢穴石

No.	名称	所在地	
21	平等A丁場跡	金沢市平等本町	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	Ⅲ



概要



原石刻印



●探掘坑 ▲刻印石 ■矢穴石

戸室山南西麓、県道南側の平等本町地内の小丘陵及び谷筋で探掘坑が確認できる丁場跡。200m×250mの範囲に矢穴石や刻印石が多数確認でき、探掘坑は22カ所。石材の分布が確認できる谷筋が南側を向いているため石材搬出ルートがどのようなものであったのか今後検討が必要な丁場跡である。



遠景(南東から)



沢筋の刻印石「⊕」



矢穴列を残す大型石材



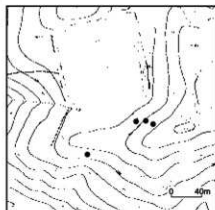
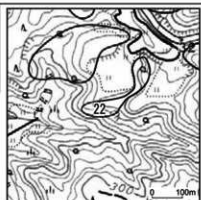
沢筋の刻印石「○」

No.	名称	所在地	
22	平等B丁場跡	金沢市平等本町	

通称	立地	現状	分布域
	丘陵・谷	山林・河川	Ⅲ

概要

戸室山南西麓、県道南側の平等本町地内の小丘陵先端部に位置する丁場跡で、100×260mの範囲に分布する。平等A丁場跡南側に位置する。現在、採掘坑は4カ所確認できる。そのうちの1基は、それぞれに接合関係が認められる矢穴石を3石伴っており、ひとつの石材から分割されたものであることが判明した。



遠景（北から）



矢穴石を伴う採掘坑



分割途中の状態を留める石材



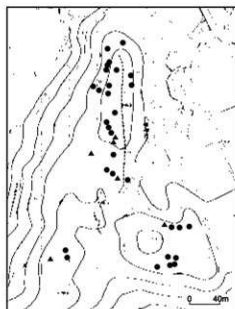
矢穴

No.	名称	所在地	
23	湯谷原ドント丁場跡	金沢市湯谷原町	

通称	立地	現状	分布域
ドント	丘陵	山林	II

概要

戸室山西麓の前山城に位置する。現在の湯谷原集落西～南側一帯、200m×350m規模に展開する丁場跡である。現状は雑木林である。採石跡30カ所、石材・刻印石・矢穴石の遺存が確認できる。慶長・元和期に開発された丁場と推定される。



原石刻印



●採掘坑 ▲刻印石



遠景（北西から）







採掘坑と原石群



刻印原石「□」



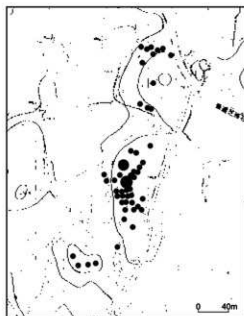
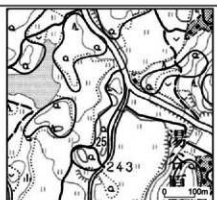
刻印原石「⊗」

No.	名称	所在地	
24	小豆沢ムカイヤマ丁場跡	金沢市小豆沢町	
通称	立地	現状	分布域
ムカイヤマ	丘陵	山林	Ⅲ
概要			
<p>戸室山西麓の前山城と本山城の境界付近に位置する。現状は山林である。現在の小豆沢集落東側の緩傾斜地に立地している。50m×150mの範囲に採掘坑が3カ所確認できる。丁場内では、大きさが1m程度の原石が多数点在しているが、加工痕や刻印などは見られない。</p>			
			
			
			
遠景 (西から)		石材採掘坑	
			
石材 (大きさ約1m)		石材 (大きさ約1m)	

No.	名称	所在地	
25	小豆沢ナガヤマ丁場跡	金沢市小豆沢町	
通称	立地	現状	分布域
ナガヤマ	丘陵	山林	II

概要

戸室山西麓の前山城の「流山」上に位置する。100×300mの範囲内で採掘坑が約50カ所確認できる。丘陵西側一帯に分布している。東側は平成16年度に道路工事により斜面が削られている。採掘坑の中には大きさが2mほどの方形矢穴痕をもつ割石材を含むものもある。丁場南側には近代遺構と考えられる10m前後の大型採掘坑が数基みられる。現状は山林である。慶長・元和期に開発された丁場と推定される。



遠景（東から）



矢穴石をともなう採掘坑



完成品の石材（南端部）

No.	名称	所在地	
26	別所ヤマナカ丁場跡	金沢市戸室別所	
通称	立地	現状	分布域
ヤマナカ	丘陵	山林	II



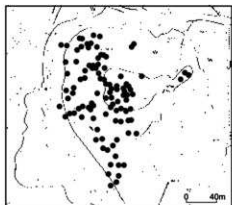
概要

戸室山西麓の前山城に位置し、現状は雑木林である。

200m×250mの丁場範囲内に採掘坑が密集分布しており、計108地点を確認している。採掘坑の規模は径4～6mの小型坑が大部分を占めるが、10m内外の大型坑が7地点あり、最大規模の採掘坑は平面15.7×17.8m、深さ2mを測る。こうした大型採掘坑は近代以降の再掘削によって形成されたものであろう。

坑内外に石材を残す地点も多い。方形矢穴をもつ割石の他、一部にV形の矢穴を留める割石片も検出している。現状では、石垣用材としての完成品や未製品、刻印は確認していない。

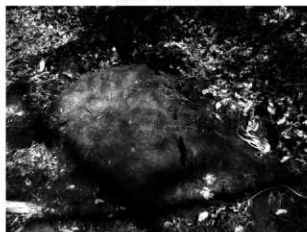
慶長・元和期に開発された拠点的な石切丁場跡の一つであろう。



遠景（北西から）



V形矢穴をもつ石材



矢穴列が残る原石

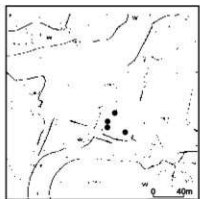


採掘坑内に遺存する矢穴石

No.	名称	所在地	
27	別所ダヨモン丁場跡	金沢市戸室別所	
通称	立地	現状	分布域
ダヨモン	丘陵	山林	II

概要

戸室山西麓の前山城に位置する。江戸後期の戸室石引道沿いに位置する。現状は周囲を水田に囲まれた小高い小丘陵地で、40×40mの範囲に4m前後の採掘坑が4ヶ所確認できる。くず石を多く含む採掘坑が認められるが、矢穴石・刻印石などはみられない。開田以前は、周囲にも採掘坑があった可能性は否定できない。慶長・元和期に開発された丁場と推定される。



遠景（西から） 丁場跡南側道路は近世後期戸室石引道



採掘坑



採掘坑



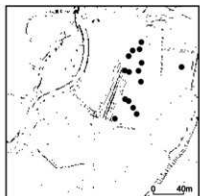
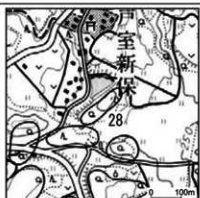
採掘坑

No.	名称	所在地
28	新保コブツミ丁場跡	金沢市戸室新保

通称	立地	現状	分布域
コブツミ	山林	丘陵	II

概要

戸室山西麓の前山城、戸室新保集落溜池の南側小丘陵地に位置する。50m×150mの範囲内に採掘坑が15カ所確認できる。採掘坑は3～5m規模のものが中心で、くず石を多く含むものも認められる。中には大きさが1mほどの自然石もみられるが、矢穴石・刻印石は確認されない。



遠景 (西から)



採掘坑



石材



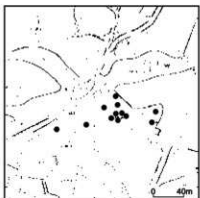
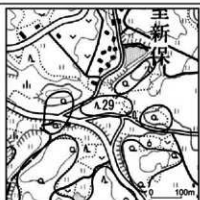
石材

No.	名称	所在地
29	新保ハヤシノキ丁場跡	金沢市戸室新保

通称	立地	現状	分布域
ハヤシノキ、ダモシ	丘陵	山林	II

概要

戸室山西麓の前山城に位置する。江戸後期の戸室石引道沿いに位置する。50×150mの範囲に採掘坑は12カ所確認でき、急傾斜地下を流れる小川には矢穴石・刻印石の分布が確認できる。刻印は7種類確認されている。採掘坑の規模や刻印等の状況から慶長・元和期の丁場跡と推定される。現状では周囲を水田に囲まれた小高い小丘陵地である。開田以前は、周囲にも採掘坑があった可能性は否定できない。慶長・元和期に開発された丁場と推定される。



遠景 (東から)



石材置場の角石材 刻印「田」 出土地点不明



矢穴石遠景



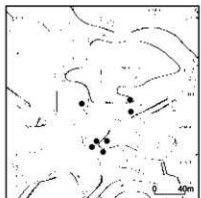
矢穴石

No.	名称	所在地
30	新保シンボツジ丁場跡	金沢市戸室新保, 俣町

通称	立地	現状	分布域
シンボツジ	丘陵	山林	II

概要

戸室山西方低丘陵地の前山城に位置する。戸室新保集落入口付近に立地する。丁場跡内を横断する県道が江戸後期の戸室石引道と重複すると推定される。70×100mの範囲に採掘坑は県道の北側丘陵地で3カ所、県道南側低地部分で4カ所確認され、周辺には矢穴石が散在している。県道開削や耕作等により消滅した採掘跡があったことが推定される。採掘坑の規模等の状況から慶長・元和期頃の丁場跡と推定される。



遠景（東から）



採掘坑



採掘坑

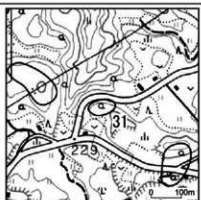


石材

No.	名称	所在地	
31	新保ローカ北丁場跡	金沢市戸室新保	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	I

概要

戸室山西方低丘陵地の前山城、戸室新保集落西方の小高い小規模丘陵地上に立地する。現状では雑木林となっており、丘陵の西面～北面は田島集落方面への新道が開削されている。丁場跡は50m×100mの小規模な範囲に分布しており、採掘坑は5カ所確認でき、5m前後の規模を呈する。30～40cmほどの自然石が散在して見られるが、矢穴石・刻印石は確認されない。



遠景（北から）



採掘坑

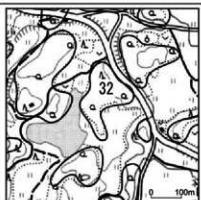


採掘坑



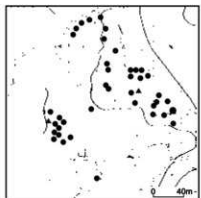
石材

No.	名称	所在地	
32	俵大池北丁場跡	金沢市俵町	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	II



概要

戸室山西方低丘陵地の前山城に位置する。現状では雑木林部分と杉植林部分があり、俵大池と県道とに挟まれた200m×200mの範囲の比較的平坦な地形上に採掘跡が43カ所確認できる。採掘坑周囲には矢穴石・刻印石等が散在し、その特徴から慶長・元和期頃の丁場跡と推定されるが、県道を挟んで北東側に位置する別所ヤマナカ丁場跡と同様に、近代以降にも採掘が行われている。



刻印

▽ ◊

● 採掘坑 ▲ 刻印石



採掘坑に遺存する原石



刻印石「▽ ◊」

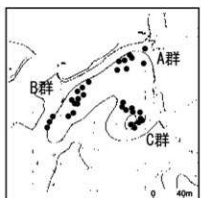
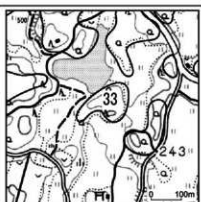


刻印石「▽」



刻印石「▽」

No.	名称	所在地	
33	俵大池南丁場跡	金沢市俵町	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	II



概要

戸室山西方に展開する低丘陵地のほぼ中央部に位置する。現状では雑木林となっており、俵大池南側の独立丘陵の斜面から頂部にかけて130×150mの範囲に、3群32地点の石材採掘坑の分布を確認している。平成16年度には、詳細確認調査を実施し、直径3～6m程度の小型採掘坑が分布していることが判明し、周囲の石材の加工状況や刻印等から、慶長期後半頃の丁場跡であることが確認された。

完成品刻印



原石刻印



戸室山頂から俵大池を臨む（西から）




A群北側の道跡（東から）

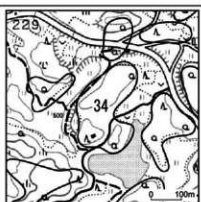


A群未製品（失敗廃棄）



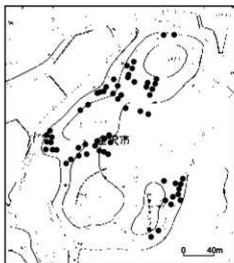
B群採掘坑に遺存する原石 刻印「」

No.	名称	所在地	
34	俵テングヤマ丁場跡	金沢市俵町	
通称	立地	現状	分布域
テングヤマ	丘陵	マレットゴルフ場 山林	II



概要

戸室山西方に展開する低丘陵地のほぼ中央部に位置する。俵大池北西側の比較的平坦な独立丘陵上、200m×300mの範囲に展開しており、採掘坑64カ所確認されている。現状では雑木林となっており、林内にはマレットゴルフ場が設置され、採掘坑の中にはホールとして利用されているものもある。周囲の石材の加工状況や刻印等から、慶長・元和期頃の丁場跡と推定される。



遠景 (東から)



採掘坑

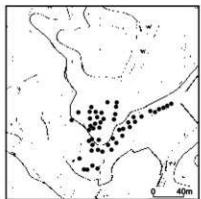
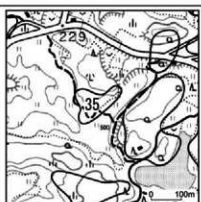


石材

No.	名称	所在地	
35	依スアらし丁場跡	金沢市依町	
通称	立地	現状	分布域
スアらし、アソヤ	丘陵	山林	II

概要

戸室山西方に展開する低丘陵地に位置する。現状は雑木林で、北側の尾根続きは竹藪となっており、南側の低地部分は水田となっている。石材採掘が行われた地点が平坦な地形であるので、採掘坑と排土山によってあたかも窪地の連続のような景観を呈しており、80×150mの範囲に採掘坑は49カ所である。採掘坑周辺には矢穴石も確認され、それらの状況から、慶長・元和期頃の丁場跡と推定される。同時期と推定される丁場跡では西方に位置する丁場跡の一つである。



遠景 (南東から)



採掘坑群 (残雪部分)

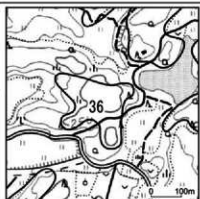


矢穴石



矢穴石

No.	名称	所在地	
36	依オオバヤシ南丁場跡	金沢市依町	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	II

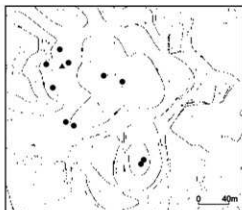


概要

戸室山西方に展開する低丘陵地に位置する。依大池の南西側の独立丘陵に展開し、現状は杉が植林されている。100×200mの範囲に採掘坑は10カ所、採掘坑周辺には刻印石・矢穴石が確認され、それらの状況から、慶長・元和期頃の丁場跡と推定される。同時期と推定される丁場跡では西方に位置する丁場の一つである。

原石刻印

▣ 上



● 採掘坑 ▲ 刻印石



採掘坑に遺存する矢穴石



採掘坑に遺存する大型原石 (矢穴あり)



割面に彫られた刻印「▣」

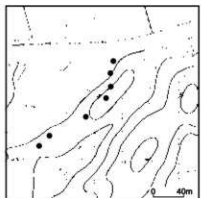


矢穴 (未掘)・割付線のある石材 刻印「上」

No.	名称	所在地	
37	俵サンミョウ丁場跡	金沢市俵町	
通称	立地	現状	分布域
サンミョウ	丘陵	山林	I

概要

戸室山岩屑流堆積域西半部に立地する。50m×150mの丁場跡範囲内で、採掘坑と推定される窪地が7カ所確認できる。採掘坑の規模は3～5m程度の浅く、小規模なもので、周囲にはくず石が点在しているが矢穴痕のある石材は未確認であり、それらの状況から、文禄・慶長期頃の丁場跡と推定される。



遠景（西から）



採掘坑



採掘坑

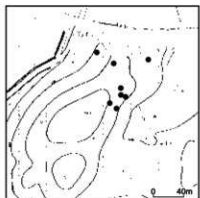
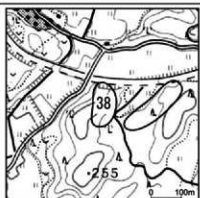


採掘坑周辺のくず石

No. 38	名称 俵シンボグチ丁場跡	所在地 金沢市俵町	
通称 シンボグチ	立地 丘陵	現状 山林	分布域 I

概要

戸室山岩屑流堆積域の西半部に立地する。80×100mの丁場跡範囲内で、採掘坑と推定される窪地が8カ所確認できる。採掘坑の規模は3～4m程度の小規模なもので、周囲には石材が遺存するが、矢穴痕のある石材は未確認であり、それらの状況から、文禄・慶長期頃の丁場跡と推定される。



採掘坑



原石



原石

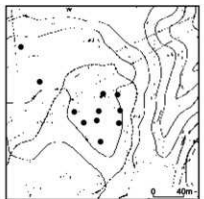
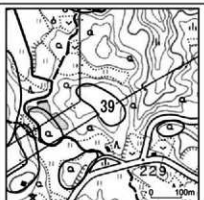


原石

No.	名称	所在地	
39	中山モクリザワ丁場跡	金沢市中山町	
通称	立地	現状	分布域
モクリザワ	丘陵	山林	I

概要

戸室山岩屑流堆積域の西半部に立地する。中山集落・戸室新保集落とも距離を隔てた里山城で、丁場内には炭窯跡も確認できる。近世後期の戸室石引道の北側に位置する。現状では雑木林となっており、頂部には北陸電力の送電線鉄塔が建設されている。80×200mの丁場跡範囲内で、採掘坑が11カ所確認できるが、矢穴痕のある石材は皆無であり、それらの状況から、文禄・慶長期頃の丁場跡と推定される。



遠景 (南西から)



採掘坑



採掘坑

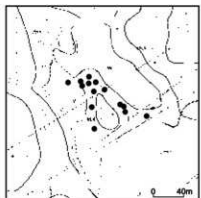
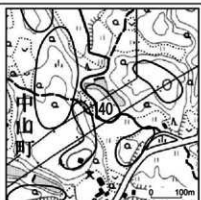


採掘坑付近のくず石

No.	名称	所在地	
40	中山オーゾウ丁場跡	金沢市中山町	
通称	立地	現状	分布域
オーゾウ	丘陵	山林	I

概要

戸室山岩屑流堆積域の西半部、中山集落西方の里山域に立地する。現状では雑木林となっており、北側は溜池、南側は水田に囲まれた80×150mの小高い小丘陵上に採掘坑が点在する。丁場跡の南側を戸室石引道が通じている。採掘坑は平面3m弱の小型のもので、非常に群集して採掘した状況が見られるが、矢穴痕のある石材は皆無でそれらの状況から文禄期頃の丁場跡と推定される。



遠景（南東から）

手前の農道は戸室石引道



採掘坑

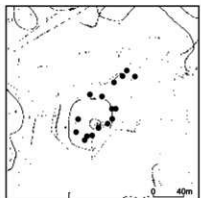


採掘坑

No.	名称	所在地	
41	俵オーゾ丁場跡	金沢市俵町	
通称	立地	現状	分布域
オーゾ	丘陵	山林	I

概要

戸室山岩屑流堆積域の西半部、俵集落北方の里山城に立地する。丁場跡の北側を戸室石引道が通じている。80m×150m程度の小高い小丘陵上に採掘坑が比較的密集して確認される。現状では西側一帯は水田化され、丁場跡は雑木林となっている。採掘坑は平面3m弱の小型採掘坑が16カ所確認できる。矢穴痕のある石材は皆無であるが、石垣材として採掘されたと推定される石材が遺存している。周囲の状況から、文禄期頃の丁場跡と推定される。



遠景（西から）



採掘坑



石材

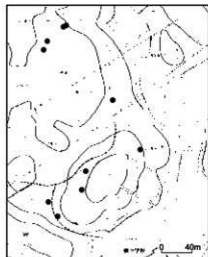


石材

No.	名称	所在地	
42	俵小学校裏山丁場跡	金沢市中山町	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	I

概要

戸室山岩屑流堆積域の西半部、現在の金沢市立俵小学校の北側高台に立地する。150×250mの範囲に現状では10カ所の採掘坑が高台の斜面で確認できる。すぐ北側には中山城山丁場跡が展開している。周囲にはくず石が点在しているが、矢穴痕のある石材は皆無であり、また周囲の状況から文禄期頃の丁場跡と推定される。



遠景 (南から)



遠景 (北から)



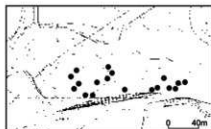
採掘坑

No.	名称	所在地	
43	俵ニカヤマノヤマ丁場跡	金沢市中山町	
通称	立地	現状	分布域
ニカヤマノヤマ	丘陵	山林	I



概要

中山町から俵西側にかけて50×150mの広がりを持ち、18カ所の採掘坑が確認出来る。平成17年度には、このうち3基が、(財)石川県埋蔵文化財センターにより発掘調査されている。採掘坑は3～5mの規模を呈し、矢穴石・刻印石は確認されていない。



遠景（西から）






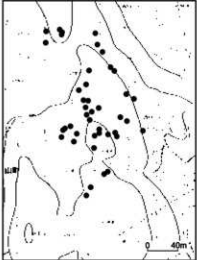


採掘坑



採掘坑



採掘坑

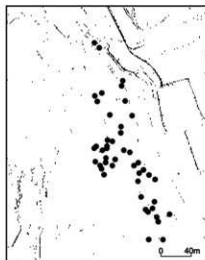
No.	名称	所在地	
44	中山城山丁場跡	金沢市中山町	
通称 シヨカヤマ、 森伊ハ、 チュウコノシバ	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	I
<p>概要 中山町の東側、比較的なだらかな丘陵上に展開する。現況雑木林であるが、一部畑地が入り込んでいる。石引道を横断するように100×250m規模の広がりを持っている。平面規模が3～4m程度の採掘坑が41所確認できる。</p>			
 <p>遠景 (西から)</p>			
 <p>採掘坑</p>			
 <p>石引道 (左側の段差が旧路面)</p>		 <p>路面部分の土層</p>	

No.	名称	所在地	
45	中山ナガヤマ丁場跡	金沢市中山町	
通称	立地	現状	分布域
ナガヤマ	丘陵	山林	I

概要

藩主が石切作業を現地視察した際に陣を構えたと伝えられる「中納言干場」に近い丘陵上に立地する石切丁場跡。丘陵の尾根筋には角間方向へ至る旧道が南北に走り、その両側の斜面150×300mの範囲に採掘坑群が展開する。

採掘坑の規模は4～6m程度で、クレーター状の採掘坑の傾斜の低い側に土を排出している。採掘坑内や斜面裾に礫が点在するものの、矢穴を伴う割石屑は確認できない。



遠景（南東から）

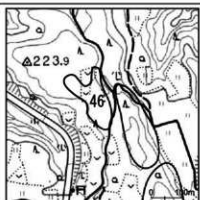


採掘坑



採掘坑

No. 46	名称 中山キタヤマ東丁場跡	所在地 金沢市中山町	
通称	立地 丘陵	現状 山林	分布域 I



概要

戸室石切丁場の中でも最西端に位置する丁場跡である。径5m以下の小型で浅いクレーター状の採掘坑を主体に、200×250mの範囲に計35基が確認できる。なかでも東側の独立丘陵上に展開する支群は3～4m程度の小規模密集型の採掘坑分布である。

割石屑や矢穴、刻印石等は見いだせないが、採掘坑内に露頭の一部と思しき自然礫が見いだされる。採掘坑周辺には排土山の僅かな高まりが観察できる。



遠景



採掘坑の立地



石材

No.	名称	所在地	
47	別所アンバ丁場跡	金沢市戸室別所	
通称	立地	現状	分布域
アンバ	丘陵	山林	III

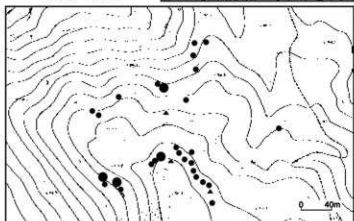
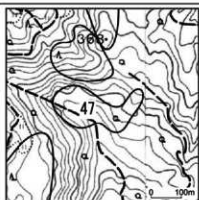
概要

戸室山北西部の尾根上に位置する。戸室山城では最も高標高地点の丁場跡になる。250×250mの範囲の採掘坑分布の西端には直径20m程度の大型採掘坑が形成され、大量のクズ石が密集している。V字形矢穴の石材を含むことから近代に集中的に採掘したものである。一方、これより高標高地点や急傾斜面には径5m程度の小型採掘坑からなる支群がある。刻印原石を伴っており近世前期の採掘地と判断される。刻印種は鳥居形、鍵形を含めて数種類があり今後再調査すべき地点である。

原石刻印



●採掘坑 ▲刻印石



遠景 (尾根上)



採掘坑の全景

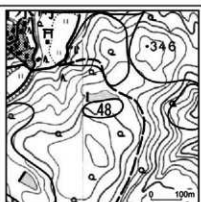


山側の採掘坑内の刻印原石「田」



刻印原石「X」

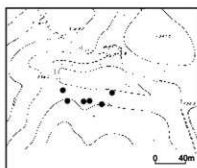
No.	名称	所在地	
48	清水ショウズ溜池南岸立地跡	金沢市清水町	
通称	立地	現状	分布域
ショウス*	丘陵	山林	Ⅲ



概要

清水集落の背後の丘陵上にあるショウズ溜め池南岸に立地する石切丁場跡。50×80mの範囲に直径6～8mの石材採掘坑6基からなる。採掘坑内に割取られた原石の残核が残っており、方形矢穴痕を確認できる。刻印や石垣石は残っていないが、採掘坑の規模形状からはⅢ期頃であろうと推測される。

最も水際よりの採掘跡には大量のクズ石が集積されており、V字形の矢穴痕が認められる。近世前期の採掘跡を近代に再利用したものであろう。このような小規模な近代の再利用は戸室山西麓では散見されるが、大規模採掘が行われた北部地区では珍しい事例である。



遠景（東から）



クズ石が集積する採掘坑

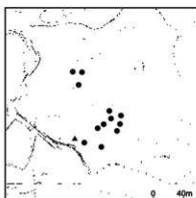
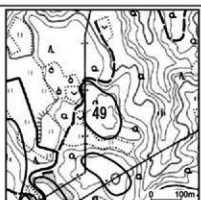


矢穴を残す原石の残核



矢穴

No.	名称	所在地	
49	中山コーノス北丁場跡	金沢市中山町	
通称	立地	現状	分布域
コーノス	丘陵	山林	II



●探掘坑 ▲原石

概要

前山城で戸室石を産出域する範囲の北縁に位置する。

80 × 100 mの範囲の南側の丘陵尾根上に径3 m、深さ1 m以下の探掘坑、小鞍部を挟んで北側の丘陵尾根に同様の小規模探掘坑、斜面部に径約6 mの中型探掘坑が分布する。

石垣石の製品や未成品等は未確認であり時期の特定は困難だが、南側尾根上の探掘坑内に残る原石の自然面に「HH」の刻印がある。

原石刻印

HH



遠景 (西から)



探掘坑



探掘坑全景



原石 刻印「HH」

No.	名称	所在地	
50	湯谷原オクノタン南丁場跡	金沢市湯谷原町	
通称	立地	現状	分布域
	丘陵	山林	Ⅲ

概要

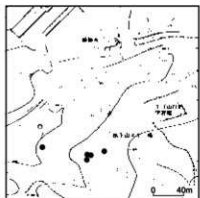
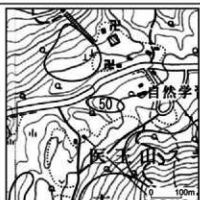
戸室山南麓とキゴ山北麓の中間地点、現在の医王山スキー場に面した低丘陵上に位置する。30×100mの範囲に径5m程度の浅い採掘坑が5箇所確認できる。

方形矢穴の割石材が点在しており、道路を挟んできた側に展開する赤坂平のオクノタン丁場跡の支群となる可能性がある。

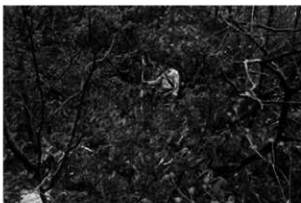
石材には原石を半截した状態を留める石材がある。

原石規模は150×180cm。

採掘坑内に残る石材未成品の規模は面幅約60cm、控え長120cm。



遠景 (北から)



採掘坑



採掘坑



丁場周辺の石材

No.	名称	所在地
51	戸室別所アマイケ南丁場跡	金沢市戸室別所

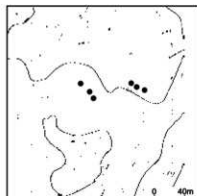
通称	立地	現状	分布域
アマイケ	丘陵	山林	II

概要

戸室山西麓に位置する台地状の平坦地、天池の南岸に立地する小規模な石切丁場跡で、40×100mの範囲に3基単位の小支群が2箇所確認できる。いずれも採掘坑の規模は5m以下と小規模なもので、周辺に方形矢穴痕を伴う割石屑が散在する。

南西に隣接するコミヤ丁場跡の支群の一つとなる可能性もある。

石垣石の製品や刻印は未検出である。



石材の集積



矢穴石



矢穴石



矢穴石

No.	名称	所在地	
52	キゴ山西コシハラ丁場跡	金沢市平等本町	
通称	立地	現状	分布域
コシハラ	丘陵	山林	III

概要

キゴ山西方の丘陵地、放牧場の西縁の丘陵斜面に立地する石切丁場跡で、50×150mの範囲に10m程度の採掘坑4箇所と小型刻印を伴う原石数点からなる。

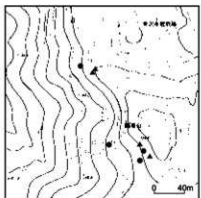
採掘坑の一つには石材の未完成品、築石材の完成品が残されており、石材正面には大型の扇形刻印をつける。石材の特徴からキゴ山西丁場跡と同時期の寛永期の石切丁場跡と考えられる。

原石刻印は△タイプで、キゴ山西A群と共通しており、完成品刻印と一致しない点は注意を要する。

完成品刻印



原石刻印



採掘坑内の石材



築石材完成品 刻印「▽」



矢穴石



刻印原石「△」

第4章 遺構確認調査報告

1 キゴ山西部の石切丁場跡—平成15年度調査—

(1) キゴ山西丁場跡

キゴ山西丁場跡は、標高546mのキゴ山西側斜面に、山頂直下から山麓部まで幅広く分布しており、A～Eの5群に分けられる。このうち平成15年度はA1群～A3群の石材観察調査、地形測量、試掘調査等を実施した。その他の群はA群の調査中に新たに確認した地点であるため、まだ詳細を把握するに至っていないが、B・C群はA群と比較すると採掘坑が小型で割石片が少なく、E群の最高所には、A群とは異なる種類の刻印をもつ原石（刻印①～③）が認められた。なおA2群北部・E群については平成15年度以降の踏査で新知見を得ているが、それら成果は第3章を参照されたい。

現地調査日誌（抄）

9月1日（月）曇	機材搬入、オクノタニ伐採作業開始、測量基準杭設定
9月2日（火）快晴	A2群伐採作業開始、オクノタニ平板測量開始
9月3日（水）曇	A3群伐採作業開始
9月4日（木）快晴	オクノタニ掘削作業開始
9月5日（金）快晴	キゴ山西A3群平板測量開始
9月8日（月）晴	オクノタニ石材清掃
9月10日（水）曇	オクノタニ完掘写真撮影
9月12日（金）晴	オクノタニ石材実測作業開始
9月16日（火）晴	金沢城調査研究専門委員（伝統技術）現地指導 A2群平板測量開始、A3群第1地点トレンチ掘削開始
9月18日（木）晴	金沢城調査研究専門委員（埋文）現地指導 酒寄有史金沢大学教育学部助教授（岩石学）現地指導
9月22日（月）晴	金沢城調査研究専門委員（埋文・伝統技術）現地指導
9月26日（金）晴	オクノタニ石材観察、刻印拓本取り作業
10月7日（火）快晴	A3群写真撮影、拓本取り作業
10月10日（金）快晴	A1群拓本取り作業
10月14日（火）曇/雨	A2群写真撮影
10月30日（木）快晴	記者発表（報道機関向け現地説明）
11月6日（木）晴	文化庁記念物課坂井秀弥主任調査官現地指導、A3群埋戻し作業
11月12日（水）曇/雨	オクノタニトレンチ埋戻し作業
11月13日（木）曇/雨	機材撤収作業（現地作業終了）



伐採作業



表土除去

A 1 群 キゴ山西丁場跡 A 1 群は、A 群内で最も高所である標高500～536m付近、東西約100m・南北約150mの範囲に分布し、9カ所の採掘坑を確認している。

採掘坑の規模は、平面が約6～8m、深さは山側で2～3m程度とA 2 群の採掘坑より一回り小さい。いずれも採掘坑内には2m級の原石が掘り出されたままの状態を留めていた。原石に矢穴や割面等の石割り作業の痕跡は見られないものの、刻印を残す場合があり、三角形の中心に点を打った刻印を4カ所（刻印②～⑤）、これを円で囲んだ刻印を1カ所を確認している（刻印①）。いずれもA 2～3 群と共通するタイプで、人目に付きやすい場所につけられていた。

A 1 群の年代については刻印の様相からA 2～3 群と同時期の金沢城V類（寛永期）と推定される。

A 2 群 キゴ山西丁場跡 A 2 群は、キゴ山西斜面の中腹部である標高450～490m付近、東西約110m・南北約80mの範囲に分布している。採掘坑は12カ所確認しており、主要石材の観察およびA 2 群南東部分にある採掘坑第1～4地点周辺に関して地形測量を行った。

A 2 群の採掘坑の規模は直径が10m級のものが多い。第1地点は、直径約9mで、斜面の山側で深さ約4mあり、掻き出された掘削排土量が多いことから排土山で10×10m規模の平坦面が形成され、排土山の直下には掘削の過程で排出されたと考えられる自然礫が多く累積している。この採掘坑平坦面の脇には、ここで採掘されたと推測される2m級の原石が寄せられており、また、採掘坑中央の平坦面部分には矢穴痕のある割石片だけでなく、築石未製品・切石材未製品も残存している。これら石材の残存状況から、第1地点は石割分割作業の途中で廃絶したと推定される。第3地点に関しては、採掘坑西側が損壊しているが、完成品の石材が残存し石材加工段階まで行われたことを示している。また第4地点は、第3地点に採掘坑を切り込まれていることから第3地点に先行して石材採掘を終了したものと推定される。なお第2地点に関しては、採掘坑が他と比べて平面積が大きく掘り込みも浅いことや、原石が見当たらないことなど、周囲の採掘坑と様相がやや異なる点があり、採掘途上の採掘坑である可能性も含めて今後検討する必要がある。

石垣石の完成品は、第3地点採掘坑内、A 2 群北側（刻印①②の石材）及び標高460m付近の石材集積部分（刻印③④⑤⑥⑦の石材）で築石を確認しており、これら残存石材と金沢城内の石垣との対比から、A 2 群は金沢城V類（寛永期）が主体の丁場跡と推定される。

刻印に関しては3種類確認しており、三角形の中心に点を打った刻印（刻印①～⑦）は原石、⑧⑨は完成品）、及び前記刻印を円で囲んだ大型刻印のある完成品（刻印⑩）は、概ねA 2 群の南側に分布し、円で掛け印の大型刻印（刻印⑪～⑬、いずれも完成品）は北側に分布する傾向が確認された。なお、円で掛け印の刻印を原石に刻んだものは未確認である。

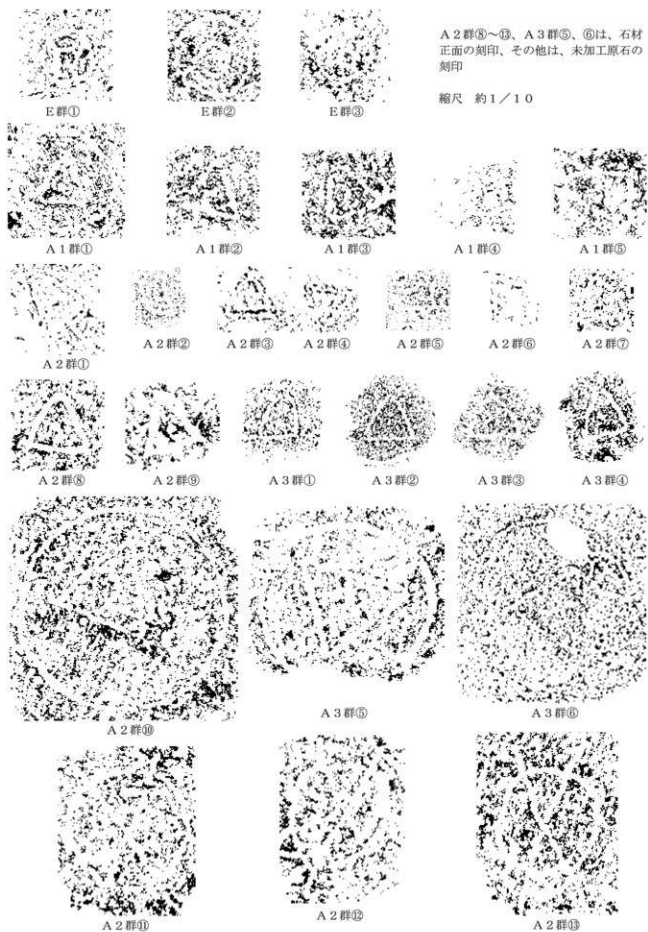
A 3 群 キゴ山西丁場跡 A 3 群は最も山麓部に位置する支群で、標高420～450m付近、東西約80m・南北約90mの範囲に分布し、9カ所の採掘坑を確認している。このA 3 群を踏査した際6×7m程度の平坦面（第1地点）が確認され、この平坦面の南側崖面を、石積みで補強したように見受けられたことから、この地点がキゴ山西丁場跡における作業場・資材置き場等の性格をもった平場遺構の一つであった可能性を考え、試掘調査および周辺の地形測量を実施した。

試掘調査の結果、A 3 群南側の放牧場からと考えられる流土が約40～50cmの厚さで堆積しているため平場遺構に見えたもので、実は直径約8m、斜面の山側で深さが約2mある石材採掘坑が埋没したものであることが判明し、周辺の残存石材から金沢城V類（寛永期）が主体となる丁場跡であると推定された。土層の観察から、石材採掘に伴う排土を低地側に掻き出している状況がわかり、石材採掘停止後の堆積土を除去すると、石割りの過程で生成されたと考えられる戸室石のチップや小フレイクが多く含まれた層が検出された。このことから、採掘坑内において完成品になるまでの石材加工を行ったことが推定された。

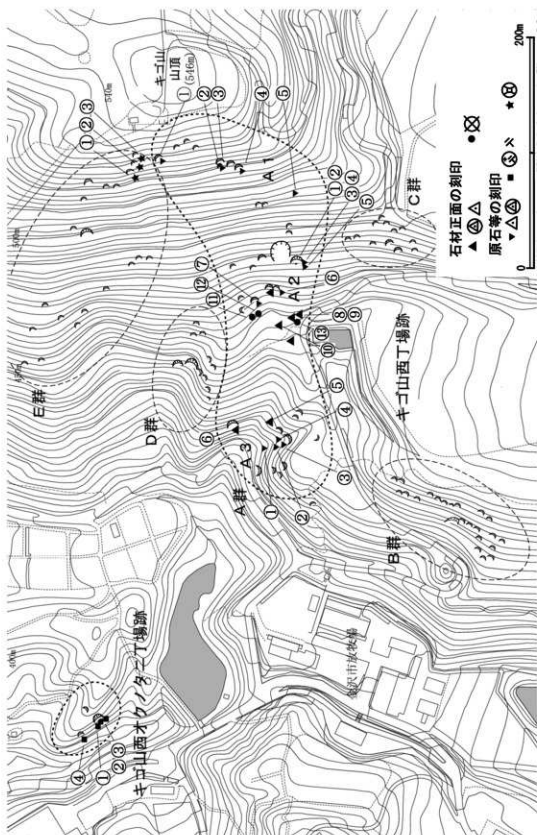
また第1地点の北東約40mに位置する第3地点では矢穴痕のある石材だけでなく、A 1 群やA 2 群と

共通する、三角形の中心に点を打ち円で囲んだ大型刻印が彫られた石垣石の完成品も遺存している（刻印⑥）。同大型刻印が彫られた完成品は第1・3地点の中間地点でも確認している（刻印⑤）。なお、第1地点の北側斜面では、三角形の中心に点を打った小型刻印を自然面に刻んだ石を4点確認した（刻印①～④）。

以上のキゴ山西丁場跡3支群の調査結果から、矢穴など分割の痕跡が残る石材はキゴ山中腹のA2群以下に限って確認され、より標高の高いA1群では、原石を掘り出したままで、石材分割の工程まで進んでいないことが判明した。これらのことからキゴ山西丁場跡では、山麓から山頂に向かって石材採掘作業箇所を移動しており、石割作業に並行して次の採掘地点の原石掘り出し作業を進めるといふ、効率的かつ組織的な丁場運営が想定される。また、A2・A3群の採掘坑の規模は、戸室石切丁場でも中型に属する採掘坑であり、後述する前山城の採掘坑（俵大池南丁場跡）と比較して面積比で約6倍になる。このことはキゴ山城で採掘される原石が大きいからというだけでなく、採掘に伴う土工にも労働力を投入し得た結果とも考えられる。



第4-1図 キゴ山西丁場跡の主な刻印



第4-2図 キゴ山西部の石切丁場と刻印分布図



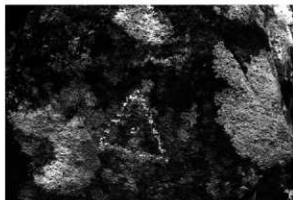
A1群 刻印1



A1群 刻印1 (拡大)



A1群 刻印2



A1群 刻印2 (拡大)



A1群 刻印3



A 1 群 刻印 3 (扩大)



A 1 群 刻印 4



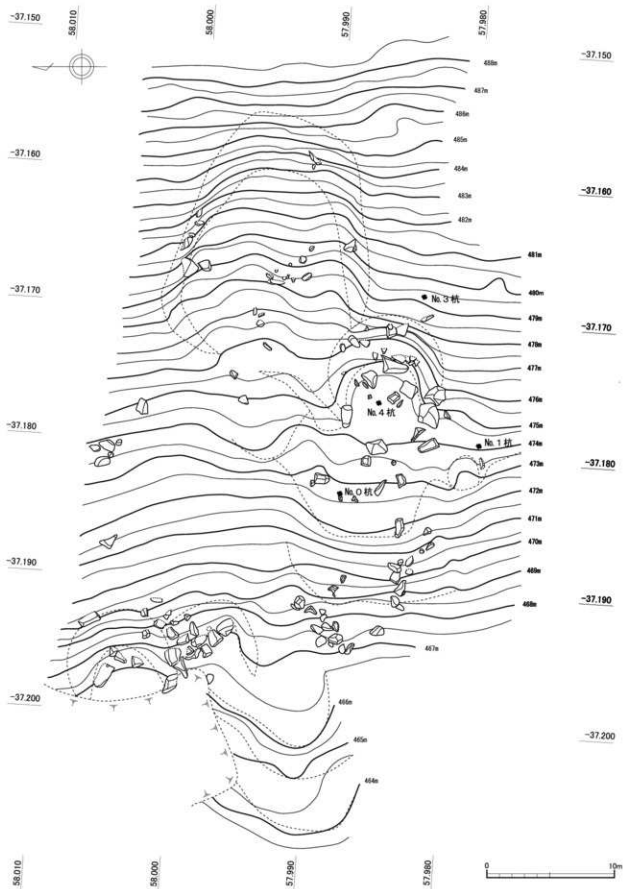
A 1 群 刻印 4 (扩大)



A 1 群 刻印 5



A 1 群 刻印 5 (扩大)



第4-3図 キゴ山西丁場跡 A2群 平面図 (S=1/300)



A 2群 第1地点 全景 (北西から)



A 2群 第1地点 全景 (南西から)



A 2群 平場下の礫



A 2群 平場下の礫



A 2群 第1地点 築石未製品控え



A 2群 第1地点 築石未製品ツラ



A 2群 切石材未製品



A 2群 切石材未製品



A 2 群 第 1 地点 探掘坑内原石



A 2 群 刻印⑦



A 2 群 刻印⑧



A 2 群 刻印⑩



A 2 群 刻印⑬



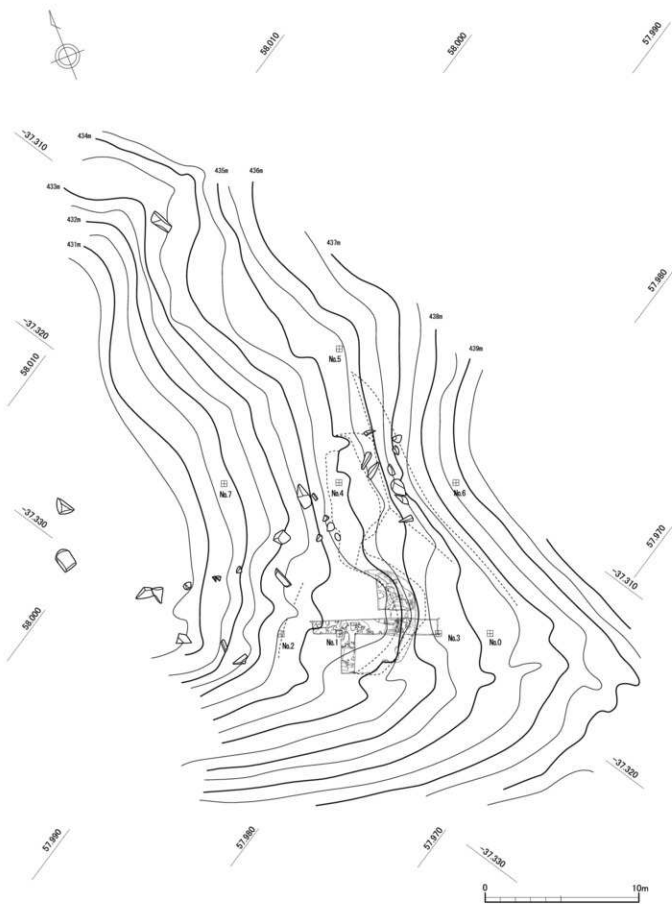
A 2 群 築石材刻印⑨



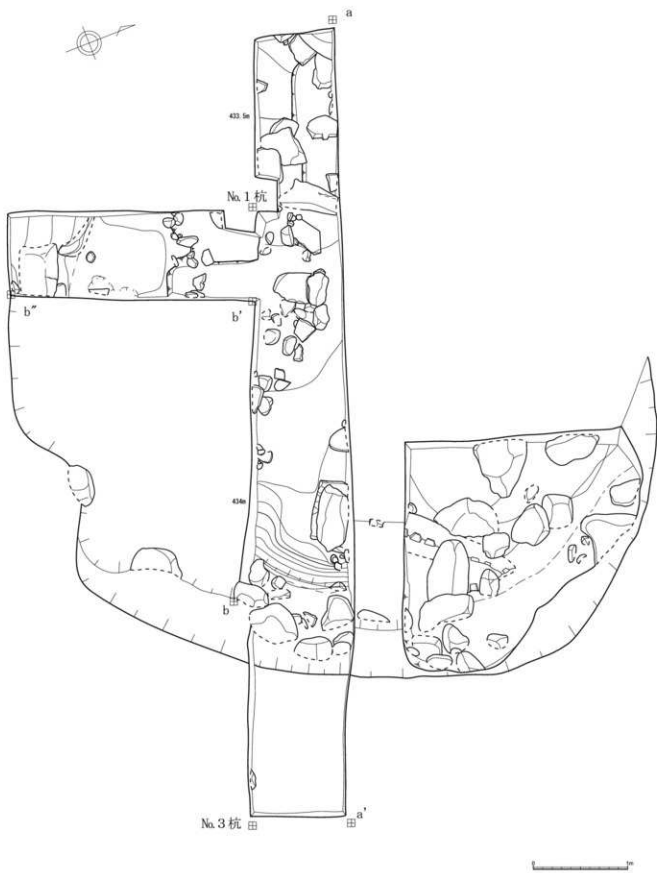
A 2 群 築石材刻印⑩



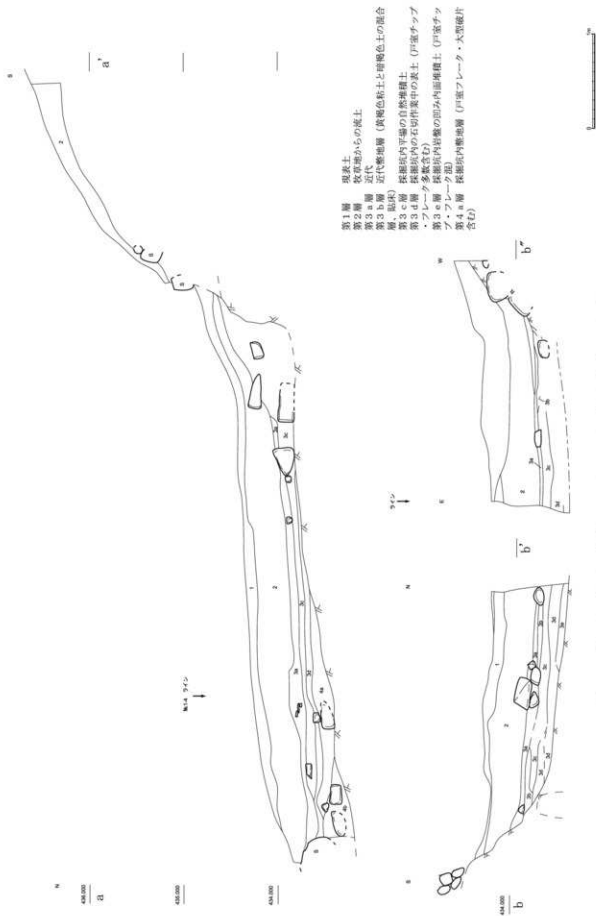
A 2 群 築石材刻印⑬



第4-4図 キゴ山西丁場跡 A3群平面図 (S=1/250)



第4-5図 キゴ山西丁場跡 A3群トレンチ 平面図 (S=1/40)



第4-6図 キゴ山西丁場跡 A.3 トレンチ 断面図 (S=1/40)



A 3 群第 2 地点 全景



A 3 群 母岩群



A 3群第1地点 調査着手前



A 3群第1地点 完掘後全景



A 3群 完成品



A 3群 完成品



A 3群 完成品



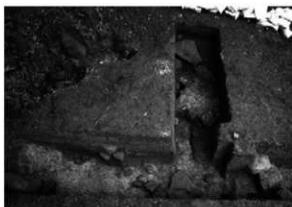
A 3群第2地点 完成品



A 3群第1地点 ガケ側完掘



A 3群第1地点 基本層序



A 3 群第 1 地点 石材検出状況（東から）



A 3 群第 1 地点 石材検出状況（南東から）



A 3 群第 1 地点 土層断面



A 3 群第 1 地点 遺物出土状況



A 3 群 刻印



A 3 群 刻印（拡大）



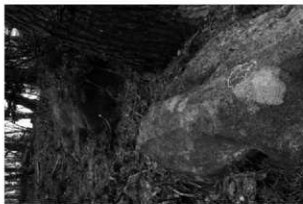
A 3 群 刻印石



A 3 群 刻印石



E群 刻印2 (拡大)



E群 刻印1・2



E群 刻印1 (拡大)



E群 刻印3



E群 刻印3 (拡大)

(2) キゴ山西丁場跡 A2 群の石材

はじめに

平成 11 年(1999)、金沢城址公園整備に伴ってキゴ山西丁場跡 A2 群から城内に搬入された 231 石のうち、保存用に保管されている 16 石の観察調査を行なった。今回は各石材の製作工程の検討を主目的としたことから、製作時に意図された用材の種別、つまり角石材か、築石材か、切石材かを識別することが可能な 14 石について報告する。内訳は粗加工築石材 7 石、切石築石材 5 石、切石角石材 2 石である。それぞれ最終段階で正面に大型刻印が施された完成品の石材と、その前段階に止まる未製品がある。



作業風景

なお、完成品の正面につく刻印は、全て三角形の中心に点を打ち円で囲んだ大型刻印である。

石材に残るノミ加工痕跡は 3 種類ある。一つは矢割りの後に瘤状に残った部位を削り取るもので、ここでは「瘤取りノミ」と称する。次に、主として石面を平滑に仕上げの際に用いるノミ加工で、筋状のノミ溝を刻むものを「スジノミ加工」と称し、ノミによるクレーター状の凹部が点状に残るものを「点ノミ加工」と称する。石面を平滑にする加工工程は、スジノミ加工で生じた蒲鉾状の凸部をノミでハツリ取りながら平滑にしていくもので、その繰り返し点が点ノミ加工痕として観察される。スジノミと点ノミの加工工程を繰り返すことで、石面の平滑化をより一層進めることができる。

各種用材の様相

No.	用材種	作業停止時の製作工程の状況		最大長×最大幅×最大厚(m) (控長×正面横×正面縦)
69	粗加工築石材	未製品	側面分割成形の途中	1.52×0.88×0.94
75	粗加工築石材	未製品	側面分割成形の途中	1.40×0.84×0.64
167	粗加工築石材	未製品	側面分割成形→正面分割成形(失敗)	2.10×1.03×0.95
47	粗加工築石材	未製品	側面分割成形→正面分割成形(失敗)	1.26×0.70×0.86
38	粗加工築石材	完成品	側面分割成形→正面分割成形→正面調整→正面大型刻印彫刻	1.23×0.84×0.63
65	粗加工築石材	完成品	側面分割成形→正面分割成形→正面調整→正面大型刻印彫刻	1.60×0.77×0.71
68	粗加工築石材	完成品	側面分割成形→正面調整→正面大型刻印彫刻	1.56×0.80×0.76
73	切石築石材	未製品	正面分割成形の前段階	1.27×1.35×0.68
9	切石築石材	未製品	正面分割成形→側面分割成形⇄側面調整	0.74×1.49×0.96
43	切石築石材	完成品	側面調整面・合端調整→正面大型刻印彫刻	0.62×0.95×0.92
41	切石築石材	完成品	側面調整面調整→正面大型刻印彫刻	0.74×0.75×0.80
230	切石築石材	完成品	石尻分割成形→側面調整面・合端調整→正面大型刻印彫刻	0.65×0.64×0.66
199	切石角石材	未製品	側面調整→側面分割成形→正面分割成形の前段階	3.33×1.95×1.43
50	切石角石材	完成品	正面調整→正面大型刻印彫刻	1.70×0.81×0.85

※作業停止時の製作工程の状況は切り合い関係が分かる範囲で記入

キゴ山西丁場跡 A2 群保存石材観察表

粗加工築石材

いずれの石材もキゴ山西オクノタニ丁場跡で復元した石材分割工程〔富田・加藤 2005〕の各局面を示す。石材の分割工程は、原石から母岩を割り出す大割りから始まり、母岩から粗割材を割り出す中割り、粗割材から粗石材を割り出す小割り段階へと進む。今回観察した粗加工築石材は、多くの場合で既に大割り段階を経ており、石割り作業面を上に向けて石を据え矢割りによって分割した後、石材を横倒しにして次の石割を繰り返す、最終的に正面を割り取って成形が完了する工程を示している。さらに、完成品の場合はノミで表面を均す調整加工段階を経て正面に大型刻印が施される。

未製品(No.69、No.75、No.167、No.47)

No.69 は、一側面は山傷に沿って矢割りする。しかし、割面が瘤状に残ったため、その部分に瘤取りノミを施している。No.75 は石材を回転させながら矢割りで分割している。残された矢穴列は正面予定面から石尻に向けて窄まるように入り、全ての矢穴が穿たれる途中で作業が停止している。矢穴の割付はコの字型の割付線を適宜つなげてコの字型の矢口ラインを彫り込みながら、その掘削工程へと進む工程が確認できる。No.167 は、側面を矢割りによって成形した後、正面の割り取り段階のものだが、山傷によって割り取りに失敗し廃棄されたものと考えられる。No.47 もNo.167 と同様に正面の割り取りに失敗しており、残された瘤を矢割りで剥ぎ取ろうと試みるがそれにも失敗し途中廃棄されたようである。

完成品(No.38、No.65、No.68)

No.38 は正面を割り取った後に、スジノミ加工で平滑に仕上げられ、その後大型刻印を施す。正面刻印の下半は後の割れで剥落している。No.65、No.68 は正面の割り取りは行われていないが、もともと平滑な自然面にスジノミ加工、点ノミ加工を施した後、大型刻印を附す。側面には瘤取りノミやスジノミ加工が随所に見られる。No.68 は、大きな瘤を少なくとも3つの矢穴を穿ち割り除いた後、スジノミ加工で平滑した様子が確認できる。なお、いずれの刻印断面も葉研状を呈す。



No.69石材



No.75石材



No.167石材



No.47石材

切石築石材

未製品 (No. 73, No. 9: 第4-7図1) No. 73は自然石が矢割りされる前段階を示す。粗加工築石の場合、正面から石尻に穿まるように矢割りされるが、ここでは矢穴列が両端と平行であり、切石築石材の正面を割り出すための矢穴列であると思われる。この場合、正面縦0.68m、控長0.83mとなり、切石築石材に適した法量を示す。矢穴の割付は後述するNo. 199と同様である。

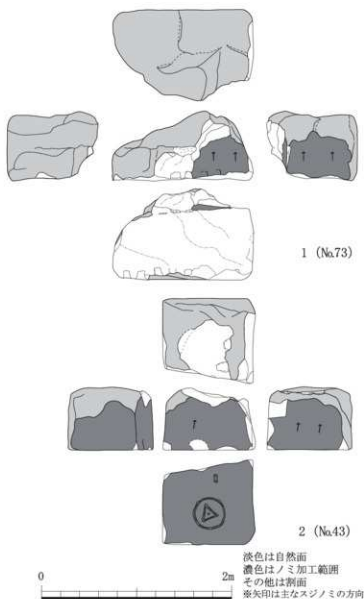
No. 9は、控えが特に短いにもかかわらず正面が割り出されているため切石築石材の未製品だと判断できる。正面を割り出した後、側面の一つは矢割りを試みるが、大きな瘤が残る。そのため、正面から石尻へのスジノミ加工によって側面の矢割り面を平滑にしながら、同時に瘤取りノミを施す。すでに隣接する側面はスジノミ加工の後、点ノミ加工で平滑に仕上げている。

これらの状況から切石築石材の製作工程は、先ず正面を割り出し、次に正面を上に向けて作業面とし、各側面の割り出しとノミ加工を行ったことがわかる。

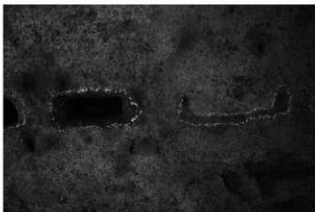
No. 9は二側面の割り出しが行われたものの、残る側面の割り出しが行われず、正面が横長の長方形を呈している。

完成品 (No. 43: 第4-7図、No. 41、No. 230) No. 43は正面の三辺が直交し、規格度が高い。石尻は自然面を矢割りりで成形したもので、側面は正面から石尻方向へスジノミ加工が施され、合端はより精緻に整えられている。正面は点ノミ加工で均した後、中央やや下方に断面葉研状の大型刻印を施す。正面上部には完掘しながら途中廃棄した矢穴が残る。この矢穴は深さ4cm程度しかなく、他の矢穴に比べて浅い。これはノミ調整段階で少なくとも3cm程度は削り込んで正面を平滑化したことを示している。No. 41は、正面の三辺がほぼ直交するものの不定五角形を呈する。石尻は自然面のままで、正面と側面に施された加工や大型刻印の様子はNo. 41と同様である。合端は精緻なノミ加工で平滑に仕上げる。いずれの石材も正面の加工と合端の加工の調子は一定であり、各側面の加工が完了した後、正面の仕上げと一連の工程で合端調整を行ったと考えられる。

No. 230は下部から上面に向かうスジノミ加工が正面下半を含め見られ、現状の下面が本来の正面であったことを示す。上面の矢割りは、元來石尻を成形するためのものである。その際の矢穴は側面の加工で削り取っており、石尻の矢割りが側面の加工に先行することを示す。正面上半は他の切石築石材同様に丁寧な点ノミ加工が見られ、中央やや下方に断面葉研状の大型刻印を施す。



第4-7図 キゴ山西丁場跡A2群
保存石材実測図1 (S=1/40)



No.73石材



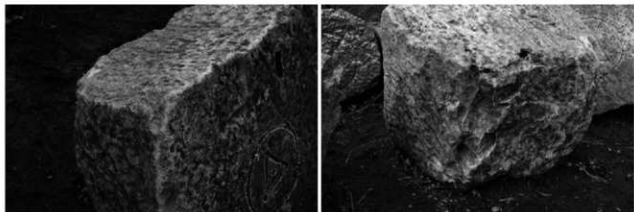
No.9 石材



No.9 石材



No.43石材



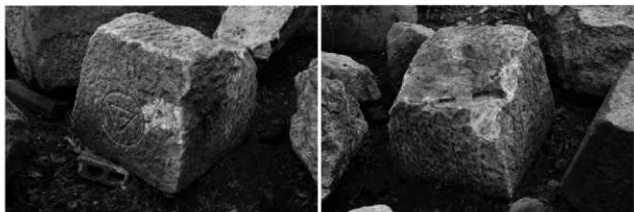
No.43石材



No.41石材



No.41石材



No.230石材



No.38石材



No.65石材



No.68石材



No.68石材

切石角石材

未製品(№199：第4-8図3) 図示した石材は、長さ約3.3m、幅と厚さが約0.8m、重さ約9.8tの長大な原石から角石を成形する途中で放置された未製品で、正面を割り出すための矢穴を穿つ時点で作業が停止したものである。ノミで平滑にされた上面は、正面幅約0.9m、控長約1.9mである。後の仕上げによる削平や石尻の割り出しを勘案すると、後述する№50と同寸法の角石の作成を予定していた可能性がある。石材は直交する二面を成形しやすい自然面を選択してノミ加工を施している。一つは丁寧な点ノミ加工が見られる作業時における上面(角石材としては側面にあたる)で、この面はもともと平滑な自然面であったようで、自然面に直接点ノミ加工が施された様子が観察できる。他方は下半に粗いスジノミ加工が残る側面で、スジノミ加工のノミ溝はかなり深く刻み込まれており、上面を規定面としてこれに直交する面を作るため、さらなる削平を予定していた様子が伺える。稜線部は既に精緻なスジノミ加工を施し、上面とほぼ直行する稜線部を作り出している。反対側の側面は上面を平滑にした後に矢割りしているが、下方は大きく割り損ねている。その後、作業は正面を割り取る工程に移り、正面予定ラインに沿って矢穴を割付けており、ノミ刻線の切り合いから判明する割付手順は、まず矢穴の長軸を等間隔に配した後、短軸を付け足し、縦長のコの字形枠線を割り付けるもので、この手法は、№73、№75でも確認できる。なお、№199で見られる分割工程は、作業時の上面から目的とする面を矢割していくもので、大局的にみると№9の切石築石材の製作工程と同様である。

完成品(№50：第4-8図4) 長さ約1.7m、幅と厚さが約0.81~0.85m、重さ約2.3tの角石で、正面はやや縦長の長方形を呈し、石尻に向けて若干窄まる。全面に仕上げのノミ加工が見られ、側面ではスジノミ加工と点ノミ加工を交互に施し平滑に仕上げられており、特に側面の周辺部はより綿密なノミ加工を施してより平滑に整えている。正面には丁寧な点ノミ加工の後に大型刻印を施す。刻印の断面形は底部両端に明瞭なノミ刻線を残す逆台形を呈するタイプである。正面と側面の一部には大型の捕獲岩があり、それに起因する山傷が深く入っている。このことが丁場に残置された理由の一つであろうか。

小結

キゴ山西丁場跡A2群保存石材を検討した結果、各用途材別の製作工程は次のように整理できる。

まず、粗加工築石材は石材を回転させながら側面を分割成形しており、キゴ山西オクノタニ丁場跡で復元した分割工程と共通である。両者は刻印種が異なるが、製作法は一致することに注意しておきたい。

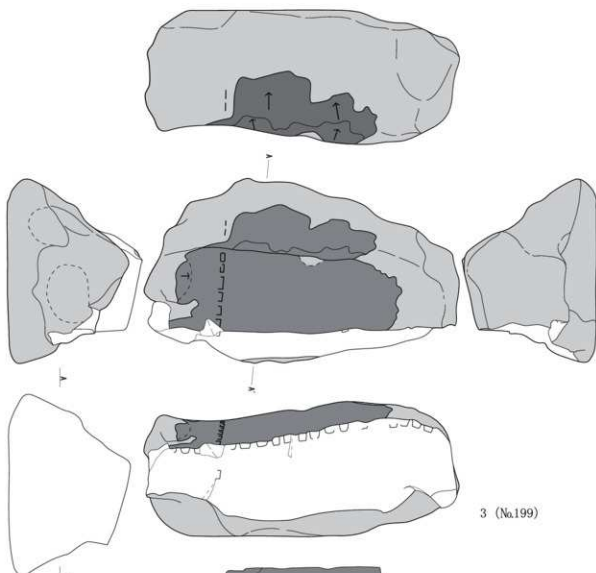
一方、切石築石材は、粗加工築石とは異なる工程を経て作成されることを確認できた。すなわち、最初に正面を割り出し、次に正面を上に向けて作業面とし、側面を矢割りして、ノミ加工で粗く仕上げる。その後、次の側面の分割と調整に進むというものである。最後に正面(時として合端)を加工し、大型刻印を施して完成となる。

粗加工築石と切石築石の違いは、控の長さや形状を優先した製作法と正面の寸法や形状を優先した製作法の差であると言える。粗加工石積と切石積は同時期に併存する石垣形式である。両者の使い分けは石材調達段階から、用材の製作工程に反映するほど明確に意識されていたことを示していよう。

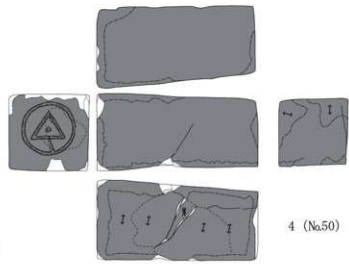
また、角石材未製品の№199は作業時に上を向いていた面の加工が他の面より先行していた。上面の加工をノミ調整まで進めてから片側面を割取り、そのまま石を動かさずに正面の矢穴彫りに着手している。製作途中で容易には動かさない巨石利用の大型角石ならではの製作法と言えよう。

なお、各石材の法量をみると、各用途材に応じた規格が存在していたようである。特に加工度の高い切石築石と切石角石では、一定寸法の規格的な用材製作を意図していたことを窺わせる。

以上、キゴ山西丁場跡A2群の保存石材という限定的な資料の観察によるものではあるが、石材の用途や石垣形式ごとに石材製作の作業工程に明確な違いがあることを確認することができた。今後は、地点や時期の異なる資料との比較検討が当面の課題である。



3 (No.199)



4 (No.50)

淡色は自然面
 濃色はノミ加工範囲
 その他は割面
 ※矢印は主なスジノミの方向



第4-8図 キゴ山西丁場跡A2群 保存石材実測図2 (S=1/40)



No.199石材



No.50石材

(3) キゴ山西オクノタニ丁場跡

キゴ山西オクノタニ丁場跡はキゴ山西丁場跡A3群から北西へ約200m離れた尾根の西斜面、標高390～400m付近の東西15m・南北25mの範囲に分布しており、採掘坑は3カ所確認している。平成15年度は、これら石材採掘坑周辺の地形測量を行い、第1地点については採掘坑内の試掘調査、残存石材の観察・実測等を行った。

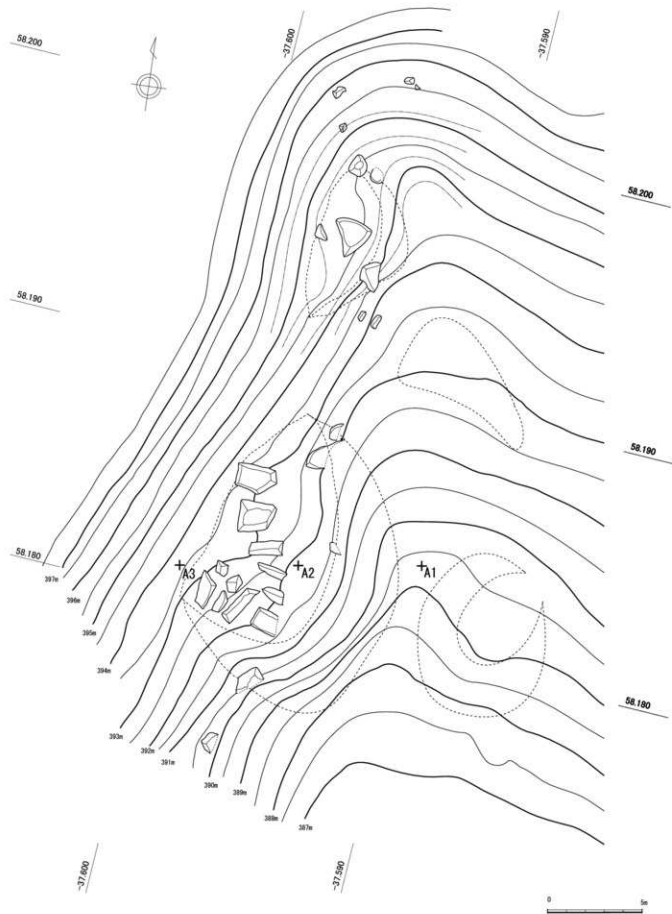
第1地点は急傾斜地に立地しており、採掘坑の平面規模は10×8m、斜面の山側で深さ約4mを掘り、掘削排土により形成された平坦面上に、粗割材、矢穴痕のある割石片、石垣石未製品等が残存していた。これらは粗加工段階（仕上げ加工前）の作業状態がそのままの姿で遺されたものと考えられる。これら残存石材に関しては、矢穴の位置や割面の凹凸、捕獲岩（戸室石に含まれる鉱物）の位置関係を詳細に観察して石材同士の接合関係を確認した。

石材分割工程は、①大割り（原石→母岩）、②中割り（母岩→粗割材）、③小割り（粗割材→粗石材）、の3段階で進み、いずれも石割り作業面を上に向けて石を据え、矢穴を彫り、矢を打ち込んで分割した後、石材を横倒して次の石割を繰り返しており、最後に正面を割取り、成形が完了すると、ノミで表面を均し、正面に刻印を刻んで完成と考えられる。石材を適宜回転させながら分割し、石垣用材を調整する一連の作業工程は、戸室石切丁場での石材加工の手順のモデルを提示している。

第1地点では3カ所で刻印が確認され、石材No.5の自然面および石材No.6の割面には「久」が彫られており（刻印①②）、未製品である石材No.1の天端割面には、円で囲まれたなかに「+久」刻印が彫られている（刻印③）。

北側に隣接する第2地点は、幅約5m、深さ2m弱の採掘坑で、第1地点と同様に掘削排土で平坦面が形成されている。原石には「久」刻印（刻印④）が彫られているが、矢穴など石材分割の痕跡は確認できない。また、第1地点東側の緩傾斜地に立地する第3地点は、平面規模6×7m程度の浅く掘り窪めた採掘坑であるが、表面観察では原石や矢穴痕のある割石片等の石材を確認することができず、第1・2地点とは様相を異にしている。なお、性格不明であるが、第2地点東側に3×7m程度の不整形な平坦面を確認している。

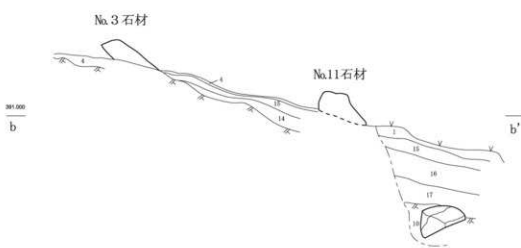
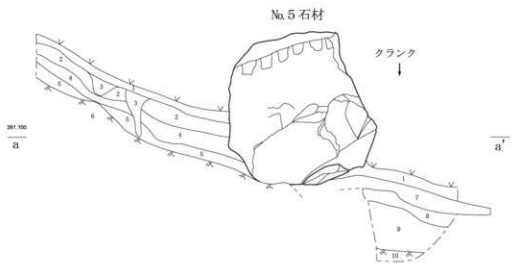
なお、キゴ山西オクノタニ丁場跡では完成品は残存せず、完成品に最も近い石材No.1でも面調整のための瘤取り作業の途中で停止した状況である。そのため金沢城内の石垣との直接対比ができないが、採掘坑の規模と隣接するキゴ山西丁場跡の年代から金沢城V類（寛永期）の丁場跡であると推定している。



第4-9図 キゴ山西オクノタニ丁場跡 全体図 (S=1/200)



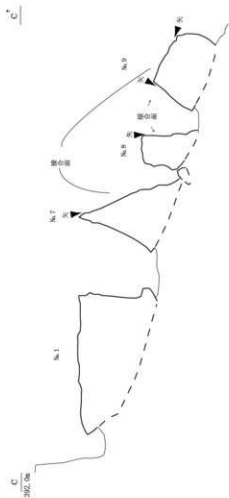
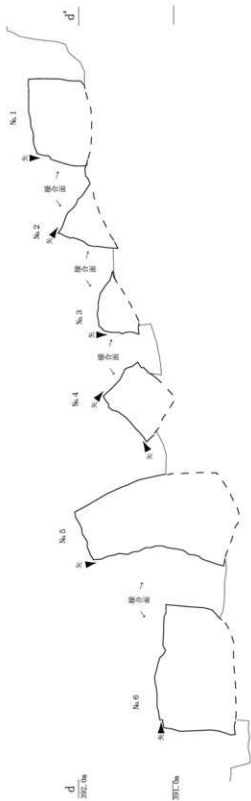
第4-10図 キゴ山西オクノタニ丁場跡 第1地点 (S=1/40)



- 第1層 暗灰色粘質土 (現表土)
- 第2層 灰茶褐色土 (丁場機業停止後の流土)
- 第3層 カクラン
- 第4層 灰茶褐色土 (流土)
- 第5層 灰茶褐色土 (鉄灰色ブロック混入)
- 第6層 岩盤層 (戸室タズ石多く含む)
- 第7層 灰茶褐色粘質土
- 第8層 灰褐色粘質土
- 第9層 灰褐色土 (戸室タズ石多く含む)
- 第10層 赤褐色土
- 第11層 濃暗灰褐色土
- 第12層 淡灰褐色土
- 第13層 濃淡褐色粘質土
- 第14層 濃灰黄褐色土 (雜地層、戸室タズ石混入)
- 第15層 灰黄褐色砂質土
- 第16層 灰褐色砂質土 (戸室タズ石含む)
- 第17層 灰褐色砂質土 (戸室タズ石・植物質腐植土含む)



第4-11図 キゴ山西オクノタニ丁場跡 トレンチ断面図 (S=1/40)



第4-12図 キゴ山西オクノタニ丁場跡 石材エレベーション図 (S=1/40)

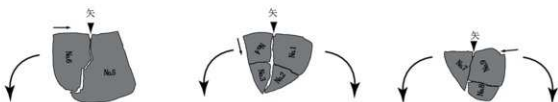
石割り以前の作業工程

- (1) 採掘地点の選定
- (2) 採掘坑の掘削と整地
- (3) 原石の据え付け

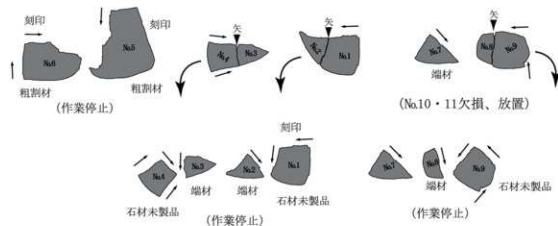
第1工程 原石→母岩



第2工程 母岩→粗割材



第3工程 粗割材成形



(第4工程 石材の面割り・ノミ調整)

(第5工程 面刻印)

— はノミ加工の方向を表す



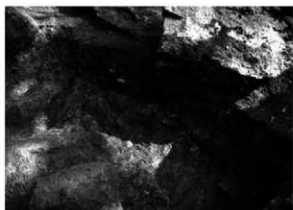
第4-13図 キゴ山西オクノタニ丁場跡 第1地点の石材分割工程 (S=1/40)



第1地点全景（北から）



第1地点全景（南から）



東西断面（北から）



母岩A下断面



No.1 石材



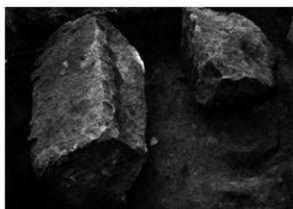
No.1 刻印



No.2 石材



No.3 石材



No.3・4 石材



No.4 石材



No. 5 石材



No. 5 刻印



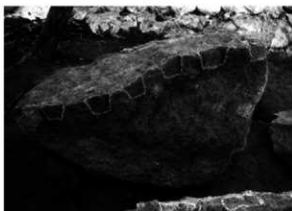
No. 6 石材



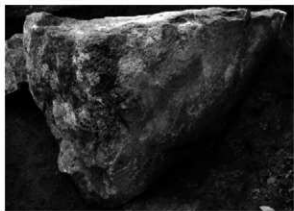
No. 6 刻印



No. 7~11 石材



No. 9 石材



No.10 石材



No.11 石材



第2地点全景



第3地点全景

2 戸室山西方低丘陵地の石切丁場跡—平成16年度調査— 俵大池南丁場跡

戸室山西方に広がる前山城のほぼ中央部に位置する俵大池南丁場跡は、金沢市俵町地内の独立丘陵（標高約220m）の丘陵斜面から頂部にかけて、A群8地点、B群13地点、C群11地点の合わせて3群、32地点の石材採掘坑の分布を確認している。

平成16年度は、A群全体の地形測量、試掘調査、B・C群の採掘坑部分の写真撮影、刻印の拓本化等を実施した。



第4-14図 俵大池南丁場跡概要図

現地調査日誌（抄）

8月23日（月）曇/雨	機材搬入、調査区 伐採作業開始、測量基準杭設定
8月25日（水）快晴	A群平板測量開始
8月30日（月）曇	A群第1地点掘削作業開始
9月3日（金）快晴	A群第1地点採取サンプル土選別作業開始
9月21日（火）晴/曇	第1地点採取戸室礫・チップ洗浄
9月27日（火）晴	A群第1地点完掘写真撮影
9月28日（水）曇/晴	A群第2～6地点写真撮影
9月29日（水）雨	橋本澄夫金沢学院大学教授現地指導
9月30日（木）晴	A群第1地点断面図実測作業開始
10月4日（月）雨	金沢城調査研究専門委員（埋文・伝統技術）現地指導、B群石材清掃作業
10月6日（水）晴	酒寄教史金沢大学教育学部助教授（岩石学）現地指導
10月7日（木）快晴	C群石材清掃作業、A群道跡トレンチ掘削
10月12日（火）晴/雨	石材実測作業
11月4日（木）晴	記者発表（報道機関向け現地説明）
11月7日（日）快晴	一般向け現地説明会開催
11月9日（火）快晴	A群第1地点トレンチ埋戻し作業
11月11日（木）晴	C群採掘坑写真撮影、調査区周辺整備、機材撤収作業（現地作業終了）

A群の採掘坑規模は、直径3～6m程度、深さ1m以下の小型採掘坑であることが確認された。試掘調査を実施した第1地点採掘坑の規模は、平面が3.5×6m、深さは1m程度で、採掘坑内には石垣石の完成品（石材No.1）、矢穴痕のある石材や割石片（石材No.2・3）が残存し、採掘坑の前面には、掘削排土で形成された若干の平坦面が伴っている。また、採掘坑内の掘削土を土層ごとにくみ分けしたところ、石材No.1～3周辺の採掘坑底面に戸室石のチップや小フレイクが多く散布していたことから、この位置で石材の分割・成形を行っていたと推定される。また、石材を分割等する際には、石材と地面との隙間に割石片や風化礫を噛ませて、石材を安定させていることが、No.1・2石材下部の検出状況から推定される。

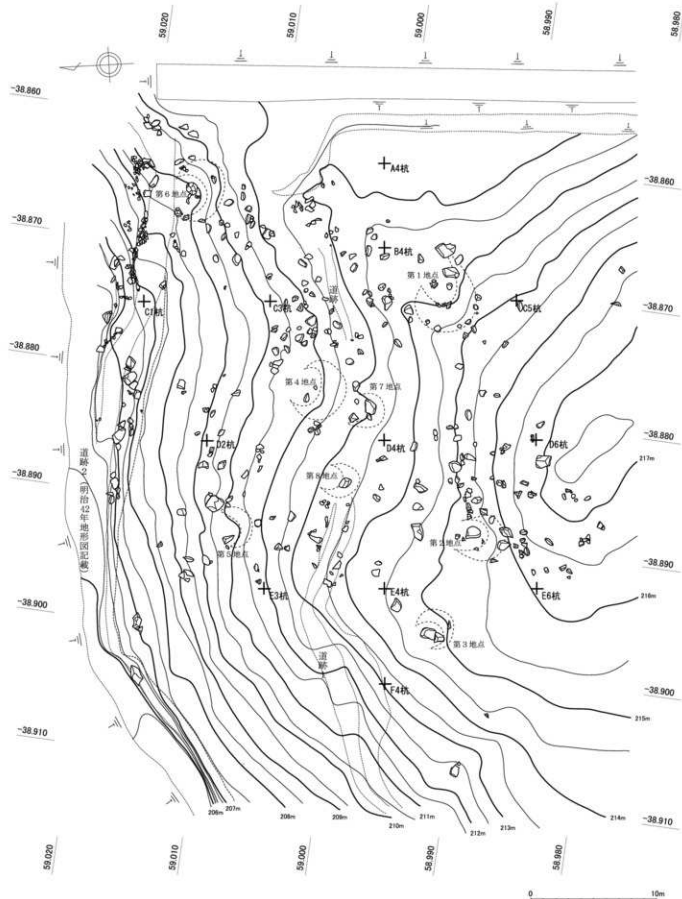
第1地点以外でも、矢穴痕がある割石片が残存する採掘坑（第2地点）や、刻印が彫られている原石が残る採掘坑（第8地点：刻印⑤）、未製品が残存する採掘坑（3地点）を確認した。

A群には道跡が2条あり、北側の道跡に関しては明治42年（1909）測量5万分の1地形図に記載される依集落から湯谷原集落へ通じる道と推定される。他方はA群中央部に痕跡があり、現況幅は2m弱である。第8地点以東では道跡の痕跡が不明瞭である一方、以西では遺構の遺存状態が良好であるので、第8地点西側で試掘調査を実施した結果、山側を掘削し、その掘削土で谷側を盛土していることが判明したが、路盤改良等は確認されなかった。

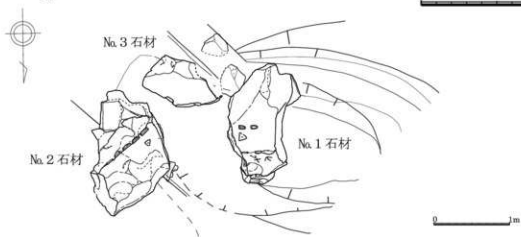
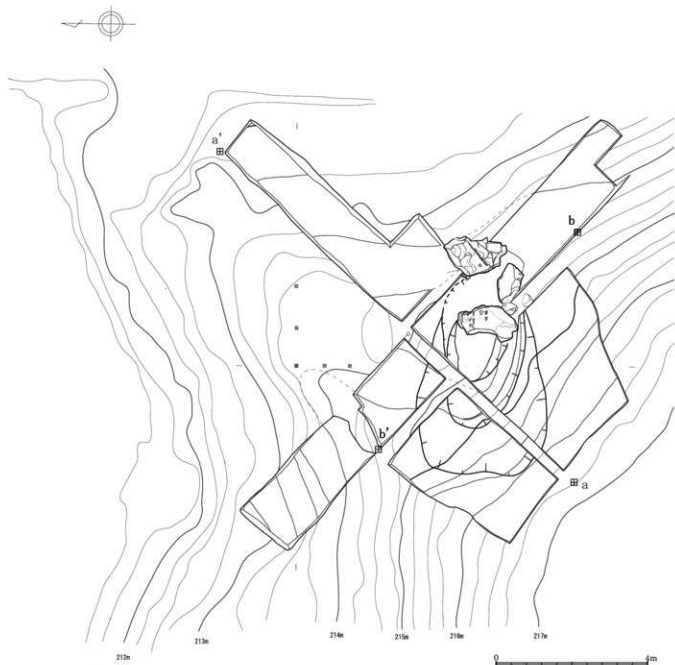
A群第1地点に残る石材No. 1について、矢で大きく分割したのは現在底面になっている面だけで、他の控え部分の面は自然面や節理面であり、一部に剥離痕が見られる。小面は、矢での瘤取り後、部分的なノミ加工を施しているが、概して凹凸が残り、ノミ痕の上から刻印が彫られていることが確認された（刻印①）。小面の刻印は完成時に施されると想定されるので、これは石垣石の完成品であると考えられる。なお、石材No. 1・2ともに、石材の天端に簡略刻印が彫られている（刻印②③）。第2地点北方に残存する石材も第1地点石材No. 1と同様の状況で、小面の瘤取り後ノミ加工が施されている等ほぼ完成品であるが、控え部分が破損したため放置されたものと考えられる。また、第3地点北東の未製品は、割り面の凹凸や石材に含まれる捕獲岩の位置関係の比較から、第3地点採掘坑内に残存する原石から分割されたもので、小面調整の際、石材に亀裂が生じたため作業途中で放棄されたものと推定される。また自然面に刻印があるが（刻印④）、これは第8地点刻印⑤と共通のもので、B群にも分布しているが、A群第1地点とは異なる種類のものである。

B群では、13カ所の採掘坑を確認した。いずれの採掘坑も概ね直径3～4m、深さ1m以下の小型採掘坑で、3カ所で原石刻印を確認した（刻印⑥⑦）。これはA群西側で確認できる刻印④⑤と共通する刻印である。B群では原石刻印のほか、矢穴のある端材が遺存しているが、完成品・未製品は遺存していない。またC群では、11カ所の採掘坑を確認した。完成品・未製品はなく、矢穴列の彫られた原石や矢穴のある端材が確認できる。刻印は1点「・」があり、A・B群とは異なる。

以上の残存石材は金沢城Ⅲb類（慶長期後半頃）の特徴を示しており、俵大池南丁場跡は当該期の石垣普請に伴う丁場跡であると推定される。また採掘坑の規模形状と産出する原石が奥山城と比較して概して小振りであることから、採掘坑1地点につき1～数個の原石を掘り出し、1個の原石から加工される石垣石は1～2個程度と推定される。



第4-15图 依大池南丁場跡 A群全体图 (S=1/300)



第4-16图 依大池南丁場跡 A群第1地点全体図 (S=1/50、1/100)



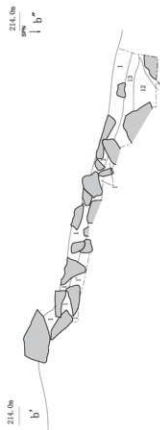
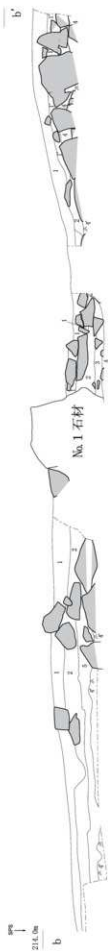
- 第1層 明次色腐植土(表土)
 第1'層 灰褐色土(基本は第1層と同じ)
 第2層 暗茶褐色土(戸塚フレーク・チップ層)
 第3層 明褐色土(戸塚フレーク・チップ層)
 第4層 明褐色土~暗灰褐色土(赤戸気風化礫多数混)
 第4'層 明次褐色粘質土
 第5層 暗茶褐色土(旧表土)
 第6層 明次褐色土(灰礫状粘土)
 第7層 明次褐色土
 第8層 暗褐色土(第5層埋没時の粘土ブロックか)
 第9層 暗褐色土(堀山層)
 第10層 明次褐色土
 第11層 暗次色粘質土(深掘灰礫層後の流れこみ)

214.70m
a'

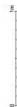
214.70m
a'



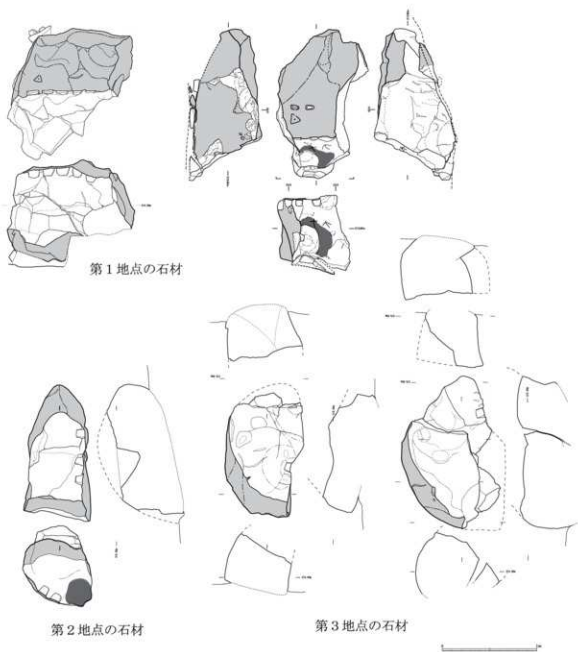
第4-17図 依大池南丁場跡 A群第1地点 断面1 (S=1/40)



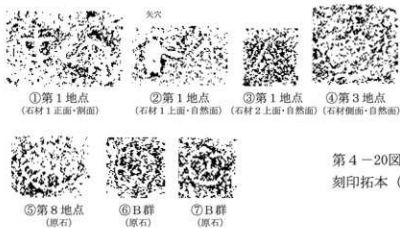
- 第1層 暗灰色腐植土 (赤土)
- 第1層 灰褐色土 (基本は第1層と同じ)
- 第2層 暗赤褐色土 (戸室フレーター・チップ部)
- 第3層 暗褐色土 (戸室フレーター・チップ部)
- 第4層 灰褐色土 (明褐色褐色土 (赤戸室腐植土多数混))
- 第5層 暗褐色土 (赤土)
- 第12層 暗赤褐色土 (カクラン?)
- 第13層 暗赤褐色土 (自然堆積層)



第4-18図 萩大池南丁場跡 A群第1地点 断面2 (S=1/40)



第4-19図 依大池南丁場跡 石材実測図 (S=1/40)



第4-20図 依大池南丁場跡 刻印拓本 (S=1/10)



遠景（西から）



A群 第1地点（調査前）



A群 第1地点 東西断面



A群 第1地点 戸室石剥片検出状況



A群 第1地点 完掘 (東から)



A群 第1地点 完掘 (西から)



A群 第1地点 石材群 (北から)



A群 第1地点 石材群 (南から)



A群 石材群



A群 石材1 (北から)



A群 石材1 (南から)



A群 石材2 (北から)



A群 石材2 (南から)



A群 石材群



A群 石材3



A群 第1地点 5地区 完掘



A群 第1地点 5地区 北壁



A群 第2地点 (北から)



A群 第2地点 矢穴石 (西から)



A群 第3地点 全景 (南西から)



A群 第3地点 未製品1



A群 第3地点 未製品2



A群 第3地点 原石残核



A群 第4地点 全景（北から）



A群 第5地点 全景（東から）



A群 第6地点 全景（北西から）



A群 第7地点 全景（北から）



A群 第8地点 全景 (西から)



A群 第8地点 刻印



B群 第1地点 刻印石



B群 第2地点 全景



B群 第2地点 矢穴石



B群 刻印石



B群 第7地点 全景



B群 第8地点 全景



B群 第11地点 全景



B群 第11地点 矢穴石



C群 第1地点 未加工石材



C群 第2地点 石材



C群 第3地点 全景



C群 第3地点 ツラ加工石



C群 第4地点 全景



C群 第4地点 矢穴割付線のある石材



C群 第5地点 全景



C群 第5地点 刻印石



C群 第6地点 全景



C群 第7地点 全景

3 戸室山南西部の石切丁場跡—平成17・18年度調査— 別所戸室権現下丁場跡

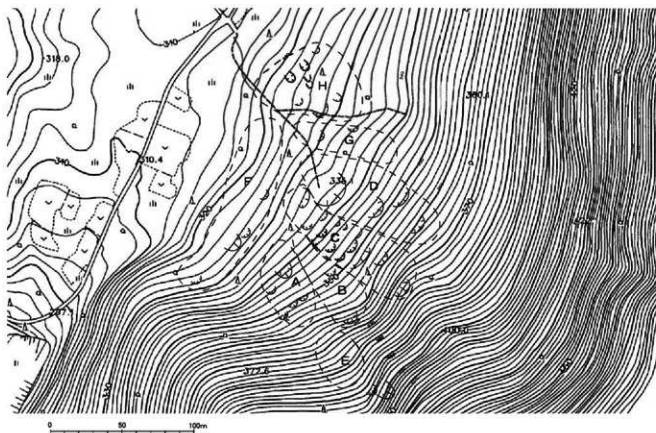
(1) トイタビラ地区の概要、調査方法と経過

平成17・18年度は、戸室石切丁場の分布域の中でも、戸室山西麓に展開する別所戸室権現下丁場跡南端のトイタビラ地区で、地権者の協力を得て、地形測量・石材観察・試掘調査等の現地調査を実施した。

戸室山の西側斜面は、約1万8千年前に発生した戸室山の山体崩壊により急崖となっており、その急崖がやや緩くなった標高330～370m付近は、「崖錐地形」を形成しており、非常に多量の加工痕がない戸室石礫が堆積している。別所戸室権現下丁場跡は、その礫が堆積した区域南北約700mにわたって分布する丁場跡である。トイタビラ地区では、この緩傾斜面を中心とした場所で、径10m級の中型探掘坑が8群・約40地点分布することを確認し、地形測量をA～E地区で実施した。なお各地区は、石材搬出路と推定される道跡等を境界として任意に区分したものである。

平成17年度は、6月から10月にかけて、主としてA地区・B地区の地形測量・石材観察、及びC地区の地形測量を実施した。当初単年度で終了させる計画であったが、現地調査に着手すると、予想外に石材が濃密に分布していることが判明し、また平成17年度調査区の北側に展開するD地区も併せて詳細調査を実施することにより、多くの成果を得られる見込みが立ったこと、また、A地区の平坦面（A10地点）の性格究明のために試掘調査の実施が必要となったことなどから、翌年度もトイタビラ地区の詳細調査を実施した。

平成18年度は、5月から8月にかけて現地調査を実施し、主としてC地区・D地区の地形測量・石材観察、A地区の平坦面（A10地点）の試掘調査を実施した。なお、現地調査の経過については、現地調査日誌（抄）を参照されたい。



第4-21図 トイタビラ地区全体図

現地調査日誌（抄）

（平成17年）

6月29日（水）曇/雨	現場テント設営、機材搬入、テント周辺整備
6月30日（木）雨	A地区草刈り作業開始、基準点測量業務委託立会い
7月5日（火）雨/晴	A・B地区平板測量開始、B地区草刈り作業開始
7月6日（水）晴	文化庁記念物課坂井秀弥主任調査官現地視察
7月7日（木）曇/雨	B・C地区境界付近草刈り作業開始
7月13日（水）曇	A地区東側平板測量開始、伐採木等撤去作業
7月19日（火）曇	E地区草刈り作業開始
7月29日（金）晴	A地区石材清掃作業
8月2日（火）快晴	C地区平板測量開始
8月4日（木）快晴	B地区石材・採掘坑清掃作業、橋本澄夫金沢学院大学教授現地指導
8月5日（金）快晴	石材観察カード作成
8月8日（月）快晴	写真撮影開始
8月18日（木）快晴	B地区石材、地形測量図へ記入開始
9月1日（水）快晴	金沢城調査研究専門委員（埋文・伝統技術）現地指導
10月7日（金）曇	機材等撤収作業（現地作業終了）

（平成18年）

5月8日（月）曇/晴	倒木撤去業務委託立会い
5月10日（水）曇/雨	現場テント設営、機材搬入、C地区周辺草刈り・石材清掃作業開始
5月12日（金）快晴	基準杭設定、A地区A10地点トレンチ掘削作業開始
	C地区石材、地形測量図へ記入開始
5月25日（木）快晴	D地区草刈り・石材清掃作業開始
6月5日（月）快晴	北野博司伝統技術（石垣）専門委員現地指導
6月6日（火）曇	A地区A10地点トレンチ 写真撮影、実測作業開始（～6/8）
6月9日（金）曇/雨	C・D地区石材観察カード作成開始
6月12日（月）快晴	D地区D2地点地形測量
6月16日（金）曇	C地区全景写真撮影
6月22日（金）快晴	H地区間知石周辺等草刈り・石材清掃作業
6月27日（火）曇	金沢城調査研究専門委員（埋文・伝統技術）現地指導
6月28日（水）曇/晴	D地区写真撮影
6月29日（木）曇/晴	酒寄教史金沢大学教育学部助教授（岩石学）現地指導
6月30日（金）雨/曇	A地区A10地点トレンチ埋め戻し作業
7月23日（日）曇	地元向け現地説明会
7月25日（火）曇	H地区間知石実測作業
8月1日（火）晴	報道機関向け現地説明会（資料提供）
8月2日（水）快晴	C・D地区刻印拓本取り作業
8月3日（木）快晴	機材等撤収作業（現地作業終了）

(2) 調査成果

A地区 A地区は、トイタピラ地区南西端の標高337～360m付近の40×50m程度の範囲に展開している。B地区は道跡を挟んで北側に位置している。採掘坑と推定される窪地は10カ所確認している。A地区に遺存する加工痕のある石材は、完成品2個、未製品5個（製作途中2個、失敗廃棄3個）、自然面に刻印が彫られた石1個、矢穴のある端材37個を確認している。以下、完成品・未製品が遺存する地点を中心にして記述する。

A2地点は、直径約12m、斜面の山側で深さ1m弱の浅い採掘坑で、面にノミ調整を施した築石材未製品（石材A7）や矢穴痕のある端材がある。北側に隣接するA1地点上端にかかる未製品（石材A4）や、その周囲の端材もA2地点由来のものである可能性がある。

A5地点は、直径約22m、斜面の山側で深さ約2mの採掘坑で、築石完成品1個（石材A25）、築石未製品1個（石材A22）、切石未製品1個（石材A24）があり、端材は採掘坑より下方に点在している。完成品A25には、刻印が彫られている（刻印番号1）。A6地点は、直径約9m、斜面の山側で深さ約1.5mの採掘坑で、築石完成品1個（石材A30）が遺存する。完成品には、刻印が彫られており（刻印番号2）、A5地点完成品と共通する。端材は採掘坑より下方に点在している。現状では、採掘坑内に加工痕のない自然礫が多量にあるが、これらは後世堆積したものと推測される。

A10地点では、直線的に配置された石列が平坦面上に観察でき、石切丁場と何らかの関連があると推測し、その性格を確認するために一部トレンチ調査を実施した。その詳細は後述した。

B地区 B地区は、A地区北東側に隣接し、標高340～365m付近の30×60m程度の範囲に展開している。C地区は道跡を挟んで北側に位置している。B地区はトイタピラ地区の中でも大きな谷地形を呈しており、ここには戸室石礫が多量に堆積している。採掘坑であると明瞭に推定される窪地は2カ所確認しているが、それ以外に、石材採掘を伴わないで石材加工が行われた可能性がある地点が確認された。B地区での加工痕のある石材は、完成品5個、未製品7個（製作途中5個、失敗廃棄2個）、端材42個確認している。以下、完成品・未製品が遺存する地点を中心として記述する。

B2地点は、現状では加工痕のある石材だけでなく、多くの自然礫が散乱している。石材採掘の痕跡は不明瞭であるが、直径約10m程度の範囲において、完成品2個（石材B29：刻印番号4、石材B53：刻印番号3）、未製品3個遺存している。これら石材は採掘を伴わず手頃な大きさの石材を得て加工を行ったと推定される。

B3地点は、完成品2個（石材B40：刻印番号2、B41：刻印番号3）確認されている。また、B4地点では、未製品1個（失敗廃棄、石材B44）が遺存する。この未製品と地面との隙間に割石片や風化礫を噛ませて石材を安定させており、同地点で分割作業を行ったと推定されるが、同地点には明瞭な採掘坑は伴わない。

これらに対して、B7地点はB地区で最も標高が高く、標高359～365m付近に位置し、且つ採掘坑の掘削が明瞭である。採掘坑規模は、直径約11m、斜面の山側で深さ約4.5mあり、トイタピラ地区では深い採掘坑である。大きな端材が遺存するが、完成品・未製品はない。採掘坑の斜面の高い位置に矢穴石が掛かっているのは、B7地点で採掘されたものではなく、より標高の高い採掘跡から落ちてきた端材と推定される。

B8地点は、戸室自然礫は多量に分布しているが、矢穴石が1点しかなく、また明瞭な採掘跡も確認できず、B地区内の他地点とは様相が異なり、後述するE地区の状況と近似する。

C地区 C地区は、B地区とD地区とに挟まれた地区で、標高334～353m付近の30×70m程度の範囲に展開しており、詳細調査したA～E地区の中では傾斜が最も緩やかな地形上に立地している。採掘坑と推定できる窪地は13カ所確認している。C地区南側の小谷状地形には小礫が集中し、北側の尾根状地形には、人頭大の小礫群はほとんど見られず、2m大の石が間隔を置いて分布している。

C地区での加工痕のある石材は、完成品5個（うち切石雁木材2個）、未製品3個（製作途中2個、失敗廃棄1個）、原石刻印石33個、端材105個を確認している。以下、完成品・未製品が遺存する地点を中心に記述する。

採掘坑は、より緩傾斜地形である標高336～343m付近で確認でき、その周辺で加工痕のある石材が多く確認できる。C1地点・C3地点は、A・B地区同様に、採掘跡の窪みが明瞭で、排土による平場形成が見られ、完成品・未製品・端材等が遺存している。また、C2・C5・C6・C9・C10地点は、採掘跡の窪みが比較的浅いが、その周囲に完成品・未製品や自然面に刻印が彫られた石等が遺存しているので、採掘坑であると推定できる。C7・C8・C11地点については、現状では戸室礫が多量に堆積し、地形がやや窪んでいることが視認できる程度であり、採掘坑と断定するのは難しいが、周囲に加工痕のある石材が分布している。またC地区では傾斜変換点に当たる標高348～352mにかけて非常に多量の人頭大の礫が堆積しており、これより上位は傾斜が非常に急であり、加工痕跡がある石材は殆ど確認できない。また窪んだ地形も確認できるが（C12・C13地点）、加工材が確認できないので石材採掘坑かどうか不明である。

また、C地区では、V字矢穴石が1点だけ確認されている（石材C69）。石材C69に隣接して、あたかも石が脇へ寄せられたような空閑部分があり、そこには戸室チップ片が多量に散布しており、石材分割が行われたことを窺わせる。また石材C69から北西方向の麓へ向かう幅1m強の石がない部分が確認でき、樋等で石を搬出した際の道跡と推定される。V字矢穴石はC地区以北、特にD地区で濃密な分布が確認でき、A・B・E地区では確認していないことから、V字矢穴による石材分割は、C地区以北で行われたと考えられる。

D地区 D地区は、C地区とG地区とに挟まれた地区で、標高330～360m付近に展開しているが、詳細調査は概ね標高350m以下で実施した。採掘坑は8カ所確認している。D地区での加工痕のある石材は、完成品1個、未製品8個（製作途中3個、失敗廃棄3個、V字矢穴による製作途中1個、V字矢穴による失敗廃棄1個）、原石刻印石13個、端材63個（方形矢穴26個、小型方形矢穴2個、V字矢穴35個）を確認しており、A～C地区とは異なり、V字矢穴石が多く遺存している。以下、完成品・未製品が遺存する地点、及びV字矢穴石が遺存する地点について記述する。

D地区では、C地区と同様に、採掘坑周辺に原石刻印が遺存している。明瞭に採掘坑の地形が確認できるD1地点は、D地区で最も標高の低い標高330～334m付近にある。直径約14m、斜面の山側で深さ約2mの採掘坑で、排土により10m×10m級の平場が形成されている。完成品は遺存しないが、築石未製品1個（失敗廃棄：石材D3。刻印あり）、原石刻印石1個（石材A1）のほか、端材1個を確認している。D1地点の刻印はいずれも十手形（刻印番号24）である。D6地点は、直径約8m、斜面の山側で深さ約1mの採掘坑で、完成品は遺存しないが、築石未製品1個（製作途中、石材D28）、原石刻印2個（石材D27・61）のほか、端材1個を確認している。D1・D6地点ではV字矢穴石は確認されていない。

D地区北東側に当たるD7～9地点には、今回詳細調査を行った範囲では最も多くのV字矢穴がある端材の分布が見られる。近世段階の刻印が彫られた石を伴う採掘坑が複数確認できるが、それと重複するようにV字矢穴段階の採掘跡があり、現状では正確な近世段階採掘坑数は不明である。V字矢穴石が遺存する地点には、あたかも石が脇へ寄せられたような空閑部分があり、それらはV字矢穴による分割の痕跡と推測され、D9地点で13カ所確認できる。また、V字矢穴により分割された石材未製品（石材D49）があり、方形矢穴による分割工程と同様に回転させて石割をしている状況が確認できる。

ところで、標高333～337m付近には、全長約40m級のD2地点がある。この採掘坑は、径6～10mの採掘坑を馬蹄形に細長く連結したような形態で、排土は低地側に掻き出すだけではなく、すぐ隣接地に塚状に盛り上げており、近世段階採掘坑の排土山とは若干様相が異なる。排土を上方へ盛り上げる作業

状況は、重機の使用が窺える。近世段階矢穴石以外は確認できず、現地での石材分割は行われていないと推定される。田島・清水地区で確認できる大規模な近代採掘坑と比べると、規模は小さく、形態が異なる。

E地区 E地区は、詳細調査範囲では最高所に位置し、標高368m付近から390m付近までの東西約20m、南北約40mの範囲の急傾斜地に立地する。多量の戸室自然礫で埋め尽くされ、E地区の周囲は杉が植林されているにも拘わらず、E地区だけはその礫を避けたように植林の空白地帯となっている。E地区中腹付近には、トラバースするように石がない部分があり、道跡とも推測されるが、その性格・時期等は不詳である。加工痕が見られる石としては、端材（方形矢穴）を中腹部標高375m付近（E1）とE地区北端である標高368m付近（E2）の2点のみ確認し、完成品・未製品・刻印石やV字矢穴石は未確認である。なお、地形測量では矢穴石が確認できる標高までコンタで地形を図化し、加工痕のない自然礫は図化を省略した。

以上のように、E地区では矢穴石を2点のみ検出し、石材採掘・分割の痕跡に乏しい。これら端材を下方より引き上げたものとは想定し難い。そこで、E地区より上方からの転落石の可能性を考慮し踏査すると、採掘坑のような地形を確認したが、その周囲に加工痕のある石材が確認できなかった。

F地区 F地区はA～D地区の北西側に隣接する標高320～330m付近の緩傾斜地に立地し、東西約30m、南北約130mの規模である。採掘坑と推定される地形は4カ所確認し、その周囲では築石完成品や原石刻印、雁木石製品などを確認している。

G・H地区 G・H地区は、D・F地区の北側を通る道路以北、標高320～340m付近に展開する地区であり、50×100mの範囲に分布している。

F地区とH地区との間には、第2次世界大戦後に石材を搬出するために開削された、農道から南東へ進む道路があり、農道から約80m南東の地点で二又に分かれる。この道路は、一方は南東方向のD地区第2地点へとつながり、もう一方は東方向の山上へ向かい、この道路を境界としてG・H地区に便宜的に分割した。G・H地区では、採掘坑と推定される地形は10カ所確認し、端材のほか、原石刻印石、V字矢穴石が確認できる。特にH地区では、間知石の完成品を3点確認している。

A10地点の遺構 A10地点とした調査地点については、直線的に配置された石列が観察でき、石切丁場と何らかの関連があると推測した。トイタビラ地区の測量調査にあたって、石列のみられる平坦面の性格を確認するために、平成18年度にこの平坦部の石列周辺において一部トレンチ調査を行うこととなった。A10地点周辺でみられる平坦面の多くは、石垣石採掘時に掘り出された排土山を作業場として利用して形成されたものである。

平坦部分の周辺の地形は、斜面上方が南東、下方が北西となる。平坦部の上方下方と東方向斜面には、採石坑が多数展開するが、西方向斜面では見られない。

石列は不整形なL字状に並んでいるようで、東西方向に5.4m、南北方向に1.2mの規模をもつ。いずれも表面は風化しているものが多く、割り面はない。石列周辺には矢穴痕をもつ割石が散発的に見られるが、石を割る際にでる剥片はほとんどみられない。この平坦面を掘り下げる前の観察では、この地点が採掘坑の一部や、石割を行った場所であるとは考えられなかった。

調査は平坦面の石列を中心に東西6m×南北4mの範囲を掘り下げた。また、石列に直行するように2本のトレンチを先行して入れ、土層の堆積状況を確認した。1層は表土層である。調査前に確認できた石列はこの層に含まれる。2層は上部からの転石とみられる人頭大から握り拳大の礫を含む赤褐色粘質土層で、掘り下げていくほどに礫が多数見られるようになり、ほぼ全面が礫となっていく。堆積している礫は自然礫であった。3・4層はある段階でのベース土と考えられ、風化した小礫を含む層である。4層は5層の旧表土を切るように堆積していることから、5層を整地、盛土した可能性がある。ただし、3・4層とも風化礫や自然礫を含むが、丁場での割り石を含まないことから、本遺跡周囲が石切丁場と

して利用される以前もしくは直前に盛られた土と考えられる。5層は前述したように、旧表土とみられる。やや暗い褐色土で、0.5～1cm大の炭化物を多く含む。6層は橙褐色を呈する地山層である。地山は浅いところで表土層から約50cm下がったレベルでみられた。地山の傾斜をみると、元々緩やかな傾斜で、比較的平坦な地形であったようにみられる。現地形が全て人為的に造成されたではなく、平坦な場所を選んでいた可能性が考えられる。ただし、この平坦部の性格を位置付けるような遺構は確認されず、石列についても、その性格・機能は不明である。ただし、H地区とした、間知石を検出した地点で、割石と自然石が並んだ状態で確認された。一見するとA10地点の平坦面の石列と類似したものにみえ、H地区の石列は間知石と関係があるとみられることから、A10地点の石列も新しい時期のもの可能性が高いと考えられる。

(3) 小結

近世段階の採石について トイタビラ地区で確認できる採掘坑は、概ね直径10m級の中型採掘坑で構成される。このような原石採掘に伴い採掘坑の窪地や掘削排土をならした平場が形成され、そこで石材加工を行っていたという基本的パターンは、これまでに確認調査を実施したキゴ山城・前山城の詳細調査成果と同様で、現地に残る完成品や刻印等の石材加工状況から、本丁場跡は近世前期（金沢城石垣編年第4期の寛永年間頃）と考えられ、該期の石垣普請に伴い開かれた石切丁場跡と考えられる。これは戸室本山城西側山麓域での石材採掘の典型例と考えられる。

ただキゴ山等と異なり、トイタビラ地区として特筆されるのは、戸室山西側斜面裾部は、自然地形として多量の礫の集積が見られる「崖錐地形」であり、特にB地区・C地区東側では、地面を採掘せずに手頃な大きさの石材を得ることができることが想定される。B地区B2地点・B3地点のように、多くの戸室自然礫が散乱しており、採掘坑の窪みは不明瞭であるが、周辺に完成品や未製品が複数遺存している事例や、B4地点のように、明瞭な採掘坑は伴わないが、未製品と地面との隙間に割石片や風化礫を噛ませて石材を安定させており、同地点で分割作業を行ったと推定される事例がある。これらの事例のように「崖錐地形」では、土を掘削せずに石材加工に適当な原石を得て、石材加工を行っていた可能性が指摘できる。

また、石材搬出路と推定される道跡をA・B地区の間、B・C地区の間で確認した。これらは戸室石引道に繋がる丁場内の枝道と推定される。幅2m程度で石がなく、踏み固められたように、中央部がやや窪んだ状況で確認されており、路面上の障害物を取り除いている可能性も考えられる。

刻印について 石材に彫られた刻印については、トイタビラ地区では大別して約20種類確認されている（刻印一覧表参照）。これは戸室石切丁場でも突出した多様さである。

キゴ山西丁場跡でも確認されているように、トイタビラ地区でも同種類の刻印が概ねまとまって分布する傾向が確認できたが、キゴ山西丁場跡とは異なる特徴も確認できる。まず第1に、完成品刻印と原石や未製品・端材の自然面等へ彫られた刻印とが共通しない点である。第2として、キゴ山西丁場跡では、原石等に彫られた刻印は、斜面の下から見て目に付きやすい位置で確認できたが、トイタビラ地区では、そうではない事例が多く確認できる点である。第3として、A・B地区には完成品が複数遺存し、その刻印も確認できるが、C・D地区は原石や未製品・端材の自然面等へ彫られた刻印が非常に多く見られるという特徴も確認できる。

上記の特徴を勘案すると、トイタビラ地区では、複数次にわたり石材採掘が行われていることが推定できる。まず初めに、C・D地区で確認できる原石・未製品・端材等刻印を彫りつけた集団が石材採掘を行い、最終的に、A・B地区で確認できる完成品刻印段階の採掘が行われたと推測される。第1の特徴は、石材採掘の時期差によるものと推測される。第2の特徴は、同じ位置で何度も採掘されるため、より古い段階の採掘に伴う刻印が後の石材採掘により攪乱を受けたためと推定される。

以上のように、トイタビラ地区での刻印の多様さは、何度も採掘が行われているためと推定されるが、

トイタビラ地区完成品刻印一覧

刻印番号	刻印	A地区	B地区	C地区	D地区	合計
1	⊗⊙⊗	1				1
2	⊗⊙	1	1			2
3	⊗		2			2
4	⊗⊗		1			1
5	⊗⊃			1		1
6	⊙				1	1
7	上			2		2
	合計	2	4	3	1	10

トイタビラ地区完成品以外の刻印一覧

刻印番号	刻印	A地区	B地区	C地区	D地区	合計
8	⊃			11	2	13
9	⊃			3	1	4
10	⊃			1		1
11	⊙			2	2	4
12	⊖			2	1	3
13	⊖				2	2
14	⊖				1	1
15	⊗			1	1	2
16	⊖			1		1
17	田			2	1	3
18	田			2		2
19	田			1		1
20	田			1		1
21	田			1		1
22	田			1		1
23	大			1	1	2
24	フ				2	2
25	↓	1				1
26	フ				1	1
27	田			1		1
28	不明			2	1	3
		1	0	33	16	50

この刻印の違いが、時期差だけでなく石材採掘集団の違いも示すものであるのかは、今回の調査所見だけでは不明である。戸室石切丁場での石材生産の在り方を考える上でも、今後とも検討すべき課題である。

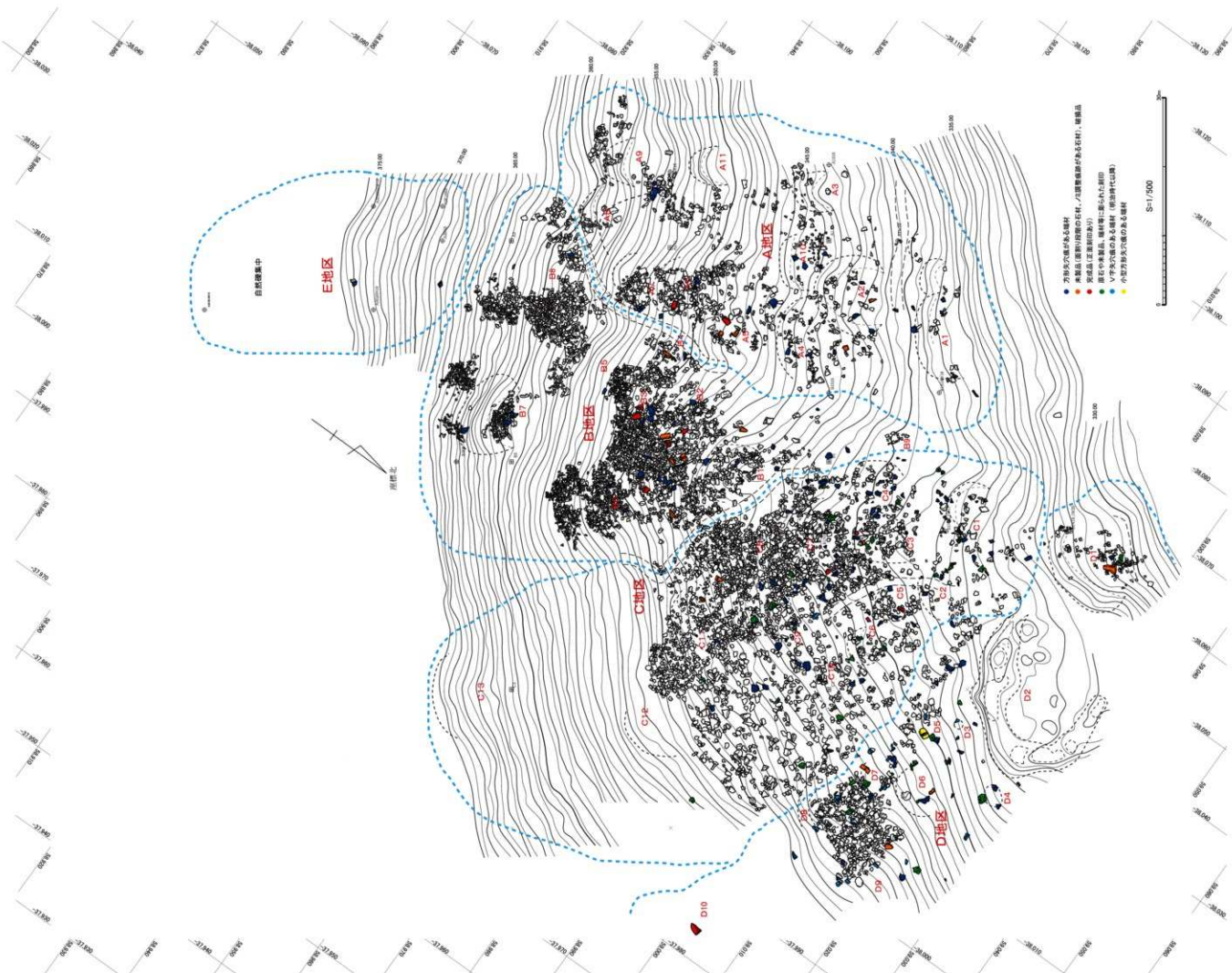
近世末から近現代段階の採石について 断面V字形の矢穴痕をもつ残石は、トイタビラ地区でも、C地区以北に分布しており、特にD地区に濃密に分布している。A・B地区では確認されなかった。北側のH地区では、V字矢穴石及び間知石完成品3個の遺存が確認できる。これらC地区以北の状況から、江戸時代前期の丁場跡に残された手頃な大きさの石を再利用して、V字矢穴段階に石材加工を行っていたと推測される。

金沢市東山1丁目の観音院には、V字矢穴で分割された割面に銘文が刻まれた文久2年(1862)の供養碑が遺存する。また明治15年(1882)に解体された金沢城跡河北門のニラミ櫓台石垣でも、櫓台解体後にV字矢穴により石垣石が分割された痕跡が確認できるなど、幕末から明治にかけての断面V字型矢穴による戸室石の石割事例が確認できる。トイタビラ地区でのV字矢穴石や間知石の時期については、消費地の事例により幕末から近代にかけてと推定されるが、今後とも検討する必要がある。

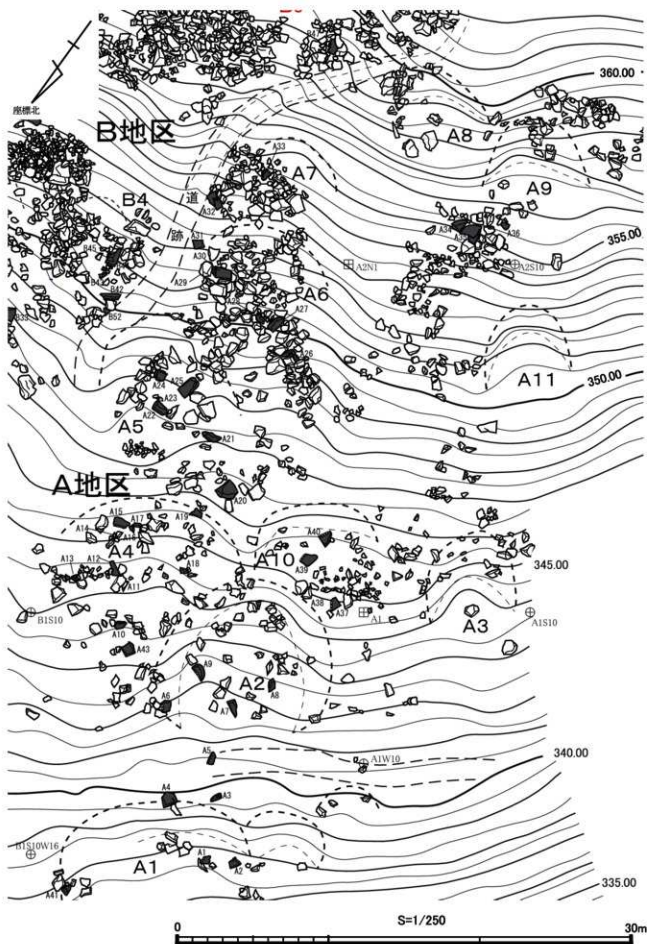
D地区D2地点は、近世段階採掘坑・V字矢穴段階採掘とは様相が異なる。排土を上方へ塚状に盛り上げられており、重機の使用が窺われる。地元湯谷原町住民の話では、トイタビラ地区では、第2次大戦後にも石材を採掘しており、その際は重機で石を掘削し、石材を運搬するためブルドーザーで道をつけ、ダンプで搬出したとのことであり、D2地点はその際の採掘坑と推定される。

以上のように、トイタビラ地区は近世前期に金沢城の石垣普請を契機として石材採掘が開始された場所であるが、近世末から近代にかけての石材加工の痕跡も確認された。

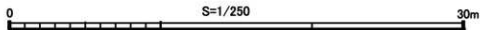
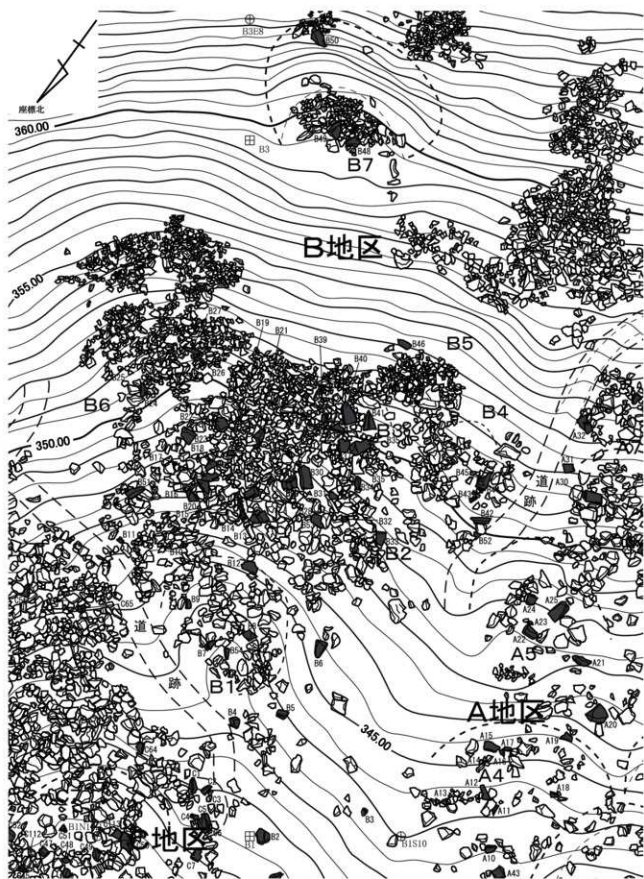
明治時代以降、戸室石は民間需要にも応え、都市金沢の重要な石材として活用されてきたが、今回のトイタビラ地区の調査により、その一端が明らかになった。



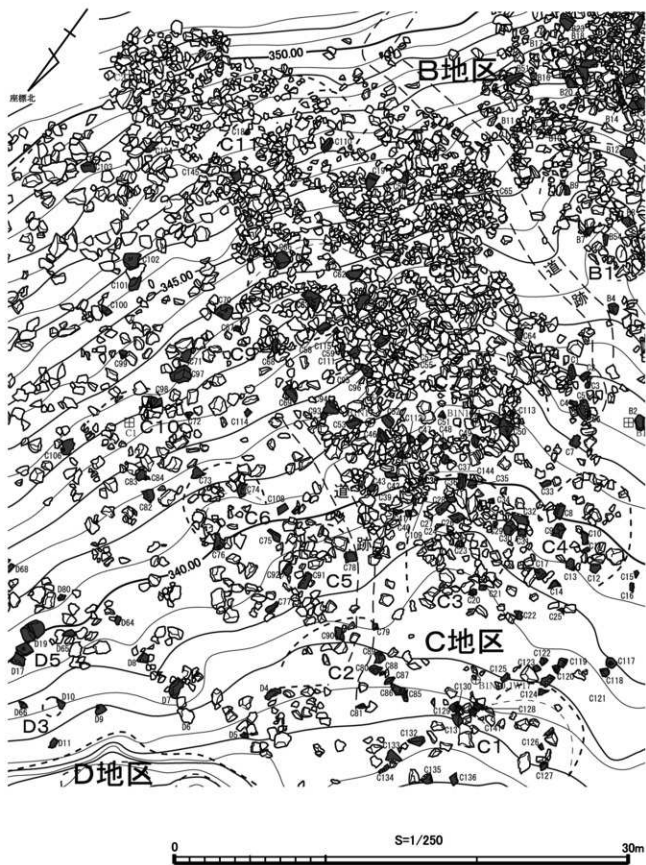
第4-22図 別所戸室権現下工場跡トイタビワ地区 全体図 (S=1/500)



第4-23图 A地区 全体图



第4-24图 B地区 全体图



第4-25图 C地区 全体图

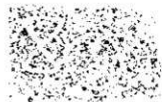


第4-26图 D地区(東側)全体図

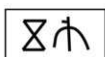


第4-27图 D地区(西側)全体图

完成品刻印 (1/10に縮小)



A地区 石材A30



C地区 石材C35



C地区
石材C52



C地区
石材C91

完成品以外の刻印 (1/10に縮小)



C地区
石材C26



C地区
石材C27



C地区
石材C73



C地区
石材C50



C地区
石材C74



D地区
石材D32



D地区
石材D61



C地区
石材C49



C地区
石材C17



C地区
石材C133



C地区
石材C86



C地区
石材C89



D地区
石材D27

第4-28図 トイタピラ地区の主な刻印拓本(1)



⊖ D地区
石材D15



⊖ D地区
石材D42



⊖ D地区
石材D26



⊙ D地区
石材D18



⊙大 C地区
石材C63



⊔大 D地区
石材D82



D地区
石材D47 (側面)



⊔ D地区
石材D47 (上面)



⊕ C地区
石材C76



⊕ C地区
石材C106



C地区
石材C98



⊕ C地区
石材C107



⊕ C地区
石材C79



⊕ C地区
石材C117



⊕ C地区
石材C72



⊕ A地区
石材A41



⊕ D地区
石材D2

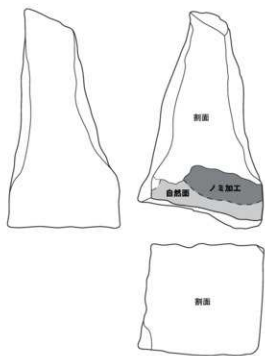
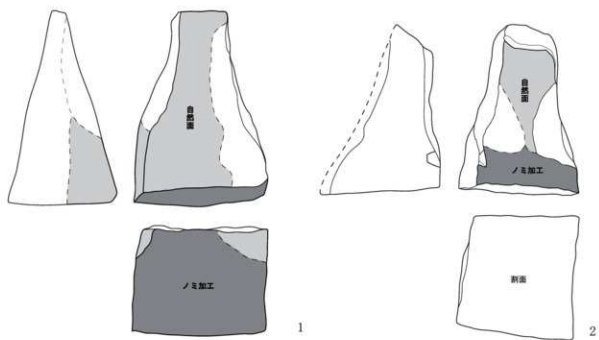


⊕ D地区
石材D3



⊕ D地区
石材D62

第4-29図 トイタピラ地区の主な刻印拓本(2)



第4-30図 戸室権現下丁場跡H地区 間知石実測図



A地区 全景



A 2地点全景（北から）



A 2地点 未製品A 7（東から）



A 5地点全景（北から）



A 5地点 完成品A25付近（北から）



A 5 地点 完成品 A30 (北西から)



A 5 地点 未製品 A22 (北から)



A 5 地点 未製品 A24 (東から)



A 4 地点全景 (北から)



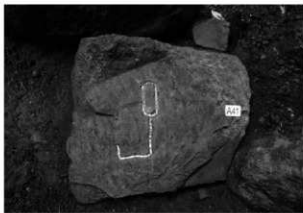
A 6 地点全景 (北西から)



A 6 地点 完成品付近 (西から)



A 7 地点全景 (東から)



自然石刻印 石材 A41 (北西から)



B 3 地点 完成品 B40・41 (北西から)



B 地区石材清掃作業 (西から)



B 1 地点 採掘坑全景 (北西から)



B 2 地点 採掘坑全景 (東から)



B 2・B 3 地点周辺 全景 (西から)



B 2 地点 完成品 B53 (西から)



B 3 地点 完成品 B29・未製品 B30 (西から)



B 3 地点南側 空閑地 (西から)



B 3・B 6 地点全景 (西から)



B 2 地点 未製品 B23 (北西から)



B 7 地点全景 (西から)



B 2 地点 失敗品 B13 (西から)



B 4 地点 失敗品 B44 (西から)



C地区全景（北西から）



C地区全景（北西から）



C地区石材清掃作業（南西から）



C3地点採掘坑全景（北から）



C5地点 採掘坑全景（北西から）



C6地点全景（西から）



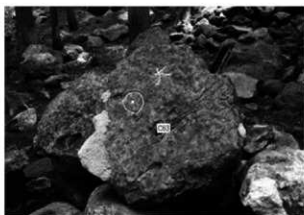
C3地点 完成品C35



C7地点 完成品C52



C 3地点 刻印C27



C 9地点 刻印C63



C10地点東 刻印C107



C 1地点南 刻印C117



C 2地点 刻印C133



C 9地点西 V字矢穴石横チップ散布状況



C 9地点西 V字矢穴石C69



C 6地点南 切石材C114



D地区全景（北西から）



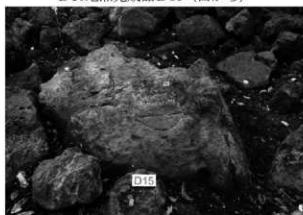
D1地点採掘坑全景（北西から）



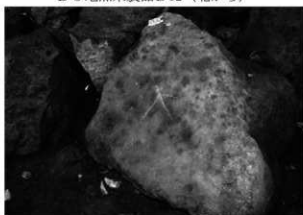
D10地点完成品D83（西から）



D3地点未製品D82（北から）



自然石刻印D15



自然石刻印D32



矢穴割付・自然石刻印D42



未製品D50



小型方形矢穴石 石材D19



近代採掘跡集中城 全景



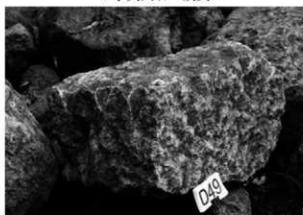
近代採掘跡



V字矢穴石 残欠



V字矢穴石 残欠



V字矢穴石未製品D49



D 2 地点 採掘坑 (排土盛上)



D 2 地点 採掘坑 (南西から)



E地区全景（北西から）



E地区中腹から（北西から）



E地区矢穴石（石材E2）（北西から）



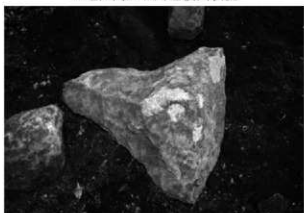
E地区現地指導風景（北西から）



H地区間知石周辺検出状況



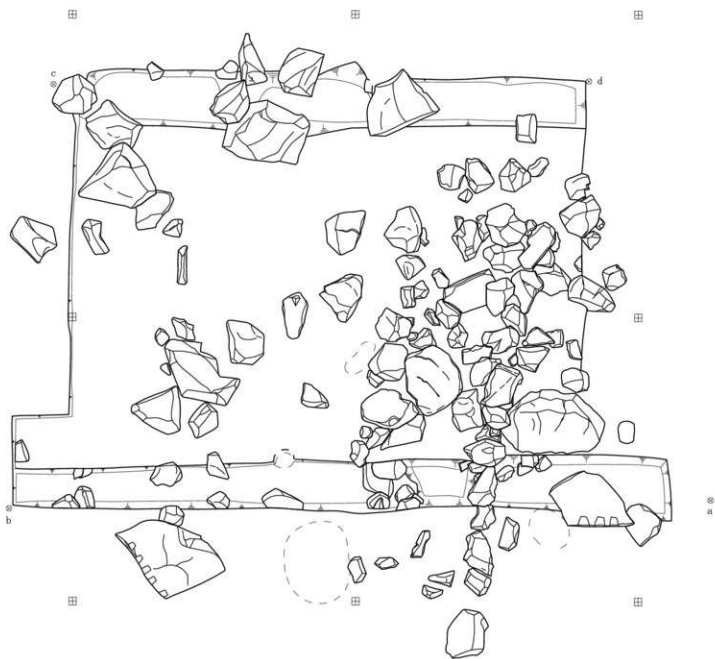
H地区間知石



H地区間知石（小型矢穴あり）



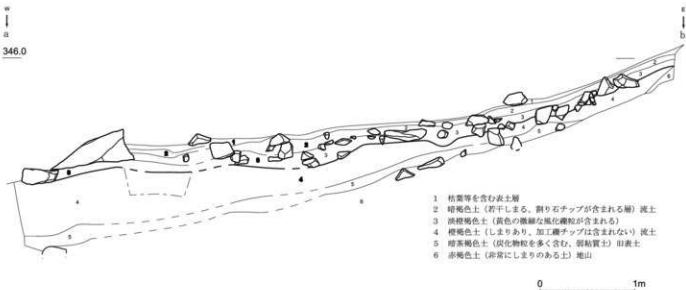
H地区 端材



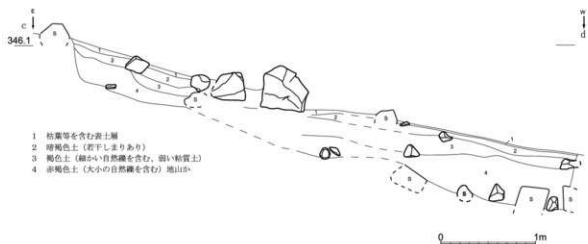
炭化物集中地点トレンチ壁面

0 1m

第4-31図 A10地点平坦部 平面図



第4-32図 A10地点平坦部 トレンチ1北壁断面



第4-33図 A10地点平坦部 トレンチ2南壁断面



調査区北壁①



調査区北壁②



発掘調査前の状態



間知石を伴う石列遺構 (H地区)



調査区全景



石列検出状況



炭化物集中箇所トレンチ全景



掘削作業風景



実測作業風景

トイタビラ地区石材観察表

単位:cm

石材 番号	地点	石質	石材	加工	法量			刻印	記録		
					最大長(倍長)	最大幅(倍幅)	最大厚(倍厚)				
A1	A1地点	赤戸室	端材	矢欠削	76	46	29	無	写真		
A2	A1地点	赤戸室	端材	矢欠削	80	46	40	無	写真		
A3	A1地点	赤戸室	端材	矢欠削	76	37	34	無	写真		
A4	A1地点	中間	未製品(失敗現象)	矢欠削	(95)	(80)	(69)	無	写真		
A5	A2地点	中間	端材	矢欠削	100	40	16+	無	写真		
A6	A2地点	青戸室	端材	矢欠削	88	70	18	無	写真		
A7	A2地点	中間	未製品(製作途中)	矢欠削・ノミ調整	(120)	(65)	61	無	写真		
A8	A2地点	青戸室	端材	矢欠削	81	41	40+	無	写真		
A9	A2地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削	135	63	40+	無	写真		
A10	A4地点	赤戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削	91	48	15+	無	写真		
A11	A4地点	赤戸室(中間)	端材	矢欠削	54	27	52+	無	写真		
A12	A4地点	青戸室(部分的に赤戸室)	端材	矢欠削	101	48	45	無	写真		
A13	A4地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削	52	25	48	無	写真		
A14	A4地点	青戸室	端材	矢欠削	35	21	22+	無	写真		
A15	A4地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削	112	80	18+	無	写真		
A16	A4地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削	35	42	17.5+	無	写真		
A17	A4地点	中間	端材	矢欠削	59	38	18.5	無	写真		
A18	A4地点	青戸室	端材	矢欠削	63	41	14	無	写真		
A19	A4地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削	90	60	13+	無	写真		
A20	A5地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削	142	130	95	無	写真		
A21	A5地点	中間	未製品(失敗現象)	矢欠削	107	80	54	無	写真		
A22	A5地点	青戸室	未製品(失敗現象)	矢欠削・ノミ調整	112	(68)	53	(50)	無	写真	
A23	A5地点	赤戸室	端材	矢欠削	66+	9+	13+	無	写真		
A24	A5地点	赤戸室	未製品(製作途中)	矢欠削・ノミ調整	60	59	54	50	(22)	無	写真
A25	A5地点	中間	完成品	矢欠削・ノミ調整・正面刻印	166	73	(69)	65	(50)	有・1	写真
A26	A6地点	赤戸室	端材	矢欠削	65	48	30+	無	写真		
A27	A6地点	赤戸室	端材	矢欠削	79	55	57+	無	写真		
A28	A6地点	中間	端材	矢欠削	80	36	52	無	写真		
A29	A6地点	中間	端材	矢欠削	86	42	58	無	写真		
A30	A6地点	中間	完成品	矢欠削・ノミ調整・正面刻印	(128)	(64)	(69)	有・2	写真・拓本		
A31	A7地点	赤戸室	端材	矢欠削	90	55	43+	無	写真		
A32	A7地点	中間	端材	矢欠削	122	60	30	無	写真		
A33	A7地点	中間	端材	矢欠削	65	49	25	無	写真		
A34	A9地点	中間	端材	矢欠削	88	92	66+	無	写真		
A35	A9地点	中間	端材	矢欠削	108	129	49	無	写真		
A36	A9地点	中間	端材	矢欠削	85	60	59	無	写真		
A37	A10地点	赤戸室・中間	端材	矢欠削	102	63	26+	無	写真		
A38	A10地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削(割付線あり)	65	76	42+	無	写真		
A39	A10地点	赤戸室	端材	矢欠削	98	61.5	17+	無	写真		
A40	A10地点	赤戸室・中間	端材	矢欠削	63	71	25	無	写真		
A41	A11地点	赤戸室	端材	石目刻印	20+	65.5	57	有・25	写真・拓本		
A42	A11地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠削	126	34+	20+	無	写真		
A43	A4地点	赤戸室	端材	矢欠削	97	78	(68)	55	(55)	無	写真
B1	B1地点	青戸室・中間	端材	矢欠削	94+	44	50	無	写真		
B2	B1地点	赤戸室	端材	矢欠途中(未分割)	103	89	54	無	写真		
B3	B1地点	赤戸室・中間	端材	矢欠削	56	42	23+	無	写真		
B4	B1地点	赤戸室	端材	矢欠削	45	52	55	無	写真		
B5	B1地点	赤戸室	端材	矢欠削	66.5	57	29	無	写真		
B6	B1地点	青戸室	未製品(製作途中)	矢欠削	110	(90)	65	(58)	58+	無	写真
B7	B1地点	赤戸室	端材	矢欠削	57	55	31+	無	写真		
B8	B1地点	青戸室	端材	矢欠削	87	59	24	無	写真		
B9	B1地点	青戸室	端材	矢欠削	69	39.5	13.5+	無	写真		
B10	B2地点	赤戸室	端材	矢欠削	56	30	3	無	写真		
B11	B2地点	青戸室	端材	矢欠削	47	25	37	無	写真		
B12	B2地点	赤戸室	端材	矢欠削	104	77	57+	無	写真		
B13	B2地点	赤戸室	未製品(失敗現象)	矢欠削・ノミ調整	138	(126)	(59)	(73)	無	写真	
B14	B2地点	中間	端材	矢欠削	91	46	30	無	写真		
B15	B2地点	青戸室・中間	未製品(製作途中)	矢欠削	(82)	(45)	(40)	無	写真		
B16	B2地点	青戸室・中間	端材	矢欠削	99	69	43	無	写真		
B17	B2地点	赤戸室(まだら)	端材	矢欠削	100	40	25	無	写真		
B18	B2地点	赤戸室(まだら)	端材	矢欠削	92.5	41	29	無	写真		
B19	B2地点	赤戸室	端材	矢欠削	63	38	16	無	写真		
B20	B2地点	青戸室・中間	端材	矢欠削	84	59.5	36+	無	写真		
B21	B2地点	赤戸室	端材	矢欠削	102	80	44	無	写真		
B22	B2地点	青戸室・中間	端材	矢欠削	94	88	80+	無	写真		
B23	B2地点	青戸室・中間	完成品	矢欠削・ノミ調整・正面刻印	(104)	(80)	(74)	(43)	有・3	写真	
B24	B6地点	赤戸室	端材	矢欠削	80	34.5	35	無	写真		
B25	B6地点	赤戸室	端材	矢欠削	54.5	24	20	無	写真		
B26	B6地点	赤戸室	端材	矢欠削	83	35	29+	無	写真		
B27	B6地点	中間	端材	矢欠削	97	63	21+	無	写真		
B28	B3地点	青戸室・中間	端材	矢欠削	70	31	32	無	写真		
B29	B3地点	赤戸室	完成品	矢欠削・ノミ調整・正面刻印	(104)	(65)	(29.5+)	有・4	写真		
B30	B3地点	青戸室・中間	未製品(製作途中)	矢欠削・ノミ調整	(121)	79	(73)	51	(45)	無	写真
B31	B3地点	青戸室・中間	端材	矢欠削	60	44	43	無	写真		
B32	B3地点	青戸室	端材	矢欠削	41	34	39	無	写真		
B33	B3地点	青戸室	端材	矢欠削	102	66	33	無	写真		
B34	B3地点	赤戸室	端材	矢欠削	95	39.5	41.5	無	写真		
B35	B3地点	中間	未製品	矢欠削	55.5	35	26	無	写真		
B36	B3地点	中間	未製品(製作途中)	矢欠削	134	78	67	無	写真		
B37	B3地点	赤戸室・中間	端材	矢欠削	99	85	46+	無	写真		
B38	B3地点	赤戸室	端材	矢欠削	87	54	35	無	写真		
B39	B3地点	赤戸室	端材	矢欠削	75+	36.5	41	無	写真		

石材番号	地点	石質	石材	加工	法量			刻印	記録
					最大長(倍長)	最大幅(面幅)	最大厚(面厚)		
B40	B 3地点	赤戸室	完成品	欠欠新・ノミ調整・正面刻印	(135)	(75)	(68)	有・2	写真
B41	B 3地点	赤戸室	完成品	ノミ調整・正面刻印	(115)	(64)	(77)	有・3	写真
B42	B 4地点	赤戸室・中間	端材	欠欠新	132	52	66+	無	写真
B43	B 4地点	赤戸室	端材	欠欠新	44	32	28+	無	写真
B44	B 4地点	赤戸室	未製品(失敗廃棄)	欠欠新・打削調整	125	80	(37) 55+	無	写真
B45	B 4地点	赤戸室	端材	欠欠新	40	20	10+	無	写真
B46	B 5地点	赤戸室	端材	欠欠新	93	33+	40+	無	写真
B47	B 8地点	青戸室	端材	欠欠新	85	53	36	無	写真
B48	B 7地点	赤戸室	端材	欠欠新	102	51	54+	無	写真
B49	B 7地点	赤戸室	端材	欠欠新	113	74+	32+	無	写真
B50	B 7地点	赤戸室	端材	欠欠新	143	83	45+	無	写真
B51	B 2地点	赤戸室・中間	未製品(失敗廃棄)	欠欠新・ノミ調整	118.5(11)	64	(45)	(68)	写真
B52	B 3地点	赤戸室	端材	欠欠新	50	25+	12.5	無	写真
B53	B 2地点	赤戸室	完成品	欠欠新・ノミ調整・正面刻印	(115)	(70+)	(40)	有・3	写真
B54	B 2地点	赤戸室	端材	欠欠新	68	28.5	7+	無	写真
C1	C14地点	赤戸室	端材	欠欠新	104	56	37+	無	写真
C2	C14地点	赤戸室	端材	欠欠新	101	44	30+	無	写真
C3	C14地点	中間	端材	欠欠新	44	33	27	無	写真
C4	C14地点	青戸室	端材	欠欠新	38	32	27	無	写真
C5	C14地点	中間	端材	欠欠新	136	49	48	無	写真
C6	C14地点	中間(まだら)	端材	欠欠新	24	22	15	無	写真
C7	C14地点	中間	端材	欠欠新	81	71	15+	無	写真
C8	C4地点	中間	端材	欠欠新	100	50+	30	無	写真
C9	C4地点	中間(まだら)	端材	欠欠新	90	82	41+	無	写真
C10	C4地点	赤戸室	端材	欠欠新	96	57	3.4	無	写真
C11	C4地点	赤戸室	端材	欠欠新	59	30	19+	無	写真
C12	C4地点	中間	端材	欠欠新	78	70	28+	無	写真
C13	C4地点	中間	端材	欠欠新	74	54	23+	無	写真
C14	C4地点	赤戸室	端材	欠欠新・割付縁	84	50	41	無	写真
C15	C4地点	青戸室	端材	欠欠新	50	31	11+	無	写真
C16	C4地点	赤戸室	端材	欠欠新	63	13+	17	無	写真
C17	C4地点	赤戸室・青戸室(縁状にはいる)	未製品(失敗廃棄)	ノミ調整・ノミ面刻印	79	64	30	有・27	写真・拓本
C18	C11地点	中間(灰色がかかる)	端材	欠欠新	80	40	25	無	写真
C19	C11地点	青戸室	未製品(製作途中)	欠欠新	84	65	(54)	無	写真
C20	C3地点	赤戸室	端材	欠欠新	51	56	23+	有	写真
C21	C3地点	赤戸室(紫がかかる)	端材	自然面に刻印	43	48	55	有・21	写真
C22	C3地点	赤戸室	端材	欠欠新	50	39	17	無	写真
C23	C3地点	中間	端材	欠欠新	48	41	38	無	写真
C24	C3地点	赤戸室	端材	欠欠新	34	27	12	無	写真
C25	C4地点	赤戸室	端材	欠欠新	55	39	15+	無	写真
C26	C3地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	103	67	14	有・8	写真・拓本
C27	C3地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	97	46	-	有・8	写真・拓本
C28	C3地点	中間(まだら)	未製品(失敗廃棄)	ノミ調整	127	49	62	無	写真
C29	C3地点	青戸室	端材	欠欠新	23	39	15	無	写真
C30	C3地点	赤戸室	端材	欠欠新	94	75	36	無	写真
C31	C3地点	青戸室	端材	欠欠新	55	50	20	無	写真
C32	C3地点	赤戸室	端材	欠欠新	126	64	30	無	写真
C33	C4地点	赤戸室	端材	欠欠新	65	35	10+	無	写真
C34	C3地点	中間	端材	欠欠新	33	35	24	無	写真
C35	C3地点	赤戸室(一部青味がかかる)	完成品	ノミ調整・正面刻印	(63)	(50)	(42)	有・5	写真・拓本
C36	C3地点	赤戸室	端材	欠欠新	103	60	54	無	写真
C37	C7地点	赤戸室	端材	欠欠新・自然面に刻印	58	60	32	有・18	写真
C38	C7地点	中間(薄紫がかかる)	端材	欠欠新	50	35	23	無	写真
C39	C7地点	赤戸室	端材	欠欠新	50	25	19	無	写真
C40	C7地点	赤戸室	端材	欠欠新	53	28	7+	無	写真
C41	C7地点	赤戸室・中間	端材	欠欠新	55	43	30+	無	写真
C42	C7地点	赤戸室	未製品(失敗廃棄)	欠欠新・ノミ調整	90	50	41	無	写真
C43	C7地点	中間	端材	欠欠新	65	50	33	無	写真
C44	C7地点	赤戸室(まだらに青戸室)	端材	欠欠新	48	31	28	無	写真
C45	C7地点	赤戸室	端材	欠欠新	64	20	35	無	写真
C46	C7地点	中間	端材	欠欠新	94	40	68	無	写真
C47	C7地点	中間	端材	欠欠新	62	42	36	無	写真
C48	C7地点	赤戸室	端材	欠欠新	50	49	20+	無	写真
C49	C7地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	93	66	36	有・16	写真・拓本
C50	C7地点	赤戸室	端材	自然面に刻印	100	98	45+	有・8	写真・拓本
C51	C7地点	中間	端材	欠欠新	38	40	23	無	写真
C52	C7地点	中間	完成品	欠欠新・ノミ調整・正面刻印	78	66	43	有・7	写真・拓本
C53	C9地点	赤戸室	端材	欠欠新	89	52	23	無	写真
C54	C9地点	中間	端材	欠欠新	48	28	20+	無	写真
C55	C9地点	赤戸室	端材	欠欠新	62	25	15	無	写真
C56	C11地点	赤戸室	端材	欠欠新	60	53	40	無	写真
C57	C9地点	赤戸室	未製品(失敗廃棄)	自然面刻印	(73)	(100)	(66)	有	写真
C58	C9地点	青戸室	端材	欠欠新	113	49	54	無	写真
C59	C9地点	赤戸室	端材	欠欠新	85	43	13+	無	写真
C60	C9地点	赤戸室	端材	欠欠新	120	55	40	無	写真
C61	C9地点	赤戸室	端材	欠欠新	68	44	30+	無	写真
C62	C9地点	赤戸室	端材	欠欠新	103	55	48+	無	写真
C63	C9地点	中間	原石	自然面に刻印	104	112	77	有・11-23	写真・拓本
C64	C8地点	青戸室	端材	欠欠新	65	47	43	無	写真
C65	C11地点	赤戸室	端材	欠欠新	45	37	30	無	写真
C66	C9地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	94	91	90	有・8	写真
C67	C9地点	中間(白灰色)	端材	欠欠新	46	33	16	無	写真
C68	C9地点	中間(灰白色)	端材	欠欠新	90	30	40+	無	写真
C69	C9地点	青戸室	端材	欠欠新(V字)	129	52	46	無	写真
C70	C9地点	赤戸室	端材	欠欠新	100	100	70	無	写真
C71	C9地点	青戸室	端材	欠欠新	90	45	42+	無	写真

石材番号	地点	石質	石材	加工	法量			刻印	記録
					最大長(誇差)	最大幅(面幅)	最大厚(面積)		
C72	C10地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	-	55	40	有・22	写真・拓本
C73	C6地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	66	55	54	有・8	写真・拓本
C74	C6地点	赤戸室	端材	自然面に刻印	58	98	49	有・10	写真・拓本
C75	C8地点	赤戸室	端材	矢欠割	97	29	11	無	写真
C76	C6地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	55	96	56	有・17	写真・拓本
C77	C5地点	青戸室	端材	矢欠割	95	43	60	無	写真
C78	C5地点	中間(薄い灰色)	端材	矢欠割	75	74	67	無	写真
C79	C2地点	中間	小礫	自然面に刻印	40	37	32+	有・21	写真・拓本
C80	C2地点	赤戸室	端材	矢欠割	105	53	68	無	写真
C81	C2地点	赤戸室	端材	矢欠割	68	38	20	無	写真
C82	C10地点	青戸室	端材	矢欠割	77	88	29	無	写真
C83	C10地点	中間(薄い灰色)	端材	矢欠割	61	48	21	無	写真
C84	C10地点	中間	端材	矢欠割	55	40	17	無	写真
C85	C2地点	赤戸室	端材	矢欠割	80	40	35	無	写真
C86	C2地点	赤戸室	端材	自然面に刻印	55	69	55	有・12	写真・拓本
C87	C2地点	赤戸室	端材	矢欠割	35	38	35	無	写真
C88	C2地点	赤戸室	端材	矢欠割	41	20	17	無	写真
C89	C2地点	青戸室	端材	自然面に刻印	76	60	47	有・12	写真・拓本
C90	C2地点	赤戸室	端材	矢欠割	80	39	50	無	写真
C91	C5地点	中間	完成品	矢欠割	116	46	45	有・7	写真・拓本
C92	C5地点	赤戸室	端材	矢欠割・ノミ調整・正面刻印	70	46	22	無	写真
C93	C9地点	青戸室	端材	矢欠割	55	47	30	無	写真
C94	C9地点	青戸室	原石	矢端取り	97	75	75	無	写真
C95	C9地点	青戸室	端材	矢欠割	64	46	18	無	写真
C96	C9地点	赤戸室	端材	矢欠割	92	71	38	無	写真
C97	C11地点	中間	原石	自然面に刻印	32	20	19	有・28	写真
C98	C11地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	140	110	60	有・18	写真
C99	C11地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	49	57	45	有・8	写真
C100	C11地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	46	47	50	有・8	写真
C101	C11地点	赤戸室	端材	矢欠割	124	88	20	無	写真
C102	C11地点	青戸室	原石	ノミ調整	80	110	100	無	写真
C103	C11地点	赤戸室	未製品(製作途中)	矢欠割	77	73	42	無	写真
C104	C11地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	105+	66+	62+	有・8	写真
C105	C15地点	中間	原石	自然面に刻印	35	80	50	有・8	写真
C106	C10地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	116	70	37	有・17	写真
C107	C11地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	90	66	84	有・19	写真・拓本
C108	C8地点	中間	完成品(石垣以外)	ノミ調整	68	38	10	無	写真
C109	C3地点	赤戸室	端材	矢欠割	30	20	7	無	写真
C110	C11地点	中間(灰色ぽい)	未製品(製作途中)	ノミ調整	85	63	40	無	写真
C111	C9地点	中間	端材	矢欠割	83	66	29	無	写真
C112	C7地点	中間(雲がかる)	端材	矢欠割	36	30	20	無	写真
C113	C7地点	赤戸室	端材	矢欠割	55	64	23	無	写真
C114	C9地点	青戸室	完成品(石垣以外)	ノミ調整	49	37	9	無	写真
C115	C9地点	中間(雲がかる)	端材	矢欠割	70	27	40	無	写真
C116	C4地点	赤戸室	端材	矢欠割付縁	84	50	41	無	写真
C117	C1地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	-	70	60	有・20	写真・拓本
C118	C1地点	青戸室	端材	矢欠割	50	40	30	無	写真
C119	C1地点	赤戸室	端材	自然面に刻印	40	55	38	有・8	写真
C120	C1地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	50	36	27	有・8	写真
C121	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割	67	43	33	無	写真
C122	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割・割付縁	40	40+	25+	無	写真
C123	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割	40	43	24	無	写真
C124	C1地点	中間	端材	矢欠割	47	30	23	無	写真
C125	C1地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	29	50	30+	有・11	写真
C126	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割	40	20	20	無	写真
C127	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割・自然面に刻印	55	60	23	有・9	写真
C128	C1地点	青戸室(まだらに赤戸室)	端材	矢欠割	52	38	18+	無	写真
C129	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割・割面刻印	49	30	30	有・9	写真
C130	C1地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	36	36	32	有・28	写真
C131	C1地点	中間	端材	矢欠割	96	65	33	無	写真
C132	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割	113	57	60	無	写真
C133	C1地点	中間	端材	矢欠割・自然面に刻印	125	72	60+	有・15	写真・拓本
C134	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割	97	40	30	無	写真
C135	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割	62	70	60+	無	写真
C136	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割	55	23	27	無	写真
C137	C1地点	中間(薄い紫)	端材	矢欠割	56	46	50	無	写真
C138	C1地点	赤戸室	端材	矢欠割	26	25	12	無	写真
C139	C1地点	赤戸室(まだらに青戸室)	端材	矢欠割	79	50	30	無	写真
C140	C1地点	中間	端材	矢欠割	111	33	15	無	写真
C141	C1地点	青戸室	端材	矢欠割	52	37	26+	無	写真
C142	C8地区	赤戸室	端材	矢欠割	87	45	10	無	写真
C143	C8地区	赤戸室	端材	矢欠割	42	25	11	無	写真
C144	C7地点	青戸室	端材	矢欠割	45	40	17	無	写真
C145	C11地点	赤戸室	端材	矢欠割	62	60	40	無	写真
C146	C10地点	中間	端材	矢欠割	30	92+	25+	無	写真
D1	D1地点	赤戸室	端材	矢欠割	85	54	50	無	写真
D2	D1地点	赤戸室	原石	矢欠割・自然面に刻印	135	80	43	有・24	写真・拓本
D3	D1地点	赤戸室	未製品(失敗廃棄)	矢欠割・自然面に刻印	175	115	85+	有・24	写真・拓本
D4	D3地点	赤戸室	端材	矢欠割	116	46	28	無	写真
D5	D3地点	青戸室	端材	矢欠割	52	32	32	無	写真
D6	D3地点	赤戸室	端材	矢欠割	120	87	30	無	写真
D7	D3地点	青戸室(少し雲がかる)	端材	矢欠割	130	77	53	無	写真
D8	D3地点	赤戸室	端材	矢欠割	52	51	41	無	写真
D9	D3地点	赤戸室	小礫	矢欠割・自然面に刻印	60	97	55+	有・15	写真
D10	D3地点	青戸室	端材	矢欠割(字)	74	55	18	無	写真
D11	D3地点	赤戸室	端材	矢欠割	70	43	(6)	無	写真

石材番号	地点	石質	石材	加工	法量			刻印	記録
					最大長(磨炎)	最大幅(面割)	最大厚(面割)		
D12	D4地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	66	53	30	無	写真
D13	D4地点	赤戸室	端材	矢次割	67	75	-	無	写真
D14	D4地点	赤戸室	端材	矢次割(割付)	73	65	33	無	写真
D15	D4地点	赤戸室	端材	原石	117	110	86	有・13	写真・拓本
D16	D3地点	赤戸室	端材	矢次割	99	60	22	無	写真
D17	D5地点	中間	端材	矢次割	60	80	44	無	写真
D18	D5地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	77	91	67	有・11	写真・拓本
D19	D5地点	赤戸室	原石	矢次割	120	120	70	無	写真
D20	D7地点	赤戸室	端材	矢次割	106	55	46	無	写真
D21	D7地点	中間	端材	矢次割(V字)	65	41	18	無	写真
D22	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	52	27	38	無	写真
D23	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	50	30	15	無	写真
D24	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	58+	40	18	無	写真
D25	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	82	22	18	無	写真
D26	D6地点	赤戸室	原石(割れ)	矢次割・自然面に刻印	98	35	40	有・14	写真・拓本
D27	D6地点	中間	原石	自然面に刻印	60	60	48	有・12	写真
D28	D6地点	赤戸室	未製品(製作途中)	打割調整	80	42	41	無	写真
D29	D6地点	赤戸室	端材	矢次割	170	70	80+	無	写真
D30	D7地点	赤戸室	未製品(失敗廃棄)	矢次割(未分割)V字	116	45	20	無	写真
D31	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	88	33	23	無	写真
D32	D7地点	赤戸室	原石	自然面に刻印	116	110	45	有・8	写真・拓本
D33	D7地点	中間	端材	矢次割	60	40	61	無	写真
D34	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	55	47	48	無	写真
D35	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	62	33	18	無	写真
D36	D7地点	中間(まだら)	原石	自然面に刻印	103	75	60	有・11	写真
D37	D7地点	中間	端材	矢次割(小型方形)	54	37	5	無	写真
D38	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	68	23	16	無	写真
D39	D8地点	中間	端材	矢次割(V字)	55	25	20	無	写真
D40	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	75	60	40	無	写真
D41	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	70	58	40	無	写真
D42	D8地点	中間	原石	矢次割付縁・自然面に刻印	105	62	(60)	有・13	写真・拓本
D43	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	63	33	25	無	写真
D44	D8地点	赤戸室・中間	端材	矢次割(V字)	77	46	無	無	写真
D45	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	63	37	20	無	写真
D46	D8地点	赤戸室	未製品	ノミ調整	38+	37	39	無	写真
D47	D9地点	赤戸室	端材	自然面に刻印	70	72	60	有・17-28	写真・拓本
D48	D9地点	赤戸室	端材	矢次割	113	60	20	無	写真
D49	D9地点	赤戸室	未製品(製作途中)	矢次割(V字)・粗成形	53	40	27	無	写真
D50	D9地点	赤戸室	未製品(製作途中)	ノミ調整	114	80	50	無	写真
D51	D9地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	75	35	30	無	写真
D52	D9地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	38	30	18	無	写真
D53	D9地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	70	29	20	無	写真
D54	D9地点	赤戸室	端材	矢次割	60	50	33+	無	写真
D55	D9地点	赤戸室(まだらに赤戸室)	未製品(製作途中)	矢次割(V字)・粗成形	68	46	30	無	写真
D56	D9地点	中間	端材	矢次割	85	56	30+	無	写真
D57	D9地点	中間	端材	矢次割	63	75	65	無	写真
D58	D9地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	57	28	12	無	写真
D59	D9地点	赤戸室	端材	矢次割	40	20	13	無	写真
D60	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	83	34	23	無	写真
D61	D6地点	赤戸室	小礫	自然面に刻印	48	29	45	有・9	写真・拓本
D62	D5地点	中間	原石	自然面に刻印	80	73	50	有・26	写真・拓本
D63	D5地点	赤戸室	端材	矢次割	100	32	27	無	写真
D64	D5地点	赤戸室	端材	矢次割	60	40	16	無	写真
D65	D5地点	中間	端材	矢次割(V字)	90	44	35	無	写真
D66	D3地点	赤戸室	端材	矢次割	50	37	32	無	写真
D67	D6地点	赤戸室	端材	矢次割	90	66	30	無	写真
D68	D7地点	赤戸室	未製品(失敗廃棄)	矢次割(V字)	61	52	30	無	写真
D69	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	38	23	10	無	写真
D70	D7地点	中間	端材	矢次割(V字)	50	30	22	無	写真
D71	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	38	42	20	無	写真
D72	D7地点	中間	端材	矢次割	50	41	54	無	写真
D73	D7地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	61	37	35	無	写真
D74	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	52	20	28	無	写真
D75	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	121	57	35	無	写真
D76	D9地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	77	67	47	無	写真
D77	D9地点	中間	原石	自然面に刻印	90	80	83	有・8	写真
D78	D6地点	赤戸室	端材	矢次割	120	66	55	無	写真
D79	D4地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	46	23	18	無	写真
D80	D5地点	赤戸室	端材	矢次割	38	37	21	無	写真
D81	D8地点	赤戸室	端材	矢次割(V字)	57	32	19	無	写真
D82	D7地点	中間	未製品(失敗廃棄)	矢次割	(146)	(47)	(50)	有・23	写真・拓本
D83	D10地点	赤戸室	完成品	矢次割・正面刻印	(170)	(95)	(70)	有・6	写真
D84	D10地点	赤戸室	端材	矢次割(小型方形)	111	60	54	無	写真
D85	D1地点	赤戸室	端材	矢次割	52	42	無	無	写真
E1	E地区	中間	端材	端材	62	64	26	無	写真
E2	E地区	中間	端材	端材	79	93	33	無	写真
H1	H1地点	赤戸室	完成品(間知石)	矢次割・ノミ調整	80	45	42	無	写真
H2	H1地点	中間	完成品(間知石)	ノミ調整	75	50	44	無	写真
H3	H1地点	赤戸室	完成品(間知石)	矢次割・ノミ調整	64	50	40	無	写真
H4	H2地点	赤戸室	原石	矢次割・自然面刻印	無	無	無	有・12	写真

※1 法量の数値で+を付したものは、埋設等で全長を測定できなかったものである。

※2 寸法を計測していない石材は、法量を空欄とした。

※3 刻印欄の番号は、トイビバ地区完成品刻印一覧・トイビバ地区完成品以外刻印一覧(149頁)の番号と共通する。

第5章 石工道具調査報告

今回報告する石工道具は、金沢市くらしの博物館所有の戸室石加工道具と小坂央氏所有の戸室石加工道具を含む石工道具である。道具の名称・使用年代・使用方法は調査カードをもとにしており、『金沢の石切り』[北島 1987] で補った。

第5-1・2図1~14はいずれも「ヤ」で、形状とサイズからA・B類に分けられる。A類(1~3)は長さが14~16cm程度で、断面は二等辺三角形、2・3は表面に細い溝が3本ついている。この溝は木工具のヨキの刃に見られることから、ヨキの刃を作り替えた可能性が高い。B類(4~14)はさらに長さが6~8cm(B1類、4~7)、8~10cm(B2類、8~12)、10cmより長いもの(B3類、13・14)に分けられる。いずれも矢先から矢頭に向かって中程に傾斜が変化する部分がある。矢頭が敲打のためにつぶれ、11は特に斜めにゆがんでいる。これは石に打ち込むときの方向によるものと考えられる。1~3は「ヒラヤ(ハリヤ)」、4~14は「ケンヤ」と呼ばれるもので石を割るために用いる。江戸末~昭和50年代に使用された。これらは金沢市内の凝灰岩切り出し用(金沢市瀬戸など)でも同じものが見られる。瀬戸では「ヒラヤ」は軟石用、「ケンヤ」は硬石用とするが、区別しない丁場もある。また、サイズの違いは、切り出す対象の大きさによるとされる。

第5-2図15は略T字状を呈する「ハンマー」と呼ばれる道具である。頭部は両端が使用によりつぶれ、また頭部全体に整形のための敲打痕を残す。頭部に対して柄が直角に付く。頭部の断面が方形に近く、差し込み穴は楕円形を呈し頭部の一方に偏っている。柄はツバキで約76cmとかなり長く、柄の下のほうに手ずれがつく。この道具は矢頭を叩くために使用する。頭部に整形のための敲打痕を残し断面略方形であることや、柄穴が片方に寄って差し込まれ穴の形状も整っていないことなど古い様相を留めており、製作年代が近世末にさかのぼる可能性がある(註1)。

第5-2図16は「ハツル」と呼ばれ、第5-3・4図17~24と異なり頭部はほぼ直線を呈し、横から見た頭部は略長方形を呈する。柄穴は長方形。頭部に対して柄が直角に付く。頭部が約15cmと17~24より短い柄の長さは同じである。石切りの際、石に切り溝をつける道具とされる。

第5-3・4図17~24は頭部の長さによって25cm程度のA1類(17~19)と20cm程度のA2類(20~22)、それ以下のA3類(24)、転用のZ類(23)がある。これらは「カタツル」と呼ばれる道具で、16と異なり、横から頭部を見ると刃先に向かって下方に湾曲し、先端部に傾斜変換線があり、刃先は四角錐を呈するのが特徴である。また、いずれも柄穴が長方形で、柄が頭部に接続する部分が全体の4:1程度の場所にくる。柄は中ほどに手ずれがあり、頭部から手ずれ部分までの間が焦げているものもみられる。頭部に対して柄が直角に付く。24は頭部のみ遺存している。柄穴は円形である。23は転用品で、先端が使用により減ったために頭部後ろ側を斧状に作り直している。ハツルで石に切り溝をつけたあと、カタツルでさらに矢穴部分を穿つ。

第5-5図25は「カラクワ」と呼ばれるもので、頭部が柄に対して鈍角に接続する。柄穴は方形。刃先が若干広がる。石割の際に出た破片や土を集めるのに用いた。

第5-5図26は「カナテコ」と呼ばれる道具で、全長163cmで、先が若干湾曲し尖る。握る部分は断面が円形に近く、中程は方形になる。石の底へ曲がっているほうのテコ先を入れ、石を動かす時に使用する。江戸末~昭和50年代の使用とされる。

第5-5図27・28は「セツウ」と呼ばれる。どちらも柄は残っていない。鉄製。片側のみが使用によりつぶれている。断面は六角形で柄穴は丸い。頭部に15のような整形のための叩打痕はない。ヤを打ち込んで石を切るときや、ノミで凹凸をはつたりする時にノミの頭を叩く道具である。

第5-6図29~34は、形状とサイズによりA・B1~3類に分けられる。

A類(29・30)は両端がへら状に平たく、鉄製。「スミキリ」と呼ばれる道具で、石に彫った大きな文字の底をならしたり、筋付けをしたりする時に用いる。B類(31~34)はいずれも頭が蔽打のためにつぶれている。20cm程度(B1類、31~33)・6cm程度(B2類、34)とサイズが2つある。31は先端近くに溝が付いており、何かを作り替えたものと考えられる。「ノミ」「ジホリノミ」と呼ばれる道具である。

第5-6図35は「ピシャン」と呼ばれる道具で、方形頭部の両側に5×5列の格子状に目切りを施している。頭部は鉄製で、柄は木製。柄が頭部に対して直角に付く。柄穴は長方形。石の凹凸をたたくつすようにして平面にするときに使用する。明治末~昭和50年代に使用したとされる。

第5-7図36~39は「タタキ」と呼ばれる、頭部の長さはみな16cm程度、頭部を横から見ると二等辺三角形、上から見ると長方形を呈する。柄穴は長方形。柄がカタツルなどに比べると短く、20cm以下のものと25cm程度のものがある。柄が頭部に対して鋭角に付くものと直角に付くものがある。ピシャンのあと、石材の表面をより平らに整えたり角をきっちり作ったり時に使用する。

第5-7図40は「エタガネ」と呼ばれる道具で、刃は鉄鋼製、柄は木製。頭部を横から見ると長方形、上から見ると刃先が三角に尖る。柄穴は隅丸方形。柄が頭部に対して直角に付く。鍛造した刃物のみ出した部分に当て上からたたいて切断する鍛冶具である。江戸末~昭和50年代に使用。

以上、戸室石加工に使用されたと思われる鉄道具を中心に報告した。

採集地で分けるとう島36点(1~3・7~40)、清水4点(4~6・14)となる。使用時の用途別では1~26は打割の際に使用する道具、27~39は石整形に使用する道具、40は鍛冶具と考えられる。これら道具を使用する石屋には石切丁場(山)で採石を専門とする山石屋、加工に専従する町石屋があるが、町石屋で使用されることが多いピシャンやタタキが田島で採集されたことからすると、山石屋が加工まで行っていたことが考えられる。また、凝灰岩用の石工道具との比較では、ヒラヤ・ケンヤ・タタキは金沢市内の凝灰岩用石工道具にも同形が見られる一方、戸室のカタツルは凝灰岩用のものより頭部が厚いことが特徴である。

今回報告した石工道具には、矢穴用のノミが見られない。金沢城内の戸室石の矢穴は近世の石垣石には長軸断面が方形のものが圧倒的に多く、近代以降の改修を受けた石垣石の中に長軸断面がV字のものが散見される。断面方形の矢穴は矢底の周囲に列点状のノミ痕が観察されノミで成形したことが分かるがV字矢穴にはノミの痕跡がない。また、ヒラヤやケンヤでは方形矢穴に幅が合わず、合わない幅にセリガネやツギギを入れて割る場合でもヤの全長が方形矢穴の深さよりはるかに長く先端部分が矢穴底につくため、方形矢穴の長軸方向に石を割るには不都合である。『金沢の石切り』には、田島地区の石切として「ツル・コソルで穴をあけ、メに沿ってハリヤ(=ヒラヤ)を入れ、静かに打ち、はじき割る」方法が紹介されており、この場合、矢穴はツル・コソルの先端形状を反映したV字となる。今回調査したカタツルの先端がケンヤの先端に類似することも聞き取りを裏付けるものとなろう。

このように、矢穴を掘るノミが見られないことは、採集時の条件によるものではなく、ノミを必要としない近現代の石切技法を反映したものであることが分かった。花崗岩である庵治石はマルノミやソコウチノミで矩形型に矢穴を仕上げるのが紹介されているが[牟礼町石の民俗資料館1998]、戸室石は比較的柔らかい安山岩であることが、矢穴を彫らない石切を可能にした要因の一つと思われる。

方形矢穴を必要とする近世の石切技法から、『金沢の石切り』に見られる凝灰岩の石切に類似した技法への変化の時期(註2)や背景については今後の課題としたい。

註1 廣瀬永津子氏(高松市石の民俗資料館)のご教授による。

註2 V字矢穴の導入は現在、観音院墓地(金沢市東山)の石造物中に「文久二(1862)の銘を有する赤戸室石製の石塔の事例があることから、近世末に遡ることは確実である。但しこの矢穴は底面に列点状ノミ痕がみられる。

第5-1表 石工道具観察表

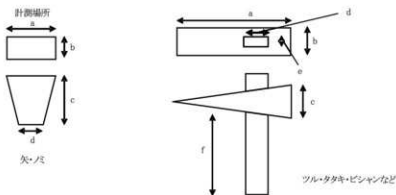
図版番号	実測番号	資料番号	品名	a	b	c	d	e	f	長さ	採取地
1	整15		ヒラヤ(ハツヤ)	5.2	3.5	13.8	4.7			730.0	田島
2	整14		ヒラヤ(ハツヤ)	5.0	4.5	16.4	3.4			840.0	田島
3	整13		ヒラヤ(ハツヤ)	3.9	4.4	15.2	3.8			1020.0	田島
4	30	4842-4	ケンヤ	4.2	3.5	6.4	0.5			228.0	清水
5	31	4842-5	ケンヤ	4.0	3.3	6.5	0.4			212.0	清水
6	29	4842-3	ケンヤ	4.0	3.5	7.3	0.5			343.0	清水
7	24	6753A-5	ケンヤ	3.4	2.9	7.9	0.6			228.0	田島
8	23	6753A-4	ケンヤ	3.3	3.3	8.1	0.5			258.0	田島
9	28	4842-2	ケンヤ	5.4	4.9	8.2	0.1			397.0	田島
10	22	6753A-3	ケンヤ	4.6	4.2	9.1	0.4			327.0	田島
11	21	6753A-1	ケンヤ	3.8	3.4	10.0	1.4			370.0	田島
12	25	6753A-6	ケンヤ	4.8	4.4	9.9	0.4			368.0	田島
13	26	6753B	ケンヤ	3.1	3.1	11.1	0.5			404.0	田島
14	27	4842-1	ケンヤ	4.7	5.3	12.2	0.6			666.0	清水
15	14	6758	ハンマー	17.5	7.0	6.4	3.0	2.0	76.4	4100.0	田島
16	整7		ハツル	15.3	3.2	3.1	2.8	1.4	27.3	700.0	田島
17	5	小坂2	カタヅル	25.7	1.7	3.1	4.2	1.6	29.2	1261.0	田島
18	整2		カタヅル	25.9	3.3	3.6	4.1	1.7	25.7	1260.0	田島
19	整3		カタヅル	25.0	3.7	4.1	4.7	1.8	25.7	1300.0	田島
20	整4		カタヅル	21.4	3.5	4.0	3.9	1.6	27.8	1020.0	田島
21	6	小坂4	カタヅル	21.4	3.2	3.8	4.1	1.4	31.4	1026.0	田島
22	整5		カタヅル	20.6	3.0	3.5	4.1	1.7	33.0	1060.0	田島
23	整6		カタヅル(転用)	19.0	2.7	5.1	2.9	1.3	26.0	700.0	田島
24	整12		ツル	17.1	4.6	4.0	2.2	2.2	柄なし	1320.0	田島
25	整1		カラタコ	28.2	6.0	3.8	6.0	2.0	56.5	1610.0	田島
26	36	6757	カナテコ						163.1	11650.0	田島
27	整11		セツウ	10.0	4.5	5.0	1.7	1.9	柄なし	1280.0	田島
28	15	小坂	セツウ	9.9	5.1	5.0	1.8	1.9	柄なし	1285.0	田島
29	整17		スミキリ	1.0		21.3	0.8			490.0	田島
30	整16		スミキリ	0.8		17.6	0.7			320.0	田島
31	35	6755	ノミ	5.2	5.1	18.1	0.3			787.0	田島
32	整18		ノミ	3.4	2.7	19.3	1.1			490.0	田島
33	整19		ノミ	2.6	2.5	20.7	0.3			290.0	田島
34	整20		ノミ	1.1	1.1	6.6	0.4			50.0	田島
35	13	6756	ビシャン	15.7	3.5~4.6	3.7~4.4	2.3	1.5	27.3	2028.0	田島
36	整8		タタキ	16.3	5.9	2.1	2.4	1.0	17.0	1160.0	田島
37	整10		タタキ	16.2	6.2	3.2	2.5	1.4	18.3	1280.0	田島
38	9	6751	タタキ	15.9	5.8	2.7	3.0	1.1	26.2	1088.0	田島
39	整9		タタキ	15.5	5.7	2.7	3.1	1.2	20.0	1250.0	田島
40	37	6754	エタガネ	11.6	3.6	3.5	2.6	1.5	27.5	645.0	田島

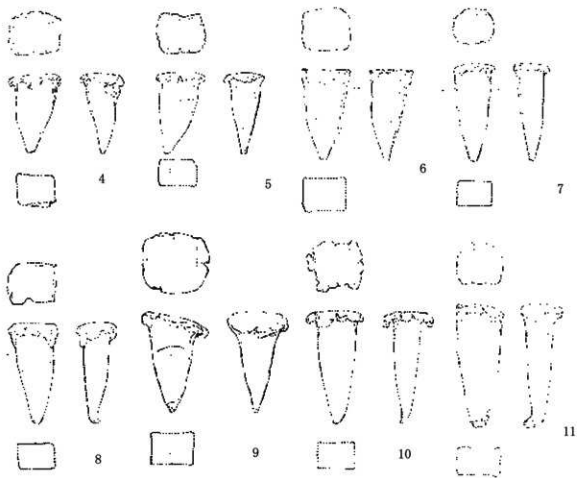
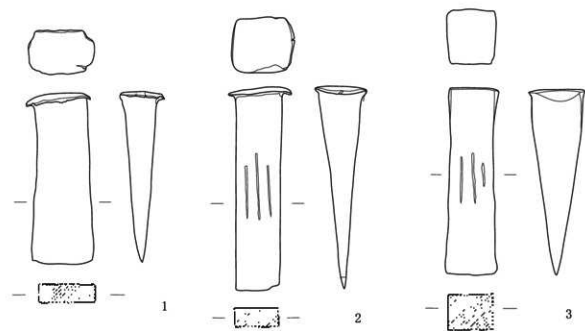
*a~fは(cm)、長さは(g)

*4~6・14は金沢市くらしの博物館所蔵(寄贈者 清水善信氏)

*7~13、15、26、31、35、38、40は金沢市くらしの博物館所蔵(寄贈者 長谷川博氏)

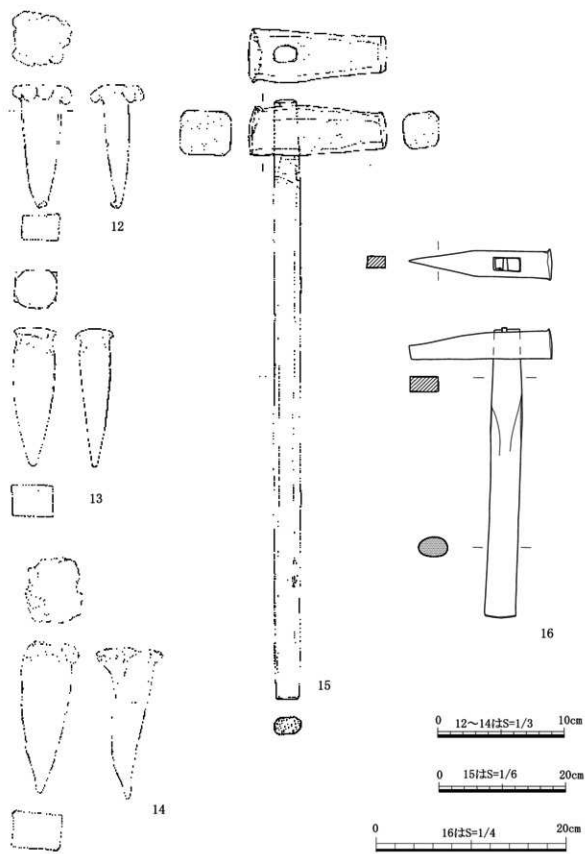
*1~3、16~25、27~30、32~34、36、37、39は小坂実氏 所蔵



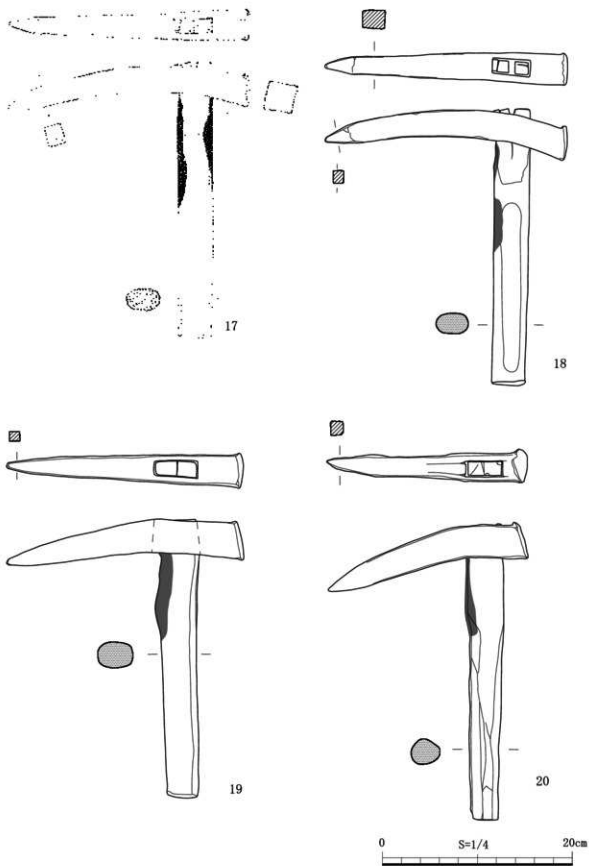


0 S=1/3 10cm

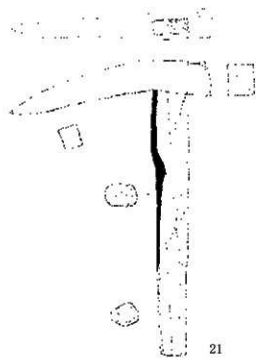
第5-1圖 石工道具(1)



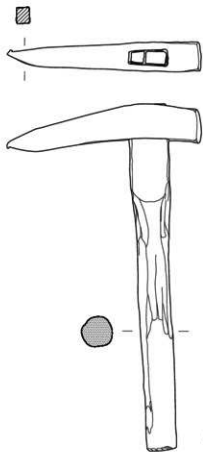
第5-2図 石工道具(2)



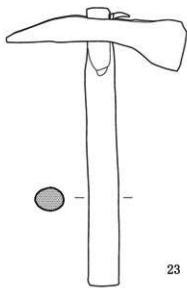
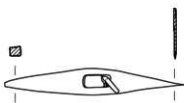
第5-3図 石工道具(3)



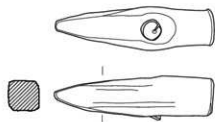
21



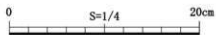
22



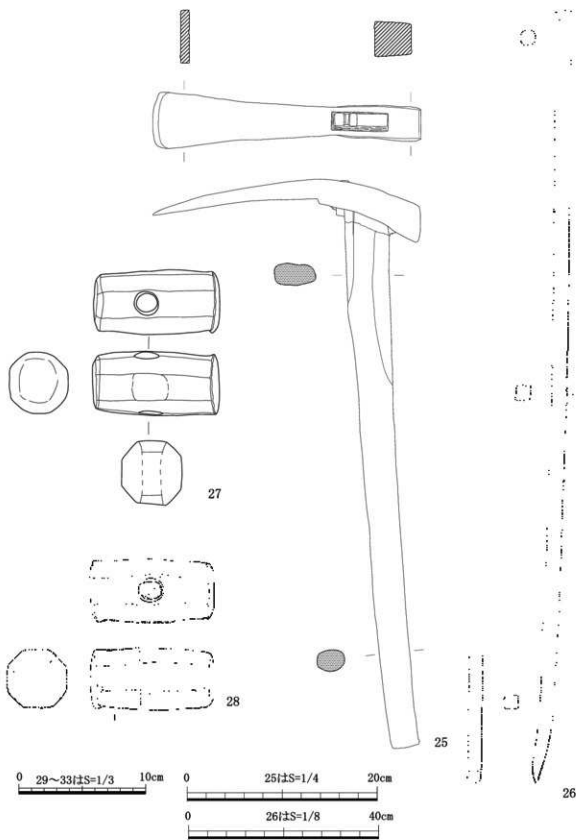
23



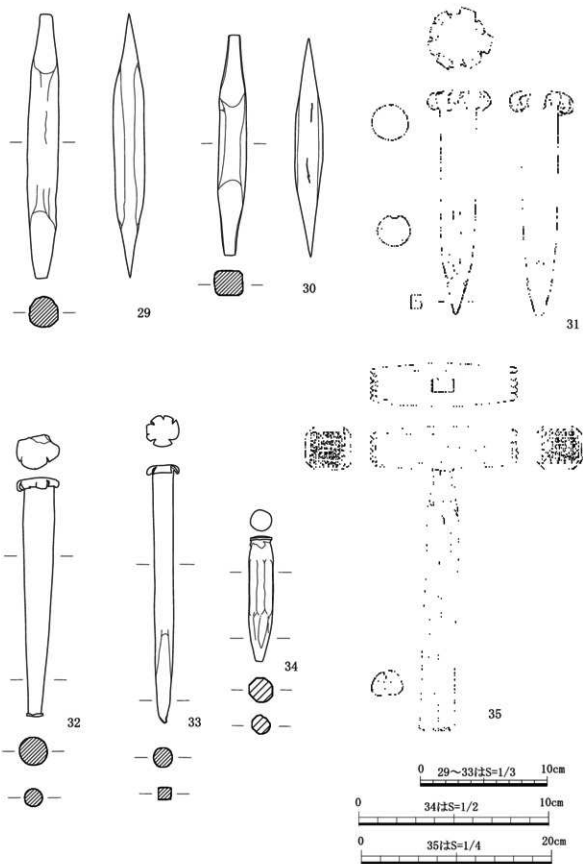
24



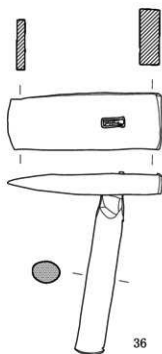
第5-4図 石工道具(4)



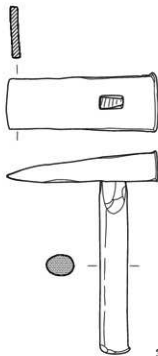
第5-5図 石工道具(5)



第5-6圖 石工道具(6)



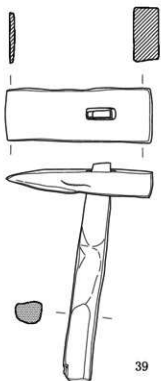
36



37



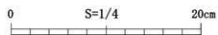
38



39



40



第5-7图 石工道具(7)



石工道具 1



石工道具 2

第6章 戸室石帯磁率調査報告

帯磁率について

帯磁率とは岩石に含まれる磁力の違いから岩石の産地同定を行うものである。

測定面の形状や試料の風化度等の条件が同じであるなら、岩石中に含まれる磁鉄鉱の量比の違いにより岩石区分が可能となるとされている。火成岩の違いは、試料に含まれる鉱物の種類と量比によって求められる。岩石の肉眼観察では試料に含まれる鉱物組成によって、その違いを判断するが、その鉱物組成の比率を磁力で代表させたものとされる[先山2006]。また、岩石の同定方法として、肉眼観察のほか、顕微鏡による観察、蛍光X線分析などがあげられるが、肉眼観察以外で鉱物組成の違いを判断するには、試料の破壊を伴う場合もあるが、帯磁率の測定は非破壊という特性をもつ。従って非破壊を前提とする石造物などの文化財の岩石同定には有効な手段となりうる。

他地域での調査事例

帯磁率による岩石同定の事例として、先山徹氏による竜山石調査があげられる[先山2006]。兵庫県高砂市で産出する竜山石は、良質の凝灰岩として古くから知られる。竜山石については、高砂市周辺で採掘されるものを「竜山石」と呼称する場合と、播磨地域で採掘されるものを呼称する場合など、区別が曖昧であった。調査では高砂市竜山周辺の竜山石と、加西市の長石や高室石、加古川市の池尻石について、肉眼観察による分類と帯磁率の測定を行い、その結果から、肉眼観察から得られた岩相の違いごとに帯磁率も異なることが判明した。また帯磁率の数値を詳細にみていくことで、竜山周辺の石材がその他の地域の石材と区分される可能性を示した。先山氏は花崗岩についても、竜山石と同様に肉眼観察と帯磁率で分類を行っている[先山2005]。対象となったのは兵庫県神戸市にある湊川隧道の花崗岩で、肉眼で分類した区分ごとに明確な帯磁率の違いがみられた。湊川隧道は1901(明治34)年に作られたことから、比較対象として明治期に稼動していた記録が残る近畿から瀬戸内周辺の花崗岩石切場の帯磁率測定を行っている。その結果、湊川隧道で主体となる岩石の産地候補として岡山県北木島と香川県与島などが有力なことを明らかとした。竜山石や湊川隧道の花崗岩の測定結果は、産地と製品、それぞれの岩相と帯磁率を比較することにより、産地同定に有効な方法となる可能性を示している。

戸室石の帯磁率測定

戸室石は、戸室山・キゴ山という二つの火山から産出する角閃石安山岩を総称しているが、戸室山周辺は、金沢大学の調査により戸室山溶岩類・キゴ山溶岩類・田島城跡溶岩類の3つの異なった溶岩類からなることが明らかとなっている[酒寄ほか2004]。竜山石や花崗岩で行われていた帯磁率測定の調査成果を受けて、戸室石においても、3つの溶岩類から出来た岩石ごとの帯磁率が各々異なった値を示し、金沢城内の石垣のうち刻印により丁場が特定できる石材もあるが、丁場が特定できない石材の産地同定を理科学的に行うことが出来るのではないかと考え、平成15年度に帯磁率の測定を行った。

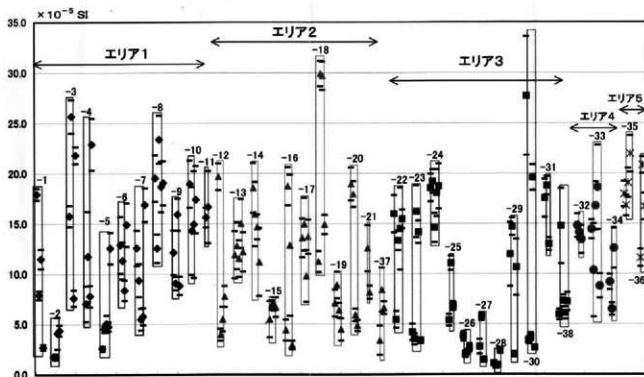
帯磁率の測定は㈱エオネックスに委託した。測定方法は、携帯用の帯磁率計(田中地質コンサルタント製ポケット帯磁率計WSL-B型)を用いて、1地点につき原則4試料を測定した。1露出面につき12回、4箇所で合計48回の測定を行い、その平均値を1試料の測定値とした。また、測定する岩石面の形状が測定値に大きく影響することが指摘されているが、測定回数を多くすること、なるべく平滑面を選択すること、戸室石に多く見られる捕獲岩についても、避けて測定を行うことで、測定値に及ぼされる影響を最小限に抑えるようにした。測定値については、地点ごと以外にも、風化区分・空隙の量・岩石表面の色調でも比較を試みている。(第6-1図～第6-5図)

帯磁率測定値は、その平均値を0～10:L、10～20:M、20～:Hに分けられる。それぞれの平均値のまとまりごとの分布をみると、LやMのみの地域は限られているが、LとMを両方含む地域はかなり広範囲に広がっていた。10～20:H+M地域は戸室山裾部などでもわずかに確認されたが、エリア5の田島城跡溶岩類にほぼ限られる。ただし、エリア5の田島城跡周辺で石切丁場は未確認である。

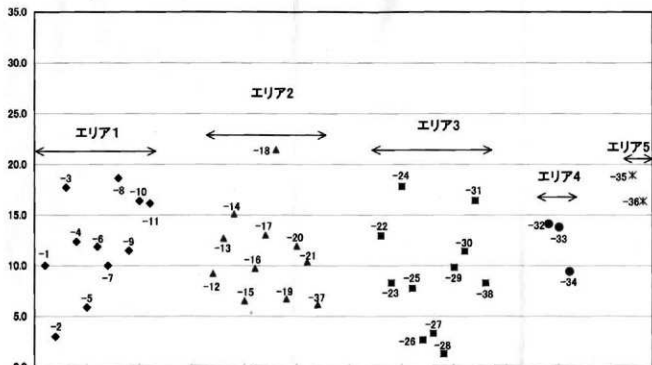
結果として、一部特徴的な数値の偏りが見られるものの、石切丁場の中心となる戸室山やキゴ山の比較では、帯磁率測定値の差は明確ではなかった。その理由として、両山の火山活動の活動年代が近いこと、地点によっては両地域産の岩石が混在した地層を形成しており、それ故、単一地域内の岩石試料間でも帯磁率が大きく相違した結果となった可能性がある。また、岩石密度の違いを招く岩石の空隙の量比が資料ごとに異なり、それが測定値へ影響を及ぼした可能性もあり、そのため帯磁率による産地の特定が困難となったと考えられる。



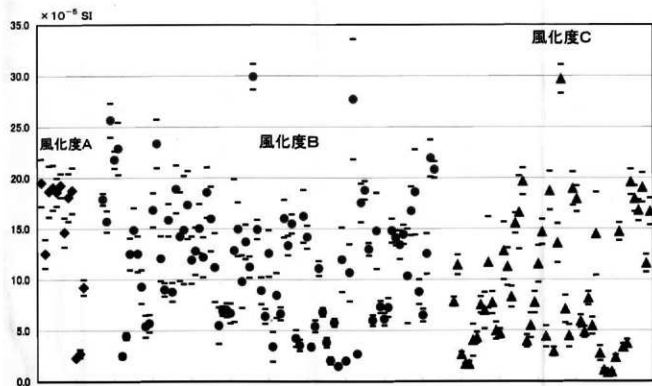
帯磁率測定風景



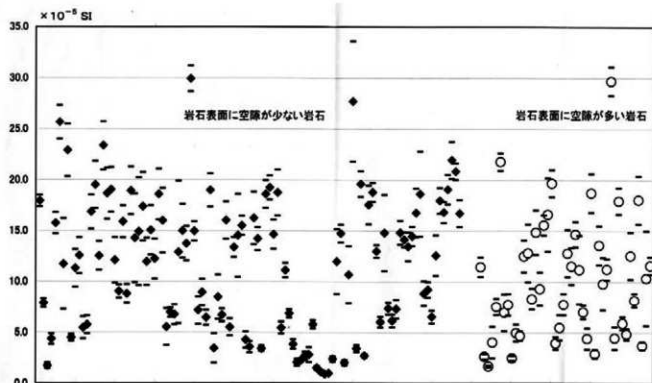
第6-1図 エリア及び測定地点ごとの帯磁率測定値 (誤差は $\pm\sigma$ を示す)



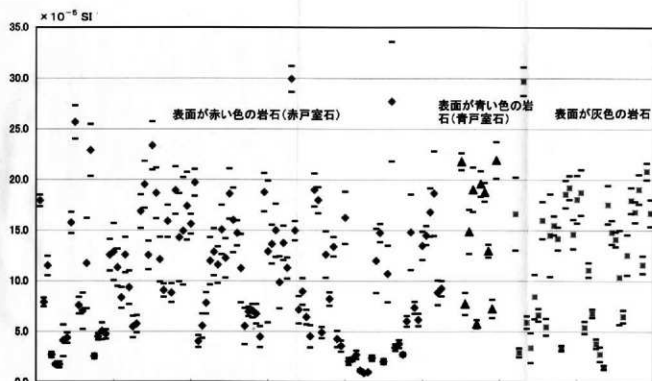
第6-2図 測定地点ごとの帯磁率の平均値



第6-3図 風化度区分ごとの帯磁率測定値 (誤差は $\pm \sigma$ を示す)



第 6 - 4 図 空隙の量により区分した帯磁率測定値 (誤差は±σを示す)

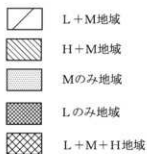


第 6 - 5 図 岩石表面の色調により区分した帯磁率測定値 (誤差は±σを示す)



帯磁率測定値

0~10 ($\times 10^{-3}$ SI)	: L
10~20	: M
20~	: H



第6-6図 帯磁率測定値に基づく地域区分図 (S=1/30,000)

第7章 まとめ

1 戸室石切丁場の刻印について

金沢城の石垣については、多様な刻印が付されていることが確認できる。これまでの金沢城の刻印研究は、石材の消費地である城内石垣の刻印を中心に論ぜられることが多く、また、金沢城下絵図に記された武家の屋敷地の符丁と石垣に彫られた刻印と共通・類似するものがあることから、刻印が家臣の家印・合紋を示すとする見方もある。戸室石切丁場の分布調査により、石切丁場にも多くの刻印石が遺存することが確認されたことから、現時点で判明している事柄について整理したい。

田端實作氏による金沢城内刻印の調査では、大別 194 種類の刻印が確認されている [田端 1977]。田端氏の調査は、石川門周辺や百間堀周辺等、金沢城外周の石垣を中心としたものであったが、城内全体でも約 200 種類の刻印があるものと推定される。

これに対して、戸室石切丁場の分布調査では、城内刻印の約 1/5 である大別 44 種類の刻印が確認されている。また戸室石切丁場では、52 カ所の丁場跡を確認しているが、それらの内、21 カ所 (41%) で刻印の遺存が確認できる。戸室石切丁場の区域ごとの分布状況では、金沢城石垣 2・3 期の石材が遺存する「Ⅱ」の丁場 19 カ所の内、6 カ所 (32%)、金沢城石垣 4 期の石材が遺存する「Ⅲ」の丁場 21 カ所の内、14 カ所 (67%) で刻印石が確認できる。このように、金沢城石垣 4 期の丁場跡と推定される戸室山・キゴ山城で、刻印石が遺存する丁場跡を多数確認している。

刻印が付された石材の内、完成品の遺存する丁場跡は、8 カ所確認できる。それらの内、Ⅱでは別所コミヤ丁場跡 (No. 12)、俵大池南丁場跡 (No. 33) の 2 カ所、Ⅲでは新保大渡丁場跡 (No. 7)、別所戸室権現下丁場跡 (No. 8)、キゴ山西丁場跡 (No. 16)、湯谷原オクノタン丁場跡 (No. 18)、湯谷原グンドウ坂南丁場跡 (No. 19)、キゴ山西コシハラ丁場跡 (No. 52) の 6 カ所で確認できる。これら完成品が遺存する丁場の内、別所コミヤ丁場跡の 1 カ所を除いては、原石・端材等の刻印が確認できる。

また、原石・端材等の刻印のみ遺存する丁場跡は 13 カ所確認できる。Ⅱでは、湯谷原オーヤマ丁場跡 (No. 13)、湯谷原ドント丁場跡 (No. 23)、俵大池北丁場跡 (No. 32)、俵オオバヤシ丁場跡 (No. 36) の 4 カ所、Ⅲでは、田島殿様丁場跡 (No. 1)、清水大渡北丁場跡 (No. 5)、新保タニ丁場跡 (No. 6)、キゴ山北シシガタン丁場跡 (No. 15)、キゴ山西オクノタニ丁場跡 (No. 17)、湯谷原ワキンタン丁場跡 (No. 20)、平等A丁場跡 (No. 20)、別所アンバ丁場跡 (No. 47)、の 8 カ所が確認できる。

刻印の分布状況に注目すると、例えば鳥居形刻印は戸室山北部域に、三角内に点を付した刻印はキゴ山西方に分布が目立つなど、ある程度まとまりをもった刻印もある (第 7-1 図)。

探掘坑内外にある原石等の刻印は、人目に付きやすい場所に付されていることが、キゴ山西丁場跡の所見からも判明していたが、このような刻印の状況は、清水大渡北丁場跡・別所アンバ丁場跡等でも確認されている。しかし、別所戸室権現下丁場跡のように、同一地点で何度も繰り返して採石が行われたと推定される丁場では、探掘跡が重複しているため、刻印が目につきにくい場合がある。

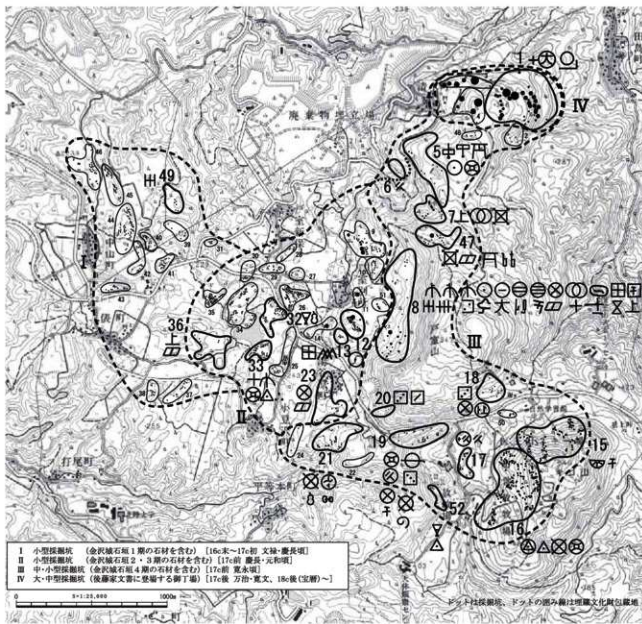
刻印の意匠に注目すると、金沢城石垣 2・3 期と 4 期とで共通するものが確認されている。これらについて、刻印の線の彫り方、大きさ、付される位置等について差異があるのかどうか未検討である。

戸室石切丁場の刻印調査を進めるに当たっては、城内石垣刻印との比較検討が重要である。現在金沢城調査研究所で石垣カルテを作成中であるが、併せて城内石垣の刻印調査を進展させる必要がある。

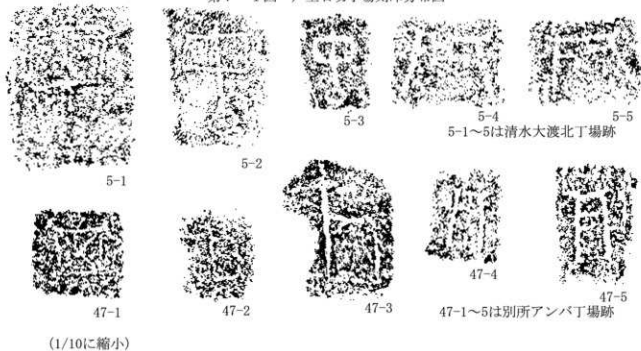
これら戸室石切丁場で確認できる刻印が、原石採掘時・石材加工時・石材加工終了後など石材採掘サイクルのどの段階で付されたものなのか注目すべき点である。また、刻印を付すことが、石材生産の場での現場管理や作業分担 (採石場の表示や担当丁場の識別等) との関わりがあることが、これまでの調査成果から推測されるが、この点についても今後の検討すべき課題である。

戸室石切丁場刻印分布

NO	名称	所在地	完成品刻印	完成品以外の刻印
1	田島殿様丁場跡	金沢市田島町		+ (天) ○
2	田島スナハシ丁場跡	金沢市田島町		
3	田島黒坂丁場跡	金沢市田島町		
4	清水スケン丁場跡	金沢市清水町		
5	清水大渡北丁場跡	金沢市清水町		中 甲 西 ○ ⊗
6	新保タニ丁場跡	金沢市戸室新保		久
7	新保大渡丁場跡	金沢市戸室新保	上 (○) ⊗	
8	別所戸室権現下丁場跡	金沢市戸室別所	⊗ (○) ↑ X 上	小 小 小 ○ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ 大 ↓ ↓ 千 田 + 土
9	別所オオヤマ丁場跡	金沢市戸室別所		
10	新保トビヤマ丁場跡	金沢市戸室新保		
11	別所ミヤ丁場跡	金沢市戸室別所		
12	別所コミヤ丁場跡	金沢市戸室別所	○	
13	湯谷原オーヤマ丁場跡	金沢市湯谷原町		田 罫
14	別所コイト丁場跡	金沢市戸室別所		
15	キゴ山北シシガタン丁場跡	金沢市湯谷原町		千 罫
16	キゴ山西丁場跡	金沢市平等本町	△ ⊗	△ ⊗
17	キゴ山西オクノタニ丁場跡	金沢市平等本町		久 ⊗
18	湯谷原オクノタン丁場跡	金沢市湯谷原町	□	⊗ ⊗ ⊗ ⊗
19	湯谷原グンドウ坂南丁場跡	金沢市平等本町	⊗ ⊗	○ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗
20	湯谷原ワキンタン丁場跡	金沢市湯谷原町		⊗ ⊗
21	平等A丁場跡	金沢市平等本町		⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗
22	平等B丁場跡	金沢市平等本町		
23	湯谷原ドント丁場跡	金沢市湯谷原町		⊗ 罫
24	小豆沢ムカイヤマ丁場跡	金沢市小豆沢町		
25	小豆沢ナガヤマ丁場跡	金沢市小豆沢町		
26	別所ヤマナカ丁場跡	金沢市戸室別所		
27	別所ダモン丁場跡	金沢市戸室別所		
28	新保コツツミ丁場跡	金沢市戸室新保		
29	新保ハヤシキ丁場跡	金沢市戸室新保		
30	新保シンボツジ丁場跡	金沢市戸室新保-俵町		
31	新保ローカ北丁場跡	金沢市戸室新保		
32	俄大池北丁場跡	金沢市俄町		▽ ⊗
33	俄大池南丁場跡	金沢市俄町	十 木	△ ⊗ ⊗
34	俄テングヤマ丁場跡	金沢市俄町		
35	俄スアラシ丁場跡	金沢市俄町		
36	俄オオバヤシ丁場跡	金沢市俄町		上 罫
37	俄サンミョウ丁場跡	金沢市俄町		
38	俄シンボグチ丁場跡	金沢市俄町		
39	中山モクリザウ丁場跡	金沢市中山町		
40	中山オーソウ丁場跡	金沢市中山町		
41	俄オーソウ丁場跡	金沢市俄町		
42	俄小学校裏山丁場跡	金沢市俄町		
43	俄ニカヤマノヤマ丁場跡	金沢市俄町		
44	中山城山丁場跡	金沢市中山町		
45	中山ナガヤマ丁場跡	金沢市中山町		
46	中山キタヤマ東丁場跡	金沢市中山町		
47	別所アンバ丁場跡	金沢市戸室別所		⊗ 罫 罫 ⊗
48	清水ショウス溜池南丁場跡	金沢市清水町		
49	中山コーノス北丁場跡	金沢市中山町		罫
50	湯谷原オクノタン南丁場跡	金沢市湯谷原町		
51	別所アマイケ南丁場跡	金沢市戸室別所		
52	キゴ山西コシハラ丁場跡	金沢市平等本町	▽	△



第7-1図 戸室石切丁場刻印分布図



第7-2図 戸室山北部域の刻印

2 調査成果と今後の課題

最後に、これまでの調査成果と今後の課題を整理し、まとめたい。

今回の確認調査は、まず、戸室石切丁場の分布状況の全体像を把握することが第一の目的であった。遺跡として認知されて日の浅い戸室石切丁場では、まず分布の全体像を確認することが、今後の調査研究や保存活用的前提となるからである。

その結果、石切丁場跡の分布範囲は、戸室山・キゴ山を含む東西約3.5km、南北約3km、面積にして約660haの範囲に及ぶことが判明した。分布域の西限は、戸室石産出域の西限である戸室山西方の低丘陵地まで及んでおり、「石切丁場は戸室山にある」とする従来の知見を大幅に拡大修正することとなった。さらに、原石採掘に伴う掘削により現地にクレーター状の窪地として痕跡を留めている「石材採掘坑」は、総数1345基を越え、丁場跡として括った採掘坑分布のまとまりは52カ所となる(表参照)。分布密度には粗密があり、①戸室山北部(田島・清水)、②キゴ山西北部(湯谷原・平等本町)、③戸室山西麓(戸室別所・戸室新保・小豆沢)、④戸室山西方丘陵地(中山・俵)の4区域で、比較的濃密な分布状態が認められた。このように広大な範囲に広がる石切丁場跡が、近年の再開発の波に飲み込まれることなく、それぞれ良好な保存状態を保ちながら、総体として概ね完存していることは、全国的にも特筆すべきことであり戸室石切丁場の大きな特徴となろう。

また、石切丁場の変遷概要に見通しを立てることができたことも確認調査の成果であった。一般に個々の石切丁場がいつ開発され、どれだけの期間操業し、いつ廃絶されたのかを資料に基づいて明らかにすることは簡単ではない。石切丁場に関する文献記録は限られており、発掘しても消費生活の場ではない石切場跡から年代の決め手になる陶磁器等の遺物が出土することはごく稀だからである。しかしながら戸室石切丁場の場合は、金沢城の石垣用材の採掘加工を主たる目的として開発された石切丁場であり、石材は原則的に石切丁場内で加工を終えた完成品を城内へ運搬していたこと、城内石垣の編年研究が進展しており修築記録等との照合や時期ごとの石材加工の特徴把握がある程度進んでいたこと等から、石切丁場に残された石材の製作工程や加工法を詳細に分析し、時間的な位置づけが確定している城内石垣の石材とを対比することで、採掘坑群が営まれた時期の一端を把握することが可能となった。もちろん全ての丁場跡に完成品の石垣用材が残置する訳ではないが、条件的に恵まれた丁場跡を指標に採掘坑の規模・形状や刻印等を類型化することで、時間的な変遷や、採掘域の変遷について見通しを立てた。その結果、先に触れた戸室北部域、キゴ山西北部域、戸室山西麓域、西方丘陵地域域の4区域にはそれぞれ特徴的な様相もつことが浮き彫りとなった。平成16年度段階の中間報告では、これがそのまま直接的に主要採掘域の移動を示すものと理解し、近世初期から後期までの主要採掘域は一部で重複しながらも時期を追って重心を移動し、全体として①東進(I、II)、②拡散(III)、③北部集約(IV)と推移したとの解釈を提示した。

しかしながら、その後の調査で個々の石切丁場の実態把握が進んでくると、石切丁場内の遺構は決して単純ではなく幾分複雑な様相もっていることが分かってきた。例えば、分布域Ⅲとしたキゴ山西麓の丁場跡からは寛永期の特徴を残す石垣用材の完成品や加工途中の石材が見つかり、周辺にも同様の特徴をもつ丁場跡が幾つも分布することから、一帯は寛永期の石切丁場だと理解していたが、一つ一つの採掘坑を丹念に観察すると、石材や未成品、割石材等が地表に散在する地点がある一方で、これらを欠いた目立たない小型採掘坑も一定量存在することがわかってきた。これらの小型採掘坑群の様相は、分布域ⅠやⅡに属する近世初期の採掘坑群と近似しているのである。また、戸室山西麓の石切丁場では、刻印を伴う近世初期の丁場跡が、おそらく近代に入ってから改めて再利用され、V字形欠穴を伴う間知石や延石等を生産している事例を幾つも確認した。古い丁場跡に残された石材が後世に再利用された結果、一カ所の丁場内に複数時期の作業痕跡が残ることは決して珍しくないという、ある意味で遺跡の形

成過程として至極当然な現象について、石切丁場でも十分に留意しなければならない。

こうしたことを勘案すると、石切丁場に残された製品や未成品等の生々しい遺構遺物は、一定の時期幅で継続した採掘活動の最終段階の姿であり、必ずしも採掘着手の時期を示しているとは限らないと考えるべきであろう。採掘坑や石材の特徴から設定したⅠからⅣの分布域も、各段階の主要採掘域を素直に反映するものではなく、その丁場跡あるいは丁場群が稼働していた最終段階の遺構遺物が残った範囲、言い換えれば次時期に再採掘の対象から除外されたため、古い遺構が残った範囲を示していると理解する必要がある。分布域ⅠからⅣが時期的な変化を反映するとすれば、Ⅰは本来の採掘域のうち、Ⅱ段階の採掘活動の対象外となった範囲を示しており、Ⅰ段階の採掘域の東限はⅡあるいはⅢまで広がっていた可能性を残していることになる。つまり、ⅠからⅣの変遷は、金沢に近い場所から採掘に着手し次第に山奥部へ開発の手を広げたのではなく、比較的早い段階から広い範囲で採掘が行われ、その後は段階的に採掘範囲を縮小・集約したのが近世段階の変遷であったことになる。現在の調査状況ではこうした課題に結論を出すことは難しいが、近代に入って藩による採掘統制が解禁され民間の採掘が本格化してから現在に至るまでの動向を含めて、個々の石切丁場跡の詳細調査で遺構遺物の観察と資料の蓄積を進めるなかで、検討を深めなければならない課題である。

確認調査の第二の目的は、分布調査で確認した地点のうち代表的な石切丁場跡について、測量や部分的な発掘等の詳細調査を行い、石切丁場に残されている遺構の構成や内容を把握することである。平成15年度にはキゴ山西部のキゴ山西丁場跡及びキゴ山西オクノタニ丁場跡、平成16年度には俵大池南丁場跡、平成17、18年度には別所戸室権現下丁場跡トイタビラ地区の詳細調査を実施した。

その結果、戸室石切丁場の遺構は、原石採掘に伴う石材採掘土坑（採掘坑）の窪地や掘削排土を均して形成された平場等が、普遍的な遺構として認められた。採掘坑の形状は立地地点の地形に左右されるが、規模は採掘対象とされた原石の大きさ等も影響して、慶長期の俵大池南丁場跡と寛永期のキゴ山西丁場では較差があった。

採掘坑内の様子は、一つの群の中でも一様ではなかった。キゴ山西丁場跡A群を例に取ると、①原石周囲の土砂を排出しただけの状態を留め、石割りに着手した形跡が認められない採掘坑（A1群）、②採掘坑に原石や未製品または完成品を残す採掘坑（A2群第1地点、第3地点、A3群第2地点等）、③割石小片や小形の転石だけが残る採掘坑（A2群第4地点、A3群第1地点等）があった。これらは①原石の掘り出し、②石材の加工、③廃絶（次の採掘地点への移動）という石切り丁場の作業サイクルが遺構として姿を留めたものであり、一つの群の中に作業段階の異なる採掘坑が残されるという特徴的なあり方を示していた。

石材加工は採掘坑の内部及びそこから連続する平場を作業場としており、成形・調整・刻印を経て石材完成に至る一連の石加工は、採掘坑周辺で完結していた。少なくとも寛永以前の時期は、採掘坑が石材加工の最小作業単位であり、1地点の採掘坑内外で作業に従事した数人が、成形から完成までの石加工を一貫して行う作業形態であったと考えられる。一方、類例は少ないがこれとは異なる様相を示す丁場跡も存在している。キゴ山北シシガタニ丁場跡では採掘坑内に石割り作業の痕跡が見いだされず、採掘した大型原石をそのまま谷筋に引き下ろした状態が残されていた。例外的な存在ではあるが、もう一つの採掘類型として留意しておきたい。

石材加工の手順については、キゴ山西オクノタニ丁場跡でモデルとなる事例を確認した。ここでは、比較的平らな面を上に向けて石を据え付け、矢穴を彫り、矢を打ち込み、亀裂を開いて横に倒し、次の面の分割に移る、という作業手順を繰り返していた。分割手法は石材自体の観察からも読み取ることが可能だが、現地に残る石材の接合関係を手がかりにすると、対象になった原石の大きさや、1個の原石から切り出された石材数が推定できる。オクノタニ丁場跡第1地点では3mクラスの原石から6個程度の石材の切り出しが予定されており、俵大池南丁場跡では、2mに満たない小形原石に最低限の石割り

を加え、1ないし2個の石材を得る小単位の切り出しを繰り返していた。このように石割りの過程を現地に残る石材から具体的に復元できるという好条件に恵まれた場所はそう多くないが、断片的な石材からもある程度の工程復元は可能であり、今後もモデル化の作業を積み重ねる必要があろう。

なお、原石を矢割りする際、風化で劣化した表層部分をあらかじめ溝状に浅く掘り込んで除去してから溝底に矢穴を彫り、矢を打ち込んだ際に作用点付近が弾けて矢の効力が失われることを防ぐ「矢場取り」と呼ぶ手法がある。戸室石では必ずしも一般的ではないが、田島殿様丁場跡に残る8mクラスの巨石「鐮割大石」の矢穴列は矢場取りを伴う。対象となる原石の大きさや表層の風化度合いに応じて選択的に用いられた技法といえよう。

刻印に関しても幾つかの知見が得られた。詳細は前項に譲るが、城内で検出されている刻印種の約2割が見つかっている。8割近い刻印が未検出であることになるが、詳細調査を実施した地点を除けば石切丁場内の刻印確認作業は十分に実施できているとは言えないのが実情である。10数種を確認した戸室権現下トイタピラ地区でも詳細調査以前に確認していた刻印は数種に限られており、検出量は調査精度に大きく左右されるから、既知の丁場内から新たな刻印が見つかる可能性は十分にある。

キゴ山西斜面には大別3種の刻印があるが、1つの採掘坑内の刻印種は基本的に単一で、似通った刻印が複数の採掘坑に認められた。キゴ山西A群では、谷筋の中流(A3)、谷頭(A2)、山頂付近(A1)の3支群で刻印の共有関係が認められ、俵大池南丁場跡でも支群を越えた刻印の広がりがあった。その一方、キゴ山西A2群では異なる種類の刻印を付した製品が数点あり、俵大池南A群では第1地点とそれ以外の採掘坑で刻印の構成が異なっていたことも見逃せない。刻印を手がかりに採掘坑群に意味のあるまとまりを認める場合は、こうした少数混在する異種刻印の評価が課題となる。

また、現地で確認した刻印には、加工が進んだ石材の正面に付けられたものと、採掘坑内外の原石等に付されたものがあつた。前者は概して深く安定した線で彫られ、城内の石垣に見られる刻印そのものであるが、後者は人目に付きやすい場所に、弱く不安定な線で彫られ、簡略ないし小型の刻印であることを特徴としていた。オクノタニ丁場跡第1地点では、原石と分割途上の石の双方に刻印が認められ、原石の刻印は石割り当初に下を向いていた場所に、割石の刻印は矢穴痕を伴う割面に付されていた。採掘坑内の石が現状の位置関係になってから刻印を付した事例として注目しておきたい。石切丁場の形成過程の中で、刻印がどの段階で付けられたのかは、今後とも見落とせない視点となろう。

以上、分布、遺構、遺物(石材と刻印)の三点について、これまでの調査成果と課題を整理した。石切丁場の全体ボリュームや存続期間の長さを考えると、数カ所の丁場跡の詳細調査で得られる遺構構成や石切り作業の内容方法に関する知見は、近世から近代まで、技術・組織・地域等、様々に変遷を遂げた戸室石切丁場の一局面を垣間見たにすぎない。全体像の把握には調査の継続と資料の蓄積が不可欠である。

中でも実態把握の必要性が高いのは戸室山北端の丁場群である。今回の確認調査では、キゴ山から西方丘陵地にかけて従来知られていなかった初期の石切丁場群の確認が相次いだことから、これらの実態把握を詳細調査に重点をおくこととなったが、戸室石切丁場のメッカはやはり北端の田島・清水地区である。近世後期以降の「戸室山御丁場」は正にこの場所であり、近代においても都市金沢の近代化を支えた土木建築資材、あるいは墓石や奉獻品等の石造物の素材として、膨大な石材を産出した。戸室石切丁場の歴史的・文化的な意義を評価する上で戸室山北端の丁場群の実態把握なくしては、画竜点睛を欠くと言わざるを得ない。考古学的な遺構調査とあわせて、文献・岩石・石工道具や民俗等を含めた総合的な調査を実施することが必要である。

No.	名称	所在地	採掘跡	石垣石	矢穴石	刻印
1	田島殿様丁場跡	金沢市田島町	47		方、V	○
2	田島スナハシ丁場跡	金沢市田島町	4		方	
3	田島黒坂丁場跡	金沢市田島町	9		方、V	
4	清水スケシ丁場跡	金沢市清水町	23		V	
5	清水大渡北丁場跡	金沢市清水町	31		方、V	○
6	新保タニ丁場跡	金沢市戸室新保	3		方、V	○
7	新保大渡丁場跡	金沢市戸室新保、清水町	23	○	方、V	○
8	別所戸室権現下丁場跡	金沢市戸室別所	38	○	方、V	○
9	別所オオヤマ丁場跡	金沢市戸室別所	40		方、V	
10	新保トビヤマ丁場跡	金沢市戸室新保	28		方	
11	別所ミヤ丁場跡	金沢市戸室別所	7			
12	別所コミヤ丁場跡	金沢市戸室別所	33	○	方、V	○
13	湯谷原オーヤマ丁場跡	金沢市湯谷原町	30	○	方	○
14	別所コイト丁場跡	金沢市戸室別所	2		方、V	
15	キゴ山北シシガタン丁場跡	金沢市湯谷原町	65		方	○
16	キゴ山西丁場跡	金沢市平等本町	200	○	方	○
17	キゴ山西オクノタニ丁場跡	金沢市平等本町	5		方	○
18	湯谷原オクノタン丁場跡	金沢市湯谷原町	7	○	方	○
19	湯谷原グンドウ坂南丁場跡	金沢市平等本町	23	○	方	○
20	湯谷原ワキンタン丁場跡	金沢市湯谷原町	2		方	○
21	平等A丁場跡	金沢市平等本町	22	○	方	○
22	平等B丁場跡	金沢市平等本町	4		方	
23	湯谷原ドント丁場跡	金沢市湯谷原町	30	○	方	○
24	小豆沢ムカイヤマ丁場跡	金沢市小豆沢町	3			
25	小豆沢ナガヤマ丁場跡	金沢市小豆沢町	50		方、V	
26	別所ヤマナカ丁場跡	金沢市戸室別所	108		方、V	
27	別所ダヨモン丁場跡	金沢市戸室別所	4			
28	新保コヅツミ丁場跡	金沢市戸室新保	15		方	
29	新保ハヤシノキ丁場跡	金沢市戸室新保	12			
30	新保シンボツジ丁場跡	金沢市戸室新保、俵町	7			
31	新保ローカ北丁場跡	金沢市戸室新保	5			
32	俵大池北丁場跡	金沢市俵町	43	○	方	○
33	俵大池南丁場跡	金沢市俵町	32	○	方	○
34	俵テングヤマ丁場跡	金沢市俵町	64		方	
35	俵スアラシ丁場跡	金沢市俵町	49		方	
36	俵オオバヤシ丁場跡	金沢市俵町	10		方	○
37	俵サンミョウ丁場跡	金沢市俵町	7			
38	俵シンボグチ丁場跡	金沢市俵町	8			
39	中山モクリザワ丁場跡	金沢市中山町	11			
40	中山オーブウ丁場跡	金沢市中山町	14			
41	俵オーブ丁場跡	金沢市俵町	16			
42	俵小学校裏山丁場跡	金沢市俵町	10			
43	俵ニカヤマノヤマ丁場跡	金沢市俵町	18			
44	中山城山丁場跡	金沢市中山町	41			
45	中山ナガヤマ丁場跡	金沢市中山町	46			
46	中山キタヤマ東丁場跡	金沢市中山町	35			
47	別所アンバ丁場跡	金沢市戸室別所	28		方、V	○
48	清水ショウズ溜池南丁場跡	金沢市清水町	6		方、V	
49	中山コーノス北丁場跡	金沢市中山町	12			○
50	湯谷原オクノタン南丁場跡	金沢市湯谷原町	5			
51	戸室別所アマイケ南丁場跡	金沢市戸室別所	6		方	
52	キゴ山西コシハラ丁場跡	金沢市平等本町	4	○	方	○

計 1345

3 石切丁場からみた伝統技術の継承

はじめに

築城用の石材についての学術的な初期の調査・研究は、城郭建築史研究に大きな業績を残された城戸久氏(1・2)におうところが少なくない。まず、公儀による助役普請による大坂城の石切丁場のひとつ、小豆島、塩飽諸島を対象に、諸大名の作業組織などについて明らかにされた。さらにまた、同じ助役普請の、江戸城の石切丁場である伊豆半島についても、御三家のひとつ、尾張徳川家の石切丁場を示す「駿州・豆州・相州御石場絵図」をもとに、公儀への献上石の規模や、各石切場を預かる名主の「石場預かり主」の存在などを紹介され、のちの調査に必要な、石材に付す刻印・刻文調査の足がかりを提示されている。

このように、石材が城郭の石垣普請に必要な需要先だとすれば、石切丁場から切り出した石材はその生産地、つまり、供給先といった関係が生じる。本来、両者は一体としてとらえて比較、調査がなされてよい対象物なのである。

本稿では、伝統的な城郭石垣を構成する石材が、石切丁場ではだれが、どんな手順に基づいて、どのように扱われるのか、そうしたことについて、人ともとの関係から考えてみたい。

(1) 自普請の石切丁場、金沢城の場合

諸藩が独自におこなう城郭普請を自普請というが、公儀が諸藩に命じた普請は助役普請といわれる。当然のことであるが、その規模は格段に大きく、石切丁場をめぐって、諸藩の境界争いも激烈さをきわめる。江戸城の伊豆半島、大坂城の東六甲、小豆島などの場合がそれである。大量生産にともなう各種石材の規格化は、その石材にその大きさや、生産月日、本数、そして大名の所管する範囲を明示す刻文、さらに大名の刻印が彫りこまれる例もある。

加賀前田藩でもすでに慶長年間から、助役普請に加え、藩による自普請(石垣普請)を実施している。それに必要な石切丁場として戸室山があり、現在、国史跡指定を念頭に総合的な調査を実施している。戸室山石切丁場の調査によって、構築された金沢城石垣の石材が、自藩においてどのように取り扱われたのかを、その組織、労働面を中心にとりあげることで、逆に全国的な課題の一端が解明できると思われるからである。

享和2年(1802)成立した「穴生勤方帳」(以下「勤方帳」とする)⁽³⁾は加賀藩の石垣技能棟梁である穴生(穴太)の普請会所での任務、石垣普請の段取り、石切り丁場での日常生活などの概要をまとめた史料である。「勤方帳」を解説された木越隆三氏⁽⁴⁾によれば、前田家の穴生(穴太)の配下には、石積み現場監督をさせた扶持人石切、現場を指揮する二十人石切がいた。また、石引き作業には、現在でいえば、村や町の賃金労働者にあたる日用や、夫役人といって、村や町の家数、石高に応じて、千石につき1人が賦課され、日当が与えられるもの、さらにまた役小物といって、藩士から藩主への義務として、知行千石につき負担する普請人足を3人負担するが、そのうち2人分は代銀で納め、残る1人分を人足として、家中奉公人から提供する慣例が、万治3年(1660)までに確立した。つまり、城郭普請や、石切り丁場での作業員による無償労働の徴発はなかったのだと、木越氏は述べられている。

このように、戸室山石切丁場では石割り(大割り・中割り・小割り)作業に従事する人々、また石材運搬にあたる人々の存在や、17世紀に入ると、石切り技術をもつ石工(町石切)といった人々を動員することもあって、現場組織のリーダーとしての、穴生を中心とした活動が可能となる。

ところで、前述した各技能者については、興味のある史料『御造方日並記』(以下『日並記』という)

(5)がある。それは文化5年(1808)に焼失した二の丸御殿の再建記録で、文化6年、7年の二ヶ年間に直接指揮した、造営奉行の日々記である。だから、それらにかかわった職人たちの具体的な内容も豊富である。

例えば、穴生(穴太)でいえば、奥(穴太姓から改姓)源次郎、源四郎(実は源三郎)、後藤彦三郎・同小十郎(彦三郎の嫡男)、同金平の名がみえる。このとき橋爪門檜下の敷石を戸室山から日用に運ばせたことや、五十間長屋檜台石垣の孕みについては、詮議の結果、そのまま残したこともわかっている。

次に扶持人石切(伐)であるが、扶持方石切とも呼ばれ、本来は細工方に属する石切である。例えば佐藤弥之助、浅野三郎兵衛、水登治兵衛、同清兵衛、原与兵衛、同与三右衛門、六名の存在が知られるが、文化7年4月21日の条では「御普請奉行手合、中村求之助(雅政)等三人、穴生四人、御扶持人石伐六人、廿人石伐 廿一人」とあることから、穴生や扶持人石切は、おそらく同一人たちであろう。なお、このときの二十人石切(廿人石伐)は合計二十二名が確認できるが、「廿一人」とは実数に近い。また、このうちの仁左衛門と武兵衛は、扶持人石切へ榮進したことがわかる。さらに、戸室山の石切作業に従事した「廿人石伐」たちは、寺町四番丁より九番丁にかけて集住したこともわかっている。なお、穴生の彦三郎や小十郎が橋爪門檜台や石川門続檜台の石垣工事をどう進めるかについて、扶持人石切らに指示した図面が現存する(「後藤家文書」)。こうした計画図、竣工図は現在のところ、金沢城において他にはない貴重な資料だといえよう。

『日並記』によれば、前掲町の「石工」(石屋)は、少なくとも二十名はいたことがわかる。彼らが扱った製品は、二の丸の小書院や御膳所、五十間長屋、橋爪門檜台、御舞台などにかかわる細工物である。そのうちいくつかを紹介すると、戸室石の惣盤(意味不詳)、土台石、石樋、さらに意味不明の木呂石(石幅一尺三寸、厚さ六寸、長さ九間もの、二十九間ものがある)、また他に鷹栖(巢)石として、土台石、板石、いろり石、石樋、惣盤が、さらに越前石では、板石、葛(かづら)石(天端石)などの細工加工が彼らによって実施された。こうしたなかで、橋爪檜台下の土台石、惣盤、橋爪橋の構造体に腕木石を三本加工した事例も見受けられる。

『日並記』の「竹ノ間等葛石等」(文化6年6月25日条)には、戸室石、越前石、鷹栖(巢)石を細工加工した製品の寸法記載がある。例えば、戸室葛石、同目戸石、同土台石、同蓋石、さらには越前葛石、鷹巣樋石、同蓋石等の記載から、それぞれの大きさ、規模がうかがえる。なかでも注目されるのは、このとき、普請会所が扱った戸室石の「表式台唐敷石」(唐式石ともいった)で、その数は220枚、その大きさは二尺四方、厚さ五寸と具体的である。

なかでも注目されるのは、戸室石切場で前掲二十人の石工のうち、五郎三郎の場合である。彼は、文化6年10月13日条において、御式台(玄関先)前の「唐敷石」に据える「山巻回り(はかり)方」のため、戸室山石切場へ出かけたことがわかる。それは「表式台」の220枚を得るのがその目的であろう。またさらに、翌日の14日条では、彼が戸室石丁場の細工石工でありながら、かつ請負人でもあり、丁場内での「山巻」をした人物であることがわかる。

『日並記』はまた、文化6年(1809)の2月6日のこととして、戸室石切丁場から「青石」を切り出したという。文中「於戸室青石切出分格好」によれば、採掘した岩石は不等辺五角形で、それは縦(3.3m)、横(2.25m)、平均の厚さ(0.6m)を寸尺で表現する。その体積は「一尺六方百五十切」と示されるが、一尺(30.3cm)六方が1立方尺(=1才)で、体積でいえば150切(才)(150立方尺)であることをさし、不等辺五角形柱にほぼ近い。

また『日並記』によれば、厚さ平均2尺(0.6m)ばかり、石面(石の表面)尺坪数が75坪で体積は150才(150立方尺)、目形(重量)は三千貫目(約11トン)と記されている。厚さ平均と石面尺坪数が、なにを基準としているのかは定かでないが、これらを称して、「山巻して如斯伐落也」とあるから、この場合の「山巻」とは、石切場山中に埋まる石材となる岩石の、周囲を掘り出す露天掘り作業(行為)

をさすのではなからうか。

また、さらに「勤方帳」には、「御石山巻き」をして、掘り出したあとに、石割りにかかるには、まず、石の目（柱目）をよく見ることだという。そこで大割り、中割り、さらに小割りへと続き、形状を整えていく。とくに角石や角脇石の寸尺（大きさ）については、普請会所での段取りをもとに、石垣の高さに応じた割合をもって石材の小割りをし、角石などはそれに見合った割り方をする。もっとも角石に選ぶ石材は、とくに吟味することが肝要だとされる。

これは石川県金沢城調査研究所が、現在進めている発掘調査でも、多数の採掘坑（溝）が存在するところから、「山巻き」についての意味は、今後の検討課題のひとつとなろう。

註

- (1) 「小豆島における近世築城用採石について」『日本建築学会研究報告』22 1953年
- (2) 「伊豆半島における近世築城用石材について」『日本建築学会研究報告』31 1955年
- (3) 北島俊朝朗刻『戸室石引き道 調査報告書』所収（金沢市 1995年）
- (4) 「城郭石垣を築いた人々」『金沢城フォーラム 石垣の匠と技』2005年
- (5) 『金沢城史料叢書』上巻・下巻（石川県教育委員会文化財課・金沢城研究調査室 2004年、2005年）

(2) 石切丁場内の仕事

では、自普請の戸室山丁場では、どのような作業工程が計画されていたのか。助役普請の石切り丁場を考えるうえで、前掲「勤方帳」の例は参考になる。それは、石切丁場での採石量は、計画される城内の石垣に使用する石材の種類と規模、その本数がある前提になるからである。それは次述するように、

- ・縄張り坪数（現存する石垣を参考に、計画中の高さ、長さ、勾配に対する角石、角脇石、葛石（天端石であるがずら石のこと）、平石（築石））とその本数、さらに栗石（ぐりいし）量から坪数を見積もること
 - ・石垣の積み方に必要な労働員数を見積もること
 - ・普請に必要な施設、用具を石垣の坪高や石図りから検討すること
- 以上の概算諸経費、労働員数を普請会所へ報告することではじまる。

上記の普請に要する条件を事前に勘案するなかで、石材の調達が始まるのである。以下、「勤方帳」にそって紹介する。

- ・修復工事の石垣の積み方は、「さきに築き置き通り、石取り、石配り、裏ぐり石をもって、縄（水平・垂直・勾配）も元のように、狂いなく積みなおすことを、第一と心得ている」とする。
- ・石材の採石は、地震での崩壊で不足した石垣の間数を朱書きし、公儀へ御用絵図として報告し、許可を得たものに対して、「足石」として補充する。
- ・石割り御用は、毎年3、4月頃より10月中旬と申し合わせている。
- ・戸室山仮小屋には、穴生は交代で、また扶持人石切・二十人石切も同様に止宿する。
- ・役小者の石切丁場への出勤は、普請丁場同様、毎朝六時半（午前7時）に行い、夕方七時（午後4時頃）に終える。人数確認は朝五時（午前8時）と昼九時（正午）で、休憩は1日2回とし、拍子木で合図をする。
- ・役小者の毎朝の点呼、人数確認、怪我人、さらに人数の未進（不足）、過上の無いよう申しつけている。
- ・毎年冬中、来年用のぐり石、夫石（夫役石）は役小者に搬出させている。
- ・石切丁場からは、たとえ屑石が出てもその持ち出しは厳禁する。
- ・明和元年（1764）の段階では、中山村より戸室石への道繕があり、総入用銀22貫目を要したとい

う。このときの道幅は5間幅を必要とした。しかし、安永2年(1773)道幅は3間に縮小された。

- ・石切丁場で使っている道具の出し入れに際して、「山巻」等のとき、土中に忘れないようによく吟味をする。
- ・また、不足した「足石」については、戸室山麓の中山から「地車」で引き出し、小石なら「釣り出し」をする。

以上ふれたなかで、驚くべきことがある。それは当時の「修復工事」の在り方が、現在の工事の進め方と、まったく変わらないからである。逆にいえば、現在の修復工事は大変な努力と苦労を、関係者の一人一人に強いているからだともいえる。

また、石切丁場における石材の採石理由や、石割の時期、丁場での止宿、出退や点呼、石材の主要な運搬者である役小物、運搬具としての「地車」と「石釣り」があった。道幅の5間(9メートル)は危険な石釣りに、3間幅(5.4m)は、比較的 안전한地車引きに用いられたのである。また、「山巻」にさいして、大切な用具を置き忘れることもあったのだろう。

(3) 用具・運搬そして労働量

再び、「勤方帳」を引用すると、

- ・城中から戸室山石切場までの距離は、城中から中山村まで1里半、中山村から戸室山まで1里半の計3里の行程となる。
- ・往古は大石は、しゅら(修羅)で引いたといわれている。しかし、厚さのある高い石は、底がつかえて釣(吊)れないのである。
- ・万治年間には、戸室山から中山村へ大量の角石を釣り出したが、役小者の多数の動員を必要とした、釣り石に必要な「人夫付」(後述)は、かつては人持組下奉行の任務であった。
- ・宝暦年中の城内類焼前後に、「地車」という新道具が開発され、大石を引き出すのに少人数で引けるようになった(人夫付については後述)。

用具については、石切丁場で用いる加工具と石材運搬に使うものに分類されよう。まず、加工具から検討する。前掲の「山巻」は、一般には「山取り」といって、各地の丁場で「矢」(楔状をした鉄矢のこと)を使って、母岩から目的とする石材を分離するための「大割り」作業をいう。それは城郭普請において顕著である。なかでも、慶長・元和・寛永期にかけての「助役普請」の盛行は、諸藩のもつ石垣構築技術を公開する場と化し、技術力の均一化、石材の規格化、大型化といった様式的にも、構築技術の確立をはかるうえで大いに貢献した。

例えば、江戸城の石切り丁場は伊豆半島であり、大坂城の場合は、生駒山系、東六甲山系、さらには瀬戸内海の塩飽諸島や小豆島などであった。寛永期の大阪城普請は寛永5年(1628)、江戸城では慶長8年(1603)からはじまった。このときの細川藩が準備した用具と資材目録が残されている(1)。ひとつは寛永11年(1634)の「御普請御道具之覚」であり、二点目は翌12年の「御諸道具御支度大積之目録」(いずれも永青文庫蔵)がある。引用される「用具」は、花崗岩や安山岩の硬質系石材の標準的な例であろう。次に、花崗岩の「山取り」を調査された香川県高松市の牟礼石の民俗資料館の成果(2)によりながら、前掲「永青文庫」の「用具」(以下カタカナで表示分)について説明を加えよう。「山取り」の工程としては、まず、石材にかぶる表土除去が必要で、鋤(クワ)・唐鋸(トンガ)・鶴箸(ツルハシ)の造成用具である。次に転石や岩盤からの分離をふくむ大割り行程に採石用具を使う。それには石切り用のヤ(矢)・ノミ・ツチ(小鉄槌)が不可欠である。石割りには石材の節理を知ることで、矢口と矢底を作り、必要な矢穴数をノミとツチで開ける。「大割り」には、矢穴にオオヤを入れて、ゲンノウ(大中の玄翁・大槌)をもって叩き、荒割りする。こうして荒取りされた大型石材は、カナテコ(鉄槌子)

を用いて移動され「小割り」される。用具には中、小の玄翁・小型ツチ・ヤ・カナテコ・ノミが使われる。

小割された石材は、次に加工石工の工程に移るが、ここまでの近世城郭での「山取り」となる。最終工程の用具として、刃の先端部に鋼を焼き入れしたハツリゲンノウ（石面の角作りヤコブ落とし）やツチが、また整形用具のハツリタガネや、用具の刃の先付けにハガネ塊を用いた。

香川県小豆島の小海には、近年整備された大坂城残石記念公園展示館がある。展示物のうち、注目すべきは「ノミ」の形状である。なかでも紡錘形状の軸部を持つノミは、現在大小の6例が残され、数10点ある円形状の軸部を呈するノミとは明らかに製作工程が異なる。その特徴としては頭部口径が胴部に比べて小さく、刃先の石への利きもよい。しかし、紡錘形のノミは、棒型に比べて鍛冶仕上げに手間がかかる。なお、寛文13年(1673)から天和2年(1682)以前に構築された仙台北城本丸石垣にも、紡錘形のノミが出土することから、細川藩の前掲目録での石切ノミもまた、同様のものであった蓋然性が高い。

先に運搬具の例として戸室山石切丁場での、往古より人力による石釣り出しや修羅や地車について紹介した「文禄年中以来等之旧記」(以下「旧記」とする)によれば、4丈(4丈立方尺)の石材を戸室山から、石釣りによって城内へ搬入するには、夏季の「夫付」をすれば、役小者は260人を要する。さらにまた真棒、横差しの棒の用具を使い、道路幅も5間(9メートル幅)となる。また石釣りには、石の厚さが2尺3寸(69センチ)以上のもものでは地面にすれ、釣れない。それに対して4輪を持つ地車は大石ほど有効で、小石なら2、3石載せることができるという。

なお、労働量として重要なものは「地車」引きについていうと、体積(立法尺)に対する最初予定した役小者高員数と、実際にはどれだけ必要であったかを体験的に割り出す作業が必要となる。加賀藩ではそうした記録を持っている(3)。

その要点だけを述べれば、戸室石切場から中山(村)までの距離から、一日の労働量をその経験値から1.0とした。これに夏・冬・雨天時において、それぞれ生じる条件(危険度、施設、補償費)を加味したものが「夫付(ぶずけ)」(歩付)である。

結論的にいえば、体積がこの時代の基準単位であり、もっとも合理的とする用具の地車では、1人1日平均41.5kgの石引きが可能となり、2~4tの石材を50~100人の範囲で移動ができる。それに対する危険度の高い石釣り(石吊り)は1人平均約43.1kg、修羅引きでは約38kg、しかも大人数が必要ということになる。

以上地車引きと石釣りについて紹介した。地車引きは戸室山石切丁場からの石出しの変遷からみて最も新しく、おそらく徹底した合理化と安全性を追求するなかでみだされた運搬法のひとつであったろう。

註

- (1) 北垣聡一郎「石材加工技術とその用具」(『古代 近畿と物流の考古学』学生社 2003年)
- (2) 『牟礼・庵治の石工用具』(香川県牟礼町石の民俗資料館 1998年)
- (3) 北垣聡一郎「古代の重量物運搬と修羅」(『大王の棺を運ぶ実験航海—研究編』石棺文化研究会 2007年)

ここではまず1点目として「戸室山初年号等留書」(寛政9年(1797)(『後藤家文書』)があり、やはり地車の体積と役小者高夫付員数を出すもので、「戸室山より中山まで御石引出し夫付之事」と題す。次に2点目は、「文禄年中以来等之旧記」(『後藤家文書』)で、「地車」の戸室山石切丁場から中山までの石材の体積と夫付との関係についてふれている。

まとめ

伝統技術を学び継承することの必要性について本稿では探ろうとした。それは従来の城郭研究が、石材の生産地としての石切場であることを、結果的にはおろそかにしていたことにほかならない。もっとも、そうした反省に立って近年では石切丁場を城郭のみならず、古代、中世期の生産遺跡として位置づけすることで、調査研究の成果が各地から報告されている(1)。本稿では伝統技術の継承への重要性に鑑み、その一端について紹介した。当史料は今後、各地で進められる全国的な調査研究においても、十分生かされる材料となりうるだろう。なかでも戸室山から城内へ至る石引き道の箇所は、石切場にちなむ旧字名を含め「文化的景観」がよく残る稀有な土地である。また金沢市には前掲の石工たちが使用した用具や、石切丁場にかかわる人々の多様な文献史料も残る。伝統技術の継承と育成をはかる金沢職人大学校の活動もめざましいものがある。

ところでこの平成20年(2008)4月、全国ではじめて石積み技能棟梁らによる、後継者育成を主眼とする「文化財石垣保存技術協議会」が発足した。伝統技術を学び継承するために技能修得に不可欠な実務に加え、石垣の構造や土木基礎、設計、施工などをふくむ支援体制も用意されている。それぞれの役割に期待したい。

註

- (1) 『研究紀要金沢城研究』第1～5号(石川県教育委員会文化財課・金沢城研究調査室 2001～2007年)
北原親子『江戸城外堀物語』(ちくま新書 1999年)
金子浩之「近世伊豆産石材研究ノート」(『考古学論究』関俊彦先生還暦記念号 立正大学考古学会 2000年)
北野博司編『石垣普請の風景を読む』(東北芸術工科大学 2003年)
『岩ヶ平石切丁場跡』(芦屋市文化財調査報告書第60集 芦屋市教育委員会 2005年)
『大阪城石垣調査報告書其一』(築城史研究会 1977年)
『大阪城石垣調査報告書(二)』(築城史研究会 2006年)
内田清「足柄、小田原の江戸城石垣石」(『小田原市郷土文化館研究紀要』37 小田原市郷土文化館 2001年)
木越隆三「万治元年江戸城天守台普請に動員された百姓」(『北陸史学』45号 北陸史学会 1996年)
『沼津市歴史民俗資料館紀要』5・6・13号(高木茂雄氏による「石切文書」参照 1981、1982、1989年)

【引用参考文献】

- 石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室 2006『よみがえる金沢城Ⅰ』
- 石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室 2004『御造営方日並記 上巻』
- 石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室 2005『御造営方日並記 下巻』
- 石川県教育委員会 1991『石川県の諸職』
- 石川県教育委員会 1991『金沢御堂・金沢城調査報告書Ⅰ』
- 石渡明ほか 2001「金沢市の戸室火山岩屑流堆積物の特徴とその中の木片の14C年代」『日本地質学会第108年学術大会講演要旨』日本地質学会
- 伊藤雅文 1998『金沢城跡石川門前土橋（通称石川橋）発掘調査報告書Ⅱ』石川県立埋蔵文化財センター
- 岩崎二郎・田中晋作 1988『ミノバ石切場跡』（財）大阪府埋蔵文化財協会
- 宇佐美孝 1999「第2章第3節 作城」『新修小松市史資料編1 小松城』新修小松市史編集委員会
- 加藤克郎 2000「加賀・能登の様相」『第13回北陸中世考古学研究会資料集 中世北陸の石塔・石仏』北陸中世考古学研究会
- 加藤克郎 2007「石川県金沢市 戸室石切丁場」『日引』10 石造物研究会
- 金沢市史編さん室 1965『金沢の百年 明治編』金沢市
- 金沢市史編さん室 1967『金沢の百年 大正・昭和編』金沢市
- 関西近世考古学研究会 2005『石から見た近世文化』関西近世考古学研究会
- 北垣聰一郎 1987『石垣普請』法政大学出版局
- 北島俊朗 1987『金沢の石切り 石切り緊急調査報告書』金沢市教育委員会
- 北島俊朗 1976～83「戸室山初年号等留帳」『石川郷土史学会会誌』第9～16号
- 北島俊朗 1995『戸室石引き道 調査報告書』金沢市
- 北野博司 2001「加州金沢城の石垣修築について」『東北芸術工科大学紀要』8
- 北野博司 2003「金沢城石垣の変遷1」『研究紀要 金沢城研究』創刊号
- 北野博司 2004「金沢城石垣の変遷2」『研究紀要 金沢城研究』第2号
- 北野博司 2003「石垣普請の風景」『石垣普請の風景を読む』東北芸術工科大学
- 楠正勝ほか 2003『野田山墓地』金沢市・金沢市埋蔵文化財センター
- 熊谷葉月・滝川重徳・富田和氣夫・加藤克郎・土田友信 2006『金沢市金沢城跡Ⅱ』石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室
- 紺野義夫 1993『石川県地質誌』石川県・北陸地質研究所
- 酒寄淳史ほか 2004「金沢市の戸室火山における溶岩の分布―田島城跡溶岩ドームの発見―」『金沢大学日本海域研究所報告』第35号
- 先山 徹 2005「第3章 岩石と定義」『竜山石切場―竜山採石遺跡詳細分布調査報告書―』
- 先山 徹 2006「兵庫県の石材に関する岩石学的研究―帯磁率測定による石材産地同定の試み―」兵庫県立人と自然の博物館
- 桜井甚一 1971『石川縣銘文集 近世初期金石文編（上）』北国新聞社
- 桜井甚一 1972『石川縣銘文集 近世初期金石文編（下）』北国新聞社
- 桜井甚一 1986「石動山の造形資料」『鹿島町史 石動山資料編』
- 桜井甚一 1993『石川県銘文集 補遺編』北国新聞社
- 第4回全国城跡等石垣整備調査研究会実行委員会事務局 2007『第4回全国城跡等石垣整備調査研究会実行委員会 記録集』
- 滝川重徳編 2002『金沢市金沢城跡Ⅰ』石川県教育委員会・（財）石川県埋蔵文化財センター
- 田中龍男 1987『金剛寺遺跡』（財）大阪府埋蔵文化財協会

- 滝川重徳 1999「金沢城跡（五十間長屋調査区）」『石川県埋蔵文化財情報』第3号（財）石川県埋蔵文化財センター
- 田端實作 1977『金沢城石垣刻印調査報告書』
- 富田和気夫 2003「金沢城の石切丁場」『石垣普請の風景を護む』東北芸術工科大学
- 富田和気夫・加藤克郎 2005「戸室石切丁場確認調査の概要」『研究紀要 金沢城研究』第3号
- 中村健二 1991「金沢市の郊外における伝承地名」『金沢大学日本海城研究所報告』第23号
- 中村健二 1993「医王山麓の伝承地名」『医王は語る』福光町
- 中村健二 1994『山の民物語—医王山西南麓の史・資料集』北国新聞社
- 中村健二 2005『医王山物語 山ろくのなりわいと自然』北国新聞社
- 日本海文化研究室 1976『金沢城郭史料』
- 古川久雄・森岡秀人・濱野俊一ほか 2003『徳川大坂城東六甲採石場Ⅲ 岩ヶ平刻印群（第12次）発掘調査報告書』芦屋市教育委員会
- 三浦純夫 2003「第三章第三節 末松庵寺跡」『野々市町史資料編1 考古 古代・中世』野々市町史編纂専門委員会
- 三浦純夫 2004「第四章 美術工芸・石造物」『新修門前町史資料編2 総持寺』門前町史編さん専門委員会
- 三井紀生 2002『越前笥谷石—北前船による移出・各地の遺品—』福井新聞社
- 牟礼町教育委員会牟礼町石の民俗資料館 1998『牟礼・庵治の石工用具』
- 森岡秀人編 1998『徳川大坂城東六甲採石場Ⅰ』芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・古川久雄 2002『徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ 岩ヶ平刻印群（第11次）発掘調査報告書』芦屋市教育委員会
- 和田龍介・伊藤さやか 2007『俵ニカヤマノヤマ丁場跡』石川県教育委員会・（財）石川県埋蔵文化財センター

戊
十二月

奥源左衛門

後藤彦三郎

後藤小十郎

後藤金平

有賀清右衛門殿

津田善助殿

小幡右膳殿

石川兵衛殿

【**解題**】 十二代藩主斉広の藩主就任にともない、奥源左衛門以下四人の穴生が、普請奉行有賀清右衛門らに対し、勤方の内容を六十五か条にわたって書き上げたもの。『戸室石引き道』によれば、本史料は金沢市の穴太氏が所蔵されたものであるが、原本は確認されていない。そのため、本書では、『戸室石引き道』より転載、収録した。

仕候、安永年中御本丸高御石垣御普請被仰付候処、第一角石御手当々老台に付、同二年如往古、戸室山開、御石切出被仰渡候ニ付、私共罷越、御石段々切立出来仕候、同七年大角石引出被仰渡候、往古之道、難所ニ而難引出御座候ニ付、新道被仰付候、右御用私共役前外ニ付、山奉行・道奉行兼帯可相勤旨、御城代被仰渡、相勤罷在候事、

一、戸室山御石割御用相勤不申候以前者、中山御石並戸室山御丁場為見分一ヶ年二度充罷越申候、中山村肝煎江古被仰出置候趣も御座候ニ付、紛敷儀も無之哉、得与相尋、且戸室山御丁場入口清水村肝煎江茂右之通、御別紙無御座段承届、御達申候事、

一、戸室山飯小屋江私共替々止宿仕候事、

一、御扶持人石切、二十人石切も右同様之事、

一、御石割御用、毎年三、四月頃より十月中旬頃迄相談申候事、

一、御丁場相仕廻罷掃候節、御小屋御丁場御縮仕置候、二十人石切為見廻雪降、指支□□者、田嶋村肝煎江引渡、見廻、雪下シ申付之事、

一、御石割手伝為御家中・役小者請取召仕候、役小者指支候節、日用召仕候事、

一、御丁場毎朝初刻限に、御城同様之事、

一、御石山巻仕掘出候上、割立ニ取掛申儀、柁目等詮儀仕、大割・中割・小割段々仕候、角石・角脇等寸尺之儀ハ、御普請会所御手当々御石垣高少之割合を以、小割仕、角石等に割立申候、尤角石ニ可仕石者、別而吟味仕候事、

一、御丁場之内より屑石たりとも取出申儀、堅停止申渡候事、

一、役小者毎朝六ツ半時を限、参以仕候上、人高見届候儀、御城中同様之事、

一、若途中ニ而病氣取出不参仕候者、杖突より紙面取立、翌日急度為埋候事、

一、諸御道具持運候儀茂、御□通申付候事、

一、役小者御丁場より柴・杵取出、或ハ道中ニ而田畠ニ相障不申、都而罷之義、無之様、覚書を以、杖突共江嚴重申渡候、尤御普請会所ニ而、夫々被仰渡候、得共、御丁場縮方之趣、猶更申渡候事、

一、御扶持人石切、二十人石切勤方之義、覚書を以、夫々申渡候事、

一、御丁場召仕候御道具等、出入相及山巻等節、土中江入不申様、遂吟味候事、

一、往古ハ御石釣出、或者しゅ羅と申ものニ而引申候故、役小者過分相掛申候ニ付、宝曆年中地車与申新御道具出来、大石扨引出申儀、別而手廻シ宜、小人数ニ而、年々御用相弁甚御益專御座候、右初ハ手足輕御雇御座候得共、早速御扶持人石切等手馴候故、御雇相止ミ申候、地車与申ハ新御道具ニ而釣出候儀ハ、往古之御都合ニ付、其節御城代江達被仰付候、釣石夫付ハ、人持組下奉行、御手廻組下奉行罷越、夫仕候、其節、私共立会申儀茂御座候江、引出石ハ両下奉行夫付不仕、私共夫付仕引出申候事、

一、中山より御城中江御石引出之節、私共曉天より罷越、御石等惣御縮方指添申候事、

一、右為御用、役小者請取申候、途中之義、無之様、杖突江覚書を以、申渡候事、

一、御城中より中山迄老里半、中山より戸室山まで老里半、都合三里之道程ニ御座候事、

一、戸室山より中山迄御石引出候節も、私共指添申候候事、

一、中山より御城中江御石引出候節、途中先私為御用、割場足輕式人充請取申候事、

一、中山筋道繕り候節茂、曉天より罷越、都而指図仕候事、
右私共勤方如此御座候、已上、

一、御普請為御用請取候御家中・役小者・杖突より毎朝指出候指紙面を以、人高見届申候、但、一ヶ月初召仕申候、人高私共印章之切手、杖突江相渡申候得者、御普請会所御印之切手指越申候事、

一、於御普請所、役小者過子仕候筋見届、御定之通、申付之事、

一、役小者未進・過上無之様、杖突申渡置事、

一、役小者毎朝杯刻限、六時ヲ限、相指御普請会所石作口之義、無之様覺書を以、杖突被申渡置候之事、

一、御石垣足代・棧橋・仮小屋・仮囲等、御類焼茂御作事より出来仕候得共、御類焼後より私共手合ニ而夫々出来仕候、冬中御普請之節、兩覆仕、御普請仕候事、

一、御普請所江毎日召仕候諸品、御道具出シ入、遂吟味申候事、

一、当年御石垣等御普請為御用、御道具所より請取申候御道具、品々召し仕候分、夫々相しらべさせ、年切返上共々候事、

一、右御普請等為御用、請取候諸道具、並荒物之分請取切、為召仕候品々、年切木切手ニ御副印請、御普請会所御印請、御道具奉行中江相渡候得

一、右奉行中より入切手ニ御普請会所御印請指越候之事、

一、御普請候御用召仕候御道具、役小者高等、年切決算帳面御達申候事、

一、都而御石垣為御用、請取高、為召仕請取御道具等、並松木・役小者高一ヶ年切帳面ニ御立、都而入切手一ヶ年切、閉鎖、御普請会所御奥書之上、御算用場、諸方役所江罷出、御算用相立申候事、

一、御扶持人石切、二十人切役支配仕候事、

一、御扶持人石切、病死或ハ立替□□順候せかれ二十人石切相動罷在、御用相立候者ニ御座候得者、奉願候、若御用立兼申者ニ候得者、二十人石切之内、勤切之者撰御扶持人石切、奉願候事、

一、御扶持人石切等、細工方之者ニ付、吟味仕候事、

一、江戸御城中天主台御石垣、且小松御城中御石垣、飛州高山廢城ス、江州大津海津御旅や石垣、能州石動山並所々橋台川除石垣、先祖相勤申付候事、

一、御城中御石垣竹取申儀、外役所手合御座候處、御詮義之上、安永年中より私共手合江被仰、渡草木根掘取、一ヶ年之内、五、六度充為取候事、

一、御城坂々道繕、二御丸御式台如外、大豆・砂利敷平均、御堀掃除、土居御修復、其手合々々御座候得共、是又時々、私共手合江被仰渡候事、

一、御石垣為御用、留書足輕、宝曆年中より請取候得共、天明年中より請取不申、都而帳面日記等、私共相調申候事、

一、毎年冬中来年御用之くり石、夫石役小者に為持申候事、

一、御城御座候間ハ、御普請会所江隔日罷出、御平生御用相動申候事、

一、御城中御用無御座候節ハ、二十人石切才川、浅の川定小屋番人ニ申候事、

一、御城中一ヶ年之内、度々相廻申候事、

一、御城中毎朝御扶持人石切中、相廻申候事、

一、御免駕御掃城前、御城中御通筋相廻り、御石垣詰石、並草為取申候、尤御当日も相廻見分仕候事、

一、往古於戸室、御石切出並御石釣出御用、私共相動不申候、其節者、定番御馬廻組並組外より山奉行・道奉行相伝候段伝承仕候、然處、万治之比、戸室山本山等より中山迄夥數角石等釣出、御城内江茂釣出廻、御城御築茂段々御成就に付、一先御用相濟候林ニ御座候處、御類焼前後之御普請為御用石、中山まで釣出置候、御石地車を以、様々引出召

資料三 穴生動方帳

〔享和二年〕
〔寛政〕

穴生動方帳一

一、御城中御石垣御普請就被 仰付候、御石垣遂見分、繩張坪図り仕、角石・角脇・かつら石・平石何程充、くり石何程与夫々図方仕、御普請御用之御家中・役小者一日何拾人充、請取、二十人石切者御石垣積方ニよつて、一坪何拾人掛りにして皆出来、日数何程与相図り、都而御石垣積方等其所ニ隨、石切高増減相図り申し候事、

一、御普請御用御立諸品、御道具等、御石垣坪高二尺シ、且御普請所ニ応ジ、相図申候儀、御普請会所江毎日罷出、詮義仕宜敷相極、右御道具高帳面ニ相記、御道具奉行江中勘直段付ニ遣シ、指越候上、図帳面相調、並御普請会所朱引仕、其外仮囲・仮小屋相建申候處、略繪圖ニ相調、右帳面ニ相添、指上候ハ、御城代江御達御聞届仰渡候上、日限相極、以上普請ニ取掛り申候事、

一、右御用之御道具等請取申候、御普請会所棟取大橋貞右衛門・田中兵右衛門等江宜敷為指出候得共、御道具奉行中江申談、私共印章之通を以、御扶持人石切受取、私共役所江指出、見届、此外御道具口御修復等、請取申候節者、右同様之事、

一、御普請所一作仮小屋、是又御石垣坪高二尺シ、年初出来、或八年越出来之様子、番人数多少ニ而、仮小屋為中小三拾ニ為建申候事、

一、仮小屋・仮囲等出来、御石垣石並裏詰石等、取除方ニ取掛申候事、
一、毎朝六ツ時ヨリ御普請会所仮小屋江罷出、六ツ半時分、御普請相初、七時相仕舞申候、右刻限私共詰切、諸事申渡候事、

一、御普請所仮小屋火之番等、為御用、役小者昼夜式人充指置申事、

一、御石垣規合矩方家法を以相極、如元出来指図繪圖御扶持人石切江相渡シ、遂吟味、曲尺合無相違出来申渡候事、

一、御石垣積方、往古築置候通、無相違、積立申候、石取石配裏詰仕様等、都而御扶持人石切・二十人石切江日々申渡シ候、尤積方等之儀、前方覚書を以申渡候事、

一、都而御石垣之儀者、古來築置候通、繩等無相違、如元出来仕候義、第一ニ相心得罷申候之事、

一、御石垣地形ニ隨ヒ、繩張種々築様積方等之義者、家業秘候趣故、都而調上下申候事、

一、御普請掛り人数合候事等之義、朝五ツ時、昼九ツ時、休息ハ一日両度充、拍子木を以、相図仕候事、

一、御石垣角石等、棧橋より引揚申儀車口等、品々御道具を以、引揚申候得共、大石杯ハ所ニ寄、甚手間取候得共、其所々ニ而工夫詮義仕、手間取不申故、引揚申候事、

一、御城中 御巡見之節、罷出申候事、
一、御城中 御城代御見分之節、並御石垣御普請出来、御見分之節、快出来候事、

一、地震等天変之節、御城相廻申候事、

一、火事之刻、御普請仮小屋御普請会所江も相詰申候事、

一、御城中御石垣御普請之義、往古より御繪圖朱引を以、公辺御届之義、地震口□等ニ而崩所、孕所間敷付ニ而、方角吟味仕、右御用之御繪圖、私共之内相調、下繪ニ而右書出仕、御請繪圖ニ相添指上候、右書出相濟候上、私共御渡ニ付、表具師江申渡、折為付、袋ニ入、杉箱入ニ仕、指上申候事、

一、御普請御用之足シ石、戸室山中山より地車以、引出、小石之分ハ、釣出申候事、

坂ニ或ハ車落入等之節、所々ニ此大手木を以取遣、随分小手木折不申様、夫々可申付、尤右大手木石之上ニ式挺充のせ來候事、

一、小坂ニ而車ニ扣綱付手引、無油断可致候、無左上過テ人等有之共、不及貧着候事、

右等之趣、今年者格別申渡置候間、不相洩様、夫々可被仰付候、尤指掛、夫々可及指図候、以上、

子

五月

穴生五人

日用頭 吉 助 殿

同 七左衛門殿

〔一〕、同月六日より日々御石引出候、是迄役小者ニ而茂御石引出候事、

引石夫付等極為引可申所、其義なく日用とて夫図りなくてハ御石引法も相立不申、如何之詮義ニ候哉、根元不極故、甚混雜之儀牀、或時ハ

地車ニ平石五石付、為引、車ニ五石付申時ニハ、甚除取申事候、然処、一向引ケ不申、日用と茂大キニよハリ、追々逃走車ニ下役人までニ相成

候事も有之、無利成仕法故、軽キ者、其日之價ヲ捨掃り候事、不便成事候、日用頭致詮義候得共、大勢之事無是非不興ニ候、物ノ初ハ、ケ

様成物にても有之候得共、地車ハ御焼失後より取扱申品にて、大鉢夫付も承知有之筈ニ候所、左様之事もなく故、不縮ニ相聞へ、山中なれ

ハこそ、先ケ様之族にても相済申義、少非道之取捌ニ相聞へ候、右之族故、御石引より山奉行等掃り候刻限、夜四時より五時頃迄ニ人々致

掃宅、曉七時より罷越候、休息之間もなく、大暮之時分、人々疲申事候、甚左衛門、曉七時ニ罷越居申、元氣者ニ候、或時者新掃御門、夜

五時頃ニ引入、御普請会所高挑灯ヲ立、引入申候、何与甚左衛門心得居申候哉、普請之儀者 公辺へひき申事、其上夜中石引過テ人難計不興ニ候、此事篠原殿被聞、早速右様之義、無之様候、御指留候所、

甚左衛門不きげんニ候、大法ヲ不知ては、ケ様之ものニ候、人々能相勤候、前段ニ調置候通候、実義故相勤事也、

右之通りにてハ中々勤兼申事候、物ノ初りハ、法ヲ第一ニ不仕てハ、崩安ク、夫故大キニござつなき故也、甚左衛門根氣無シ候故歟、

五十歳余にて致病死候、吉左衛門者猶又非道故、人々にくミ申候、夫故、家亡候与相見候、大勢引仕捌之時ハ、甚心得有之事、善悪共ニ山奉行之取捌ニ候得者、少も無利取捌ハ不相成、石引杯ハ御用にても、

一統和順至極なくてハ能不相弁ものニ候、

右等之趣、彦三郎有増致会得候故、下々致心腹、致出精候、御石引夫付、年々相録シ、其法極メ置、文化十年堀殿辱有之、委曲調指出シ、

彦三郎工夫之趣も 御城代へ御達有之筈ニ候、此一巻ハ御石引夫付帳面ニ委調置候ニ付、大略仕候事、

一、右高御石垣御普請十月出来仕候事、御城代等御見分之義此所ニ略ス、

右戸室本山開井御石釣道幅五間ニ相極候義、暨新道被 仰付候年号等如此御座候、右御用者、彦三郎不相勤候得共、留帳或者紙面相しらへ、

或者右御用相勤候者より承候事留置、此所へ書載候事故、具ニハ無之候得共、連続不致ニ而者、御用之節、尋ニ障取候故、後々之為、或者心得候茂相成候事、取捌方之悪キ事、有ノ俣有増留置也、能々勤考可見

之者也、

文化十年閏十一月改之

後藤彦三郎藤原和睦

〔解説〕

後藤彦三郎が、戸室石切丁場再開以降の普請会所関連の留帳や文書を調べ、石材切出等に従事した者からも聞いて、まとめたのが本書である。彦三郎の考察や意見は、朱書で書き添える。文化十年十一月の著作である。

タルものニ候、子孫之義も無貪着とハ此事ニ候、且、棧橋之儀者、別而入念第一ニ候、子細ハ、人命ニ懸リ候得者、如何にも丈夫ニ可仕事候、悉ク念ヲ入候上、自然之事ハ無是非事候、能々心入有之事候、御焼失後より近來迄ハ、石切之内ニモ実義功者成者有之、御扶持人石切之内ニモ勿論実義者有之候得共、皆々致病死、當時ハ若キ者計ニ相成、若キ内ニモ後々御用ニモ可相立者ハ致病死、當時ハ大キニ衰ニ候、時節有之者と見ヘたり、

一、棧橋足代飯小屋飯垣、宝曆九年以前者、悉皆御作事所より致出来候得共、右、九年後ハ悉皆御石垣手合ニて出来ニ候是ハ、功者成者共、有之故ニ候、右シノキ角御石垣、近年之内、御普請被仰付圖ニ付、石切出、石引等、都而其御手当ニ候、今夏、右高御石垣惣図リ仕、棧橋足代吉三郎工夫を以、夫々絵図仕置候、今更先規立戻り御作事所ニて出来茂口惜故、工夫仕、絵図仕置候、是を以仕候得者、全出来可仕、猶更諸事相考申事候、大キ成事故、不通下役人も少骨之有之者ハ、夫々遂詮義申義ニ候、只和順第一ニシテ不取捌てハ不合、人和平、殊ニ大御普請之事、猶更心得無之てハ不合、甚左衛門等之取捌方ニてハ、人氣崩れ、甚御用後レニモ相成候、免角取捌方ハ色々有之ものニて六ヶ敷ものニ候、都而之義有ノ俣書置候、後々手本ニ仕、可相考事候、

右安永八年御用向、

(34) 御城中高御石垣しのき角御石垣御普請、当十八日より為取懸申候間、御届申上候、且又取掛候ニ付、御用懸之者共、去年之通、御普請中毎日御本丸出入為仕候間、穴生より断次第不指支様、御本丸御番所江被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

二月三日

浅加 単人

本多安房守様
村井又兵衛様

一、御用向色々為有之候得共、為構義にて無之ニ付、略仕候事、
一、四月四日、浅加殿御指除被仰渡、金森猪之助殿御免除被仰渡候事、
一、世上風聞之通ニ而浅加殿等不詮義ニ候、御城代之義も風聞仕、御普請奉行より御達申候とて、得与御詮義もなく、御聞届ハ、御未熟と申事候得共、甚左衛門ハ、最初者御普請事輕ニ仕置、段々大キ成所ニいたらせ候ゆへ、如何ニ候、甚左衛門大不調法ニ候、

(35)

一、御普請所、定番頭衆等見廻り之儀略仕、
一、御普請所、又兵衛殿見分之事、
一、五月より、戸室山より御城中へ御石引入之事、
日用頭へ申渡候趣、左之通、

当月六日より、戸室山より御石引御用相初候条、惣而仕法之儀者去年之通、可相心得之事、

一、木やり人先正味三人充、御雇日用之内より可被指出候、同様之日用ニ付、別入ハ相定不申候、尤前月分翌月朔日、平日用高ニ相置可申候事、

一、毎日御用日用人高帳面ニ記、山方へ持参可有之事、

一、木やり人惣人充、御石車元ヲはなれ不申、尤車指引之様子得与見届、羽留打手木仕ヒ共之指図ヲ請、木やり之声掛引致候様、堅ク申付、無左候而ハ綱引人足混難いたし候事、

一、御石引中惣而御道具途中在家へ預候共、家数少ク、譬ハ只今迄ニ軒へ預置候ハ、一軒相成候様、才料之者等へ可申付候事、

一、御石車付致候迄、みの笠等指置申間敷事、

一、此度長サ老丈四寸角ヲ作立、薄かね巻ニ致、大手木相渡候条、惣而

ノ地車ハ弁利至極之品ニ候、其品ニ当テ、幾重ニも工夫可有之事候、一様ニ心得候てハ、物事相違いするもの也、

(32) 高御石垣続きしのき角等、御用之角石、安永五年より戸室山於御丁場、段々出来仕ニ付、当春より引出方取掛様被仰渡候所、人・銀御指支ニ付、日後々相成、六月上旬より人足を以引出申候、

右、角石ハ行間角梁間角入角与三段ニ割立置申候、右之内大之分暫見合、引出候様、先達而被仰渡奉得其意候、盆前後に中之方より引出申候所、次第短日ニ相向、其上雨降候節者逆も道方惣舩あしく、難引出御座候間、何卒大ノ分も交合、只今之内、二、三石も引出置候ハ、御石垣角之手積立之石配宜、丈夫ニ相成申候、尤大之分、町引之節、何卒繰合、朝之内ニも引入候ハ、町往来も少ク可有御座候与奉存候、依而山引之内ニ人足遣ヒ方、少々増も相懸可申候得共、随分取計、御不益無御座様繰合申度奉存候、右等之趣相伺申候間、早速被仰渡候様仕度奉存候、以上、

七月二十二日

穴生五人

篠原左次右衛門様

金森猪之助 様

浅加 隼人 様

(31) 右、文面之内繰合、朝之内ニも引入候ハ、往来少ク抔与調有之候得共、御用石引出候処、何レハ兼候而、朝之内抔者御達候哉、左様ニ而くり合候てハ、決而出町辺ニ指置申義と相見へ候、然者夜番人も指置不申候ては、御縮方不相立、奉行衆へ紙面ニもおよび申ましく御達ニて相違可然事候、岡田八兵衛御屋敷方不調法ニて御指除、篠原左次右衛門殿代り也、篠原殿ハ才智有之人ニて殊ニ軍学達者之由、

夫故能人ヲ仕ヒ被申、下々ありかたかり申候、甚左衛門娘夫氣ニ不入候得共、元來發明成者故、母衣みだし候事ハ無之候、三家之者御用立候ハ、大キニ可被用所人々、小児のことくゆハ無是非事候、シノキ角御石垣、安永六年より取除置角石出来引出シ迄、其俣ニ仕置候事、世上風聞有之候、尤成哉、譬ハ屋ね葺申候とて、板之用意なく、取掛ハ不相成、板用意致し、取遣候、甚目立候所、ケ様ニ仕置候ハ、甚不詮義取た尤也、是皆浅加与甚左衛門と申談仕タル事也、

(33) 覚

一、四百七拾八匁 文丁銀

松木長六間より七間迄、
目廻三尺五寸より四尺五寸迄、
木敷三十三本持届請負貨銀

右、田上村山より御城中迄、松木持届請負貨銀如此御座候、尤日用頭へ之口銭といふ銀之内を以、相渡申候、被仰付候ハ、御請可仕候、以上、

八月七日

川上新町上山屋
与三右衛門 印

御普請会所

(34) 右、松木シノキ角高御石垣橋御用之松木より品方少ク故、専六寸角物等繼立用ヒ候様子ニ候、夫故枝橋勾倍大キニ強ク相懸、上り兼候程ニ有之由、石ハ機具車棍ニ而、巻上候舩ニ而、左候てハ、はか取不申、釣レかたき石ハ巻上、釣レ申石ハ、成たけ、為釣候得者、大キニはか取申事候、短キ木ヲ以能致出来候、是ハ石切清六・弥左衛門と申者、功者成者故ニ而一通り之者ハ出来不申事候、足代も如何致候哉、一切留等も無之故、盲人之杖なきことくニ候、彦三郎随分相考、留置候得共、中々浅勝と相見へ候、家柄不相応、らくニ相勤

寛

一、式人

御石先払 足輕

右、中山より御石引出候ニ付、当月四日より懸渡可被成也、尤御城代へ被達申置候、以上、

六月二日

岡田八兵衛 印

割場御奉行中様

一、御城代へ之御入略

(31)

寛

一、式人充

御石才許并御道具御縮方御扶持人石切

一、四人充

御石道中才許割場附足輕

一、式人充

人足しらへ御石取遣棟取二十人石切

一、式人充

右下才許此分前々より功者成役小者之内、定懸ル

一、式人充

日用頭 御雇御用縮方

一日中勘回り

木やり人賃銀

一、拾匁五分計

右之通、仕法相調指上申候、御用引人足御門方不指支様仕度奉存候、

以上、

六月三日

奥源左衛門
後藤用助
正木甚左衛門

岡田八兵衛様

金森猪之助様

浅加 隼人様

〔右、御達紙面之内、御扶持人石切之勤向先、右之通ニ而可有之哉、

割場附足輕御石才許と有之ハ、如何之詮義候哉、才許仕候得者、御

石ニ故障有之節ハ、不取捌てハ相成申ましく、御石取捌ハ御扶持人石切、二十人石切有之、惣御縮方山奉行仕ル也、御扶持人石切と足輕之勤向不相分候、足輕之勤方ハ外何ニもなく往來之土中へ御石ニ而御座候段、御達候得者宜、此外ニ勤方無之候所、右之趣ハ合点不參、其節如何之詮義ニ候哉、且二十人石切人足しらへと有之候得共、役小者ハ石切しらへさせ候、日用ハ則日用頭罷出、小才許ニ出候得者小才許しらへ申答、是又如何之詮義ニ候哉、石切下才許此分前々より功者成役小者之内、定懸ルと有之候得共、下才許と申茂不相分名目ニ候、石切迄ニテハ不行届ニ付、定役小者いつとも加へ申也、不残日用ニテ引出候ても羽留持手木仕ヒ等、役小者ハ右日用ニ相成、日用頭懸渡シ、尤此方よりも日用頭へ申渡シ召仕也、無左てハ羽留拵指支候事も有之故也、巖月成時節ゆへ、不相分文面ニても弁シ申候と奉存候事、

一、シノキ角積立候角石大ノ分、大鉢八丈七尺計可有之候、尤大地車ニ付引出候大地車床四ツ輪ニテ、目形中勘三百貫目可有之候、扱此車ニ右之大角石ヲ付、戸室山より引出候處、葦車はこひ方あしく、日數十計ニ而御城入仕候、御入用中勘五貫目計と相図り候、山中所々ニ可割木飯車杭組立候得共、中々思ふ様ニ用ニ不立、扱牛坂辺へ參り候所、町中より手伝人多く參り引候處、余大人數ニて引スキ、田ノ中江引返、大キニ除取、やつと十日ニテ御城入仕不興之事情、右、御城入之日ハ甚左衛門方へ皆々祝ニ參り候様ニ夫々申入候得共、老人も不參鉢、石切も大キニにくミ、新道谷へ落シ可申と工ミ候由候得共、無難、御城入仕候、何ニと申ても浅加のみ込居申候ゆへニ候、小ノ地車ニ仕法シテ付引候ハ、大キニ弁利可有之處、大地車ニ付候故、六ヶ敷、是も手馴不申ゆへ也、功者ニ相成候得者、勝手次第弁利出来申もの也、右大地くるま鶴丸材木入小屋之内ニ指置候、後々可用品ニてハなく、小

長棒老間計、横指之棒長サ三間計ニ候、右ニ大人數を以、為釣運候而者、當時上田上村領等之道幅ニ而者、悉ク指支申候、右、万治年中以來戸室山より石釣出致中絶候故、右五間幅之内、新開敷、又ハ自ら仕出候哉、都而改作方之様子者於此方、手合難相知候得共、所々五間幅之形有之、右棒間數等より引合候而ハ、上田上村領等之内、當時之道幅ニ而指支申候、暨上野村者五間幅之道ニ相成申候、上田上村等領ニ限り、道せはく候様子、今一往御詮義之上、御申聞可被成候、

一、如往古大石等釣出候儀、本文ニ候得共、悉ク御入用相掛、其上道幅茂五間無之てハ、指支万端御不益ニ付、御造営以來者等ニ所々道幅形手今以有之候所、上田上村等領之儀、内兩方より田地自ラ仕出シ候哉、道幅狭ク相成申ニ付、指支申所茂有之候間、詮義仕可申上旨、先達而被仰渡候ニ付、其節村方詮義仕候所、右道幅之儀、内ヲ求而御田地ニ仕出シ申義ニ而ハ無御座候得共、所ニ寄、川等へ崩落申、所々自然与狭ク成可申哉之旨、申聞候に付、其段先達而小紙を以申上置候、然処今般ハ被仰渡候ハ、右ニ付、先年茂御詮義之上、道幅五間ニ相極り申義、承知仕罷在候所、先頃小紙之趣ニてハ相違之義与被仰渡候ニ付、重而村役人共手前詮義仕候所、百姓共方より求而道幅之内ヲせはめ申義ニ而者無御座候得共、右申上候通、自ラ道幅せはく相成申候、併道幅之義者、古来より御定茂御座候義ニ御座候得者、只今彼は申上候義無御座候、御定之通、相心得可申旨、申聞候に付、重而小紙を以申上候、以上、

案
三月

御所作
御奉行所

御所村長左衛門跡相当分才許
少次右衛門 判

(28) 今般、戸室山より御用石引出候ニ付、先達而御普請奉行より之紙面御渡ニ付、則十村共へ申渡、石引出候時分、不指支様申付候処、重而御普請奉行淺加隼人より之紙面御渡に付、猶又十村共江申渡候所、上田上村才許之十村より別紙小紙指出候ニ付、御達申候、尤石引出候節不指支様申渡候、彼是不申出様申付置候、御普請会所役人罷出見分有之節者、才許之十村茂罷出候申渡置候間、右役人罷出候日限先達而申越候様致度候、以上、

三月廿二日

御用番

遠藤次左衛門
小泉四郎兵衛

御算用場

(29)

追而淺加隼人より之紙面致返却候、以上、先達而戸室山より御用石引出候道幅、上田上村領等之内狭ク相成居申様子ニ付、今一往可懸詮義旨、重而被申聞、則改作奉行与猶更遂詮議候所、別紙兩通指出候ニ付、相達候、以上、

四月廿四日

御算用場

御普請会所

(案書) 右道幅見分之義、御算用場へ申遣シ、十村罷出、致見分治定之儀、留候ニモ不見候、留洩候哉、又切取候哉、其程無覺東候、右紙面ニて大株致治定居申候事ニ候、

(30)

一、中山道繕之事、
一、五月廿六日シノキ角御石垣御用之角石、戸室山より引出候様被仰渡、
一、中山より平石引出候事、

残念成事候、実義之者共有之、なつかしく存ル事候、」

(24) 今般、河北郡戸室山より石為御引候ニ付、往来仕百姓夫々氣遣并牛馬口牽仕、且又於御休場古音等取捨不申様、被仰渡、村々へ急度申渡候、一、御石御出シ之道筋、往古道幅五間之所、上田上村等領之内、両方より御田地ニ仕、出道狭ク相成申候故、右御用指支申旨、被仰渡候ニ付、村々詮義仕候所、近年御田地仕出シ、道せはめ申義者無御座、前々之通御座候、併所ニ寄、川等へ崩落申所茂御座候、村方より道せはめ申義者、一向無御座旨申候ニ付、小紙を以申上候、以上、

文 御所村長左衛門跡才許 少次右衛門 判

二月 南森下村 金 七 同

御改作 御奉行所

(25) 從戸室山御用石引出申道筋、石車引懸り申節、往来之百姓致氣長候様、且又牛馬口牽申并所々於休場古音打捨、石運道指支候条、右之族無之様可申渡旨、被仰談、則道筋百姓為申渡候、

一、石引道上田上村領等之内、道幅せはミ、其上道之内へも近年田畠仕出シ申所も有之様ニ而、指支候所茂有之候間、才許之十村罷出、道幅致見分候様仕度旨、御普請奉行より申来候間、被仰談之趣、則申渡候所、別紙小紙之通申聞候間、懸御目ニ申候、御普請奉行中へ被仰遣候様与奉存候、以上、

二月廿二日

齋藤 金兵衛
小泉四郎兵衛

小堀牛右衛門様

(26) 今般戸室山より御用大石等為出候ニ付、先達而紙面を以申進候所、夫々御申渡之旨、致承知候、且又上田上村領等之内、道せはく相成居申進候所、改作奉行中之紙面并十村共より之小紙共、御指越ニ候得共、戸室山より石釣道者、往古より五間幅則山中等ニ其形、今以有之候、安永新道具地車を以為引出候ニ付、道幅五間迄無之而茂御用相濟候得共、右地車者新格之義、万端往古之御格ヲ本文ニ相立候ニ付、安永二年御承知之通、道幅五間ニ相改、則戸室山より中山迄者道作候ニ付、所々五間幅印石ヲ相建置申候、此度中山より小立野出町迄道作申付候ニ付、

先日一往申進候、都而道幅せはく両方田畠道有之所者引石ニても指支候而、風与田縁等へも相障可申義茂難計候、左之時分百姓共彼は申合候而者、御用方指支候間、五間幅之印ハ建置、何分當時之道幅ニ而相并可申候得共、至而せはき所者指支候、宝曆年中以来、雨水除之溝之内江田植付候て、郷割指支候ク所茂有之候、譬新開キ相成候てもケ様之所者指支候条、近々之内、役人御指出、今一往見分御申付可被成候、其初此役人茂立会可申談候、尤日限之義者、追而可申進候、以上、

三月十二日

浅加 隼人

前田 兵部 様
小堀牛右衛門様

(27) 河北郡戸室山より御用石為御引候ニ付、右山より小立野出町道幅五間ニ而則山中、二年戸室山より中山迄道作申付之砌、五間幅之段者御城代へ申上、則其御場ニも同年六月廿六日委曲紙面を以申進候所、御承知之段、御通書致到来候、同七月廿日、戸室山より小立野出町之道幅五間ニ付、追々五間幅之印石相建候趣茂申進置候、然処、此度上田上村等之道幅之儀ニ付、十村共より小紙指出候趣ニ而、安永二年御承知之御返書与ハ相違之様ニ相見へ申候、万治年中前後釣石之時分之様、

(22) 一、但、右道附替之儀者大キ成御用ニ候、然処、役人見廻り申義者、余りゆるかせ成事候、毎日詰切致指図申義ニ候所、無其儀八兵衛へまかせ候事、甚不審千萬也、第一御縮方立兼申義、如何之詮義ニ候哉、不審而已ニ候、兎角穩成時節故、如此ニ而相済候与相見江候、

御渡候事、
但、御題紙、戸室山留帳ニ留置可申候事、

右、御題紙、御城中留帳指置、戸室山御用留帳ニ調置可申事トハ如何之事ニ候哉、不審也、戸室山留帳相しらへ候得共、留も無之、是等甚様子有之事候、寛政十二年、山奉行兼帯被仰渡候節、御題紙無之候故、憎々敷相聞へ候、有賀清右衛門殿へ右之段御達、御城代方御開合有之候得共、知レ兼、残念成事候、御用留帳之内、後々御尋茂可有御座ケ条、正木甚左衛門せがれ吉左衛門切捨申候、御扶持人石切青木市右衛門度々見請候ニ付、申入候段、後々、市右衛門咄ニて承候、其外御用留帳も見当り不申分も有之、奉行衆へ御置置候、吉左衛門義者、甚不宜者、輕薄者ニて不興至極之人物ニ而甚左衛門義ハ、御用之品随分大事ニ致、細ニ調置候処、吉左衛門大方我物ニ仕候鉢ニ而御取立者故、小ク御尋之節、役所ニも無之、私方ニ所持仕罷置候段、申上候所存ニ而、留帳之内切取、或ハ切すて、其外之出物ハ、吉左衛門方へ不残取候事、絶言語候者ニ候、ケ様之心得故、歩増あしく、人々などくミ申計ニ候而、元來町人之子故、如斯之心中根元ヲあらハシ申事候、

(23) 今般御用石、河北郡戸室山より引出候ニ付、同所より小立野出町迄道筋爲作申候、右出来次第、大石等引出候間、山中下り坂ニ而ハ、地車

難指留候間、右、道筋往来之百姓共氣遣可仕、其上牛馬口牽不申鉢、且所々於休場古沓道之内江捨置御石運指支候条、右等之趣無之様、早速夫々御申渡可被成候、

一、御石出シ道者、往古より道幅五間ニ而、則山中等所々ニ其道幅形合以有之候、就夫上田上村領等之内、両方より田地自ら仕出候哉、悉ク道狭ク相成、其上、道之内茂近年田ヲ仕出候所茂有之鉢ニ而、所々有之候間、右辺才許之十村御指出シ、道幅見分仕候様致度、如此御座候、以上、

二月十四日

金森猪之助

御算用場

御奉行中様

(一) 太田切新道段々出来之事、

(二) 右新道之内、砂地ニ而、然も清水等出申候所有之、此所ニ石垣積往来丈夫ニ可仕為、甚左衛門・八兵衛へ申渡、石垣積致出来候、然所、大雨仕候所、砂地ゆへ、裏詰段々空腹ニ相成候所、崩申候、甚左衛門大キニヨハリ、顔色黄ニ相成候、御扶持人石切難捨置、青木市右衛門棟取急々石垣積置申候、砂地ニて清水出候所故、そだを敷、石垣積、裏之方ハ砂へそだをさしかけ、雨降候ても砂流出不申様ニして、栗石ヲ能つめ、段々如此ニシテ積上り致出来候所、右、仕法ニて、今以丈夫こたへ居申、甚左衛門も致大悦候由、市右衛門と申者ハ、実義成者ニ而、彼か工夫ニて、早ク出来候哉、風聞もさのミ無之由、甚左衛門者きついで者ニハ候得共、石垣之事ハ不功者、其時分ハ御扶持人石切、手揃二十人石切之内ニも、甚功者有之候、年限わつかニ而、安永之人氣等与文化之人氣等与は細工方も大おとり也、安永之比之者共、能ク仕ヒ候ハ、大キニ御用立可申と考申事候、何と申しても、甚左衛門父子人ヲ仕ふ事不知故、大キニ人氣くづれ、

村井又兵衛様

(18) 戸室山御石丁場より中山迄之間、只今迄之道難所ニ而御石難引出候ニ付、南原村・新保村領等、山之手方江道付替度旨、各紙面を以て被申聞候趣、無提儀ニ付、承届候、乍然就田地等へ相障候間、右道下ニ相成候、田地等別紙之通、御石引出御用中者役銀之内を以、可被請高候、此段被得其意地米銀高之儀者、御算用場可被承合候、以上、

戊 九月廿八日

本多安房守 印
村井又兵衛 印

御普請奉行中

(19) 今般戸室山より御用石出候ニ付、道附替、并右道之内修復之義、入札ニ被申付候条、今般日之内、町中江相触り人有之候者、来月四日切指支可申旨、御紙面之趣致承知候、以上、

九月晦日

町会所

御普請会所

(20) 戸室山石引道附替新道田畠等、道境本杭為打候ニ付、明十三日當場より役人指出可申旨、致承知、夫々申渡置候、以上、

十月十二日

御算用場

御普請会所

右ニ付、十三日穴生正木甚左衛門、且御扶持人石切等罷成、南森下村金七、是八十村也、村々肝煎等罷成、人々領境杭木打、田畠山歩数等相極メ候事、

右、立会領境相極候ニ付、御算用場承合候所、左之通候事、

(21)

道下ニ相成候田地等御算用場より書出候写

一、式百四拾歩

田地 新保村領

高ニシテ老石式斗

一、長百八拾九間

山 同村領

幅五間此山役銀貳拾目

一、式百歩

田地 南原村領

高ニシテ老石

一、長百九拾四間

山 同村領

幅五間

此山銀十五匁

一、千百六十歩

新開歩数 田嶋村・清水村領
南原村・若松村

高ニシテ五石八斗

一、長四拾五間

山 田嶋村領

幅五間

此山役銀拾五匁

高ニシテ八石

山役銀ニシテ四拾五匁

右御算用場より書出之通、毎年十二月朔日より五日迄之米平均値段を以、切手仕立、南森下村十村手代切手役所へ持参致候、毎年如此、一、戸室山道大田切等新道附替等之儀、夫々入札ニ被仰付候所、大工金浦屋八兵衛与申者、下札ニ付、此者ニ被仰渡候、此者ハ辰巳御櫓台棧橋茂仕、町会所ニテ縮方茂相濟候者ニ候得共、正木甚左衛門与別懸ニ而、風聞甚不宜候、日用頭之儀者御様子も有之者、ケ様之御用ハ可申付事候時節与ハ申ながら、取捌方悪敷相見へ候、其道を糺シ申付度事ニ候、

一、右、新道御用等正月廿日より取掛候事、御用中役人見廻り之事、

立はか行第一ニ仕候哉、積石大方小石共打交居申故、少々之孕所茂難捨置、依而此度席ニ右ヶ所繰返シ積立申付度奉存候、左候てハ、御人高二相成候間、こたへ候義も如何有之候哉与、重而詮義仕候所、大地震等之不時成義無之候ハ、当分堪可申旨、穴生申聞候間、先此度ハ其通ニ指置可申被奉存候、

一、しのき角御普請御用之石并平石、去々年以來、於戸室山追々出来為仕候石出方、御家中役小者御定夫付之儀、人持組御馬廻組兩下奉行へ申渡置候、右人足固り出来之上、道作等夫々詮義之趣并御普請御用之諸品御道具等棧橋足代固り戸室山より石引出方御入用等、惣固り追而帳面相調指出可申候、去年中山より九十八石新石為引出置候間、堀立次第、此新石ニ古石、宜分爲交合根へり積立可申付与奉存候、勿論當時大御普請所之義、其上戸室山より角石等引出候ニ付、只今迄之定銀高二而も中々御図方行届不申候間、兼而是等之趣、御聞届御座候様仕度奉存候、勿論雪消次第、戸室山石切出候義者前々之通、可申付と奉存候、以上、

戌
正月

本多安房守様

金森猪之助
岡田八兵衛
浅加 隼人

(17)
一、安永五年より戸室山於御丁場、御本丸シノキ角高御石垣御用之大角石等、段々切立候、右為御用山奉行多分式人充相詰、御扶持人石切茂式人充、二十人石切、御城中御用之様子にて、七、八人、拾人にて相詰、五日目、致交代候、役小者為手伝受取、田嶋村百姓相雇召仕、此節之御丁場者、御門内山ノ手中壇ニ大石有之、此度割立角石等三仕、又水丁場烏帽子石下壇ニ大石有之、是等割夫々角石等ニ切立申候、往

古烏帽子石辺山手高キ所迄堀立等致候程ニ候所、如何詮義にて、右大石殊ニ手寄も甚宜所取残置候哉、不審ニ候、扱大角石等出来ニ付、地車を以、引出候圖ニ候所、御石釣道之義者、御定及有之候所、百ヶ年余御石出方致中絶候故、道ハ、所ニ寄、段々せはり指支候ニ付、御算用場懸置合之上、弥五間幅相極候趣左ニ調置、

一、戸室山道之内新保村領等之内、道附替之儀御達申上、往古之道懸所ニ而、中之地車難運道ニ而深キ谷ニ而、金沢之方よりハ中程迄一文字ニ下り、夫より南原宮横迄上り坂ニ而引石ニ者、甚六ヶ敷道にて、此所より地車引申時ハ、道幅尤広ヶ候得者、御入用多相懸、非其耳引方ニ甚除取、旁以山手之方ニ新道付候義、御達也、昔ハヶ様難所より大石等釣出候事、戦国之者故、能ク弁シ候哉、其所各難知候、山奉行大キニ骨折候与相見へ、甚証抛ハ御座山迄度々利長公被為入候所ヲ考候得者、大勢之儀不一通様ニ被存候、弱キ者ハ多ク死候由、及承候、然者六ヶ敷義者相知レ申候、釣石者大真棒ニ横指之棒候得者、大鉢石之高サ極り茂有之、右者巻持と申者ニ候、地ヲはき難釣大石ハ、修羅ニ而理不尽ニ大勢ニ而引タルと見へたり、重キもの故、大ニ六ヶ敷候、戦国之人ハ上より下之根氣強キ筈也、人氣ハ次第ニ衰候与相見江候、

一、清水村上ミ之方、古道江入口より右之方北松高迄是又右同様ニ新道也、此新道下古道也、右古道茂坂勝ニ而、車はこひ不弁利ニ付、一集ニ新道之此達也、○御本丸高御石垣石垣シノキ角積方之儀、最早角石無御座候ニ付、積方当廿日切為相止メ跡御縮方之義、竹垣申付置候、且又御本丸御番所へ御普請相止メ候段、被仰渡可被下候、右之趣御届申上置候、將又九拾間土居崩所御用石等為持申候、右等之趣御届申上候、以上、

九月

金森猪之助

本多安房守様

角之手取懸候ニ付、平積石与違、大石之義故、今年之通、人足三十人充三者中々行届不申候条、来年取懸候節者、人足増七十人、都合百人充請取申度奉存候、且又取除之儀、当春略絵図相記、懸御目ニ置候、所々辺根石より式間計上之方、少々孕相見江申候、此所當時御普請ニ付、二重塀引片付候而、上より見分仕候處、右孕所相見へ申候、尤下之方より目立不申候得共、元來往古出来之節、積立はか行第一仕候哉、積石至而小石共打交り居申候ニ付、孕所及出来仕候條、御座候、尤右孕所者、当春相調置候、本文之通、段々積立候御、夫々繰返シ仕候得者、御普請方手廻シ茂宜、御入用方茂別ニ過分ニ相懸不申候間、此度序ニ積直シ、被仰付候様仕度奉存候、無左而者風与積境より崩出候而者、前後御詮義ニ而被仰付候、本文茂行届不申候ニ付、重而、右御届申上候、依而去年より為取掛置候、戸室山ニ而切出候角石并中山より平石引出候、御用并御普請所棧橋足代暨積立諸品御道具御入用方之儀、当冬中懸惣銀高等に図り候様穴生へ申渡置候得共、只今迄之定銀高并人足等ニ而ハ、逆も出来不仕候間、兼而此義御聞届候御座候様ニ仕度奉存候、依而右中勘図帳面委曲ニ相調、來春迄ニ為致出来、指上可申候、右等之義、先達而申上候之趣、少銀子茂違候ニ付、先御届申上候、以上、

(安永六年)
十一月六日

浅加 隼人
金森猪之助
岡田八兵衛

〔右〕 文面之内人足与調申ハ不宜、役小者与可調事也、前段ニ調置候通、御普請所段々大キク相成候、

〔左〕 右、安永六年之事

(16) 高御石垣続中櫓下しのき角脇第一之孕所、坪高八拾老坪計之所石取除之儀、先達而略絵図紙面を以、御届申上置候通、被仰渡夫々申渡、裏詰栗石等、旧臘十月廿七日切石ケ所八十八坪計為取除、一先為相仕廻申候、依而當春雪消次第せり込候而、今年中ニも積立取懸候條及詮義候所、去年取除候、八十八坪計之所ハ、天平均上ハ石故、人足茂人少ニ而事済候得共、角之方ハ平積石与ハ格別大石、其次次第取下り候ニ付迄ハ、石与違引上石等手懸ニ相成候故、今七十人ニ増此丁場ニ而以上百人計請取不申而者御不益之筋御座候、尤人少ニ而年久相懸候得者、當時御人馬ニ而者御、益之様ニ相見へ申候得共、決算之上、万端御不手ニ相成申候、其上右丁場者御城中第一之高ミニ而見込如何御座候故、可成程者指急申付度所ニ御座候、近年諸品御道具并持籠卒綱等之類第一繰々古物ニ新物取交召仕候故、御不益無御座候、人足数少ク年久相懸候得者、前々之古物朽損候而、自ラ其年ニ新物多相成、御銀之方ニ而御不益至極相成申候、暨積立前棧橋足代仕懸、先年辰巳御櫓台御普請之節之仕懸とハからくミも違違申候段、正木甚左衛門申聞候、右、足代材木を以組立候故、手長ク掛置候得者、度々加修復等候故、御御かね相増申候、私共お手合ハ、人、銀共前後御不益無御座候様図方申渡候、去年者戸室山并中山より御石引出、暨御石垣堀立等為御用、都合百人充受取候得共、今年者前文之通御座候間、御石垣堀立之方増七十人、右旧冬被仰渡候百七十人充受取申度奉存候、乍併旧冬被仰渡候通、御人丈ニ而右人高程難相渡御座候ハ、重而御詮義之上、増人相渡候様仕度奉存候、

一、去暮略絵図相記、懸御目ニ置候朱引之外、根石より式間計上へ之方、少々孕相見へ申候、右當時御普請ニ付、二重塀引除上より見請申候所、右孕相見江積方之様ニも見請候間、先達而御届不申候、尤下よりハさのミ目立不申候得共、此度取除候石、見分仕候所、往古出来候節、積

(14) 高御石垣続中櫓下しのき角之石、四拾本余之内、過半先年より折損居申候ニ付、御普請之儀、御届相済居申ケ所御座候、并下より向右之方、角石脇當時堀下平均石より六、七間計下り、中程前々より孕有之候所、御焼失後段々孕出、近年別而危ク相見候、弥角石積に開候ニ付、こたへ之義、穴生等へ遂詮議候所、近年御石垣草取、日用ニ申付、彼所草為取候節、内之方栗石寛キ候哉、折々栗石下り候艸ニて、鳴蓋仕候而、日用之者氣遣仕候旨申聞候、然者何時と申儀及難計御座候段申聞候、右ニ付、崩不申内ニ御石垣取除、井土・栗石取まじし仕候、人足因り相尋候所、別紙略絵図ニ付札之通、先孕所迄ハ八拾五坪計取除等御用之役小者高四式百五拾人計相懸り申候、崩落候上ニ而者、老万式千七百五十人計相懸り申候、且又右孕所取除候上ニ而、若角之手難堪候者、則略絵図朱引之通、坪高百八拾式坪計追々為取除、人足高因り茂相尋候所、右孕所同様取除候而者、役小者高老万式千三百人計相懸申候、若又崩落候上ニ而者、三万六九百九人計相懸、其上右ニ准シ、諸品御道具過分ニ入増申候由、然者自ラ銀高相成暨高御石垣下ニ御武具土藏相建居申候、余程間ハ御座候得共、拾四、五間計高より崩落候得者不計、飛石等有之御土藏江相障可申義も難計御座候、旁以只今より為取除可申候、併御時節柄御人多ク相渡候而者、指支可申与奉存候ニ付、誠精遂詮義、先役小者一日二三拾人計懸渡候上ハ、石より取除候ハ、月延ニ者相成候得共、御入用方茂一時二出不申、年々出申候、其上只今迄之積石過半御用ニ相立、新足石数少ク御座候、而所共不申内、積石悉ク捨候故、新足石過分中山より為引出候ニ付、是所へ銀共多ク相懸り申候、而所共崩不申内、夫々取除候様申渡奉存候、且又しのき御槽跡、當時困ニ重堀ニ御座候、此分御作事所支配ニ御座候間、為取除候以前ニ此方指図之通、堀取片付候様、支度御座候、先年辰巳御槽下御石垣御普請之節者格別之趣を以、穴生於手合、夫々相考からくミ仕、

堀引除置、御石垣出来之上、如元堀引居申候、今般も其振合ニ被仰付義御座候ハ、堀引からくみ方材木等も御入用御座候間、於御作事所輕ク引除候、仕形茂御座候者、彼手合へ可被仰付候、若指支候義茂御座候ハ、重而穴生手合詮義仕、為引除可申候、右御石垣石取除之義趣ニ付、夫々仕形人数因り申渡、則穴生人別帳面一冊并略絵図一枚指出候ニ付、指添上之申候間、御詮議之上、早速被仰渡候様仕度奉存候ニ付、私共詮議之趣如此御座候、以上、

二月

浅加 隼人

岡田八兵衛

金森猪之助

煩

本多安房守様

前田駿河守様

(15) 右御違紙面之内役小者三十人受取ニ掛り申義、高石垣者大御普請也、然処、三十人充請取、御石垣取除、何十年相懸出来可仕哉、場所二人高トハ大成相違、其上御武具土藏ハ相障申程難計拵与有之候得共、右御武具土藏ハ御焼失、残り候て稲荷屋敷際ニ有之、万一崩候而も相障申義無之、堅相障候而其程も可有之、何レ実ニ意なく、最初ハ如此少ク、段々大キニ奉存候、文面之内、能く考味ふへし、

(16) 高御石垣続中櫓下しのき角々脇等、孕所石取除之義ニ付、致形委曲紙面并略絵図を以、当春御届申上置候通、則被仰渡、夫々申渡、御石垣惣坪高百八拾式坪計之内、先今年八拾八坪計積石并裏詰くり石、前月廿七日切為取除相仕廻申候、右取残り、来春雪消次第、夫々為取除可申与奉存候、就夫今年者上ハ石之儀故、取除安ク、人足も至而少々請取置候得共、次第下之方江取下り候得者、人力多ク相懸、其上来年者

(12)

今般高御石垣続しのき角等、御石垣御普請方為御用、堀引除并諸品御道具、且御用掛り之人足、御門為致出入候間、前々之通、夫々不指支様、御本丸御番人中江被仰渡可被下候、尤取掛り候初日、御番人江下役之者より、一往為及案内可申与奉存候、以上、

西
四月十四日

浅加 車人
岡田八兵衛

金森猪之助
頼

本多安房守様

前田駿河守様

〔右〕御達紙面ニ取掛候日限、可調事候処、其儀無之取掛り候、初日与迄有之候、ケ様之儀ハ、当日日より取掛りとか、来月何日よりとか調此達可申事、

(13)

一、右御石垣之上堀手合ニ而引除ニ付、御作事役人立会、且同所へ被仰渡候儀、御城代へ紙面出ル、文段略ス、〔但、当二月御城代へ此達紙面、此末ニ調置、〕

一、御石垣之上堀引除申義ハ、御作事所手合之儀、彼役所より取除申義候得共、宝曆九年御焼失後、五拾間御長屋台御石垣崩候ニ付、御普請被仰付、其節正木甚左衛門等工夫ニ而堀引除置、御石垣出来之上、如元堀引すへ申候、其後、安永元年辰巳御櫓台御石垣御普請就被仰付候、又々手合ニ而堀引除、御普請仕出来之上、堀如元引きす

〔ニ取掛候所、右御櫓台曲尺合相違仕、堀ニ長短有之引すへかたくニ付、此段御作事所申遣候趣者、御石垣足り下り等相直シ候義、所堀長短有之候間、相直シ候義、申遣、即御作事所より棟梁罷越、長短相直シ、引すへ相済候得共、右御櫓台甚不出来候相成候、右御石垣地之上より積上り申し候てハなく地にて宜所ハ、残シ置候得共、

高御石垣之儀、殊ニ御櫓台之事、繩張嚴重ニして矩方絵形も可仕所、左様之躰も無之様子にて、積上り候所、甚規合等相違相見へ候ニ付、矩方強く仕候躰にて、其様子相見へ候、然所出来候上方之族、此所ハ出角と申ものにて、大躰曲尺之手ニ可相成候所、剣先ニ相成御櫓被 仰付候時ハ、よほと内へ入、不被仰付而は被成ましく哉、不興至極穴生等に母衣ミだし見苦敷事候、御扶持人石切浅野四郎兵衛と申者、大ニ残念かり、此事病根ニ致致病死候、穴生病根元ニ仕可承所、表裏ニ候、可恐事候、穴生大キ成恥辱ニ候、寛政十一年御届相済候間、何時御普請被仰付候ニ而茂、宜先々安氣ニ候、右堀引除之申義、御益ニ者候得共、外手合之儀有之、替タル事ニ而なく、御作事所ハ、ケ様之御用無之てハ致難義者も有之候得者、又外役所之事も察シ入り申事も宜候、被仰渡得者、無是非可相勤事候、此方より好申ハ不宣事也、既明和年中辰巳上水御居間先へ水上申義、正木甚左衛門工夫之趣御達被仰付之所、大キニ不首尾不興ニ而人口ニ懸り甚不宜候、依而御作事所へ引渡候様被仰渡引渡申候上、甚左衛門仕置仕組、不殘取壞手、水上り宜仕候由ニ候、右水上申義長間之事、一通り之工夫にて出来之事ニ而なく、作事所手合ニ而すら色々成事有之ものと、御扶持人石切等もひとい事ニ答申由承候ニ付、諸事有ノ俣朱書ニ仕置候事、

文段ニ調置、

但、右御櫓台ハ地形ニ而屈有之、昔ノ絵図其通ニ候、子細ハ一方一文字一方輪取故、如此屈付申候ハ、相知レ候事候、右昔より屈付候上へ安永年中、規合過候ゆへ、弥強相成候、昔之通ニ積置申義ハ、余程六ケ敷事候、重而御普請之節、是非如元不仕てハ不相成候、

所難積置所々御座候間、御達申上候、以上、

申
四月日

岡田八兵衛
金森猪之助

浅加 車人

本多安房守様

前田駿河守様

(10) 一、戸室山ニ而止宿可仕、仮小屋ハ先年道作之節懸置候、此小屋直ニ御用ヒ候因候事

一、小立野町端より中山迄道繕取掛候松木請取遣、橋繕り等坂々おろし

杭木谷縁樫木為御用請取申也、

但、交名方等略ス、

河北郡田嶋村領戸室山於御丁場ニ御用石切立、当十日より為取掛候ニ付、御丁場之内、柴・杪為刈取候条、去年之通り不指支様夫々御申渡可有之候、以上、

三月六日

御算用場

御普請会所

(朱書)「今年御算用場へ申遣候儀、一昨御用へ相聞江候、去年之紙面ニ当年より与調遣置候へハ、御用相済候迄、御算用場不及懸合候、且又最早石割御用、如先規御丁場一山、田しま村へ指預、番人申付候節ハ、尤此段御城代ニ御達、御算用場へも申談候事也、山役銀上納之義者、右山荒山と申ものニ候得者、御算用場ニ而二年山役銀に致上納与、御格有之義、其時之詮義之事、」

(11) 一、高石垣しのぎ角孕所等御普請之儀、江戸表江御調之上、帳面之通、被仰出候段、御用番八兵衛殿被仰渡候ニ付、此段御扶持人石切等へ申渡候事、

付札、御普請奉行へ

高御石垣孕所之儀、且役小者増三拾人之内、式拾人役小者拾人者日用被相履、定銀外を以、賃金相渡義等、先達而被聞候趣、承届候条、石取除御普請等、并日用之儀、各紙面之通、可被心得事、

西
三月二十七日

(朱書)「右御題紙之内ニ日用者之名目有之候、御城中御普請ハ役小者召仕申義、本文ニ候処、役小者と日用与入交召仕候事共、如何之詮義候哉、日用之儀被達申候故、被仰渡候得者、悉皆穴生之不心得、御要害之趣茂不存様相見へ候、御上ハ奉行衆ニ被達候趣、本文ニ御聞被仰渡候事候、日用召仕候義者土居御用杯ニ而ハくるしかるまじく、御石垣御用ニハ、役小者ニ限り候事、御城外之御用与ハ品も替り申事、甚不都合ニ候、跡ニ心付候哉、日用召仕候義、相見江不申、然者如此事輕ニ御達申上候事而已ニ相心得候哉、甚左衛門ハ、都而最初ハ事輕ニ仕、段々事ヲ大キニ仕候義、甚左衛門得手ニ候、不宜仕法、浅加吞込居申候故、如此之仕法も調申事候得共、且而実意ニハあらず、役人之疵と云ものニ候、御普請大中小、或ハ場所あしく、或ハ場所宜所、其所々ニ応シ、役小者□⁽³⁾可受取事候、素人ヲたまし候而、御普請仕候様ニ相聞江候てハ不宜、人々之くせ有之者ニ候、兎角、実を以相勤事、專一ニ可存事候、」

(6) 〔右〕之通、道脇石ニ五ノ字ヲ彫付有之候得共、右印石少ク如此候てハ畢竟形失仕候間、御用透ニモ奉存候へ、此違道脇所々儘成石、伏立五間幅之趣ほり付申候、

一、戸室山より御丁場より中山迄道作り之儀、被仰渡候間、町・在入札之儀、於御普請会所、八郎兵衛殿被仰渡候事、

今般戸室山御石丁場為御用御道具調、奉行并渡奉行、暨穴生・御扶持人石切等、右御用罷越候節、田上村・中山村等於所々、致止宿候儀茂、有之候間、其節手寄次第宿申付候條、小家見苦敷儀茂勿論無構候條、不指支様兼而、被申渡置候様致度、如此御座候。以上、

八月二日

奥村左太夫様

藤田八郎兵衛

〔右安永二年〕

(7) 一、同三年中山道繕

付札御普請奉行御城中御石垣御普請方今年より二、三年御猶予被成、戸室山より石切出候義迄可被仰付候、依之定銀式拾貫目之半減を以、御用相弁、相残候拾貫目と除銀式拾貫目、都合三拾貫目、外御入用ニ候條、村井又兵衛可被任指図候、且又穴生御扶持人石切等之内、別御用申渡候義及可有之候條、是又又兵衛指図次第可被相心得候事、

〔安永四年〕

二月廿二日

〔右〕安永四年、

(8) 一、戸室山仮小屋昼夜見廻り、役小者一日九人充受取、右御用申付置候得共、過分之人馬故、昼中迄見廻り申付候故、一日三人充指遣ス、是

以御不益ニ御郡奉行中申談、田嶋村百姓等ヲ以、見廻り申付、一日賃銀八分充ニ相極ル、雪下シ賃ハ別ニ相渡候事、

〔右〕 仮小屋昼夜見廻り、役小者九人充与有之、過分人馬故、昼中迄見廻三人与有之候、夜中者見廻り不相成、昼夜致止宿、右人高二候哉、不審、但、昼夜致止宿候而茂、人馬過分往来六里之所、中之見廻りハ無用之事情、ケ様之義者下奉行示談可相極、尤御定茂有之義ニ候、其時之詮義か、

(9) 一、戸室山御丁場八田嶋村領ニ候、依而万治後御丁場御用相濟候迄者、御丁場一山石共田しま村領江指預、番人申渡置故障有之候得者、御普請会所江及談候御格ニ候、右一山指預柴・杓同村より苜取、山役銀百三拾三匁充、毎歳御算用場江致上納來候得共、当年より始、往古御丁場開、致止宿候得者、柴・杓御用に付、重而御用相濟候迄、田嶋村より柴・杓苜取不申ニ付、山役銀右百三十三匁引ニ而致上納候、右柴・杓苜取候ニ付、山役銀不致上納、御石割御用柴・杓苜取候儀、御城代へ御達、御算用場へ被仰渡紙面御代見へ不當江之紙面不見當、

一、戸室山本山御丁場ヲ開、角石等切出之儀被仰渡候ニ付、夫々於戸室山致止宿候事故、其用意方申付ル、石割御道具之儀、段々御達、御道具奉行中へ申談候筈之事、

今般戸室山石引出之儀被仰渡、其用意方夫々申渡候、然処、中将様越中筋へ御鷹野被為入候ニ付、御人指支候ニ付、山之手石切出之義、暫相見合候様、重而被仰渡、受取置候、役小者五拾六人之内、三十人割場江相通シ、残二十六人之高を以、先中山筋道繕り、少充ニ而茂申付、追而役小者相渡次第御石引出、蓮池車橋下水留土居御石垣、去年積残不足石、為引出積立申渡度奉存候、右御普請

十一月

菊池 弥四郎
山崎小右衛門
羽田 伝太夫

本多安房守様
前田駿河守様

〔右者明和年中之事、年限儘成事、相知レ兼、〕

(4) 御城御造営以來、御石垣所々御普請就被仰付候、往古より戸室山より中山村領等江中出有之候大角石并平石、地車を以、年々引寄、夫々御用相立申候、然所、右角石之分、最早中山ニ茂無御座、當時辰巳御櫓台御石垣角之手之分者過分折レ、角石茂無御座ニ付、随分古角石為作直并高御石垣下ニ御座候、御貯用石之内より大キ成石角石ニ作立、先手合申候、右御貯用石茂此度ニ而遣ヒ切、最早無之、先達而被仰渡候、同統しのき角の方、平孕所等積直御用ニ者、角石之手当テ無御座候、其上此所者両角等折レ石、過分御座候、元來角之手、左右之孕強茂角石等過分ニ折レ候故、自ら平積の方ひゞき孕出申候、依之御石出方穴生手前段々詮義仕候所、明和元年十一月中山より戸室本山迄之道繕り御入用方中勘図り帳面、紙面茂先奉行中より指出置候旨、則御道具代等之銀高式貳貫目余之図り御座候、尤此度道繕被仰付候者地車を以、引出候義故、往古之道幅五間迄無御座候而も大概三間計ニして、間數貳千六百四拾間余ニ道作候得者、地車運并山方人馬共往來指支間數、其上幅式間充、右間數之通、相減シ候而、町在之者共へ入札ニ申付候ハ、過分銀高相減可申与奉存候間、往古之通、道筋所々江五間幅之印左右ニ大石ヲ伏立置候者、後々之為ニ茂相成可申候、且又戸室山御丁場ヲ開、角石等切立候義、就中急ニ者難仕共、上土中より掘出候新石者、其候積立ニハ和二御座候、年月雨風ニ合置

候得者、石堅ク宜相成候間、角石平石分より年々切立置候ハ、追々御石垣方御用ニ相立可申候、尤本山ニ往古之出残角石拾石計茂御座候、谷合等ニ顯レ年々雨風ニされ居申候石御座候間、指急申石之分者、彼等ヲ拵、追々地車ニて為引寄可申候間、早速被仰渡御座候様仕度奉存候、被仰渡次第、夫々用意申付度奉存候、以上、

四月

藤田八郎兵衛

浅加車人

本多安房守様
前田駿河守様

〔右文面之内此所者両角与調有之シノキ角両角与相心得候ハ、心得違と相見へ候、シノキ角茂一角出角茂一角也、シノキ角ハ出角与違積方違候、是を以両角与心得候者甚不心得也、又戸室割出石、年々風雨ニされ不申ては和二御座候段、此違有之候、是は小兒ヲだまし申類之御違方ニて、何ニと相心得、ケ様之義申上候哉、都而奉行衆より御違紙面等、私共下書調懸御目ニ候迄御示談も有之事候、然処素人同様之申分、余り不興ニ候、土中より掘出候石、和ニ而急ニ難用ヒ石なれば、名石トハ申かたく候、御普請之義者、随分被仰付様、此違之儀、役前と申ものニ候得共、是者余り文スキ候与申ものニ候哉、是非不被仰付て者不相成様、御違ハ不入事、夫故取りさたも有之候、甚左衛門と申者ハ発明者ニ候得共、右等其外色々之手段有之様ニ候得共、菊池弥四郎与甚之忝意、其後ハ浅加車人与慈意、先ツ奉行与取組候事ハ不輕事候、菊池茂様子有之減知被仰付候、

(5) 一、右御違之通、地車者新道具、釣石本文之儀ニ付、北松高より中山大休場下迄之内、所々之道脇ニ石ニ五ノ字ヲ彫付置候之事、

資料二 河北郡戸室山開之事等留帳

・文庫の上に付した(1)・(2)は編者が加えたもの。

(1) 河北郡戸室山開之事

同所道之内新道付替之事

大角石等地車ニ而引出候事

大シノキ角御石垣御普請

一卷之事

戸室山本山ヲ開、御石切出被仰渡年号、同所御石釣道幅五間ニ弥相極候年号、戸室山道之内新道被仰付候年号、戸室山御石引出一巻之事、

(1) 御城中御石垣御普請段々被仰付候處、當時足シ石ニ仕候石無御座候間、往古之通戸室御留山開キ足石為切出可申候、御詮義之上、被仰渡候様仕度奉存候、以上、

(宝曆五年)

十月十六日

菊池 弥四郎

山崎小右衛門

羽田 伝太夫

村井豊後守様

右紙面之通、十一月六日被仰渡、

(1) 私ニ云、中山ニ平石過分ニ往古中出シ仕置、角石茂、余程中出シ有之候處、此所致失念、戸室山御丁場開切出申義、御達申候哉、其節之詮義者、尤ニ相聞江候哉、後年相考見れば、右御石有之事、必失念相見、不分明ニ相聞ヘ候事、

(2) 御城中御石垣御普請就被 仰付候、戸室御留山開キ、足石為切出可申

哉之旨、御尋申上候所、切出可申旨、被 仰渡、奉承知候、然共戸室

山本山より為切出候得者、雪消申迄日合相懸御普請之所、遅々仕候間、

先年より中山江被取寄置候石、此度取出シ、足石ニ仕可申候、依而御

入用高帳面ニ記上之申候、御詮義次第、被仰渡候様仕度奉存候、以上、

(宝曆五年)

十二月八日

羽田 伝太夫

菊池 弥四郎

山崎小右衛門

村井豊後守様

岩井瀬左衛門ヘ渡ス

(3) 右者宝曆五年之事

(1) 先達而被 仰出候戸室山御丁場ヲ開キ、角石等切出候ニ付、道作り之儀、右主付穴生正木甚左衛門・御扶持人石切宮川八兵衛・二十人石切甚之丞指遣シ、数日詮義為仕、御入用方人・銀共悉ク為指詰帳面、一冊上之申候、何時ニ而茂右之者共江被 仰付候得者、指支申義無御座候、尤甚初ニ至、猶更詮義仕候間、段々手馴候迄者、事輕ニ出来可仕義と奉存候、

(2) 一、於戸室山角石等切立候砌、先二十人石切少人ニ而為切立可申候、此義者當時手初御座候間、大人数ニ而者御不益之儀茂可有御座候、御丁場夫々形付候上者、追々人数増可申候、然者御道具茂人数ニ応シ候故、先者古物修復石割道具等不足之分者、其節ニ至、段々可申付候、尤石切者一ヶ月充彼所ニ而替々止宿為仕可申候、泊り小屋者道作り之砌、懸置候間、此分直ニ用ヒ可申候、右之趣ニ仕候者、御石垣積方御石引方茂相弁シ可申候、依而此義當時荒増僉義仕置候、猶其節ニ至、得与為相聞御達可申上候、以上、

も堅キ石、可用事候、

一、鶴川・出合石、是ハ小松ノ山之産也、小松御城ニ專用之、鶴川本山ハ、余程宜石なれ共、平城ニ用ル石ニテ、高石垣ニハ必難用候、平城にても、要ノ所ハ、堅キ石可用筈、夫故戸室山石、小松へ多ク御取寄、大事ノ所ニ用ヒ有之候、戸室山より宮腰浦へ出シ船ニ而、小松へ被遣、微妙公之御工夫也、大石参り居候、右鶴川本山ハ、御留被_レ仰付置候由、是ハ其時分之役人も功者故と者、見へ候、鶴川石と申て金沢へ参り候ハ、外山石之由也、

一、氷見庄石、鷹ノ巢石、戸室石ニ五分おとりニ御定ニ有之候、然ハ石和故、目形おとり申候、併一応ニハ、申かたく不致見分てハ、不相合候也、

一、鷹ノ巢石ハ石垣ニハ、皆ニ御用無之石也、

一、清瀬石、是も和故目形おとり候、併是も一住にハ、申かたく、和成中にも又堅キも有之候、右石高垣之内にも、ちよこ／＼有之様答候、和成石ハ、高石垣にハ、一向用ヒかたく、早速折くだけ申ものニ候、

一、能州一ノ宮辺、二ノ宮辺、芝垣、

能登みかけと申石、多ク有之、中にも大石有之上し、彼辺へ参り候者、咄ニて承候得共、我等不致見分事故、はきと賄用致かたく候、猶見物ニ参り候者へ尋可調事、何レにも戸室石無之事ニても候得者、御達、下役人召連可致見分事候、大キ成事候、

一、田川山石にも悉ク大石有之段、承居候、さためて割取候哉、鳴石と申も有之、割ニ懸り候所、血ノ儀、出シ候与申事候、能州にも大石矢穴堀割ニ懸り候所、血出候故、其俣ニ仕置候由、是ハいまた有之躰也、

一、右田川山石、小矢部橋台御用ニ切取、御用相濟候上ハ、御留山ニ相成候得者、後々伏木等へ船ニて運候ても御益成事候、其時分ハ其心付なきも尤也、

一、坪野山石ハ、御留山ニ相成居候、御普請会所手合之石ニてハなく候、承り候所、不絶盗切ニする様子、承およひ候、

一、黒壁山下よりも此二十年以前より石出ス也、併是ハ石垣ニハ、一向ならず、石燈籠・手水鉢迄也、和なる石ニ候、色黒クちよこ／＼白キふち之ぬれ色ハ、一段見事候、

一、此石文化七年正月 太梁院様御石柳御石垣方江先年之御振合を以、被仰渡、右御用ニ切立ル、甚之深雪ニ而、赤雪降ル、

【解題】

江戸中期の宝暦以降、戸室山から金沢城石垣普請のための石材調達が再開されるなか、新しい運搬道具である地車の採用と、それにとりまなう石引き道拡幅工事などについて書かれた覚書である。各地の石材の特徴についても触れている。最後の朱書から、本書の成立は文化七年正月以後と推定される。

新保村

別所村

南原村

清水村

谷五ヶ村

大菱池

小菱池

魚埴里

折谷

小原

〔右 谷口村ヨリ清水村マデの間の上方に、上下並ニ記ス〕

一、南原村ハ昔ハ清水村

下南原村宮之辺也、

誠ニ小村三、四軒も有之候

哉、其内減少ニ付、清水村ト一所ニ成、

一、上ハ山村ニハ宜大石等も

有之よし、せんさく仕候、

以前ニ不残切取、せんさく

仕候節ハ、もはや切取、跡方も

なく、別所村山入ニハ、大石も

有之、留置候得共、是も不

残、切取、一向相知レ不申故、

無是非、其分ニ致置候、専

支配ノ石切之躰ニ候、

一、大石ハ、今ハ何方ニもなく候、

石ハ国之宝ニ候、もはや

チキル事なく七木スラ

払底ニ相成、三州御留ニ相成候よし、

承り候、石御留ニ不相成候て

不審也、

一、坪野山石ハ色黒ク日本ニ稀成石之色也、悉ク堅名石也、併手間取、

鉄道具も多ク入候故、石垣ニ先仕ヒ不申旨、安永之比、奉行衆ハ相違

候由ニ候得共、戸室石沢山故、如此申タルもの也、戸室石払底相成候

上ハ、坪野石石垣積立候事、石堅ク利有也、細工人道具懸リ申杯ハ下々

之事候、御居間先下ニ積置候、何分宜石誠ニ名石トハ、此石之事歟、

戸室石尽候得者、御達遂見分、切立石垣ニ可仕候、但火ニ合候得者、

け損シ申也、

一、能州瀧石、是はみかけ石ニて、大キニ堅キ石也、能州ミかけ同様之

石ニて、石垣ニ無類ニ候、道具ハ多ク入石也、戸室石尽候上ハ、割立、

船ニ而御取寄之図リ候、

一、氷見庄小堺石、右同様之石也、能州所々大石有之義、致伝承候、船

ニ而御取寄之時ハ、御入用過分ニ相懸事候、船不被仰付ては、相成申

ましく、其節穴生之工夫入所也、大石をノセ申事なれハ、格別丈夫ニ

なくては不全、戸室山ハ遠からぬ内ハ、難所計ニ相成可申、大榎石之

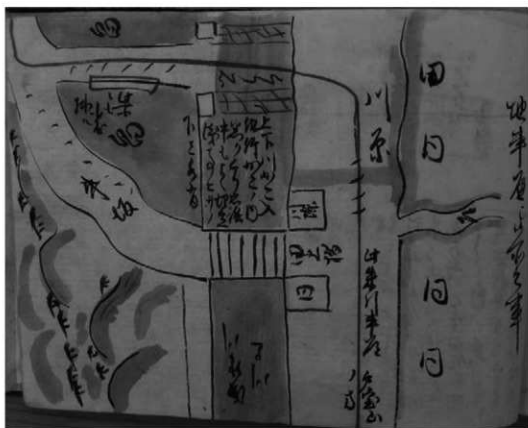
程も相知レ候、依而御丁場つゝき田嶋村山御請山之計リニ心得居候所、

存外同所ニ石切出来、文化十五年比ニ夥敷切取、今ハ切取石ハ、不相

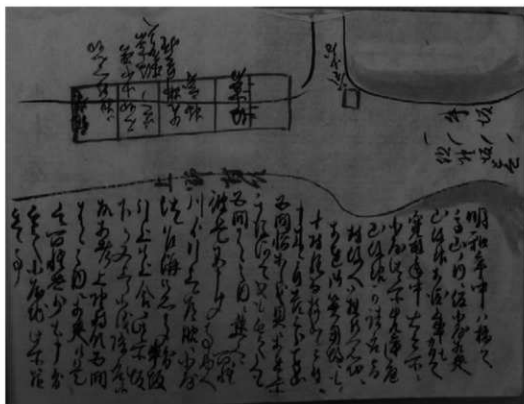
見ヘ手筈大相違疑念候、

一、小原石、昔ハ釣出候故、夫付も有之候得共、石ハ和ニ可有之、其内

ニも堅キも可有之哉、卑キ石垣杯ニハ如何有之候哉、石垣ニハ、如何に



(8)



(9)

山より石切出初り候、年号如此、其後打続而、大人数を以、切立、御城内江釣運候儀、不及審候、御城石垣、夫々御成就ニ候得共、御貯用石、中山辺ニ四千石計、釣出シ、万治年中後、御用仕廻ニ候、且右道筋江切出置候石ハ、以後ニ至、寛永七年、御城火災之翌年、御普請之節、釣出シ候也、

一、御城中鶴ノ御丸ニ虎石とて、虎ノ婦有之石有、又戸室山ニ而、先年孕月候、大名ノかたかたも御城内江参り有之候、戸室山ハ金沢より東に有石山也、其石堅実にして、家屋に用るに備し、甚益有、尤御城望の用に切出、岡田助三郎（奥州門前）父奉行之時、或日大石を割落シ候処、石ノわれ目より光芒の輝ク事、甚敷、石工を初、人夫等大キニ恐れ、地に臥て、観居居たり、漸光も散し、薄く成候得者、其光の形、三日月ノさまに見へたり、終にハ、光芒も尽たり、翌日見候得者、其光の跡、石に残りて、仿佛として、月の形と成、其以後奥村老岐殿康礼、木下順庵江被咄けれハ、大石孕月与申義を承及候、ケ様之事にてもやと被申候由、右の切出石、其比、役小者を以釣出させらるゝ、三百人・四百人釣ノ石共多ク、戸室道ニ有石に人高等の銘有之候、其此ハ玄翁八、九貫より拾貳貫目位ノ玄翁也、尤石ニ矢穴堀、玄翁打也、強力之者も五ツより十迄打、夫故力者、大せい替るゝ右の玄翁を以、打わる也、○但、玄翁ハ、手馴不申者ハ、柄ヲ多ク折、右ニ準ジ、玄翁遣不申候、安永之比迄ハ、右拾二貫ノ玄翁、石切役小者之内ニ、二、三十も打候者有之候得共、其後ハ無之候、正木甚左衛門ハ、余程力有之候故、支配之者ニ茂有之候哉、弥左衛門、甚之丞病死後ハ、達者成者ハ、無之候、当時仁左衛門迄也、上タル私共、力無之故かと被存候、玄翁ハ輕キヲ用ル也、石ニ矢穴、不掘ニ割申時ハ、右之玄翁也、尤大割ハ、われ不申、平石くらい之もの也、

一、往古戸室山ニ而、御石切立之時分ハ、山奉行ヲ始、石切等不残、田

嶋村ニ止宿、当時御小屋より筋向ノ山に湯小屋掛申由也、村之内、夫々之役わりヲ極、毎朝右人数起シ候、役茂有、或ハ手木拵候役茂有、都而役々有之、手木三左衛門拵与、今以、其名有之候、

一、戸室山ハ、田嶋村領、庄ハ井上ノ庄と云、南森下金右衛門支配也、金右衛門八十村也、

中山より御城中江地車を以、御石引出候ニ付、上野村領之内、飯小屋相建候所、井川之内、地車通シ候所之事、

明和年中ハ、橋之高山ノ内ニ、飯小屋相建、山役銀相渡候事も有之、寛政年中、右之所ニ小屋仕候所、先年之通、山役銀可請取旨、村役人御扶持人石切へ相達、御算用場へも、十村雜馬指出候ニ付、申来候ニ付、彦三郎罷出、五間幅等之義、具ニ相達候所、其後何之義も無之候へとも、五間は之之内ニ建候へハ、百性彼是不申聞事ゆへ、川より引上候道脇ニ小屋仕候、乍併御石多分、牛坂引上候上、倉ニ仕候所、坂下り、又上り候儀、除取候故、相考、上野村領五間は之之内ニ相建候、是にて百性共、少も申分無之、小屋地、此所へ極置候事、

上ハ山拾三ヶ村

谷口村

打尾谷村

炭籠村

平等村

木目谷村

中山村

田原村

小豆沢村

湯野原村

上江之御奉公成たけ考、相勤罷在事候、

一、利長公中山村江度々被為入、利常公茂中山辺迄被為入候、百姓江被仰候ハ、何ぞ望ハ無之候哉与、御意被遊候所、御請申上候ハ、望候義、無御座候得共、御石釣等、役人田島等をあらし、難儀仕候故、申上候処、被聞召、左之通、高札被下共、文二曰、

高札 上山組中山村

其外在々

普請の者とも、在々江入こミ、百姓等ニたいし、いはれざる儀をしかけ、或四へきの竹木・桑・ちやの木等をきり、或田島のさくもう・さいえん・せんさいをあらし申もの有之ハ、おさへ置、ちうしんすべし、たちまち可成敗者也、

慶長七年十二月六日

(花押影)

掟 中山村
其外在々

一、しは ぼ多を伐捕候事、

一、松・竹木・桑・ちやの木伐捕候事、

一、田島作毛ふみあらし候事、并普請のもの、在々へ立入、对地下人、非分之族、申懸、無理に宿をとりし事、

右條々相背いたつらもの、於有之ハ、おさへ置き、注進可仕、忽可加成敗者也、

慶長拾八年拾月十五日

(花押)

右、中山村煎肝之ニ所持仕罷在候ニ付、拝見仕写取候事、
一、田嶋村煎肝之方ニ所持仕候制禁、左之通、

田嶋村

一、御普請役人等、野山々草木を盜可取事、

一、田島立毛刈とり、并ふみあらす事、

一、在々へ立入、諸事狼藉事、

右之條々、若於違犯之輩者、速可被処嚴科者也、仍執達如件、
寛永九年八月日

横山々城守 (花押影)

本多安房守 (花押影)

一、往古戸室山御石切初之ヶ所

くんどうか坂

なしの木

まむし谷

よしの木

高むら

いたんたん

水丁場

夫より郷ノ方江段々切出ル、

一、往古御石切立之節、所々より石切御雇ニ候、罷越候所、あらまし左之通、

小松・本吉・金沢ハ不及申、越中ニ而井波・城端、或ハ鶴来より茂参り候林、此外之儀ハ、不承候、井波ハ、今以、上手之石切有之、違者成ものニ候、

一、御城御築之節ハ、石切専大坂より罷越、此外日本より集候林ニ候、大坂ニハ、上手有之よし也、丹波之方より多ク参り、高御石垣ハ第一、丹波之者、二十四人ニ而、築よし、此謂別ニ有、

一、戸室山より石切出、彼道筋ニ切出石有之候ハ、文禄二年二月、利家公都江御参勤、利長公江被命、金沢御城石垣等被築之、此地ハ、本願寺末寺之山屋敷地形之俣也、佐久間代にハ、尾山与改候、右、戸室

私共手合へ請取不申、是迄とらん加へ置候得共、私共御縮ニ罷出、不悞候様ニ、奉行中被申候而、是以後ハ、無是非所へ至り可申候間、杖突へも御申渡、目障ニ相成候者ハ、名書取立可被成、私共よりも名書を以、可得御旨言、両度罷越、委細申談、何及承知尤之由、申聞、急度可申渡旨ニ候、且又一統御普請会所江相殘申義ニ候処、是又心得違之者多ク有之、牛坂迄直ニ罷越、地車等持運、必至与指支、如此義茂杖突へ御申渡、相揃不申者ハ、名書を以御詮儀可被成と申入候事、長キ事共ニて筆紙尽かたく、一通リヲ調、私共出不申ヌキニ猥ニ相成候、沙汰之限之事情、第一山城殿役小者ニ而、違者ニ茂候得共、あしき者共ニ而、自然大勢過子致、帳本人出不申時ハ、無是非公事場御詮儀之所へも、至り申程、難計事候、前段之通、奉行中手前六ヶ敷候得共、大橋等取計、相違、御場切にて相済也、両下奉行方へ罷越、彦三郎罷越候ハ、才許番迄ニ申入候てハ、相成不申趣意故、両役所へ罷越、段々申入候、無左時ハ、人持下奉行、私共役所江参り事も有、私共罷越事も有、御馬廻下奉行ハ多クハ、私共役所ニて談ル也、

一、戸室山にて中山ニ而茂、明日引出候石ハ、今日地車ニ付置也、大キニ手廻シ宜、兎角朝遅ク成ものニ候、今日引出候御石、からめ申内ニ明日之石、地車ニのせ申也、

一、赤石丁場高黒坂、雨降後道相成、車ノ羽シツミ候故、厚板敷引候へハ、羽土ニくい込不申、宜也、都而道相、あしき所ハ右同様也、

一、御石引道繕り様之儀、別帳之通ニ候、兎角雨水吐第一ニ候、往來江雨水流出不申様、よく雨水ヲ考、溝付置へし、坂之頭、坂之内、溝付申義考付へし、道之内江雨水流出不申候へハ、道者損シ不申、右溝付候義、合点ゆかず故、役小者掛出来道、大雨之節、損シ、甚御不益ニ候、降晴ニ候ても、平地之内等、雨水流候道、知レ申候、或ハ御石引仕廻ニハ、ミモ埋り居申候間、一、三人充遣シ、溝深ク堀上申付へし、

冬中損不申、来年之為也、享和三年道繕宜致置候故、いこふ堅ク宜、是迄無之道ニ相成候、万端一通リニ相心得居申候てハ、其道くらきと云もの、ケ様之心配、外之者不仕、私共まで也、

一、御石引飯小屋牛坂上野村領五間幅之内ニ相建、以来、此所ニ相極、外ニ仕ましく、牛坂下御石引道脇ニ建候得共、是ハ不手廻ニ付、相止ル、又安永之比、牛坂下、右之方山之内ニ相建、山役銀渡シ候儀茂有之候得共、是ハ役人不案内故也、右牛坂高ハ、大キニ手廻シ宜、五間は之之内故、地子米之さたも無之、彦三郎工夫して、此所ニ極候、以来右之通候得へし、

一、御石引飯小屋長拾間計、は、二間也、是ニて雨降候節茂、役小者不残入、指支不申、外ニ釜小屋建ル、屋ねハ板也、右小屋のま掛也、

覺

一、三丈九尺 役小者正味六十八

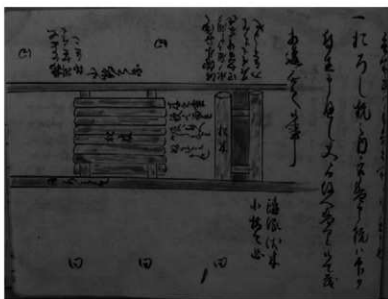
一、三丈九尺八寸 同正味六十五人

一、三丈八尺三寸 同正味六十一人

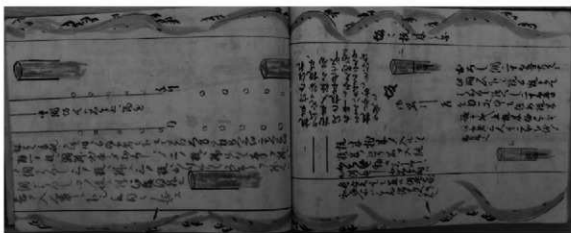
一、三丈三尺四寸 同正味五拾三人

一、三丈六尺三寸 同正味五十九人

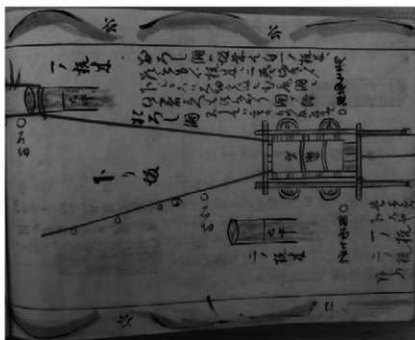
右、戸室山より中山大休場迄引出候、夫付組彦三郎世話致候故、右大石等、少人数ニ而、引出彦三郎相果候ハ、ケ様ニハ参り申ましく候、併往古釣出石、夫付ハ、戸室山より、御城中江一日ニ釣入候、夫付候右引石ハ、戸室山より中山迄引出、又中山より、御城中江引出申儀ニ候へハ、釣石人高と引合、地車ニてハ、御益無之候てハ、御入用茂多相掛候処茂無御座、此所を能々會得仕へく候、一通り存候てハ、夫付之所、分り不申候、元來右引石夫付、釣石より引出日々相当先へ極置候、然共大石ニてハ、少々増減ハ、共に相成不申、只私共之心中有之事情、予ハ過分之御益ヲ仕置候、夫程心ハ痛メ申事候、則御



(5)



(6)



(7)

下手有之候、上手ヲ可申付、上手ハ無之ものニ候、

一、手引綱余り長キハ不宜、中綱付かへハ、三筋也、人数ニ応ジ、長サ極へし、長キハ損也、

一、おろし綱杭木ニ巻おろし様、絵図之通、杭木ニ道之内より二巻まき、車とまり不申様、静ニ下シ申也、二ノ杭之者声ヲ掛候者、一ノ杭ノ綱、三ノ杭ニ掛、何茂杭敷之有之所ハ、如此、ねは坂別而大事のおろし也、掛様危なれハ、谷江おとす事、先年より有之、是皆手ニ入、すき候故、求而之不調法、是ニテ自然人死有之候てハ、不興ニ候、予数年相勳候得共、一度も無之、おろし前へ向候へハ、石切へも申渡置候、是ハ格別念ヲ入へき事也、ねは坂下ハ濁池と云、

一、杭木より杭木江綱掛申あいだ、綱引ずり不申様、引すり候てハ、早ク損シ申也、降晴後杯にてハ、綱すべり大キニ掛にくき事ニ而、うなきのこくに相成候、三ツ四ツ巻下シ候ても、き、不申、羽留之者、油断成かたく候、尤雨降道あしき時ハ、中山よりハ、引出かたく、茶之木より引出、夫ニ而綱茂損不申、怪我等之氣遣茂無之、一段宜候、一、茶之木より 御城中江平石大キ成所、式石充也、雨降之様子にて見計茂有之候事、

一、出水之時ハ、川越相成不申ニ付、茶ノ木より牛坂橋爪迄、四石引出候、出水之時、仕法無之故、右之通、右橋爪より御城中江二度也、

一、石引町江出、自然御寺近辺等、火事之節ハ、尤御石引相止メ、地車指支不申所之道脇ニ指置、役小者ハ杖突江引渡シ、此方役人ハ其辺ニ可罷有、或ハ火事之様子、急ニ静ニ相成不申躰ニ候ハ、御石不指支所ニ車より下シ、御道具之分、御普請会所江為持可申候、小立野火事と有之候てハ、両御寺有之候故申候、急ニ御石引不指支様ニハ、相成不申候、其時之様子、次第取計可申、此段奉行中江可達事也、

一、右火事之節、或ハ途中隙取申趣意有之、小立野ニ而、日暮におよひ、

難計時茂、右之通、御石宜所ニ下シ、御道具ハ御普請会所江為持可申候、或ハ町家前ニ指置候てハ、町家より致番居候、尤町役人へも相達、町会所へも達申候也、町家前ニ其俣置申時ハ、石切番ニ付置不申てハ、不相成、夫茂不指支候得共、邪魔成もの、御普請会所挑灯ともし置、火事之節ハ、私共等老人充、罷出不申てハ相成不申、是等之趣、甚邪魔ニ候間、右之通、宜所ニ御石おろし置申可宜也、

一、石引町江出候てハ、綱手をひろげ不申様、覺書ヲ以、申渡候通ニ候、木やり人情弱之木やり不仕様、兼而日用頭へも急度申渡置候事、

一、御城中江引出候時ハ、途中先払為御用、割場足軽式人充受取申也、右足軽勤方奉行中印紙面、是迄為見候得共、私共道奉行兼帯被仰渡候候ニ付、口達ニテ勤方申入候、私共道奉行兼帯被仰渡候儀、右足軽杖突へも、申入置候所ニ寄あしらい達申事候、右足軽御石引綱先江置、諸士往来之節、案内する也、

一、享和三年三月、奥源左衛門病死之年、麻疹時行、同役役引、今年之麻疹ハ先年ハ八事替り、六ヶ敷、右後色々発シ申候、五月上旬より御石ニ指添不申、御扶持人石切迄指添候、右ニ付、役小者共之内、甚不心得之物、有之、とかく引不申、小石之時ハ、相応ニ引くも、少大キ目ノ石之時ハ、引不申、両三度も、牛坂ニテ日暮シ候族、不興至極ニ候、其上尻たれ坂ニテ下シ綱掛不申内、引おろし、既ニ大勢あやまち人可有之所、老人ニテ相済、情弱至極ニ相成、段々目長シ致置候得共、右等之趣意、捨置かたく所へ至り候ニ付、段々奉行中へ委曲相達候所、沙汰之限ニ候、此度急度可申付与申事、詮儀有之、頭取口者ハ日比あしき者ニ候得共、頭取之名も顕シ不申、大勢之儀、名指茂仕かたく、甚六ヶ敷事ニ候、大橋・田中も詮儀相成候てハ、一通からすよし申聞、奉行中手前色々取計候所やつと承知ニ付、両下奉行へ急度被仰渡、其上ニテ、彦三郎両下奉行所へ罷越、段々申入、重而より心得違之者、

一、八ヶ所

七十間御門外より紺屋
坂御門外迄之内、所々

雨水通シ等之小ミぞ

七十間御門内外雨水

通シ、さくら板此上三尺ノ

板敷地車通ス、

但、右ミそ之上、地車引申節、小キ溝故、鉄挺堅ニ敷、其上ヲ地車

通ス、

一、五ヶ所 河内守殿前より龜坂下迄之内、辰巳上水橋之敷

但、此五ヶ所ハ長六尺、ハ、一尺計、厚サ老寸五分、松板一ヶ所ニ一枚

充、町家々江預置、右橋之上敷此上地車引申故、橋々損シ不申候、乍

併自然右板はつれ候へハ、橋板損申候、此時ハ御作事所案内之事、

一、五ヶ所

上野村領之内

用水通シ橋

一、四ヶ所

用水通シ等ミそ縁伏木

是ヲまたぎと云、

一、老ヶ所

牛坂下用水通小橋

同所橋ノ上より茶之木原

一、六ヶ所

下迄橋敷、但、茶之

木下橋二ヶ所、半分ハ

土橋、半分ハ長松木橋、

一、八ヶ所

同道之内、溝伏木

一、七ヶ所

砂坂下より中山宮前

一、三ヶ所

城山下より宮際まで

抄土ヲ入、道形ニ仕候、

一、老ヶ所

別所村

一、五ヶ所

同村之高より下迄

一、老ヶ所

之内、伏木

一、松木先年ハ木有、長相渡候得共、近年ハ御算用場ニ而、詮儀之趣有

之、木有長不相渡、四尺之目廻リハ、長四間五尺ハ、五間相極候、然

者城山下掛橋七間無之テハ指支、土五間等之松木ニ而、掛申時ニハ鳥井

形ヲして、松木ツキ不申テハ、不相成、左候へハ、御不益ニ候、依而、

次右衛門山廻り之者及内談、或ハ拾本受取高之内、九本ニシテ右間尺

之松、受取、御用立ル事茂有、

一、ねは坂より砂坂迄之内、谷縁地車運等あしくて、車落申程、難計所々

江ハ、松木すて木仕置、御用仕廻ニハ、御普請会所、或ハ年寄々所江

引置申也、

一、おろし杭之内、取替申杭ハ、印ヲ付置申へし、夫ニ而役人替り候て

茂相違無之候事、

右坂々地車おろし様、如此、上り坂ハ、手木之者無油断、手木遣ヒ

申事也、羽留之者、左右より地くるま進退直ス役也、是ニハ上手・

を以、掛ル所也、地震後道

割損シ候ニ付、長松木谷

縁、堅ニシテ、其上江松木ならべ

絞ニ而留、松木之間タ

抄土ヲ入、道形ニ仕候、

城山下より宮際まで

之内、伏木

別所村

同村之高より下迄

之内、伏木

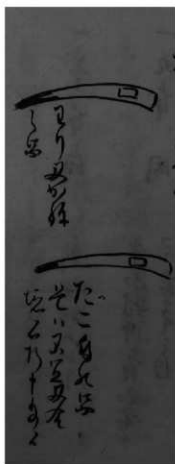
新道之内、用水通シ

道之内、伏木

絵図ニ調置、且玄翁ハ、老貫目打より拾老貫目打迄有之候、今ハ九貫目拾老貫ハ、打申者無之、根高茂無之候、明和・安永之初までハ、右玄翁打申者有之、此所相考候てハ、次第人氣おとろへ申と被存候、工夫ハ強ク相成候、右之外、草横角物・桁・横・松板等、目形省之者也、

わり刃かね
之図、

だこ付の図、
是ハ不宜、刃合
境より折申ものニ候、



一、鉄道具等値段付、別帳ニ調置候得共、度々御詮義有之、直段相減シ候故、違也、御用之節、時々御道具所へ中勘直段取ニ遣シ、決算直段ハ、猶更申談、員数双方しらべ合可申事候、

戸室山より新坂柵御門外
尻たれ坂迄おろし、杭敷井
掛橋大中小用水溝縁伏
木等敷之事、

一、式本 下シ杭 清水村高坂之頭ニ、
但、老本ニ而茂相济候、

一、五本 同 別所村高より同村
前まで

一、老本 同 新保村入口下ニ、
一、九本 同 中山村御座山前より
同宮まで之内

同宮まで之内

但、大田切新道之内、下り小坂三ツ有、此所ニハ杭木不仕、地車之尻に綱付、拾人計つなかり、静ニシテおろしにする、是を尻綱と云、但、新道之内、大谷砂地之上ニ杭木老本する、近年山崩地形高く相成、此土取除申儀、人数相掛候故、右之通且又砂地之所、小下り也、道狭キ所ニ候、山々手江入事無用、必あやまち有之所、氣遣人々第一也、

一、戸室赤石御丁場高坂三ツ有之、御丁場之内ニ茂坂有之、右赤石丁場高より中山大休場迄、登り下り坂、総数道狭所下り坂ハ、地車何分氣遣第一也、

一、茶之木原より中山大休場迄、大登り坂七ツ有之難所也、

一、三拾三本 杭木 茶ノ木原より中山大
休場迄おろし杭敷、

一、老本 同 小立野亀坂頭
酒屋前ニ、

一、五本 同 尻たれ坂高前内
内蔵大殿横より不破久大夫

向迄、但、石川御門より
引入申時ニハ此内二本
減スル也、

一、大唐竹 老人

一、小から竹 老人

一、苦竹 老人

一、葭 老人

七貫目

老東半持

但、三十本結

四束持

但、五十本結

式貫持

但、三尺繩

右宮腰より金沢木藏迄、夏冬共二一掃充、持參材木品々貫目様之様ニシテ其木寸尺令吟味、可為夫掛候、此段御用所江申上、相極申候、以上、

天和二年八月廿六日

御普請会所

割場

鐵道具等目形之覚

一、上、老挺

但、長サ

一、新物、老挺

一、羽釣鑿

一、御修復物、老挺

一、新、老本

一、御、老本

一、新、老本

一、長

一、老本

一、同断

一、羽鶴

たゝき鑿

目形式百四十目

同断 目形百八十目

羽釣鑿

目方三百八十目

同断 目方三百拾五刃

丸のミ

目形百八十目

同断 百四十目

長丸のミ

目形三百七十目

同断 目形式百六十目

羽鶴 目形三百二十目

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老挺

一、老本

一、老本

一、老筋

一、拾本

一、拾本

一、老ツ

一、老ツ

一、手桶

同

同

同

同

同

小つち 目形式百二十目

羽のミ 同百三拾目

鎌 同百四十目

山刀 同式百拾刃

斧 同四百五十目

大羽釣鑿 同

老貫武百目

鉄挺 目形老貫九百目

鶴嘴 同七百目

七寸鉸同百目

六寸鉸同九十目

檜手木 目形

長 ほうさ手木 同断

一、老本 杉持龍棒 同断

一、老本 派引 同五百目 三尋

一、老筋 女翁柄木 同

一、拾本 羽釣木 同

一、拾本 車桶 同

一、老ツ 手桶 同

同

同

同

同

同

同

同

右鐵道具等目形如此ニ候、鉄もの御省略ニ而、直段減少仕候得者、目方右ニ准ジ、減申候、たゝきのミ御道具所ニ出来之分、目かた輕ク候故、目方好申談候、輕クテハ、遣ヒかたく、重キか宜也、鶴嘴茂、安永之比、目形好、七八百目打刃かねハ、わり刃かねニして出来也、わり刃かねと申ハ、先ヲわり刃かね入、だこ付と申ハ、先ニ付タルもの也、

一、老尺より老尺四寸迄

夏老人六歩

一、老尺五寸より三尺五寸迄

冬老人八歩

一、三尺六寸より六尺五寸迄

夏武人

一、六尺六寸より九尺五寸迄

冬武人三歩

一、九尺六寸より老丈三尺五寸迄

夏武人五歩

一、老丈三尺六寸より

冬武人八歩

一、老丈六尺六寸より

夏四人五歩

一、老丈九尺五寸迄

冬五人

一、武丈三尺五寸迄

夏四人五歩

一、武丈六尺五寸迄

冬五人五歩

一、三丈六寸より

夏五人五歩

一、三丈三尺五寸迄

冬五人五歩

一、三丈六尺五寸より

夏五人五歩

四丈迄

冬五人五歩

一、四丈六寸より

夏六人七歩

一、四丈三尺五寸迄

冬七人

一、四丈六尺五寸迄

夏七人

一、四丈六尺六寸より

冬七人三歩

一、四丈六尺六寸より

夏七人三歩

一、四丈六尺六寸より

冬七人六歩

一、榿

乾木 老尺六方 八貫目
漬木 老尺六方 拾六貫目

一、草横・杉・檜・さわら、老尺六方四貫目様、老人可為七貫目持、夫

付五歩九厘迄ハ、拾六人より老人ニ可成、但、二十人持より定之夫図

一、榿 老尺六方 五貫目 老人七貫目持

一、栗木 老尺六方 六貫目 老人七貫目持

一、草横 老丈 小角 老人老本半持

一、同小丸太 同断

一、同式間半 鼠尾 老人武本半持

一、同並板 老枚 武人持

一、榑丈木 老丁 武人持

一、榑丈木 老丁 武人持

一、並槽 武丁 老人持

一、火之元警固之事、

一、御丁場之内、無用之者、不可入事、

一、御丁場、御城代為御見分、登山之節、別所村辺迄、老人被罷出へく候、其余之儀者、其節可申談事、

一、御普請奉行中、登山之節、前々之通、可被相心得事、

但、石切者、無構相勤罷在、昼食御小屋江入候節、奉行中席前二何茂罷出、平伏、下山之節、御丁場ニ而同様之事、

一、御家中役小者御丁場向御用、夫々可申付事、

一、御道具等、金沢江持参之實目、御定之通候事、

一、御道具遣ヒ方、一統申談、御不益無之事、

一、役小者参着刻限、六半時之事、

一、役小者参着之上、人高指見届候、若当病人有之節、杖突詮義之上、出不足ニ相立、紙面取立、翌日無相違、為埋可申事、

一、役小者出過人請不申候、乍併杖突より申聞候品ニより、出人ニ相立、翌日指引之事、

一、役小者於御丁場、致過杖突より及断候者、遂見分、御定之通、可申付事、

一、御丁場仕廻、御城中同様之事、

一、御道具自然土中江相成候儀有之、見江当り不申候ハ、小紙ヲ以、可被申聞事、

一、御丁場よりくづ石たり共、取出シ申ましく事、

一、御丁場江指出候御道具、朝夕出入改之事、

一、金沢より登せ、或ハ下シ候御道具等、帳面ニ相記可申事、

一、不寄何、御益之儀有之候者、可申聞事、

一、鉄道具金沢江修復ニ遣候節、見届候上、焼直等之儀、小紙ヲ以、可申遣事、

一、近年積石小石、專切立候条、石形等之儀者、時々可申談事、

一、交替之儀、登山人待請、下山之事、

右之通、可被相心得候事、

巳三月

奥源次郎

後藤彦三郎

後藤小十郎

後藤金平

御扶持人石切中

御縮方之趣、前々より覚書を以、申談置候得共、文化元年改而申渡候、

二十人石切江ハ、寛政四年申渡置候通候事、次第二文面ハ、宜相成候、

元来戸室山初り候節、御縮方等之儀茂無之、甚左衛門了簡相調、同役へ申談候、小紙私共役所にはり有之候、是にてハ、御縮方にてハ無之候、

天明年、御城代より御縮方等之義御尋に付、相調指出候得共、文面甚行届不申、初心之内なれハ、無是非茂事候、

鶴川石等御定夫付

一、栗山・坪野・能州瀧石ハ、戸室山夫掛ニ二つ割増之事、但、栗山与

申ハ、越中新川郡ハヤツキノキハ也、

一、氷見庄之内、小堺石、戸室石同様之事、△左右堅和之事、末ニ調置、

一、小原石・鷹巢石、夫付同様之事、

一、鶴川・出合・氷見庄石并鷹巢石者、戸室山夫掛ニ五分おとり候事、

一、清瀬石ハ、小原石と鷹巢石と間ニ夫付可仕旨、極ル、

一、三月より八月迄、一日七里運之事、

一、九月より二月迄五里はこひ之事、

右、往古御寄合所ニ而相極被仰渡候御定夫付、如此、
戸室山石夫付之事

一、八くさび

地車一輛ニ八ツ入也、

但、八くさびハ

ばちくさびと云事也、

一、羽留木

但、油入やくわんニても

竹ノ筒ニても、

一、鉄手木

一、榿手まき子 ほうさ手木

但、ほうさ手木ハこたへ不申ニ付、田嶋村三右衛門、榿致所持居申

候ニ付、次右衛門申談、手木ニ為致買上候、格別こたへ申ものニ候、

但、御道具所より請取、

右、地車御用之品々、且、木やり人式人充

地車羽留并手木つかい

役小者休日

一、四人 羽留持、役小者一日ニ

式人充出ル、

一、七八人 手木つかい、役小者

三十日之内、十日休日、

但、丈夫成者えらひ申付へし、時々より日掛之内、達者成者へ申付、

休日申付而茂宜、併宜者有之候者、右之通可申付事、天明七年之留

帳ニ委ク調置候ニ付、此所ニ委クハ略之、

一、角石地車ニ自然角石ヲたておこしニシテ、地車床ヲ角石ニ、仮ニ結付

おこし申事也、至而大角石ハ、せいろう木ニ而、段々角石を組迄其下江

地車ヲ入付申事也、

一、御石引道あしき所并新道砂地之所ハ、松板は、一丈、あつさ老寸五

分ニシテ、右板ヲ羽ノ下へ敷、引候得者、車運甚宜也、手木を數事茂

有、年々之留帳ニ夫々調置候ま、能々見て手ぬけなく可申付事、

戸室山道間數之事

一、式千六百五拾九間 新坂櫛御門より

五尺 茶之木原迄

一、千百三拾五間式尺 茶之木原より

中山御座山迄

一、式千九拾七間 御座山より戸室山

境松迄

一、四百三間三尺

中山村領より

御座山まで

一、寛文中ハ二月より十一月まで、道繕御石釣出し、日用ニ而茂釣出

ス、

一、山之内御石引ニハ、割場先払足輕請取不申、御城中江引出候時者、

式人充受取也、

一、石切弥左衛門御石引方功者に付、毎年主付申渡候、能御用弁申候、

あれ程之者、もはや出来不申候、

一、大谷之内、砂地之所、道狭ク六ヶ敷所ニ候、必山手江入事無用也、

敷板ハ書付ヲして、其所ニ置也、

一、都而御石引谷縁小坂引おろし等、其心得ヲ以、引へし、自然谷へ地

車落候而ハ、所ニより上り不申所、有之候、

戸室山御丁場御縮方之事

一、御石割方之儀、石之筋合、詮儀之上、取掛中割・小割可仕事、

一、角石角脇小づら四方切立作立可申候、石ニより難成石者其通ニ候事、

一、御石作様角石等、寸尺等之儀、其節可申談事、

一、御石出来之上、見届候、尤帳面ニ可被相記事、

一、同断 からめ綱

七貫目打
拾二尋物

一、同断 引手綱

六貫目打
拾二尋物

一、式筋 手引綱

七貫目打
拾二尋物

一、式筋 おろし綱

老筋に付
拾八貫目打
二十五尋物

一、老筋 床結綱

三貫目打
百尋物

一、式筋 手引綱

五貫目打
拾尋物

一、式筋 下シ綱

拾六貫目打
二十五尋物

一、老筋 床結綱

三貫目打
百尋物

右綱ニ而、役小者九十人余ニテ引出候、角石等からめ候綱也、手引ハ二筋と有之候得共、左右へつけ、中綱ハ浜引付ル、猶時之考知へし。

一、小ノ地車

惣長サ九尺六寸八分計
但、内のり二尺二寸

目形九十貫目計

但、鬼神槓棒前後二本、横神を指、せん指、床結綱ニ而、右槓棒床に結付ル事也、但、木ハ樞ニ而出来、能からし置可仕事、

一、四ツ羽

但、かまかね裏表

仕廻、目形拾七貫目

指渡シ式尺二寸三分、

まハリ、六尺八寸、

厚サ、口ニ而六寸、

中ニ而八寸五分、

但、生松地車一輛ニ

羽四ツ、八くさひ四本也、

太サ口ニ而指わたし、

四寸一分、奥ニ而さし渡シ、

五寸一分、鋳物也、四ツ羽

老つニ前後式つ充也、

中石引出候大綱目形之事

一、老筋 胴綱

五貫目打
七尋物

一、同断 からめ綱

五貫目打
拾式尋物

一、同断 引手綱

五貫目打
拾式尋物

一、かまかね

但、目形一貫

一、武丈七尺七寸 同断 四十五人ニ而引付、

右者、赤石丁場より引出ス、

右石石等夫付水丁場、或ハ御門内、或ハ赤石丁場、何茂年少遠近坂茂有之、夫故赤石之分ハ、其心得ヲ以、夫付スル、盆後よりハ、日短ニ相成候故、赤石丁場より引出、今年暑強、殊ニ盆後別而暑強故、少ニ而茂近キ方より出ス、夫付茂其心得を以、本文夫付三三人、五人、七人増掛置也、又大角石ニ而ハ、三人、五人減して茂替る事なし、小石ハちかい申ものニ而大石程御益也、猶夫付外之儀、今年之留帳ニ委ク調置候故、此帳面ニ略之、夫々引合、熟覽すへき事也、

一、右御石引日ニより役小者之内、悪敷者有之、引方あしく、中山へ引付不申事、一両度有之候、左様之時ハ、日暮迄為引仕廻可申候、杖突より願事不承届、日暮迄ハ為引候へハ、重而よりたしなミ申也、何茂入精致、彦三郎色々工夫、御石引方致世話候故、大角石引出、中々一通りにて、出申事ニてなく候、

一、戸室山より中山迄引出申時は、役小者老里半参り、老里半掃り申ゆへ、人々格別致入精候、不入精ニ候へハ、日暮掃り候事、難儀故、精出シ候、中山より 御城中江引出候義、大キニむつかしく、併彦三郎出候得者、格別ニ候得共、老人ニても、勤かたく、後には世話致置候、夫付も用ヒ不申様ニも可相成哉、御扶持人石切も、即心同様ハ、宮野由右衛門迄也、役人ニ依而大キニ御益、御不益有之ものニ候、一口二ハ申かたき事候、

覚

一、御石割為御用、役小者請取候条、勤方之儀ハ、下役人指図之通、可相心得事、

一、一統和順可相勤事、

一、当所掛毎晚八ツ半時、御普請会所へ相揃六半時ヲ限、参着之事、

一、御道具持参之儀、下役人より各方へ引渡候迄、役小者へ相渡、御普請会所へ持届之事、

一、御丁場之内よりくづ石、或ハ柴・杓苳取申ましく事、

一、御用仕廻、毎日下役人より各方へ申談候事、

一、各方参着之上、案内之事、

右之外、御定之儀者、御普請会所ニ而、承知ニ候得共、当所御縮方、右之通候条、可被得其意、可被申渡候事、

巳五月

奥源左衛門

後藤彦三郎

後藤 平八

杖突中

戸室山より中山迄、役小者を以、御引出被仰渡、追付取掛候、依而役小者揃方之儀、毎晚八半時、御普請会所江相揃、当所江六半時を限、参着之筈ニ候条、途中遅候無之事、

一、地車等毎朝持参之儀、下役人指図之通、相心得持方、混雑無之様可相心得事、

一、役小者大勢之儀、猶更一統和順入精可仕事、

右之趣、被得其意、夫々可被申渡候、尤於御普請会所、下奉行中へ申渡有之、各方ニ茂承知ニ候得共、猶更覚書を如斯候事、

巳五月

奥源左衛門

後藤彦三郎

後藤 平八

杖突中

地車一輛分、大綱数之事

一、老筋 胴綱

目六貫目打

八尋物

ハ堅ク目形違也、

戸室山より中山迄御石引出候夫付之事

□^(五) 青石之印

⊕^(五) 赤石之印

●^(五) 雨降候印

○^(五) 気色宜候得共
道あしき印

○^(五) 気色宜印

一印^(目)

角石 老尺六方個數二丈八尺有、
役小者五十人^二而引

二印^(目)

同断 同二丈四丈三分有、役小者
五十八人^二而引

三印^(目)

同断 同四丈三尺余有、
役小者七十八人^二而引

四印^(目)

同断 同四丈老尺有、役小者
七十四人^二而引

五印^(目)

同断 同三丈三尺有、役小者
六十五人^二而引

右ハ天明七年引初之夫付、是より段々相様夫付増減、小石ハ大石与
者割合違、大石与ハ不益之様ニ相見ヘ候也、

寛永九年戸室山より中山まで

御石引出候夫付之事

六月六日

一、四丈七尺 此役小者高九十四人^二与夫付仕置

但、惣役小者高、八十八人^二而中山江引付ル、八ツ半時^二、

同六日

一、五丈貳尺 同断 百二十人

但、惣役小者、九十人^二而同断、

七月十五日

一、四丈五尺 同断 九拾人

但、惣役小者、七十七人^二而同断、八時前^二、

右水丁場道ニ有之角石赤石、丁場とハ四町計違也、

一、五丈八尺 同断 百四十五人

此石ハ、一日ニ而中山江引付候儀、無覚東故、道方あしき時分、御石
割御用ニ昼まで役小者召仕、夫より坂老つ二つ引揚置、六十人計^二而、
赤石丁場、高坂二つ引揚ル、夫故百人計^二而、一日ニ中山ヘ引付ル、

一、五丈四尺 同断 百二十四人

右同断、清水村高引揚置、中山まで惣役小者八十人計^二而引付ル、
右者、御門内ニ有之角石等也、

七月廿七日

一、四丈三尺九寸 同断 八十八人

但、惣役小者七十五人^二而引付ル、九半時過、

一、三丈老尺貳寸 同断 五拾三人

同断、五十人^二而、中山江引付ル、

示談茂可有之候、或ハ御丁場之内、此所と当地ニするとか、何とか示談可仕候、大鉢之所ハ、御丁場仕候ても、御用之儀故、少茂彼是不申、尤御丁場之内、万治之比、御用相濟候上ハ、役人等も、罷越不申故、百姓共、勝手次第第二品等作り申鉢ニ候、只今も所々畠仕出し置候、清水村茂五間は、の図ニ而、五間ハ無之道脇ニ、畠等仕置候、百姓と申ハ、一畝つゝも作り出申者にて、都而上田上村等、皆如此ニ候ヘ共、五間幅ニ作立申時ハ、只今田畠ニ相成所ハ、道ノ中ニ相成候、

一、安永年中ハ、御丁場見廻り候由ニ候得共、中々左様ニゆるかせニ仕候てハ、石切自分仕事仕、本文御用脇ニ相成候に付、天明年中よりハ、私共詰切居申候、夫ゆヘ、よく御用相并し申候、見廻り候て相濟候儀ハ、如何之了簡ニ候哉、とかく紋形茂なき事共、多ク有之、人氣茂甚そこね居申候所ヘ彦三郎出候故、大キニ心配仕、段々人氣直り、あしき者ハ、立替等仕、当時ハ殊之外、人氣相直り候、雖然丁場ノ目はなし、かたノ御扶持人石切、私共目代にも不相成者ニ候、万端下知する役人故、甚六ヶ敷、御扶持人石切、二十人石切ハ、下知ヲ請、相勤申ものニ候、諸事功者ニなくては不相成、功者ハ生きながらなき事にて心掛、数年相勤不申てハ、功者には、相成かたくニ候、下役人次第ニ功者なく、夫程私共之心配、弥増申事候、

一、近年迄ハ、大雨にて、御丁場にて、仕事難成時ハ、御小屋にわたて、石切ニハ、板石為拵候、役小者ハ、右石為釣、山まき渡シシテ、尤石切正直成者指添遣し申付ル也、雨降候ては、不益ニ候、

一、地震後専積石、小石御用、雨降り候節、右之通にてハ、連茂相成かたく故、丁場ニ小屋掛、降り申節、此所にて出来也、但、のま掛にシテ、梁間式間三尺、行間五間

一、私共丁場小屋六尺四方、小屋掛申也、

一、柴・抄毎年為苜申也、柴ハ土用ニ入、からせ申候、土用前ハ柴ニミ

入不申故、和にてあしく、抄ハ芽出不申内か宜候得共、御丁場之初り次第也、水丁場高松杯切、薪ニするも有之候、其時を以、計ヘし、柴ハ大概一日に二十把計入也、然者初りより仕廻まで中勘三千六百束計入也、人高にて違有也、夏より為苜、よくほせ候上、にうニシテふたハ、茅為苜雨入不申様、あまヘも為入申也、去年之柴、大鉢今年七、八月比焚申候、此図リヲ以、為苜申也、役小者にて、為苜候時ハ、老人三十把充、為苜候得共、致中切候故、山あしく相成候、百姓ニ申付候得者、甚宜也、

一、水汲毎日老人充掛申也、百姓相成候てハ、右相仕廻候得者、丁場ヘ仕ヒ申候事、

一、安永年中、石割手伝、田しま村百姓相雇候事、

一、飯小屋昼夜番人、最初ハ役小者ニ候得共、昼夜ニ而六人過分之御人高役小者茂指支候ゆヘ、日用頭江申渡、日用式人相雇申付候、尤小遣ニ茂召仕、中勘図帳面之通ニ候事、

戸室石目形之事

赤石 目形拾七貫式百目、

赤石 水ニつけ七百目増ス

青石 目形拾八貫四百目、

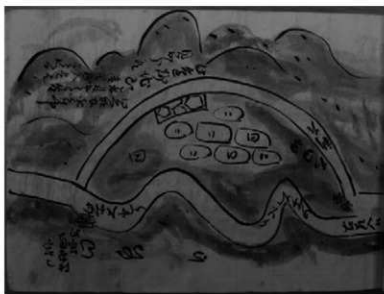
赤石 老尺六方 水ニつけ四百目増

右赤石・青石目形如斯ニ候、雖然青赤石共、石之堅キ和か、或ハ目ノ荒キ石目之個成ニ而、少充之替り有也、

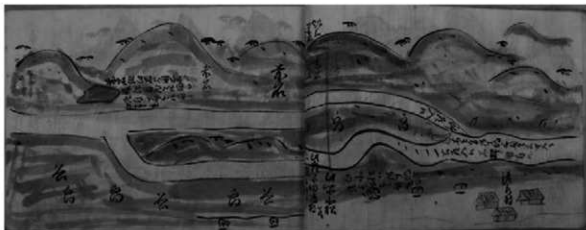
石之色之事、

一、赤石至而赤キ石茂有之、色薄キ茂有、或ハ水ニつけ、紫色ニ相成候石茂有之、二、三段茂色違有之也、赤石ハ加賀みかけとて、他国ニハ大キニ用ヒ候由、珍敷石共也、

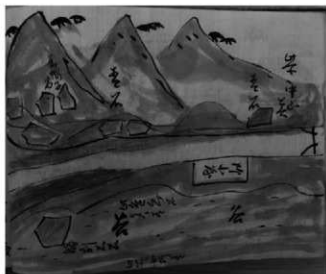
一、青石ニ色よき石茂有、又白ニかゝりたる青色茂有之候、何レニ茂青石



(1)



(2)



(3)

一、中山ニハ御石老石茂無之事可相成候、然者百姓共、右御石跡ニおもひ
之まゝ、畠等可仕候、其所へ御石如先規置候得者、百性共彼は申へし、
村方ニも古キ者もなく成、申度まゝ申へし、其時は得与往古之趣申聞、
右御石跡、畠等ニ仕候義、御算用場江相連、年貢仕候共、此方ニ不及
食着、往古御石四千石計指置、則右石之所ハ村方へか、ハリ不申、石
取候段、畠等ニ仕、只今彼は申出候儀ハ、古キ者茂村方無之故と相見
へ、肝煎方ニハ往古被、仰出之趣も有之管候段、申入、且而新田ニ相
成候共、少茂不及食着事候、御石引跡新田ニ仕事ならハ、一往御普請
会所へ可申来事候、左様之儀もなくハ、是迄御算用場と村方之儀と申
者ニ候由申入、少も七ヶ取申事ハなく候、但、城山之内杯、石取候跡、
年限立候者、小松等出来可仕、道脇等ハ不残畠ニ可相成候、尤向寄次
第、中山村肝煎へ此段申入、後々之儀、得与相心得罷在、相調置申、
おくり致候様、可申付候、四千石計之御石置所ハ莫太之空地ニ候、

一、右城山ハ中山大休場共云、清水兵衛之取出与承之、

一、御座山迄を中山と云、往古御石出候節、微妙公右山まで被為入、
御招キ被遊候處、忽御石余り申由、右山ハ小高キ所にて、此所に御座
ヲ居ラレ候故、御座山と云、昔ハ別所村手前より御石出タルよし、右
村戸室権現之山下ニ茂多ク石有之、大石茂有之、大手御石垣石ニハ無類
ニ候、大手之大石同様之石茂有之、尤御留之所、別所村百姓へも、外
之者入込不申様、度々可申付、是茂向寄を以、とくと可申渡と相心得
居申候、右村奥之ぐんどうと申所よりも過分に御石出候由、戸室水丁
場奥山之内ニも石くづ多ク有之候、当時御小屋下谷へ石くづ過分ニ捨
有之候も、青石堅キ石也、赤石と青石とハ道具過分ニ違、赤石ハしな
やかにて道具不入、青石ハ女石故、万物女ハけわしきものニ候、山も
川も同様也、

一、鳥帽子石等、此辺右之性善悪、如何可有之哉、右下大石へ先年取掛

候所、大キニ堅くおもふやうニ無之、余り往来不宜様ニも被存候、此
所ハ人力道具多く掛り申所、畢竟鳥帽子石辺へ取掛申時ニハ、下より
ハ一向山巻等相成不申、上之方、或ハ横より取掛、第一あやうき事無
之所、詮儀見切取掛可申、往古多ク、人損シ有之由、右之所、甚念ヲ
入候上、可取掛事候、人命を亡す事ハ、大切之事候、とくと詮議尤ニ
候事、

一、御丁場石払底相成候共、鍋割石杯ハ、大石之事、其上筋合茂宜石、
如何様之御用之儀、有之程茂難計候間、割立角石等ニ仕候義ハ、相見
合生物ニ仕置申へし、ケ様之大石杯ハ速茂御丁場ニても無之候間、い
つ迄も此儀ニ仕置割事、必無用ニ候事、

一、当時御小屋向にも大石有之、割立ニ安永年中取掛候得共、石形不宜
故、割レ不申、今以其俣有之候、是ハ畢竟角石等ニ可仕、併過分ニ御
道具御用ニ候へハ易容ニ取掛かたく、御入用之儀、御達諸立候上之事
候、赤石にてハ、道具ハ入不申、併御門内ニ大青石大石、安永年中割
立、角石等ニ仕候得共、余り堅ク無之候、角石ニハ別而石之堅ヲ第一
として、大佛法之とくと、切立申へく候、法なく甚左衛門切立候様、
大角石ニ仕候てハ、不全候、大角石ニ切立申時ハ、其割合を以、切立
へし、万物法なき事ハなく候、

一、□此印付置候所、天明六、七年より取かゝり、年々御石切立多く出
来仕候、段々山巻仕候ニ付、最初より之道往来成かたく故、右道下之
方ニつけ、往来尤此道より御石引也、□此印之所江古くづ石等、年々
捨、文化二年ニハ、もはや古道之往来相成かたく、石ハ下ノ谷畠江大
かた落子申也、尤右畠ハ御丁場境、松之内にて指支不申、譬御丁場外
にては百姓共、彼は申儀ハ無之、二十間・三十間、外江土等すて候て
茂不苦、ずり返しと申て五十間茂指支様ニ承伝居申候得共、いかな御
用候とて、大キニ百性之めいへくする事茂不宜、左様之時ハ、村役人

本性顯シ不興之事共、絶言致し候事ニ候、三家共不行届故、勝手次第ヲ仕、残甚腹をさくことくニ候得共、一方者発明、一方ハ愚なれ者無是非、とかく時節と言ものニ候、有敷ま、飭りなく調置候、結構ニ立身被、仰付候処、跡かたなく相成候事ハ、則罰と申すものニ候、可恐事ニ候、発明成者ハ愚なるヲそだて申事、真之発明也、人ヲ階子ニシテハ不面目事候、調置事、山々ニ候得共、不入事故、筆留ル、扱又新道繪図別ニ有之と候へとも、此所ニ有増調置、

但、領境々杭打候節、穴生罷出候ハ、十村立会候てハなく、見分ニ罷出ル也、十村等ハ御扶持人石切立会申談ル也、併御扶持人石切ニテハ御用弁不申間、私共かけ合候事、

一、戸室山御丁場之内、八町四方と承候、相考候所、相違有之間鋪候、繪図拵度心掛居申候得共、草深等ニ相成候得者、間敷取かたく、一年延引相成候、

一、御丁場入口赤石丁場也、陽山也、是より二町計内江入候得者、青石陰山也、此所ヲ中山と云、是より又一町程奥ハ、六七十間も有之候、高少也、此所青石多ク有之、中ニも烏帽子石とて、大石有之、青石ハ、万治年中谷底江落未割不申大石ニ候、此落候音ニ而、田嶋村鍋釜割レ候よし、此石ヲ鍋割石と名付、安永年中までハ、大石場所宜所有之、段々割立、其後者山掘くつし不申てハ、御石出不申、人力掛申事候、人力掛候へハ、何レを掘候ても、石ハ出可申候、戸室山ハ田嶋村領ニ候、御用相初不申内ハ、御丁場之内、田しま村百姓詰山ニ仕、毎歳山役銀、百參拾目余充、致上納候、御用相初候てハ、柴杓為芻、薪等仕候、若御丁場之内にて、御石指支候儀も有之時は、田しま村山掘崩候ても、御用之事故、彼是不申間、役人へ申入、御用相濟候上、少々料とらせ候へハ、事足申候、寛政年中、観樹院様御用立故、水丁場ノ向、狸々山之根ヲ掘仕、石切立申候、青石にて、至而大石宜石有之候、是

等ハ大事之所也、御丁場之石つきる事ハなけれ共、難所ニ相成候へハ、甚御費ニ候、左様之時ハ、田しま村之山、詰山ニシテ山役銀渡シ、御丁場ニ可仕候、隨之田しま村之領之内、清水村江おろし候得共、石ハ掘出不申様、約束仕、おろし、若右様之儀有之候得者、田嶋村役人殿敷詮議申事ニ候、折々有之、其節ハ右之通、堅ク石丁場ハ不相成事候、是台地にならず、後々之御上之御為、其道之役人なれハ、後々之儀、相考、せんさく尤候事候、

一、往古御石切立申時節ハ、方々より石切參り候由、一日二千人と申事候、奉行等も田嶋村ニ致止宿、夜明候得者、御丁場へ登りたるものニ候、肝煎方ニ被仰出候趣、横山々城殿より被仰渡之制札有之候、未夕拜見不仕候、但、文化五年田しま村中山共、拜見仕、末ニ調置候、

一、御丁場之番人田嶋村也、御丁場ニ申分有之候得者、御普請会所へ相届、清水村ハ出口なれハ、右同様中山村茂、右同様、此所肝煎へも、被、仰渡之書物、所持仕罷在候、右三村ハ御丁場、或ハ出シ置候御石ニ故障有之候得者、御普請会所へ相違申儀ニ候、戸室御用相初候てハ、繁ク人々致往来候、夫以前者、一ヶ年ニ一度充、私共之内、下役人召連、中山村等肝煎手前相尋、判形取候、一度ハ先規江立戻り申事ニ相成候、初めは必おハリ有ハ知たる事候、

一、中山江往古御石四千計釣出候、段々引出等仕、當時ハわつかならてハ無之候、御城中御石垣御成就之上ハ、戸室山ニ而、年々切立、往古中山江釣出置候程、引出、戸室山相仕廻申義ニ候時節々ニ而、色々之儀、御詮議可有之候得共、往古より之趣、段々相違、是非御貯用石三四千石程引出申事ニ可仕候、戸室山古道之所茂道なく相成居申候間、夫々如先年ニシテおもふ様ニ夫々相仕廻へし、又重而山開申事ハ、事長キ事候、後々之儀、得与相考申へし、ケ様調にてハ、其時之柱と茂可相成候与、数十年後之事ニ候へとも、存付之程、調置者也、

之申候、おろし綱等茂手木之者仕立申候、甚左衛門工夫妙々ニ而御石垣之御道具出来、過分之人数御益ニ候、中々往古之こたく釣出申事ハ、人力おとろへ、大キニ六ヶ敷事候、役小者共、身分に取候てハ過分ニ難有事候、地車出来之根元、右之通候事候、

一、御石ハ釣出申儀、往古より之御格合、地車ハ新御道具ニ候、御石釣道幅五間に相極居申候、釣出申時ニ者、過分に人数相掛、右ニ准、槓棒横指之棒、石之大中小ニ依而、長短有之候得者、是非五間幅無之而ハ、指支置、山中所々ニ昔之形有之候、然処道ハ、段々かけ落候哉、自ラ百姓共田地ニ仕候哉、惣躰道幅狭ク相成、地車にて八九尺二間計有之候得者、事足候得共、如往古釣出申時ニハ不残道幅相改、五間なくては指支候、地車にて引出とて、此俣ニハ仕置かたき儀故、安永年中御城代へ御達、御算用場と度々欠合、十村共茂罷出候て、道幅五間、往古之通仕置、何時不寄、右幅ニ被仰付、百姓共奉畏候段、別帳有之通、十村共紙面御算用場より指越、後々之為、山中ニ印石所々ニ建置、右之趣候て相濟、道幅有形ニ而、纏等被仰付、御石追々引出申候、右等之御用一卷、甚左衛門へ了簡を以、取唄候儀、一通り之者ニては無之、石垣築事ハ不知候得共、外之事ハ、きつい者ニ候、力茂三十五六貫有之故、世上名茂広ク相成、大林不知者ハなく候、安永年中之御石引ハ、地車ニ平石五、六石も付申故、色々申合も有之、日用賃錢茂不取帰る茂有、大かた夜ニ入、四時比ニ相成、明朝暁より罷越候事、一通りからぬ、皆甚左衛門元氣よりおこる事也、日暮新坂柵御門入候事茂有之、是ハ奉行衆より被指留、其後者無之候、一通相考候てハ非道之様ニ相聞江候得共、万物初りハ、是程になくてハ相成申間敷、何れおよひかたき元氣者ニ候、山中に茂いろ／＼地車引上候、道具も建有之候得共、利なし、御石夫付様之事茂なく、大石或ハ数をのせ引タルものニ候、乍併夫付なくては根元なきと言うものにて埒明不

申ニ付、彦三郎工夫仕、釣石夫付より引出、毎日／＼御石引ためし極置候、高御石垣シノキ角ニ積有之候、大角石ハ戸室山より御城中江十日にて引入申候、此御入用并知へし、よき時節ニ候、積立、間茂なく折レ申候、積棟あしく、角石割合茂無之故、如此也、ケ様之所ハ行届不申ハ、尤成哉、老人ニ而万端取唄候事、驚入たる事候、

一、往古ハ大石之分ハしゆらニ而引タルものと見江たり、高キ石ハ釣し不申、釣シ候寸尺有之候、専右之通と考候、難所至極之道、如何して釣出候哉、合点不行、乱世之間ハ、格別と存候、人茂多ク死申由、弱キ者者、いつ逆も、釣負候儀ニ候、其時分之道、奉行ハ大役ニ候、當時ハ、逆茂大田切新道之様成難所、釣申事ハおもひ不寄、地車にてハ、猶更引事おもひ不寄、依而安永年中、御城代江御達御聞届ニ而、新道ニヶ所、被 仰付候、右道形ニ仕候儀、請負被 仰付、御石垣方御道具申付候、大工金浦屋ハ兵衛、下札ニ付、落札ニ相成候、尤右八兵衛御石垣方御用申付候ニ付、於町会所、縮方前方申付候、辰巳御槽下御石垣御普請棧橋茂、八兵衛江申付出来ニ候、右新道之儀尤御算用場江申遣、取掛領境杭打候日限相極、十村其外村々之役人出、穴生等罷出、領境之杭打、坪高相極、山之分、両所坪高、於御算用場御年貢米代并山役銀相極、毎歳南森下十村之切手ニ而、右御年貢米代等相渡シ申候、道幅五間ハ無之候得共、山崩、或道幅崩込、或ハ土砂除ニ相成居申候、當時右土砂除ニ田ヲ作り置申候得共、右之趣ニて、土砂利等埋立候ても、百姓共彼は申儀無之、右等皆甚左衛門心配にて致出来候事ニ候、寔に可著者ニ候、併輕キ者より輕上り候故、心中ニ様子ハ有之、三家を人間共不存段ニ候、せかれ太左衛門生得不宜者にて、天明五年改易相成候、役所御用之品々、勝手次第第二仕、甚左衛門ハ事細ニ調にて所右吉左衛門、右之族ニ而、役所御用之品々、大かた無之悪者ニ候、尤無之留帳等之儀、奉行衆へ相達置候、元來町人の子ニ候、

資料一 戸室山初年号等留帳

〔戸室山御石引方并地車御石之付方等此帳面委細〕

嘉永元年申五月 後藤彦三郎

〔戸室山初年号等留帳〕

戸室本山ヲ開キ御石切立被 仰渡年号等之事、

一、戸室山ハ本山ニ而奥程山高ク所ニ候、万治年中、右御丁場御石并釣出石、御用仕廻之躰、不殘中山江釣出シたるもの也、寔ニ御城之石垣に積無類名石、第一火ニあい候て損シ不申石ハ、戸室石に限り名物也、諸国ニ色々成石有之といへど、茂、是程堅キ石垣に積、利有石ハ無之、名山也、但、戸室ハ御城より東ニアタル、

一、万治之後戸室山より御石出たる事ハなく、中山よりハ釣出候、御焼失後より引出申候事、

一、戸室本山ヲひらき御石切立候儀、初而御達ハ宝曆五年也、則被仰渡茂隙有之、先中山より出シ候、其後明和元年中山より戸室山上之道繕惣御入用銀、貳拾貳貫目余之図、尤道幅五間之図ニ候、安永二年御達之趣ハ、道幅三間計ニシテ、間數貳千六百四十間余為作、町在々者入札ニ而、出来之儀、御達有之候、且土中より掘出候石、其俣積立ニハ、和ニ御座候、年月風雨ニあい置候得者、石堅ク相成候与調有之候、夫者甚左衛門等、甚心得違、左様なれハ、新石ハ御用ニ不立与言ものニ候、初心之内ハ、必つ用仕候得共、是ニ茂不限文面能心ヲ付味へき事候、右ハ不都合之申分、前後之分別茂なく筆ニまかせて調タル者也、

一、右戸室山より中山迄道作之儀、被仰渡、町・在共、入札之儀、町会

所江申遣シ、注文書御普請会所式台ニはり置候事、

一、安永六年東之 御丸中御櫓下シノキ角、高御石垣御普請之儀、御達則同年被仰出候、就夫右御手当テ之角石、無御座に付、戸室山より地車ヲ以、引出申候儀、御達、新道之儀茂夫々御閉届、道幅之儀等之儀、御算用場掛合有之、相極候事、

一、安永八年山奉行・道奉行兼役之儀、被仰渡出之、相勤候ヶ所、被仰渡、難有事候、

一、同二年より戸室山江相話候儀、 御城代御閉届、同五年一統相話、致止宿候事、

一、新道ニ取掛候ハ、安永八年也、古道ハ難所に而、地車ハはこひ不申、繪図のことく之難所也、

右、戸室山初り年号等、如此候事、

一、戸室山并中山より地車を以、御石引出候儀、往古者無之事候、宝曆九年御焼失後、初而出来甚御用立、御石引ニ而者、隨一之御道具也、右地車正木甚左衛門悉皆工夫之様、沙汰仕候得共、左にあらず、根元不知者ハ、左様に申ハ、理なれ共、ケ様之儀者、取違有事候、根元工ミ出たる者ハ御手木小頭平手木足輕工夫して、甚左衛門ハ高き者ゆへ、是江立入、段々咄、如何にも無類之道具之事故、御達申上被仰付、夫々出来御石引候処、人力茂釣出とハ、格別違申事候、手木之者、了簡者ケ様之儀出来仕候得共、人々御車ニ指添候得者宜事と存、右之外品々御道具甚左衛門江相伝、夫々出来御用立候儀、甚數御座候、右地車出来御石引出候に付、手木之者指添被仰渡、彼是指引茂仕候得共、御扶持人石切、二十人石切、夫々覚我者ニ相成候故、手木之者ハ中々御用ニ無之事に相成、手木指添て相止候、尤小頭等車地車捧方等入情仕候ニ付、別帳ニ有之候通、拝領物被 仰付、御用ニ無之事ニ相成、指添候、暫之事ニ而根切レ仕候、依而手木之者、其後悔仕、残念かり申段、承

戸室石切丁場関連文献史料

凡例

【附編】では、戸室石切丁場に関する文献史料として、次の三点を収録した。

- 1 「戸室山初年号等留帳」
(金沢市立玉川図書館 後藤文庫 請求番号一九・九一二一三)
- 2 「河北郡戸室山開之事等留帳」
(金沢市立玉川図書館 後藤文庫 請求番号一九・九一二二二)
- 3 「穴生勤方帳」(穴太政五郎氏旧蔵、『戸室石引道』より転載)

このうち、1・2については、加賀藩の穴生を勤めた後藤家に伝来したもので、筆跡から江戸後期に活躍した後藤彦三郎の手によるものである。また、3については、後藤家と同じく穴生であった奥家に伝わったものである。これらの史料は、いずれもすでに、『戸室石引道調査報告書』〔北島一九九五〕に収録されているものではあるが、戸室石切丁場や穴生の勤務内容についてきわめて重要な内容を含んでいることから再録することにした。再録にあたっては、原本によつて校訂したが、3については、原本が確認できなかったことから、同報告書の通り掲載した。翻刻にあたり、原文を尊重したが、わかりやすい表記に統一するため、趣旨を損なわない範囲において、次のような原則で表記を改めた。

(1) 字体は常用漢字を原則としたが、「躰」「扣」「井」などは原文どおりに表記した。

(2) 変体仮名は仮名に改めた。ただし茂・而・者・江・与などはそのままとした。また、合わせ字のものは「より」と表記した。

(3) 本文中に適宜、読点(、)と並列点(・)を加えた。

(4) 文意の通らない文字には、右傍に(ママ)と注し、明らかな誤字・脱字は右傍で適宜補訂した。また、重複した文字には右傍に(衍)と表記した。

(5) 抹消部分には文字の左側にくくくを付け、原文に修正・書き加えがある場合には、右側に示した。

(6) 虫損・破損などにより判読できない文字は□□□、もしくは□□□で示した。

(7) 朱書は、その部分を「 」でくくり、右傍に(朱書)などと注記した。また、著者である後藤彦三郎が施した校訂の朱書や追記文字は右脇に記し、その下に(朱)と注記した。

本文中、職業・身分や身体などに関する卑称・賤称が使用されることがあるが、本書では原史料の通り掲載している。それは、歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

報告書抄録

ふりがな	とむろいしきりちょうばかくにんちょうさほうこくしょ							
書名	戸室石切丁場確認調査報告書 I							
副書名	金沢城史料叢書 9							
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	北垣聡一郎、木越隆三、石野友康、富田和気夫、西田郁乃、加藤克郎、布尾幸恵、細田隆博							
編集機関	石川県金沢城調査研究所							
所在地	石川県金沢市広坂2丁目1-1 石川県広坂庁舎2号館							
発行年月日	平成20年3月28日							
ふりがな	ふりがな	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因	
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号	° / ′	° / ′	(㎡)		
キゴ山西丁場跡	金沢市戸室新保	01		36° 31′ 8″	136° 45′ 14″	20030901～ 20031031	7300	学術調査
キゴ山西オクノタニ丁場跡	金沢市戸室新保			36° 31′ 13″	136° 45′ 0″	20040819～ 20041029	1000	
依大池南丁場跡	金沢市伏町			36° 31′ 40″	136° 45′ 7″	20050701～ 20050930	6050	
別所戸室権現下丁場跡	金沢市戸室別所			36° 31′ 40″	136° 44′ 39″	20060501～ 20060630	7300	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
キゴ山西丁場跡・キゴ山西オクノタニ丁場跡・依大池南丁場跡・別所戸室権現下丁場跡	石切丁場跡	江戸明治	石材採掘坑 石引道		刻印石、割石、矢穴石			
要約	<p>平成15年度 戸室山西方の低丘陵地を現地踏査し、多数の石切丁場跡を確認した。また、キゴ山西丁場跡・キゴ山西オクノタニ丁場跡で確認調査を実施した。これは、残石から寛永年間の丁場跡であることが確認され、多様な刻印についても石材生産現場での石材管理または作業分担を示すものと推定された。</p> <p>平成16年度 依大池南丁場跡で詳細調査をおこない、近世初期の石切丁場であることを確認した。</p> <p>平成17年度 別所戸室権現下丁場跡トイタピラ地区で詳細調査を実施した。近世前期の塚相を示す丁場跡であることが判明した。</p> <p>平成18年度 平成17年度に引き続き別所戸室権現下丁場跡トイタピラ地区で詳細調査を実施した。同丁場跡では刻印の種類が豊富であることが判明した。また明治時代以降の採掘に関して調査をおこなった結果、近代の採石はV字形矢穴痕がその指標になることが判明した。</p> <p>平成19年度 これまで確認した石切丁場を再踏査し、ハンディGPSにより位置確認の精度をあげた分布図の作成に着手した。また、報告書を作成した。</p>							

金沢城史料叢書 9

戸室石切丁場確認調査報告書 I

平成20年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

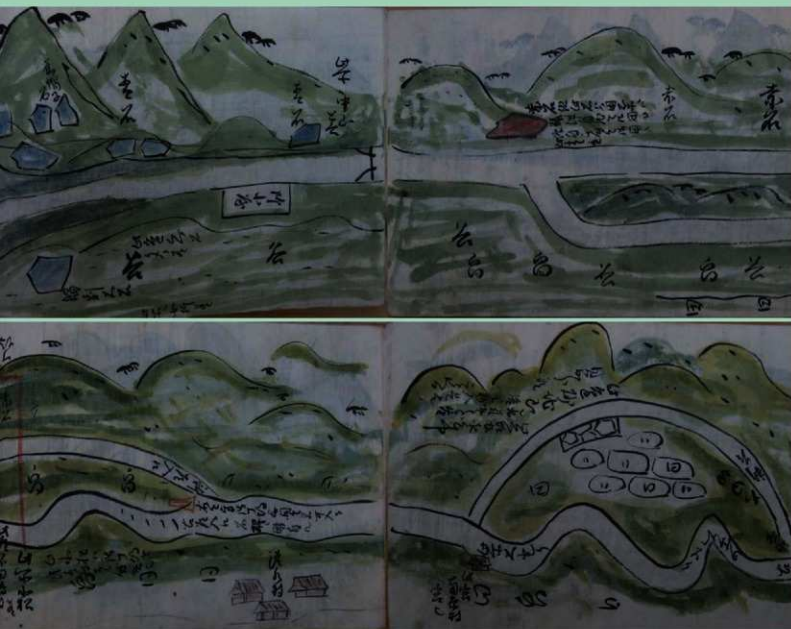
〒920-0962

石川県金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎2号館

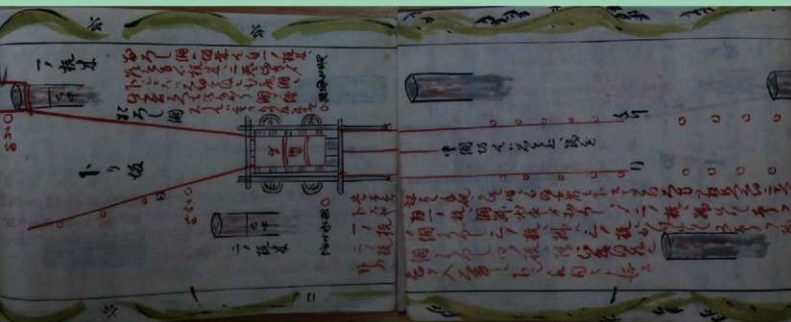
TEL 076-223-9696 / FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.htm>



戸室山御丁場



地車で坂道を下ろす